

論文 / 著書情報  
Article / Book Information

題目(和文)	大正・昭和初期の都市整備に伴う近代大阪としての都市像形成に関する研究
Title(English)	
著者(和文)	吉本憲生
Author(English)	Norio Yoshimoto
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第9517号, 授与年月日:2014年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:篠野 志郎,安田 幸一,奥山 信一,室町 泰徳,那須 聖
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第9517号, Conferred date:2014/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

大正・昭和初期の都市整備に伴う近代大阪としての都市像形成に関する研究

東京工業大学大学院総合理工学研究科人間環境システム専攻 篠野研究室

吉本憲生

# 目次

第1章 序論	p.1
1-1 本論の目的と意義	p.2
1-2 本研究に関する既往の研究及び著作	p.4
1-2-1 近代都市全般を対象とした研究	p.4
1-2-2 近代大阪を対象とした研究	p.7
1-3 研究の方法と範囲	p.10
1-3-1 研究の方法	p.11
1-3-2 時代的及び地域的な範囲	p.11
1-4 本論の構成	p.12
第1章図	p.13
第2章 近代大阪における都市整備及び実態的都市空間	p.14
2-1 本章の目的と概要	p.15
2-2 近世における実態的都市空間	p.15
2-2-1 近世における都市領域	p.15
2-2-2 近世における街路網	p.17
2-2-3 近世における景観	p.18
2-3 明治期における都市整備及び実態的都市空間	p.19
2-3-1 明治期における都市領域	p.19
2-3-2 明治期における街路・交通整備	p.20
2-3-3 明治期における景観	p.21
2-4 大正・昭和初期における都市整備及び実態的都市空間	p.22
2-4-1 大正・昭和初期における都市領域	p.22
2-4-2 大正・昭和初期における都市計画事業	p.23
2-4-3 大正・昭和初期における街路・交通整備	p.23
2-4-4 大正・昭和初期における地域整備	p.24
2-4-4-1 御堂筋街路・地下鉄路線の整備	p.25
2-4-4-2 御堂筋沿道における街区空間の変遷	p.25
2-4-4-3 大阪駅周辺の整備	p.28
2-4-5 大正・昭和初期における景観	p.29
2-5 小結	p.30
第2章図表	p.32
第3章 大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』にみる実施者による都市像	p.59
3-1 本章の目的と概要	p.60
3-2 大阪都市協会の概要	p.60
3-2-1 大阪都市協会の設立の経緯	p.60
3-2-2 大阪都市協会の組織構成	p.62

3-2-3	大阪都市協会の事業	—	p.63
3-2-4	大阪都市協会の社会的評価	—	p.67
3-3	機関雑誌『大大阪』の概要	—	p.68
3-3-1	『大大阪』の記事数・発行部数	—	p.68
3-3-2	『大大阪』の執筆者数と主要執筆者	—	p.69
3-4	『大大阪』の主要執筆者による都市構想に関する記述	—	p.69
3-4-1	小川市太郎による都市構想に関する記述	—	p.70
3-4-2	関一による都市構想に関する記述	—	p.72
3-4-3	大屋霊城による都市構想に関する記述	—	p.74
3-5	『大大阪』における各地域に関する記述	—	p.77
3-5-1	各地域に関する記事数	—	p.77
3-5-2	四天王寺・道頓堀・堺筋に関する記述	—	p.77
3-5-3	大阪城に関する記述	—	p.79
3-5-4	御堂筋に関する記述	—	p.80
3-5-4-1	大正 14 年から昭和 5 年の記述内容	—	p.80
3-5-4-2	昭和 6 年から昭和 11 年の記述内容	—	p.81
3-5-4-3	昭和 12 年以降の記述内容	—	p.81
3-5-5	大阪駅周辺に関する記述	—	p.82
3-5-5-1	大正 15 年から昭和 2 年の記述内容	—	p.83
3-5-5-2	昭和 3 年から昭和 8 年の記述内容	—	p.83
3-5-5-3	昭和 9 年から昭和 14 年の記述内容	—	p.83
3-5-5-4	昭和 15 年以降の記述内容	—	p.84
3-6	小結	—	p.85
	第 3 章図表	—	p.86
	<b>第 4 章 郷土誌・新聞にみる受容者による都市像</b>	——	p.102
4-1	本章の目的と意義	—	p.103
4-2	史料の概要	—	p.104
4-2-1	郷土誌『上方』の創刊趣旨・出版時期・出版部数・目次構成	—	p.104
4-2-2	『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』の出版部数・読者層	—	p.106
4-3	郷土誌『上方』における大阪及び各地域に関する記述	—	p.106
4-3-1	大阪に関する概論としての記述	—	p.106
4-3-2	大阪市内各地域に関する記事数	—	p.108
4-3-3	御堂筋・大阪駅周辺・堺筋に関する記述	—	p.109
4-3-4	道頓堀に関する記述	—	p.110
4-3-5	大阪城に関する記述	—	p.112
4-3-6	四天王寺に関する記述	—	p.112
4-4	新聞記事における各地域に関する記述	—	p.114
4-4-1	大阪市内各地域に関する記事	—	p.114
4-4-2	御堂筋・大阪城・四天王寺・堺筋・道頓堀に関する記述	—	p.114

4-4-3 大阪駅周辺に関する記述	—— p.117
4-5 小結	—— p.118
第4章図表	—— p.119
第5章 都市整備に関する訴訟にみる実施者と受容者の場所評価の差異	—— p.136
5-1 本章の目的と概要	—— p.137
5-2 大正・昭和初期大阪の都市整備に関する訴訟の動向	—— p.137
5-3 南区・西区・浪速区における訴訟	—— p.139
5-3-1 南区における訴訟	—— p.139
5-3-2 西区における訴訟	—— p.141
5-3-3 浪速区における訴訟	—— p.142
5-4 御堂筋付近における訴訟	—— p.144
5-5 大阪駅周辺における訴訟	—— p.146
5-5-1 駅北側・東側の訴訟	—— p.146
5-5-2 駅南側の訴訟	—— p.148
5-6 小結	—— p.151
第5章図表	—— p.153
第6章 地域像の階層的集合による都市像の形成過程	—— p.162
6-1 本章の目的と概要	—— p.163
6-2 訴訟にみる実施者・受容者の場所評価の対立における争点	—— p.163
6-3 『大大阪』・新聞にみる実施者・受容者の都市像の差異	—— p.164
6-3-1 『大大阪』における都市像を構成する地域像	—— p.164
6-3-2 新聞における都市像を構成する地域像	—— p.167
6-4 近代大阪としての都市像の形成	—— p.169
6-4-1 『上方』における都市像を構成する地域像	—— p.169
6-4-2 『大大阪』・新聞及び『上方』を構成する地域像の比較	—— p.170
6-5 小結	—— p.171
第6章図	—— p.173
第7章 結論	—— p.177
付録 大阪市内各地域の写真	—— p.180
本論文に関する既発表論文	—— p.188
謝辞	—— p.189

# 第 1 章 序論

## 第1章 序論

### 1-1 本論の目的と意義

明治以降、日本の都市においては、政府の富国強兵・殖産工業・文明開化の政策のもと、交通機関や街路、都市施設建設等の都市整備が進められた<sup>1</sup>。東京の銀座煉瓦街建設に代表される明治初期の都市整備では、西洋の都市空間を模範とした街路・建築物の建設により、国・都市の文化に対する印象を刷新することが企図された<sup>2</sup>。このように、都市空間は、当該地を管理する主体としての政府・行政組織や、当該地において生活を行う社会集団が持つ文化や特徴を表象し得るものである。一方、近代社会とは、共同体によって構成された近世社会に対して、利益の獲得を目的とした集団と個人で構成される利益社会であるとともに、公的な主体としての行政によって統制された社会であると言われている<sup>3</sup>。このように、明治期以降の日本の都市では、都市整備及び社会の近代化が進むことによって、社会生活の場としての都市空間が持つ固有の意味としての都市像も変容したものと見える<sup>4</sup>。

日本の都市の中でも大阪は、近世から商業の中心地として栄えつつ、明治期以降は、綿紡績業をはじめとして近代産業を発展させていった<sup>5</sup>。都市整備の面では、明治期においては、交通機関や港湾施設、公共施設など、都市基盤・都市施設が整備されていったものの<sup>6</sup>、広域的な領域を対象とした体系的な整備事業は実施されず、市街地の大部分は、約3間から約4間の狭い幅員の街路で構成される近世以来の状態が保持された<sup>7</sup>。しかし、大正9年に都市計画法が施行されるに伴い、大阪市では大正10年に実施が決定された第一次都市計画事業によって、24間の幅員を持つ御堂筋街路をはじめとする42路線の街路建設、及び路面舗装・路幅整理・橋梁建設によって既成市街地の再整備が進められた<sup>8</sup>。さらに、大正14年に実施された第二次市域拡張により、人口・面積ともに東京市を抜き日本で最大の都市となるとともに<sup>9</sup>、昭和初期においては、複数の都市計画事業が漸次進められた<sup>10</sup>。このように、大正期以降の大阪は都市領域の拡大<sup>11</sup>、及び都市計画に基づく体系的な都市整備によって、実態的な都市空間が変化した。これらの実態の変化に

<sup>1</sup> 明治初期では、東京における旧武家地の官・軍用地への転換、銀座煉瓦街の建設、鉄道の敷設などが実施された。(石塚裕通、『日本近代都市論-東京:1868-1923』、東京大学出版会、pp.5-9、1991)

<sup>2</sup> 明治期に実施された銀座煉瓦街・鹿鳴館の建設は、欧米と日本との間で交わされた不平等条約の改正を主眼とする欧化主義によって進められた。(藤森照信、『明治の東京計画』、岩波書店、pp.1-55及びpp.321-325、2004) このことから、都市基盤の整備により、日本に対する外国からの印象を変化させようとする意図が読みとれる。

<sup>3</sup> 近代都市に関する先行研究では、テンニエスによる社会類型を参照しつつ、近代都市は、資本主義社会と同義である「利益社会」の拠点として捉えられている。さらに、「近代社会では、共同体は解体され、個に分解されるから、利益を超越していると装う『公共』=『行政』が必要とされ、登場する」と指摘されている。(原田敬一、『日本近代都市史研究』、思文閣出版、pp.60-77、1997) また、テンニエスによれば、家内経済から商業経済へと移行し、支配的な産業が農業から工業へと移行するに伴い、地縁・血縁による共同体であるゲマインシャフトから、利益の獲得を共通の目的とした集団であるゲゼルシャフトへと社会を構成する集団が変化すると指摘されている。(テンニエス、杉之原寿一訳、『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト 純粋社会学の基本概念』上巻、岩波書店、1957)

<sup>4</sup> 本研究においては、「都市像」を都市が喚起する意味、より具体的に言えば都市の固有性・特徴が、言説をはじめとする人々の表現行為に結実したものと定義する。

<sup>5</sup> 芝村篤樹、『日本近代都市の成立-1920年・30年代の大阪』、松籟社、pp.31-42、1998

<sup>6</sup> 大阪都市協会大阪市都市住宅編集委員会編、『まちに住まう-大阪都市住宅史』、平凡社、pp.251-256、1989

<sup>7</sup> 同上書、pp.271-273

<sup>8</sup> 新修大阪史編纂委員会編、『新修大阪市史』第六巻、大阪市、pp.144-145、1994

<sup>9</sup> 同上『新修大阪市史』第七巻、p.5、1994

<sup>10</sup> 『大阪都市計画並同事業輯覧』、大阪市土木部、pp.46-65、1937

<sup>11</sup> 本研究では、「都市領域」を都市行政の管轄圏域及び市街地の広がりを指す概念として用いる。

に伴い、個別の整備対象地の地域像、及び地域像の階層的集合としての都市像も変容したと考えられる<sup>12</sup>。また、大阪では、近世において市街地の大部分を占めた町人地が、大正・昭和初期に公的な主体による整備対象地となることで、武家地が大部分を占めていた東京とは異なる独自の都市形成を遂げたといえる<sup>13</sup>。その独自性は、場所の来歴が都市空間の意味として結実する都市像という主題を通すことで意識化されるものと考えられる。

しかし、後述するように、これまでの近代都市史研究においては、東京に比して大阪に関する研究は十分に進められているとはいえない。また、近代大阪の都市整備に関する研究としては、建築学・都市計画学の領野による都市整備の内容・制度について検討するもの、あるいは人文科学・社会科学の領野による都市計画の主体である行政の政策・理念について検討するものが多くを占めている。また、近代大阪の都市像に関する研究としては人文科学・社会科学の領野によって、文学作品等における都市空間の記述について検討されているものの、そこで検討対象となる地域は、大阪の一部の地域に限定される傾向にある。このように、これまでの研究では、行政や企業家等によって進められた都市整備・開発の展開、あるいは一部の地域に対する住民の地域像について検討されてきたものの、都市整備の進展に伴う都市像の形成過程については議論されていない。

また、大正・昭和初期の大阪においては、都市計画の専門誌を中心に、都市整備の実施者といえる行政や都市計画家等によって議論が交わされることで<sup>14</sup>、現状に対する問題意識や将来構想としての都市像の形成・共有が図られた<sup>15</sup>。すなわち、近代都市としての新たな都市像が模索された。本論では、このような現状の都市に対して抱く都市像を「現実態都市像」、将来構想のような未来を志向する都市像を「可能態都市像」と定義する。一方、都市整備の受容者といえる住民も、雑誌・新聞を通して大阪の現実態都市像・可能態都市像を形成・共有したものと見える。さらに、当該期の大阪の都市整備は、近世以来の状態であった市街地を整備対象としたため、住民が所有する土地を収用することで進められたが、そこでは土地・整備の評価を巡って行政・住民の間で軋轢が生じた<sup>16</sup>。事実、当該期の大阪では、都市整備を契機として、行政・住民の間で訴訟が多く発生した<sup>17</sup>。訴訟では、法的な根拠に基づきながら、都市整備及び整備対象地に対する評価が争われた。このことは、実施者・受容者が抱く都市像の差異が、個別の土地・整備の評価を巡って顕在化したものとして捉えることができる。このように、雑誌・新聞記事における言説及び訴訟での対立を通して、都市整備の実施者のみならず、受容者を含めた多元的な主体が都市像の形成に関与した

<sup>12</sup> 都市には多様な地域が内包されているため、本研究では、多地域の地域像の階層的集合として都市像を捉える。

<sup>13</sup> 近世において都市の面積の約6割8分が武家地であり、町人地が占める割合が小さかった東京に対し、大阪の市街地は8割以上が町人地が占められていた。(前掲『まちに住まう-大阪都市住宅史』、pp. 251-252)

<sup>14</sup> 本研究では、行政・都市計画家・企業家を含む都市・地域空間の変化を企図する整備・開発の実施主体を「実施者」とする一方で、住民のような整備を受容する主体を「受容者」として定義する。

<sup>15</sup> 大阪の都市整備に対する専門誌としては、大正14年に当時の市長・関一によって設立された大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』が挙げられる。(『大阪都市協会七十年史』、大阪都市協会、p. 23-24、1997)

<sup>16</sup> 具体的な例としては、御堂筋建設の際に、用地買収・地上物件の移転費など用地取得のために多額の費用が生じるとともに、沿道地域の地主に対しては受益者負担金が課せられることとなり、行政と住民の間で利害の対立が生じた。(前掲『新修大阪市史』第七巻、p. 71-72)

<sup>17</sup> 第5章で詳述するように、大正・昭和初期の大阪における都市整備を契機として行政と住民の間で起こった訴訟の記録を掲載している史料としては、大阪市公文書館にて17件確認でき、それらの17件の史料の内容について検討した結果、大阪市の行った都市整備に関する訴訟49件の記録がみられた。

ものと考えられる。しかし、前述したように、これまでの近代大阪に関する研究では、都市整備の進展に伴う都市像形成過程及び、その過程における多元的な主体の関係については検討されていない。さらに、大阪以外の近代都市を対象とする先行研究においても、多元的な主体の関与による都市像の形成過程について十分に検討されているとはいえない。しかし、実施者・受容者の関係に注目し、近代における都市整備に伴う都市像の形成過程を検討することは、当該期の都市整備が、都市空間に付帯する価値の形成に与えた影響を評価するために重要であるといえる。とりわけ、当該期の大阪を検討対象とすることで、大阪が持つ固有性の形成に対する都市整備の寄与について評価し得る。そこで、本研究では、都市整備が進む大正・昭和初期の大阪において、実施者・受容者の交渉を通して形成された近代大阪としての都市像を史的に明らかにすることを目的とする。

## 1-2 本研究に関する既往の研究及び著作

近代都市史に関しては、建築学・都市計画学のみならず、歴史学、文学、社会学、経済学、政治学、人文地理学等、多岐にわたる領野から研究がなされている。また、本研究は、近代大阪を対象としつつも、都市整備と都市像の関係を主題としているため、大阪以外の都市を対象としつつも、本研究と類似した主題を持つ研究が先行研究として挙げられる。そこで近代都市に関する研究のうち、東京を中心とする近代都市全般を対象とするものと、大阪を対象としたものに大別し、さらに両者を建築学・都市計画学による研究、及び人文科学・社会科学による研究に分けて、その内容について概観する。

### 1-2-1 近代都市全般を対象とした研究

#### ●近代都市に関する建築学・都市計画学による研究

東京を中心とした近代都市全般を対象とした研究のうち、本研究が依拠する学問領域と同様あるいは近接した領域である建築学・都市計画学による主要な研究としては、以下のものが挙げられる。

- 1) 初田亨、『都市の明治-路上からの建築史』、筑摩書房、1981
- 2) 藤森照信、『明治の東京計画』、岩波書店、1982
- 3) 陣内秀信、『東京の空間人類学』、筑摩書房、1985
- 4) 石田頼房、『日本近代都市計画の百年』、自治体研究社、1987
- 5) 鈴木博之、『東京の地霊』、文藝春秋、1990
- 6) 越澤明、『東京都市計画物語』、日本経済評論社、1991
- 7) 渡辺俊一、『「都市計画」の誕生-国際比較からみた日本近代都市計画』、柏書房、1993

上記の研究のうち近代東京の都市計画の内容・理念について検討したものとして、2)は明治期の東京において実施あるいは構想された銀座煉瓦街計画・東京防火計画・市区改正計画・官庁集中計画の内容と、それらの計画の実施・構想主体である建築家・政治家・企業家・技術者の理念の関係について検討し、明治期東京における都市計画の全体像について明らかにしている。一方、5)は、大正期から戦後・東京オリ

ンピック開催期までの東京において実施された都市計画の内容について検討し、東京の都市形成過程を明らかにしている。

また、都市計画に関する法制度について検討したものとして、4)は1870年代から1980年代までの日本の都市における都市計画の変遷を、計画内容・法制度を中心とする観点から通史として明らかにしている。さらに、7)は大正8年に制定された旧都市計画法の成立過程及び、国際比較を通して日本の都市計画制度の特徴を明らかにしている。

これらの研究に対し、1)では都市形成の過程を為政者及びエリート建築家の視点ではなく、棟梁・職人及び市井の人々の視点から捉えることが試みられ、商業建築・都市施設等の建築の検討を通して、明治期東京の街並みについて明らかにしている。

また上記の研究の大半を占める都市計画史研究に対し、都市を構成するそれぞれの場所の来歴に注目することで、都市の変化について検討したものとして、3)及び5)が挙げられる。3)は、東京の地形及びそれぞれの地域における街並みや文化・生活について注目することで、江戸の空間構造が近現代の東京に継承されていることを指摘している。また、5)は、それぞれの地域・土地における土地所有関係に注目することで、江戸から近現代東京に移行する過程での変遷及び連続性について明らかにしている。

8) 松山恵、『近代移行期の江戸・東京に関する都市史的研究』、東京大学博士学位論文、2006

9) 田中傑、『帝都復興と生活空間-関東大震災後の市街地形成の論理』、東京大学出版会、2006

10) 中島直人、『都市美運動-シヴィックアートの都市計画史』、東京大学出版会、2009

11) 初田香成、『都市の戦後-雑踏のなかの都市計画と戦後』、東京大学出版会、2011

また、近年における主要な研究としては、上記のものが挙げられる。これらのうち、8)は、近代移行期の江戸・東京を対象として、「遷都」が東京の空間構成原理に与えた影響及について検討するとともに、「前代からの空間=社会をめぐる動的な把握」を行うことで「都市の基層」の特徴について論じている。具体的には、武家地の収用・転用、銀座煉瓦街建設、新開町計画等による実態的な空間の形成過程に加えて、新政府関係者等の計画意図のみならず、住民側の思惑を含めた対象について検討を行っている。次に、9)は大正12年の関東大震災を契機とした帝都復興事業の実施に伴う、震災前から復興事業実施後にかけての市街地の物理的な実態の変化の過程について明らかにしている。また10)は、1926年に東京において設立された都市美協会の主唱・主導によって、戦前・1920年代から戦後・1960年にかけての日本で展開された「都市美運動」の理念及び実態について検討し、都市美運動が、市民の公共的精神を涵養することで都市の自治と市民社会の確立を目指すものであったことを指摘している。さらに11)は、都市計画を全国的・国際的な伝播・交流を伴い展開する社会的運動及び地域における社会構造が表出したものとして捉える視座のもと、戦後における「東京の戦災復興」・「都市不燃化運動」・「揺籃期の『都市再開発』」について検討し、当時の都市計画の理念が都市基盤の整備のみならず土地利用・建築についても配慮したものであったこと、及び戦後における大都市への人々の流入という都市社会の変動が都市の制度・空間の形成に影響を与えたことを指摘している。

以上のように先行研究の多くは、都市整備の内容・制度について検討したものであり、その中で、実施者の理念についても検討されているものの、受容者が都市の現状及び将来に対して抱く意識・心象については議論されていない。また、実施者の理念は本研究で定義した可能態都市像に包含されるものであり、本研究は可能態都市像が投影された都市整備の進展に伴う現実態都市像の変容について検討する点において、上記の先行研究とは異なるものである。また、8)・9)・11) にみるように、近年の先行研究では、従来の研究の視点では希薄であった、都市整備の実施と、住民・経営者によって所有される整備対象地の実態の関係について注目することで、都市整備の実施者のみならず受容者を含めた多元的な主体の関与による都市形成について検討するものがみられる。これらは、実施者・受容者両者の関係について注目する点においては、本研究と共通する問題意識を持つものの、実態的な空間の形成過程を主題とする点において、都市像の形成過程を主題とする本研究とは異なる<sup>18)</sup>。

#### ●近代都市に関する人文科学・社会科学による研究

東京を中心とする近代都市全般を対象とした人文科学・社会科学による研究のうち、本研究と同様に、都市整備・都市像を主題とした主要な研究としては以下のものが挙げられる。

- 1) 磯田光一、『思想としての東京』、国文社、1978
- 2) 前田愛、『都市空間のなかの文学』、筑摩書房、1982
- 3) 吉見俊哉、『都市のドラマツルギー—東京・盛り場の社会史』、弘文堂、1987
- 4) 石塚裕通、『日本近代都市論—東京：1868-1923』、東京大学出版会、1991
- 5) 成田龍一、『「故郷」という物語—都市空間の歴史学』、吉川弘文館、1998
- 6) 松橋達矢、『モダン東京の歴史社会学』、ミネルヴァ書房、2012

上記の研究のうち、文学研究における記号論的分析の方法を都市史研究に先駆的に応用したものとして、1)及び2)が挙げられる。1)では、近世から戦後の東京における地図及び文学作品・流行歌を史料として用いて、近世から戦後へと移行する過程で、地方人からみた東京が「中央」としての意味を持つに至ったのに対し、東京地元民においては東京を「地方」として捉える二重構造が形成される過程を明らかにしつつ、日本の近代化が日本人の農民的心性によって進められたことを指摘している。また、2)では、近世から1970年代にかけての文学作品や雑誌を史資料として用い、東京やベルリン・上海の空間が持つ意味について検討し、空間が持つ「我々／彼ら」及び「内／外」という対立する意味の均衡関係について明らかにしている。これらの研究における記号論的な分析方法に対して、3)は、意味の秩序を生成・制御する物質的な過程が問題にされていないと批判し、都市空間の意味が醸成される過程を「出来事」を通して検討する視座を提示した。また、そこでは、1870年代から1980年代の東京における盛り場の意味の変容について検討し、1920年代における「浅草」から「銀座」への盛り場の移行、及び1970年代における「新宿」から「渋

<sup>18)</sup> ただし、8)の研究のように、実態的な空間の変化をめぐる、多様な主体の思惑についての検討を通して、都市・地域が保有する意味を解明しているものもみられる。これらは、空間の実態のみならず空間が持つ意味について検討したものと捉えられ、本研究と共通する視点を有するものといえる。

谷」への移行が、ともに「都市のなかに二次的な共同性の場を形成」する局面から「都市における諸々の出来事が先送りされる〈未来〉の側からの意味の備給によって再編成」する局面への移行であったことを指摘している。さらに、都市空間を通して惹起される共同性の意識について議論したものとして、5)が挙げられる。ここでは、都市における「故郷」に関する言説について検討することで、近代の都市空間の経験の中でアイデンティティと共同性が形成される過程について明らかにしている。さらに、近年の都市社会学研究である6)は、都心を対象とした従前の都市社会学では、歴史的なアプローチが軽視されてきたことを指摘しつつ、東京の都心である丸の内地区を対象として、『『都市の意味』をめぐる歴史的行為者間の闘争過程』について検討している。また4)は、1868年から1923年までの東京及び横浜や川崎における都市改造事業、伝染病・公害等の都市問題、「細民」住居、盛り場・道路の規制、地域産業の様々な対象について検討し、都市の自治・資本主義・民衆生活の視点から都市の形成過程について明らかにしている。

以上のように人文科学・社会科学による研究では、都市像について検討する際に、1)・2)のように、記号論的分析方法といえるテキスト分析から、3)のようにテキストのみならず都市空間を構成する物理的環境及びそこに集まる人々の特徴を含めて分析対象とするものへと方法論における展開がみられる。特に、3)では、物理的環境も検討対象としている点において、本研究の視点と共通している。しかし、これらの研究では、多元的な主体による都市像の差異に関しては考慮されておらず、実施者・受容者の関係について注目する本研究とは異なる<sup>19)</sup>。一方、近年の研究である6)は、都心地区を検討対象地域とすることで、都市計画・都市開発を行う行政・企業、及び都市で生活する市民を含めた多元的な主体の地域像・都市像の差異に注目しており、本研究と共通する視点を持つものといえる。

## 1-2-2 近代大阪を対象とした研究

### ●近代大阪に関する建築学・都市計画学による研究

近代大阪を対象とした研究のうち、本研究が依拠する学問領域と同様あるいは近接した領域である建築学・都市計画学による主要な研究としては、以下のものが挙げられる。

- 1) 玉置豊次郎、「大阪の都市形成と都市計画の特性」、『都市計画』No. 84、日本都市計画学会、pp. 6-17、1975
- 2) 上田隆夫他、「大阪市の市街地形成と都市計画」、『都市計画』No. 96、日本都市計画学会、pp. 26-35、1977
- 3) 川瀬光義、「都市計画における公・民共同の系譜—両大戦間期の大阪市の事例を中心に」、『都市計画』

<sup>19)</sup> 3)は、「出来事」としての「盛り場」が、「送り手」による「出来事」に対する戦略的な意図と、「受け手」である「出来事」の担い手としての「演者＝観客」の両者によって形成されるものとして捉えている。換言すれば、都市空間は、都市整備の実施者・受容者両者の輻輳により形成されるものとして捉えられている。しかし、両者の都市空間に対する認識の差異については検討されていない。また、5)の著者である成田龍一による『近代都市空間の文化経験』(岩波書店、2003)は、19世紀後半から20世紀前半に至るまでの都市空間の様相を、「民衆により『生きられた空間』として把握」し、当該期における都市政策・産業・民衆運動の展開、及び新聞・雑誌等のメディアを通じた人々の生活意識の変容について多面的に検討している。しかし、これは都市空間の中で生活する人々と、行政・都市計画家等の都市空間の変更を企図する主体の両者における都市空間に対する認識の差異に注目するものではない。

No. 146、日本都市計画学会、pp. 36-41、1987

4) 大阪府建築士会大阪建築法制 100 周年記念誌編集委員会編、『建築のルール・大阪百年の歩み』、大阪府建築士会、1988

5) 大阪都市協会大阪市都市住宅史編集委員会編、『まちに住まう-大阪都市住宅史』、平凡社、1989

5) 橋爪紳也、『明治の迷宮都市』、平凡社、1990

6) 寺内信、『大阪における長屋建住宅建設と市街地形成の近代化過程に関する研究』、京都大学博士学位論文、1993

上記の研究のうち、近代大阪における都市計画の内容・理念について検討したものとして、1)・2)・3)・5)が挙げられる。まず1)では、古代から戦後にかけての大阪の都市の変遷を概観し、特に、大正期以降に実施された船場の建築線指定、市南部の壁面指定、土地区画整理・耕地整理による郊外開発を通して、都市形成の過程をについて明らかにしている。これに対し2)では、明治期から昭和40年代に至るまでの大阪の市街地の拡大と、鉄道網・都市計画道路網の整備の関係について明らかにしている。また、3)では、大正・昭和初期大阪の都市計画を主導した当時の大阪市長・関一の都市計画構想、地域制における土地利用規制、土地区画整理の対象となった農村の実態について検討し、大阪市が計画した区画整理による宅地開発では、形式的には「市民」が協力したものの、実態としては地主による小作人追い出しの口実を与えることにつながったことを指摘している。さらに5)では、古代から1980年代までの大阪の都市の変遷が通史としてまとめられ、その中でも近代に関しては、都市生活・住宅・都市整備等多角的な観点から、都市形成の過程について明らかにされている。また、都市計画の法制度について検討したものとして4)では、明治期から1980年代までの大阪における建築法規の変遷が通史としてまとめられている。

一方、実態的な市街地の形成過程について検討したものとして6)では、明治期から昭和初期における長屋建住宅の変遷と、土地区画整理に伴う宅地形成の関係の検討を通して、建築物に対する規制の制定に伴い、建築物の形態が変化し、計画的な整備体制が確立されていくことを指摘している。

これらの都市整備に関する研究に対し、5)では、新聞記事における当時の記録及び人々の言説を史料として用いながら、明治・大正期大阪における娯楽施設・繁華街等の「遊楽空間」について検討され、工学系の都市史研究に人文社会学の知見を採り入れることが試みられた<sup>20</sup>。

以上のように、上記の先行研究の大半は、都市整備の内容及び制度について検討したものであることから、前述した近代都市全般に関する研究と比べ、都市計画事業をはじめとする都市整備の実施内容と理念の関係、及び都市整備の進展に伴う実態的な空間の変化について十分に検討されていないものといえる<sup>21</sup>。さらに、5)を除くと整備対象地に住む人々の意識や生活を検討対象に含める社会的な視点が希薄である点を指摘できる。また、5)では、人文社会学の知見が採り入れられ、都市空間に関する人々の言説についての検討もみられるものの、言説の主体として実施者・受容者の差異については議論されていない。

<sup>20</sup> 橋爪紳也、「文庫版へのあとがき」、『増補 明治の迷宮都市』、筑摩書房、pp. 314-316、2008

<sup>21</sup> ただし、6)の研究では、長屋住宅の変遷及び土地区画整理に伴う宅地形成を通じた市街地空間の実態的な変化について検討されている。

## ●近代大阪に関する人文科学・社会科学による研究

- 1) 原田敬一、『日本近代都市史研究』、思文閣出版、1997
- 2) 芝村篤樹、『日本近代都市の成立-1920年・30年代の大阪』、松籟社、1998
- 3) 原武史、『「民都」大阪対「帝都」東京』、講談社、1998
- 4) 橋本寛之、『都市大阪 文学の風景』、双文社、2002
- 5) 加藤政洋、『大阪のスラムと盛り場 近代都市と場所の系譜学』、創元社、2002
- 6) 鈴木勇一郎、『近代日本の大都市形成』、岩田書院、2004
- 7) 橋爪節也編、『大大阪イメージ』創元社、2007
- 8) 佐賀朝、『近代大阪の都市社会構造』、日本経済評論社、2007
- 9) 水内俊雄他、『モダン都市の系譜 地図から読み解く社会と空間』、ナカニシヤ出版、2008
- 10) 酒井隆史、『通天閣 新日本資本主義発達史』、青土社、2011

上記の研究のうち、大阪市の都市政策・行政機構について検討したものとして、1)・2)が挙げられる。両者のうち、1)では、法制・市会議員の選出機構・都市生活における消費構造について検討し、近代大阪における自治の構造について明らかにしている。また2)では、1920・30年代の大阪市における市会の動向・当時の市長である関一の都市政策について検討し、関の都市政策の特徴が、「資本の活動の結果としてあらわれる労働力の摩耗や都市環境の悪化という弊害を矯正」することを重視した点であることを指摘している<sup>22</sup>。また、これらの研究に対し、3)は近代日本思想史の観点から大阪市長である関一の言説・政策及び、関西私鉄の展開や私鉄経営者の言説について検討し、戦前の大阪が「民衆の大都会」から「帝都」へと変容していく過程について明らかにしている。

また、文学・新聞等における記述及び映画・絵画等の視覚芸術の分析を通して都市空間が持つ意味について検討したものとしては、4)・7)・11)が挙げられる。4)は文学作品を史料とし、それぞれの作家の大阪に対する心象について明らかにしている。10)は文学作品に加えて、新聞・伝記・映画作品を史料として用い、大阪の中でも新世界・上町台地・飛田等の市街地南部の地域の表象について検討し、それらの地域に無政府主義的な思想が投影されていることを指摘している。また10)においては、1980年代における大阪の表象が、大阪が東京と同様の「中央性」を持ちつつも、その『「中央性」の否認』によって形成されたものであることが指摘されている。さらに、7)は建築、美術、文学、音楽など異なる分野を専門とする13名の研究者による論考によって構成され、大正14年の大阪市の市域拡張当時に大阪を指す言葉として用いられた「大大阪」という名称に付随する都市のイメージについて多角的な視点から明らかにしている。

これらの研究に対し、空間の実態と意味の関係について検討したものとして人文地理の領野による研究

<sup>22</sup> 関一の都市政策に関する主な研究としては、明治期以降の日本における政治学・経済学・社会政策の動向や関の生い立ちと、関の都市政策の関係について検討した Jeffery E. Hanes, *The city as Subject : Seki Hajime and the Reinvention of Modern Osaka*, University of California Press, 2002 が挙げられる。また、関一個人のみならず関を中心とした大阪市の官僚制機構全体に注目し、大阪市の都市政策が実現された要因について検討したものとして、山崎晶、『日本における近代都市計画の社会学的考察：〈大大阪〉形成過程を事例に』が挙げられる。

である5)・9)が挙げられる。5)では、明治・大正昭和初期の大阪の中でも「ミナミ」と呼ばれる領域に包含される「貧民街」・盛り場等に関する言説及び地図を史料とし、地域空間の実態及び地域空間が持つ社会的意味の形成過程について明らかにしている。また、9)では、地図や言説を史料としながら、大阪を中心とする関西圏の中でも「マイノリティ」が集住する地域である「インナーエリア」を対象に、居住者の社会階層からみた都市構造や、それぞれの地域における生活の様相について明らかにしている。

また同様に6)では、近代都市のシステムの分析、あるいはハード整備の分析のいずれかの視点に偏って検討されてきた近代都市史研究のあり方を批判し、明治後期から昭和初期にかけての東京と大阪を対象に、交通網の形成過程・宅地開発の展開及び、都市整備の主体である行政・私企業経営者の都市構想・開発構想について明らかにしている。

以上のように近代大阪に関する人文科学・社会科学による研究では、都市行政及び、都市空間が持つ意味についての検討がみられたが、前者では都市整備の実施者の構想・理念としての可能態都市像、後者では民衆の心象としての現実態都市像について検討される傾向にあり、実施者・受容者の関係及び可能態都市像・現実態都市像の関係については議論されていない。また、都市像について検討される際には、大阪という都市概念が喚起するイメージ、あるいは大阪の中の地域のイメージがそれぞれ別個に検討されており、両者の関係については検討されていない。さらに、イメージの研究対象となる地域は、大阪の中でも市街地南部の地域に偏る傾向にあり、御堂筋をはじめとする大正・昭和初期の都市整備の中心となった地域については十分に検討されていない。

すなわち、これまでの近代大阪の都市像に関する研究では、市街地南部の地域が検討対象として重視される一方で、個々の地域像と都市像の関係については十分に検討されていない。また本研究が検討対象とする大正・昭和初期の都市計画事業に関しては、整備の実施者である大阪市政、とりわけ当時の市長であった関一の都市構想・理念については多く研究がなされているものの、市政の構想に基づく整備の結果として生じた都市空間が持つ意味の変容については、ほとんど研究が進められていないものといえる。換言すれば、可能態都市像に基づく整備の進捗に伴う現実態地域像、及びその集合である現実態都市像の変容、ないし実施者と受容者が抱く地域像・都市像の関係については検討されていない。さらに近年の近代都市史研究の動向と比べても、実施者による都市整備の進展と、受容者の生活空間の変化の關係に注目する視点は近代大阪に関する研究では希薄である。また、近代大阪のみならず近代都市の都市像に関する先行研究においても、都市像を抱く主体としての実施者・受容者の關係については、近年における一部の研究を除いて、十分に検討されていないものといえる。これらの研究に対し、本研究は都市整備の実施者・受容者の關係に注目し、整備の進展に伴う都市像の形成過程について明らかにすることを目的とする。

### 1-3 研究の方法と範囲

#### 1-3-1 研究の方法

上述した目的のもと、本研究は、大別して都市整備の内容・都市空間の実態に関する検討と、都市に関する言説の検討との二面から構成される。前者に関しては、大阪市で都市計画事業が開始される大正10年以降の整備内容と、都市領域の変遷、整備された地域の実態的な変化について検討する。そこで用いる史料としては、都市計画事業の内容に関するものとして『第一次都市計画事業誌』（大阪市、1944）、『大阪都市計画並同事業輯攬』（大阪市土木部、1937）及び各整備事業に関する編纂資料を用いる。また、都市領域の変遷及び整備地域の実態に関しては、旧土地台帳（大阪法務局）、『新修 大阪市史』（大阪市）、各区史・事業誌等の編纂資料、地図史料、写真・絵図、及び統計資料を適宜用いる。以上の史料を用いて、大正・昭和初期の大阪市の都市整備が、従前の都市空間・地域空間に与えた影響について評価する。

次に都市に関する言説に関しては、前述の都市整備の内容・都市空間の実態に関する検討の結果より、市内の地域を大正・昭和初期の都市整備によって大きく変化した地域、及び従前の空間が大正期以降も継承された地域に分類し、それぞれの分類の典型となる地域に関する実施者・受容者の言説について検討する。

史料としては、都市整備の実施者による大阪に関する言説について経年的に検討し得るものとして、大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』（大阪都市協会、1925-1944）を用いる。また受容者のうち、大阪で生活する多勢の住民による社会通念としての言説について経年的に検討し得る史料として『大阪朝日新聞』（朝日新聞大阪本社）・『大阪毎日新聞』（大阪毎日新聞社）を用いる。さらに、受容者の中には、当時の都市整備に伴う都市の変化に対し批判的な思潮を持つ人々がみられ、それらの人々の言説からは、都市空間の来歴と、都市の固有性・特徴の関係について読み取り得るといえる。そこで、それらの人々の言説について検討するものとして郷土史家・南木芳太郎により編集・発行された郷土誌『上方』（創元社、1931-1944）を用いる。また、前述したように、当時の大阪では、都市整備を契機として行政・住民の間で訴訟が起こっており、それらの記録は大阪市公文書館に所蔵されている。これらの訴訟では、法的な根拠に基づきながら都市整備に関する行政及び住民の行為の妥当性が判断されるものの、両者の主張には整備内容・整備対象地に対する主観的な評価が潜在するものといえる。そこで、整備対象地の評価を巡る実施者と受容者の対立関係について検討するものとして、両者の間で起こった訴訟記録を史料として用いる。

#### 1-3-2 時代的及び地域的な範囲

本研究では、大阪市の都市整備の展開及び、それに伴う都市像の形成過程について検討するため、時代的な範囲としては、近世に形成された市街地を整備対象とする都市計画事業によって都市空間が大きく変化し始める大正10年以降を主な検討対象時期とする。ただし、都市計画事業が実施される以前の都市空間の実態について把握するために、都市空間の実態について検討する第二章のみ近世末期及び明治期も検討対象時期に含める。

また、地域的な範囲としては、行政領域として規定される大阪市域及び市域内の各地域を検討対象地とする。また近世末期においては、武家地・寺町・町人地で構成される大坂城下町を検討対象地域とする。

#### 1-4 本論の構成

本研究は以下のように構成される（章構成の模式図を図 1-1 に示す）。

第 2 章では、第 3 章以降における実施者・受容者による都市に関する言説の検討に先立ち、近代大阪の都市空間の実態について検討する。具体的には、明治期から昭和初期における大阪において実施された都市整備事業の内容と、近世から昭和初期までの実態的な都市空間の変化について検討する。

第 3 章では、都市問題の調査・研究を目的に大正 14 年に設立された大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』における都市整備及び地域に関する記事を通して、都市整備の実施者による都市像と、都市像に内包される地域像について検討する。

第 4 章では、前章における都市整備の実施者による言説についての検討に対し、上方文化の記録を目的とした郷土誌『上方』及び、当該期大阪の主要な新聞である『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』における大阪の文化・地域に関する記事を通して、都市整備の受容者の都市像・地域像について検討する。

第 5 章では、都市整備を契機とした訴訟における実施者と受容者の対立を通して、直接的な利害を伴って顕在化する両者の場所評価の基準の差異について検討する。訴訟では、実施者・受容者の間で、個別の土地において、法的な根拠に基づきながら、都市整備の妥当性や都市整備が形成する場所の価値の評価について争われる。これらの個別の土地における場所評価においては、当該土地が内包される地域の地域像が潜在化しているものと捉えられる。そこで、実施者・受容者によって争われる個別の土地における場所評価の検討を通して、都市整備が実施された地域に対する両者の評価基準の差異を明確化する。

第 6 章では、第 5 章で得られた実施者・受容者の場所評価の対立における差異を指標とすることで、第 3 章における『大大阪』及び第 4 章における新聞の検討結果を比較し、実施者・受容者両者による大正・昭和初期の都市像及び都市像を構成する地域像の差異・共通点を明確化する。さらに、『大大阪』及び新聞に共通して表れた都市像と、都市の来歴を重視する『上方』において表れた都市像を比較することで、当該期の都市整備に伴い形成された近代大阪としての都市像について明らかにする。

第 7 章では、第 2 章以下に検討した内容を総合し、本論の結論とする。

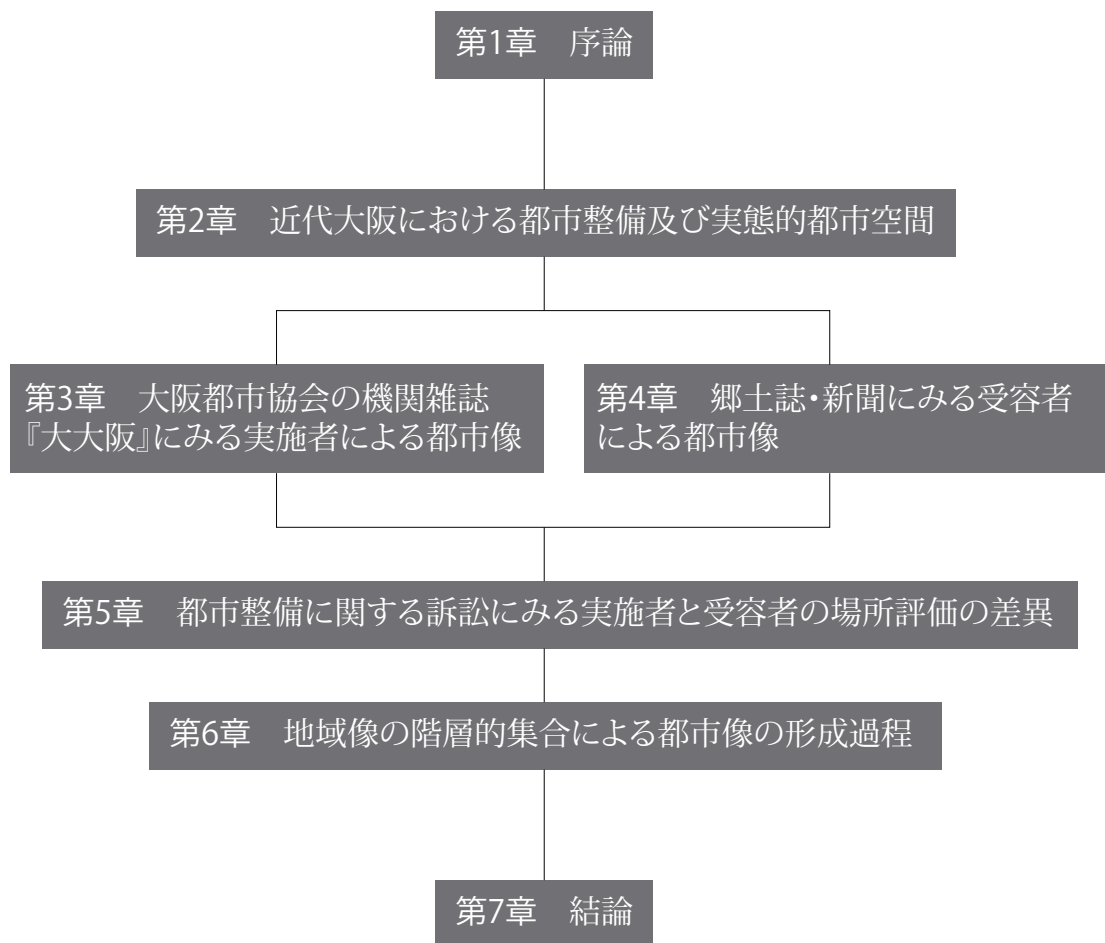


図1-1 目次における章構成の模式図

## 第2章 近代大阪における都市整備及び実態的都市空間

## 第2章 近代大阪における都市整備及び実態的都市空間

### 2-1 本章の目的と概要

近代大阪の都市空間に関する実施者・受容者の言説について検討するに先立ち、本章では、近世末期から昭和初期にかけての実態的な都市空間の変化について明らかにすることを目的とする。前章で述べたように、大正10年の第一次大阪都市計画事業をはじめとして大正・昭和初期の大阪では、都市計画に基づく体系的な都市整備が実施された。一方、都市計画事業の実施以前では、路面電車の敷設に伴う道路拡幅及び個別の都市施設が建設されるに留まり、体系的な都市整備は実施されなかった。そこで本章では、都市整備に関する記録・土地台帳等の一次史料に加えて、先行研究及び編纂資料を参考文献として用い、近世末期から昭和初期にかけての都市領域<sup>1</sup>・街路網・都市を構成する各地域の景観の変遷に加えて、大正期以降に実施される都市整備事業の内容について検討する。それらを総合して、大正期以降の都市計画事業が大阪の都市空間に与えた影響について評価する。

以下、まず第2節では、近世末期における大坂<sup>2</sup>の都市空間の実態について検討する。具体的には、近世における都市領域、街路網、各地域の景観について検討する。

次に、第3節では、明治期に実施された都市整備及び実態的な都市構成について検討する。具体的には、明治期における都市領域、街路・交通整備の内容、各地域の景観について検討する。

第4節では、大正・昭和初期に実施された市整備及び実態的な都市構成について検討する。具体的には、大正・昭和初期における都市領域、街路・交通整備、さらに当該期の都市整備における中心的な地域の整備内容、各地域の景観について検討する。

最後に第5節では、前節までの検討を総合し、小結とする。

### 2-2 近世における実態的都市空間

#### 2-2-1 近世における都市領域

近世における大坂は、問屋・仲買が集中し、かつ各藩の蔵屋敷が設けられることで、全国から物資を集散する流通の中心地として栄えた<sup>3</sup>。都市開発としては、天正11年(1583年)に豊臣秀吉による大坂築城が起工されて以来、順次その周辺が開発された<sup>4</sup>。具体的には、東横堀川・天満堀川・阿波座堀川・西横堀川・道頓堀川の建設が、文禄3年(1594年)から慶長17年(1612年)にかけて着工された<sup>5</sup>(図2-1)。続いて、徳川幕府による治世期では、まず元和3年に江戸堀川の建設が着工され、続いて元和5年(1619年)に大坂が徳川幕府の直轄都市となって以降は、京町堀川・長堀川・立売堀川・海部堀川・薩摩堀川・

<sup>1</sup> 本研究では、「都市領域」を都市行政の管轄圏域及び市街地の広がりを目指す概念として用いる。

<sup>2</sup> 近世においては、大坂は「大坂」と称されていた。(『大阪百年史』、大阪府、p.10、1968)

<sup>3</sup> 大阪都市協会大阪府都市住宅史編集委員会編、『まちに住まう-大阪府都市住宅史』、平凡社、pp.148-151、1989

<sup>4</sup> 同上書、pp.99-108

<sup>5</sup> 同上書、pp.111-113

堀江川の建設が元和5年(1619年)から元禄11年(1698年)にかけて着工・完成された<sup>6</sup>(図2-1)。このように、順次運河が開削されるに伴い、運河によって囲まれる市街地が造成され、近世都市としての骨格が形成された(図2-1)。

以上の過程を経て形成された19世紀初頭の大坂の都市領域をみると(図2-1)、近世大坂を構成する武家地・寺町・町人地のうち、武家地は大阪城周辺に固まっている一方で、寺町がその南部に位置している。また、武家地・寺町の西側には町人地が広がっており(図2-1において薄い灰色で示す領域)、城下町の大半は町人地であったことがわかる。江戸においては武家地が6割8分を占めていたことを考慮すると<sup>7</sup>、町人地によって大部分が形成された点において大坂は特殊な都市であったものといえる。

次に、近世大坂の都市領域の大部分を占めた町人地について注目すると、図2-1にみるように町人地は大坂城の西側に広がっており、それらの領域は堀によって分節されている。前述したように、運河の開削は豊臣秀吉による治世期から徳川幕府による治世期にかけて実施されており、そのうち、豊臣秀吉による治世期では東横堀川・天満堀川・阿波座堀川・西横堀川・道頓堀川が開削され、それによって船場・天満地域が形成された(図2-1)。さらに、徳川幕府による治世期では、京町堀川・長堀川・立売堀川・海部堀川・薩摩堀川・堀江川が開削されることで、西船場・島之内・新町・堀江地域が形成された(図2-1)。

これらの町人地では、道路をはさんで建ち並ぶ町家で構成される町を単位として自治が行われた<sup>8</sup>。具体的には、町ごとの独自の法である町式目を持ち、寄合における合議によって町の運営が進められ、防火・消火の事業や、道路・溝・橋等の基盤施設の管理が行われた<sup>9</sup>。また、それぞれの町では同業者集団が集住する場合が多くみられた<sup>10</sup>。このような地縁による共同体としての性格を持つ町は、上位の集団である天満組・北組・南組の三つの町組のいずれかに指揮監督された<sup>11</sup>。三つの町組のうち、天満組では大川から北に位置する町々、北組では大川から船場中央を東西に伸びる本町通り(当該通りを図2-1において点線で示す)までに位置する町々、南組では本町通り以南の町々がそれぞれ属した<sup>12</sup>。このように、町人地では、地縁共同体としての町が三つの町組によって統制されることで、階層的に都市領域が形成された。

続いて、これらの都市領域に居住した人口について検討する。武家人口を除いた人口の変遷を示した表2-1をみると、寛永11年(1634年)においては約40万人であったものの寛文5年(1665年)には約27万人に減少している。しかし、その後増加し、明和2年(1765年)に42万人となっている(表2-1)。その後、再び人口は減少し、安政2年(1855年)には32万人となっており、近世大坂の人口は約30万から40万人の間で推移したものと見える(表2-1)。また先行研究では、近世大坂における武家人口は約8000

<sup>6</sup> 同上書、同頁

<sup>7</sup> 内藤昌、『江戸と江戸城』、講談社、p. 133、2013

<sup>8</sup> 前掲『まちに住まう-大阪都市住宅史』、pp. 123-125 及び pp. 189-190

<sup>9</sup> 同上書、pp. 189-190

<sup>10</sup> 大坂の町名には、呉服町・八百屋町など商工業の種類名を含むものが多くみられる。そこでは、必ずしも同業者ばかりが居住していたわけではないものの、町名の形成においては関係業者が居住していたことに由来するものといえる。(新修大阪市史編纂委員会編、『新修大阪市史』第3巻、大阪市、pp. 387-389、1989)

<sup>11</sup> 前掲『まちに住まう-大阪都市住宅史』、pp. 115-116

<sup>12</sup> 前掲『新修大阪市史』第3巻、pp. 252-254

人であったと推定されている<sup>13</sup>。

このように、近世大坂では、市街地の大部分が町人地で構成されるとともに、人口としても町人が大勢を占めた。また、町人地は、地理的には堀によって分離されるとともに、個々の地域では地縁共同体である町によって自治が行われた。

## 2-2-2 近世における街路網

次に、近世大坂の市街地を構成した街路網について検討する。前述したように大坂の都市領域の大部分は町人地で構成され、それらは豊臣秀吉による治世期に形成された上町・天満・船場と、徳川幕府における治世期に形成された西船場・島之内・堀江等の地域に分けられる。

まず、豊臣秀吉による治世期に形成された地域についてみると、まず天満では、天正13年（1585年）本願寺の天満寺内町として整備が開始され、その町割は南北に長い街区によって構成された<sup>14</sup>。また、町家の表は南北の街路に向けられており<sup>15</sup>、南北方向を主な交通経路としたものといえる（図2-2）。一方、上町では、主に東西に長い街区で町割が構成され、東西の街路に町家の表が向けられた<sup>16</sup>（図2-2）。さらに、船場では、大部分が約40間四方の街区によって格子状の町割が構成されつつ、東西の街路に町家の表が向けられた<sup>17</sup>（図2-2）。また上町・船場における街路の幅員としては、先行研究において明らかにされており、上町では東西・南北の街路ともに主に約3間であり<sup>18</sup>、船場では街路は東西の街路が約4間、南北の街路では約3間であった<sup>19</sup>。また、これらの地域の街路のうち、船場の高麗橋通りは（高麗橋通りの経路を図2-2に点線で示す）、京都と大坂を結ぶ京街道から市街地へ入る経由地であるとともに<sup>20</sup>、大坂と西宮を結ぶ中国街道の一部であり<sup>21</sup>、交通の中心地であった。沿道には呉服店・両替商が並び、にぎわいをみせたと言われている<sup>22</sup>。このように高麗橋通りは、交通・経済の中心を担う街路であった。一方、東西方向の主要な街路である高麗橋通りに対し、南北方向の主要な街路としては船場の堺筋が挙げられる<sup>23</sup>（堺筋の経路を図2-2に点線で示す）。堺筋は、東西方向の通り毎に形成される各同業者町を南北に貫くことで、多様な出店を連ねることとなった<sup>24</sup>。

<sup>13</sup> 藪田貫、『武士の町 大坂』、中央公論新社、pp. 1-29、2010

<sup>14</sup> 前掲『まちに住まう-大阪都市住宅史』、pp. 121-122

<sup>15</sup> 同上書、p. 123

<sup>16</sup> 同上書、pp. 121-123

<sup>17</sup> 同上書、同頁。また、松口による研究では、42間四方の街区によって構成されたと指摘されている。（松口輝久、「船場・島之内の街区計画について 近世大坂城下町の構成と形成過程に関する研究 その6」、『日本都市計画学会計画系論文集』No. 546、日本建築学会、pp. 231-237、2001）

<sup>18</sup> 松口輝久、「上町の街区計画について 近世大坂城下町の構成と形成過程に関する研究 その7」、同上『日本都市計画学会計画系論文集』No. 555、pp. 303-308、2002

<sup>19</sup> 前掲「船場・島之内の街区計画について 近世大坂城下町の構成と形成過程に関する研究 その6」

<sup>20</sup> 前掲『新修大阪市史』第4巻、pp. 528-529、1990。また京街道は、京都伏見から、淀・枚方・守口の四宿を経て大坂に至る街道を指す。（「京街道」、『国史大辞典』Web版、吉川弘文館）

<sup>21</sup> 前掲『まちに住まう-大阪都市住宅史』、p. 125。また中国街道は、大坂・下関間を結ぶ街道であったといわれている。（「中国路」、同上『国史大辞典』Web版）

<sup>22</sup> 高麗橋通り沿道では、高麗橋通り1丁目において元禄4年（1691年）に開店した越後屋が表20間の大店と、支店である糸店・鼈甲店・紙店・紅白粉店・ぬり道具店を構えた。また、高麗橋通り二丁目では芋麻屋、三丁目では両替屋が集中した。（前掲『新修大阪市史』第4巻、pp. 528-529）

<sup>23</sup> 同上書、pp. 533-534

<sup>24</sup> 同上、同頁

一方、徳川幕府による治世期に形成された地域のうち、船場の西に位置する西船場では東西方向の街路に町家の表を向ける町が多い一方で、船場の南に位置する島之内では、南北街路に町家の表を向ける町が多く<sup>25</sup>、船場に至る方向の街路に表が向けられる傾向にある（図 2-2）。

このように、大坂城の北側に位置する天満では南北方向の街路を主要な交通経路とする一方で、大坂城の西側に形成された諸地域では東西方向の街路を交通の主要経路としており、大坂城へ至る方向の街路が重視されることで街路網及び町割が形成された<sup>26</sup>。さらに、その街路網においては、周辺都市へ至る街道に接続する船場の高麗橋通りが経済・交通の中心として機能した。

### 2-2-3 近世における景観

近世末における景観について検討する上で、『浪花百景』に注目する。これは、近世末に描かれた風景組版画の中で整ったものとして評価されており、一養斎芳瀧・南粋亭芳雪・一珠斎国員の三者によって描かれた大坂の景観に関する 100 枚の浮世絵が集められたものである<sup>27</sup>。これら 100 件の絵画を、「描写地」・「描写対象」の二つの観点から整理し、表 2-2-1・表 2-2-2 に示した<sup>28</sup>。表 2-2-1・表 2-2-2 をみると、「町人地」・「武家地」・「寺町・市街地外」で描写された絵画はそれぞれ 37 件・3 件・60 件である。このように、絵画の描写地の大半は、市街地の外側に位置している<sup>29</sup>。

次に描写対象についてみると、描写地の大半を占めた「寺町・市街地外」における 60 件の絵画では多いものから順に、60 件中 54 件で樹木が、60 件中 29 件で川が描かれており（表 2-2-1・表 2-2-2）、主に市街地外の自然景観を描写するものであった。また建築物に関しては、家屋・商家及び神社がそれぞれ 18 件、寺院が 13 件の絵画で描かれた（表 2-2-1・表 2-2-2）。さらに、「町人地」・「武家地」における計 40 件の絵画では、40 件中 31 件で家屋・商家が、40 件中 25 件で川が描かれており、市街地を構成する家屋とともに、市街地を区画する川・堀が描写の対象となった（表 2-2-1・表 2-2-2）。

このうち、近世大坂の大部分を構成した町人地の具体的な描写対象について検討する。町人地における 37 件の描写地の地理的な分布をみると（図 2-3）、船場地域の北側に流れる大川及び同川から分岐する堂島川・土佐堀川沿いの地域に 14 件の描写地が集中して位置している（図 2-3 中 2・3・5・6・8・10・16・52・53・54・60・62・71・91）。この地域においては、図 2-4-1 にみるように川岸の街並みや、図 2-4-2 のように市街地に密集する家屋群が描写された。このうち、図 2-4-2 の俯瞰的な描写にみるように、市街地は同一の高さの家屋が密集して構成されたものといえる。さらに、図 2-3 における 52・53・91 の 3 件

<sup>25</sup> 前掲『まちに住まう-大阪都市住宅史』、pp. 123-124

<sup>26</sup> 先行研究においても、町通りを大坂城に向ける点に町割の原則があることが指摘されている。（同上書、同頁）

<sup>27</sup> 松平進、「上方浮世絵と『浪花百景』、『解説』」、pp. 13-14（一養斎芳瀧他、『浪花百景』、立風書房、1976 に所収）なお、資料としては立風書房による『浪花百景』復刻版を用いた。

<sup>28</sup> 絵画が描写された位置を「描写地」とし、それぞれの絵画の「描写地」を「町人地」・「武家地」・「寺町・市街地外」の三つに分類した。なお、それぞれの絵画の描写地の分布については、前掲『まちに住まう-大阪都市住宅史』に付録されている地図「浪花の繁栄-大坂三郷の商工-」に記載の浪花百景の分布図を参照した。また、絵画の「描写対象」に関しては、表に設けた各項目の描写の有無を、丸印の有無で示した。

<sup>29</sup> なお『浪花百景』に関する先行研究においても、描写地点が平野部の水際と上町台地に集中していること、さらに大坂三郷を中心とする市街地の外れに多くみられることが指摘されている。（鳴海邦碩他編、『商都のコスモロジー-大阪の都市文化』、ティビーエス・ブリタニカ、pp. 32-50、1990）

の描写地において大坂城が描写されており、大坂城は大川沿いの景観の中で他の建築物と区別される特異点となっていたものといえる（図 2-4-2）。

また、上述の川沿いの地域以外の町人地における 23 件の絵画では、図 2-3 中 7・11・23・24・25・28・38・63・68・72・73 の 11 件で堀川沿いの街並みが描写された（図 2-4-3）。さらに、また街路沿いの街並みあるいは個別の建築物を描写したものとしては、図 2-3 中の 33・56・66・70 の 4 件の絵画が挙げられる。この 4 件の絵画では、市街地の中心的な街路であった船場の高麗橋通りに沿いに位置する呉服店（図 2-3 中 56 及び図 2-4-4）、同じく船場における寺院（図 2-3 中 70）、島之内において賑わいをみせた心齋橋筋沿いに位置する松屋呉服店<sup>30</sup>（図 2-3 中 33）、新町における遊郭（図 2-3 中 66）が描写された。このように、市街地においては川沿いの景観が集合することで都市全体の景観が構成されるとともに、殷賑な街路沿いの商店、閉鎖的な領域を持つ遊郭<sup>31</sup>、市街地の大部分を構成する家屋群と区別される寺院が特異点になったものといえる。

このように、近世大阪の市街地外では樹木・川等によって景観が構成されるとともに、市街地においても川沿いの多様な地域の景観が集合することで都市全体の景観が構成された。一方、堀川によって囲まれる市街地内部においては、中心的な街路沿いの商店、閉鎖的な領域を持つ遊郭、寺院が、市街地を構成する家屋群と区別される特異点となった。

## 2-3 明治期における都市整備及び実態的都市空間

### 2-3-1 明治期における都市領域

慶応 3 年（1867 年）に明治政府が成立して以降、慶応 4 年（1868 年）に大阪府が設置された<sup>32</sup>。大阪の自治領域としては、近世に形成された大坂三郷が明治 2 年（1869 年）に廃止され、新たに東大組・西大組・南大組・北大組による行政区が設けられた<sup>33</sup>。その後、幾度か行政区画の変更を経て、明治 22 年に大阪市制が制定されるに伴い、4 区の行政区で構成される大阪府域が制定された<sup>34</sup>。図 2-5 に示すように、制定された市域は近世における大坂三郷の領域を踏襲するものであり、近世末から明治 20 年頃にかけての時期では、大阪の都市領域は変化していないことがわかる。

その後、明治 30 年に大阪府域は拡張され<sup>35</sup>、明治 7 年に開業した大阪駅が位置する梅田や<sup>36</sup>、市街地西側に位置する大阪港が市域に編入された（図 2-6）。この市域拡張の目的に関しては、市域拡張以前の明治 28 年に市会において、市において予測される商工業の今後の発展に対し現状の区域が狭隘であること、現状の市域外に大阪府民が設立した会社が多く存在していること、及び市が計画している築港事業の対象地

<sup>30</sup> 心齋橋筋は、享保 11 年（1726 年）の呉服店の出店以来、繁華な街路となった。（前掲『新修大阪市史』第 4 巻、pp. 561-562）

<sup>31</sup> 近世大坂では、幕府の都市政策に基づき、遊里・芝居小屋などが都市中心部から隔離された結果、新町における遊郭が形成された。なお、新町の周囲には板塀と溝渠が巡らされ、他町と区別された。（同上書、第 3 巻、pp. 974-976）

<sup>32</sup> 同上書、第 6 巻、p. 18、1994

<sup>33</sup> 同上書、第 5 巻、p. 154、1991

<sup>34</sup> 同上書、同巻、p. 199

<sup>35</sup> 同上書、同巻、pp. 240-249

<sup>36</sup> 大阪都市協会編、『北区史』、北区制 100 周年記念事業実行委員会、p. 109、1980

が市域外に位置していたことの問題が指摘されており<sup>37</sup>、市域拡張によって市内の経済活動及び築港事業の推進が企図されたものといえる。

また、大阪市制が制定された明治22年（1889年）から明治末期である明治44年（1911年）にかけての大阪市人口の変遷をみると（表2-3）、明治22年から明治28年までは約48万人であるのに対し、明治28年以降人口は増加し始め、明治44年においては約133万人となっている。さらに当該期の地図をみると、明治中期から大正初期にかけて、市街地が拡大していることがわかる（図2-7）。このように明治30年における市域拡張実施前から、大阪市の人口は増加し始めるとともに、市街地が拡張した。

以上のように、近世末期から明治中期までにおいては大阪の都市領域は変化しなかったのに対し、明治30年前後から人口が増加するとともに、行政領域・市街地がともに拡大する過程がみてとれる。

### 2-3-2 明治期における街路・交通整備

明治21年（1888年）に、近代日本の最初の都市計画法規である東京市区改正条例が制定されたのに対し、明治30年の第一次市域拡張後の大阪では、明治32年に市会において市域全体を対象とした幹線道路網、及び運河・臨海停車場・公園の整備計画案が構想されたものの、財源不足及び法的根拠の欠如の理由から実施には至らなかった<sup>38</sup>。このように広域の都市領域を対象とした体系的な都市整備は実施されない一方で、上下水道の整備及び、市営路面電車（以下、「市電」とする）の敷設とそれに伴う道路拡築が進められた<sup>39</sup>。市電事業は、明治36年（1903年）に築港振興を目的として市街地と市街地西部に位置する大阪港を結ぶ路面電車の路線を敷設するものであったが、その後、市街地の公共交通機関として順次路線の拡張が進められた<sup>40</sup>。前述したように近世に形成された市街地における街路の多くは約3間から4間の幅員であったため、路線敷設に伴い街路の幅が実施された<sup>41</sup>。そこで本項では、市電の路線敷設を通して、明治期における街路整備の展開について検討する。

市電事業では、前述したように明治36年に花園橋と築港棧橋を結ぶための経路として一路線が敷設された。その後、明治期から昭和初期を通して順次路線が追加され、戦前においては昭和18年までに計47路線による路線網が形成された<sup>42</sup>。このうち、明治期に開業した11路線による路線網を図2-8に示す<sup>43</sup>。これらの路線は、8間から18間の幅員の街路に敷設された<sup>44</sup>。そのうち、18間の幅員を持つ街路上の路線は1本、12間の幅員を持つ街路上の路線が4本であり、残りの6本の路線は10間あるいは8間の街路に敷設されたものである<sup>45</sup>。また、これらの中でも18間の街路上の路線である築港線（当該路線を図2-8中1

<sup>37</sup> 前掲『新修大阪市史』第5巻、pp.240-249

<sup>38</sup> 同上書、第6巻、p.135、及び前掲『まちに住まう-大阪都市住宅史』、pp.316-317

<sup>39</sup> 同上『まちに住まう-大阪都市住宅史』、pp.317-318

<sup>40</sup> 『大阪市電気局四十年史 運輸篇』、大阪市電気局、pp.31-110、1943

<sup>41</sup> 前掲『新修大阪市史』第6巻、pp.403-404

<sup>42</sup> 前掲『大阪市電気局四十年史 運輸篇』、pp.29-106

<sup>43</sup> 路線網の作成においては同上『大阪市電気局四十年史 運輸篇』（pp.117-119）及び「最新大大阪市街地図」（日下伊兵衛、1940）を参照した。

<sup>44</sup> 同上『大阪市電気局四十年史 運輸篇』、pp.139-144

<sup>45</sup> 同上書、同頁

に示す)は既成街路上に軌道を建設したものであり、街路の拡幅は実施されていない<sup>46</sup>。このことは、当該路線が市街地の中心から外れた地域に位置したことによるものと考えられる。また、上述した12間の街路上に敷設された4本の路線は(当該路線を図2-8中2・3・4・5に示す)、市街地中心の狭隘な街路を拡幅することで敷設されたものであり、当該地は市電敷設・街路拡幅により市街地における主要交通経路として機能したものと考えられる。この4本の路線のうち南北線・曾根崎天満橋筋線(それぞれ図2-8中2・5)は経路の一部分のみが12間の街路に拡幅されたのに対し、堺筋線・北浜線(それぞれ図2-8中3・4)に沿う街路は経路全体において12間に拡幅された<sup>47</sup>。さらに、この堺筋線・北浜線の中でも、北浜線が東西方向に499mの範囲に敷設された短い路線であるのに対し、堺筋は南北方向に走る全長3,959mの路線であり<sup>48</sup>、堺筋線は市街地中心を南北に貫通する交通軸として機能したものと考えられる。事実、大正期においては、堺筋の沿道に百貨店が4店集中して建つこととなり、商業の中心地となった<sup>49</sup>。近世の堺筋は、市街地の主要街路である東西方向の高麗橋通りに従属する南北の主要街路であったことを考慮すると、明治期において大阪の都市軸が従前の東西方向から南北方向に再編成されたものと考えられる。

### 2-3-3 明治期における景観

明治期における景観について検討し得る史料として、『第五回内国勸業博覧会』・『第五回内国勸業博覧会開設大阪名勝案内 附大阪附縣名勝』・『第五回内国博覧会大阪名勝案内 附高名商工人名録』・『大阪名勝』(以下、それぞれ「案内書A」・「案内書B」・「案内書C」・「案内書D」とする)に注目する<sup>50</sup>。これらは、いずれも明治36年に大阪で開催された第五回内国勸業博覧会の来訪者に対する大阪案内書として作成され、内容としては大阪及び周辺地域における名所の写真・図絵と、名所についての説明文によって構成されている<sup>51</sup>。本項では、これらの史料に掲載された写真・図絵を通して明治期大阪における主要な景観について検討する。

案内書A・B・C・Dでは、当該期の大阪市域及びそれに隣接する西成郡・東成郡・住吉郡における、それぞれ26・14・18・28件の名所に関する写真・図絵が掲載されている<sup>52</sup>。これらの写真・図絵における描写対象を、描写対象の内容及び形成期によって分類し表2-4に示す<sup>53</sup>。表2-4をみると、4つの史料中3つ以上の史料で掲載されている描写対象は17件であり、これらは明治期大阪の主要な景観であったものとい

<sup>46</sup> 同上書、同頁

<sup>47</sup> 同上書、p.144

<sup>48</sup> 同上書、p.117

<sup>49</sup> 前掲『新修大阪市史』第6巻、p.830

<sup>50</sup> 史料としては、それぞれ大村徳次郎、『第五回内国勸業博覧会』(小泉亀吉、1902)、鳴戸源之助編、『第五回内国勸業博覧会開設大阪名勝案内 附大阪附縣名勝』(玉鳴堂、1902)、『第五回内国博覧会大阪名勝案内 附高名商工人名録』(辻本治三郎、1903)、秋浦生編、『大阪名勝 附鐵道名勝案内』(青木嵩山堂、1903)を用いる。

<sup>51</sup> 同上

<sup>52</sup> 各史料において、同一の神社・会場内の建築物・構築物について、複数の図絵・写真が掲載されている場合、それらの図絵・写真は同一の対象に関するものとした。

<sup>53</sup> 描写内容の分類では、駅舎建築を指す「駅舎」、寺院あるいは神社を指す「寺院・神社」、複数の建築物・構築物群による地域一帯の景観を指す「地域」、行政・司法機関・政府等の公的機関が所有・使用する施設を指す「公的施設」、家屋や商家を指す「家屋・商家」、公園を指す「公園」、橋を指す「橋」、企業の建築物を指す「企業施設」、樹木・池・川を指す「自然」、船着場や港を指す「港湾施設」、記念碑や墓を指す「その他」の各項目を用いた。また、形成期に関しては、前節で検討した近世における景観の描写対象と重複する施設・地域は「近世」、それ以外のものは「明治」に分類した。なお、各施設・地域の位置を検討する際は、「大阪市街地図」(岸谷傳次郎、1916)を参照した。また、表中に記した丸印は、それぞれの案内書における各描写対象の掲載の有無を示している。

える。この17件の描写対象としては(表2-4)、寺院・神社が7件、公的施設が4件みられ、前者のような近世から残る建築と、後者のような明治期以降に建設された建築の両者によって構成されていることがわかる(前者・後者の例をそれぞれ図2-9-1・2-9-2に示す)。また、描写対象の地理的な分布をみると(図2-10)、大川及びそこから分岐する堂島川・土佐堀川沿いに4つの位置で景観が描写され(図2-10中4・9・10・11)、これらはいずれも明治期に建設された施設・公園・橋を描写対象としている(表2-4)。一方、大川より南側の地域においては、9つの位置で景観が描写され(図2-10中2・4・5・6・7・8・12・13・16)、そのうち5件が寺院・神社であり、1件が道頓堀地域、1件が城を対象としたものである(表2-4)。これらの寺院・神社、道頓堀地域及び城は、前節で検討した近世の名所としても描写されたものである。すなわち、中之島・堂島を含む大川沿いの地域では、明治期以降に出現した建築物によって景観が構成される一方で、大川より南側の市街地の大部分では近世の景観が存続していたものといえる。

## 2-4 大正・昭和初期における都市整備及び実態的都市空間

### 2-4-1 大正・昭和初期における都市領域

明治30年の第一次市域拡張後、明治末に行われた淀川改修工事に伴い<sup>54</sup>、市域外北側の地域における市街地化が進展した<sup>55</sup>。また市域外の東側・南側の地域においても、大正3年(1914年)に起こった第一次世界大戦に伴う工場数の増加によって急速に市街地化した<sup>56</sup>。これらの市域外の地域では、町村財政の不足により、教育施設や上下水道設備の整備が遅れ、大阪市への編入による整備の進展が希求された<sup>57</sup>。そこで、大正4年には大阪市において、当時大阪市助役であった関一を委員長とした市区境界変更調査会が組織された<sup>58</sup>。関一は、都市計画の対象地域と市域を関連させ、将来的な整備対象地である農村地帯を含めた地域を市域に編入することの必要性を主張した<sup>59</sup>。このような構想に基づき、大正13年には大阪市域に隣接する東成郡・西成郡全域を大阪市域に編入することが内務省によって許可された<sup>60</sup>。

大正14年に実施された第二次市域拡張後の市域を図2-11に示す。この拡張によって市域の面積は、従前の市域面積である58.45平方キロメートルの約3.1倍である181.68平方キロメートルになるとともに、人口も約211万人となり、大阪市は人口・面積ともに日本で最大の都市となった<sup>61</sup>。

続いて、大正・昭和初期の大阪市の人口の変遷について詳述する。当該期の人口の変遷を示した表2-5をみると、大正元年では約133万人であり、その後増減がありつつも、大正13年には約143万人となっており、大正期を通して大きな変化はない。また、前述の大正14年の市域拡張によって人口は約211万

<sup>54</sup> 明治初期から、大阪における築港の必要性が、政府によって主張されたものの、財源及び政府内での意見の対立により築港事業は進展しなかった。その後、明治21年に大阪市が発足したことで、築港は市の事業として構想され、明治30年に築港工事が起工し、明治36年に開港した。(前掲書『新修大阪市史』第5巻、pp385-439及び同書、第6巻、pp450-466)

<sup>55</sup> 同上書、第6巻、p.147

<sup>56</sup> 同上書、同頁。第一次世界大戦を契機として、西欧諸国のアジア市場からの撤退による当該市場への日本製品の輸出が増加したこと、及び交戦国への軍需品の輸出の機会が生まれたことにより、大阪の工業が飛躍的に発展したといわれている。(同書、pp.264-271)

<sup>57</sup> 同上書、p.147

<sup>58</sup> 同上書、同頁

<sup>59</sup> 同上書、同頁

<sup>60</sup> 同上書、p.148

<sup>61</sup> 同上書、第7巻、pp.5-11

人となった後、昭和期に入ると、人口は漸増を続け、昭和15年には約325万人となる（表2-5）。市域拡張以降の市街地の変遷をみると（図2-12）、昭和2年から昭和7年へと時代が降るに伴い、新しく市域に編入された地域の中でも東側及び南側の地域において市街地が拡張していることがわかる。

このように、大正・昭和初期の大阪では、大正期において将来的な市街地の拡張を予期した市域拡張が実施されるとともに、昭和期において当初の構想に沿うように人口の増加と市街地の拡張が進展する過程が見て取れる。

#### 2-4-2 大正・昭和初期における都市計画事業

前節第2項で述べたように、明治期から市電敷設に伴う道路拡張が行われ、その事業は昭和期に入っても継続された。さらに、大正10年の第一次都市計画事業を端緒として、大正・昭和初期の大阪においては、広域の領域を対象とする体系的な都市計画事業が複数実施された<sup>62</sup>。当該期に実施された大阪市の都市計画事業を表2-6に示す。表2-6をみると、大正10年の第一次大阪都市計画事業から昭和12年の第三次大阪都市計画事業まで、14件の事業が実施されている。これらの事業の中でも、大正10年の第一次都市計画事業は、大正10年度から昭和13年度までの18年間に渡る施行期間が予定され、さらに予算としても16,250万円を要しており<sup>63</sup>、当該期の都市計画事業の中で実施期間・費用の観点から最大規模のものであったことがわかる。その内容は、街路及び橋梁建設であり、明治30年に市域に編入された地域の乱雑な街路の整理と、市域中央部における狭隘な街路の拡幅が目的とされた<sup>64</sup>。また当該期の都市計画事業においては、街路・橋梁建設に加えて、交通機関・運河・地下道・広場・下水道・墓地・公園の建設及び敷地造成が実施され（表2-6）、その中でも街路整備は6件の事業で実施されている。このように、大阪市では大正末期から昭和初期を通して、街路整備を中心としながら随時都市整備が進められた。

#### 2-4-3 大正・昭和初期における街路・交通整備

前項で挙げた街路建設を実施した6件の都市計画事業のうち、その経路について検討し得る事業は5件である<sup>65</sup>。また、表2-6にみるように、交通機関の建設を行ったものは1件である。さらに、前述したように市電敷設に伴う道路拡幅も実施された。これらの事業により計画された街路網・交通網を図2-13に示す。

まず、5件の都市計画事業及び市電事業で実施された街路整備の対象地について検討する。図2-13-1をみるように、第一次大阪都市計画事業では40本の街路建設が計画され<sup>66</sup>、大正14年の第二次市域拡張以

<sup>62</sup> 『大阪都市計画並同事業輯覧』、大阪市土木部、pp. 46-65、1937

<sup>63</sup> 第一次大阪都市計画事業では、大正10年当初では7年の施行期間、14,020万円の予算で計画されていたものの、大正12年に起った関東大震災を踏まえて実施内容を変更し、大正13年において13年の施行期間、18,293万円の予算の事業として改められた。その後、随時変更が加えられ、昭和11年において、18年の施行期間、16,250万円の予算を持つ事業となった。（同上書、pp. 46-48及び『第一次大阪都市計画事業誌』、大阪市、pp. 129-180、1944）

<sup>64</sup> 前掲『大阪都市計画並同事業輯覧』、pp. 37-38及びpp. 46-48

<sup>65</sup> 表2-6において示した街路建設を実施内容に含む6件の事業のうち、大阪都市計画街路墓地事業に関しては、『第一次大阪都市計画事業誌』に概要が記載されているのみであり、その詳細な内容については知り得ないため検討対象外とした。

<sup>66</sup> 第一次大阪都市計画事業では、大正10年当初では25路線の街路建設が計画されたものの、注62で述べたように大正12年に起こった

前の市域中央部が整備対象地となった。また第二次・第三次大阪都市計画事業ではそれぞれ28本・13本の街路建設が計画され<sup>67</sup>、両事業は大正14年の第二次市域拡張で編入された新市域を主な整備対象とした(図2-13-2)。さらに、市電事業では大正・昭和初期において36本の市電路線が敷設され<sup>68</sup>、第二次市域拡張以前の市域の外縁付近が対象地となった(図2-13-3)。また、寝屋川付近都市計画事業及び大阪駅付近都市計画事業ではそれぞれ1本・9本の街路建設が計画され、個別の地域における街路が重点的に整備された(それぞれの整備対象地を図2-13-2中A・Bに示す)。以上の事業で計画された街路の幅員は、最大のものとしては第一次大阪都市計画事業で計画された御堂筋線の24間、最小のものとしては約6間であった<sup>69</sup>。このうち15間以上の幅員を持つ街路は、第一次大阪都市計画事業では7本、第二次大阪都市計画事業では6本、市電事業では3本計画された。これらの街路を図2-13-4に示すと、24間の幅員を持ち市域中央部を南北方向に縦貫する御堂筋を主軸として、市域中央部における東西方向の街路としては15間の長堀線が建設されている。このように、主軸である南北方向の街路に対し東西方向の街路が従属することで街路網が構成されていることがわかる。

続いて、大阪都市計画事業高速度交通機関において整備された交通網を図に示す。この事業では、都心部の人口密集と交通の混雑の緩和を目的として<sup>70</sup>、地下鉄道及び高架鉄道による1本の路線が計画された<sup>71</sup>。図2-14をみると、前述した御堂筋と重複する経路において地下鉄道(以下、「地下鉄」とする)が計画されていることがわかる。

このように、当該期の街路・交通整備では、市域中央部を南北に縦貫する御堂筋を都市軸として街路・交通体系が再編された。明治末期では近世における南北方向の主要な交通経路であった堺筋を中心として街路網が形成されたことを考慮すると、御堂筋を中心とする当該期の整備は近世の空間構造を遺棄し、近代都市としての空間構造を新たに形成するものであったといえる。

#### 2-4-4 大正・昭和初期における地域整備

前述したように、当該期の大阪市の都市計画事業においては、第一次都市計画事業で計画された御堂筋を都市軸とした街路・交通網が構想された。さらに、御堂筋街路の北端に位置する大阪駅周辺においては、駅前街区を整備対象とした大阪駅付近都市計画事業・大阪駅前土地区画整理事業が実施された<sup>72</sup>。そこで、本項では、御堂筋線街路・地下鉄路線の建設及び大阪駅前の街区整備を、当該期に実施された主要な地域

関東大震災を踏まえて大正13年に計画内容が更正され、42路線の街路建設が実施されることとなった。その後、随時変更が加えられ、昭和11年においては、既に竣工した街路を含めて40路線の街路建設を実施することになった。(前掲『大阪都市計画並同事業輯攷』、pp. 46-48)

<sup>67</sup> 第三次大阪都市計画事業は、内閣の認可を受けた昭和12年当初において、12本の街路建設を予定していたものの、昭和14年にその実施内容が変更され、13本の街路建設が実施されることとなっている。ただし、昭和14年に追加された1本の街路の詳細に関しては史料中に記載がないため、図2-13-2では、経路を検討し得る12本の街路のみを示した。(同上書、pp. 54-58・pp. 247-257、及び前掲『第一次大阪都市計画事業誌』、pp. 641-642)

<sup>68</sup> 前掲『大阪市電気局四十年史 運輸篇』、pp. 139-149

<sup>69</sup> 同上書、同頁、及び前掲『大阪都市計画並同事業輯攷』、pp. 199-258

<sup>70</sup> 同上『大阪都市計画並同事業輯攷』、pp. 59-60

<sup>71</sup> 当該事業は、大正15年に内閣の認可を得た大阪都市計画高速度交通機関の計画案のうち、緊急の整備を必要とする路線を選び都市計画事業として執行されたものである。なお、大正15年の計画内容では4本の路線が計画されていたが、そのうち1本の路線が第一期事業として建設されることとなった。(『大阪市地下鉄五十年史』、大阪市交通局、pp. 2-12、1983)

<sup>72</sup> 『大阪都市計画並同事業輯攷』、pp. 51-54

整備として注目し、その具体的な実施過程と、整備に伴う地域空間の変化について検討する。

#### 2-4-4-1 御堂筋街路・地下鉄路線の整備

図2-15に示すように御堂筋は、大阪駅前から既成市街地を南北に縦貫し難波駅に至る経路として計画された。また、その経路は大阪支庁舎前を通るものであり、御堂筋建設によって南北の交通中心地<sup>73</sup>と公館地区の中心を直線上に結ぶことが目的とされた<sup>74</sup>。さらに、昭和9年の大阪駅付近都市計画事業によって、御堂筋の経路の北端に変更が加えられた<sup>75</sup>。

この御堂筋街路の建設工事は、第一次大阪都市計画事業において街路が8つの施工区間に分割され、順に進められた<sup>76</sup>。それぞれの区間の工事は、まず大正15年10月に、経路の北端である阪急前-大江橋北詰間(図2-15中の1)の施工が開始され、昭和2年4月に完了している<sup>77</sup>。次に、淀屋橋南詰-本町四丁目間(図2-15中の3)の工事が昭和4年2月から昭和9年11月に実施された<sup>78</sup>。続いて、この区間の南に続く本町四丁目-新橋北詰間(図2-15中の4)の工事が昭和5年7月から昭和10年8月に実施された<sup>79</sup>。また、新橋南詰-道頓堀橋北詰間(図2-15中の6)及び道頓堀橋南詰-難波駅前間(図2-15中の7)の両区間の工事がそれぞれ、昭和7年7月から昭和11年10月に、昭和7年7月から昭和11年12月に実施された<sup>80</sup>。最終的には、昭和12年5月に御堂筋街路が完成した<sup>81</sup>。

また、地下鉄路線のうち、御堂筋線街路と重なる区間としては、昭和5年1月に梅田-心齋橋間が着工した後、昭和8年5月に開通し、さらに昭和8年4月には心齋橋-難波間を着工し、その工事を終えた昭和10年10月に梅田-難波間が開通することとなった<sup>82</sup>(図2-15)。

以上のように、街路建設と地下鉄建設が共に、北から南へと順に進められ、昭和10年頃に完成する過程がみてとれる。

#### 2-4-4-2 御堂筋沿道における街区空間の変遷

前述したように、御堂筋の建設は、北側の区間から順に南へと進められた。そのうち、狭隘な街路が大

<sup>73</sup> 国有鉄道の大阪駅付近においては、阪神電気鉄道及び阪神急行電鉄の停車場が、難波においては、南海鉄道の停車場が設置されていた。(前掲『新修大阪市史』第7巻、p.18) また国有鉄道以外の経路はそれぞれ、阪神電気鉄道では大阪出入橋-神戸三宮間、阪神急行電鉄では梅田-宝塚間、南海鉄道では難波-和歌山間を結ぶものであり、大阪駅・難波駅はともに都市間交通の中心であったといえる。(同上『新修大阪市史』第5巻、pp.468-470及び、同上『新修大阪市史』第6巻、pp.423-427)

<sup>74</sup> 前掲『第一次大阪都市計画事業誌』、p.94

<sup>75</sup> 第一次大阪都市計画事業においては、御堂筋の経路は、大阪駅の東側に位置する阪急前から難波駅に至るものとして計画されていたが、大阪駅付近都市計画事業において、経路北端から阪急前から西に延長され、大阪駅の南側に変更された。(『大阪駅前市街地改造事業誌』、大阪市都市整備局、p.48、1985)

<sup>76</sup> 同上書、p.311

<sup>77</sup> 一部の工事のみ、昭和8年11月から昭和10年3月にかけて実施されている。(同上書、同頁)

<sup>78</sup> 同上書、同頁

<sup>79</sup> 同上書、同頁

<sup>80</sup> なお、図2中の2・5・8の区間は、それぞれ昭和10年10月、昭和8年8月、昭和7年11月に竣工している。(同上書、同頁)

<sup>81</sup> 前掲『大阪駅前市街地改造事業誌』、p.362

<sup>82</sup> 前掲『大阪市地下鉄建設五十年史』、pp.55

幅に拡幅された区間として、淀屋橋以南の区間に注目できる<sup>83</sup>。これらの区間では、街路建設に伴い沿道街区の空間構成も大きく変化したものと考えられる。そこで以下では、淀屋橋以南の区間のうち、最も北側に位置する淀屋橋南詰-本町四丁目間で北浜4丁目・北浜5丁目の街区（図2-15中のA）、淀屋橋以南の経路の中間に位置する新橋南詰-道頓堀橋北詰間で大宝寺西之町・西清水町・心齋橋筋一丁目の街区（図2-15中のB）、淀屋橋以南の経路の最も南側に位置する道頓堀南詰-難波駅前間で難波新地五番丁の街区（図2-15中のC）における、土地所有者及び地価の変遷を通して、御堂筋建設に伴う御堂筋沿道空間の変化について検討する<sup>84</sup>。

#### ●北浜4丁目・北浜5丁目の街区

前述したように、当該街区を含む御堂筋街路の淀屋橋南詰-本町四丁目間は、昭和4年2月から昭和9年11月の期間に施工された。そこで、御堂筋建設に伴う都市空間の変化を分析するために、都市計画事業が実施される以前であり、かつ御堂筋街路の経路がすべて大阪市域に含まれた第一次市域拡張後の明治31年<sup>85</sup>、御堂筋街路の当該区間が着工される直前の昭和3年、竣工年である昭和9年、竣工後の昭和19年の4つの年における、当該街区の土地所有構造及び地価について分析を行う。

明治31年においては、表2-7-1のように、東街区・西街区それぞれにおいて<sup>86</sup>、所有者1名あたりの平均所有坪数は129坪・96坪であったが、昭和19年では、それぞれ180坪・288坪となっている。このように、年が降るにつれて、土地所有者1名当りの所有土地の規模が拡大していることから、所有権の移転、ないしは土地の統廃合が進められたことがわかる。

次に、図2-16をみると、東街区では、明治31年から年が降るにつれて随時同一の土地所有者による所有地の規模が拡大している。また西街区においても、年が降るにつれて、御堂筋に接道する土地において、同一土地所有者による所有地が拡大している。一方、地価についてみると、西街区では、昭和9年から昭和19年にかけて、沿道の土地の地価が2倍以上に上昇しているのに対し、御堂筋沿道から見て奥側の土地では、地価に変化がみられない<sup>87</sup>（図2-16-3及び図2-16-4）。

このように、御堂筋に接道する規模が拡大された土地と、奥側の土地の間に、地価において格差が生じた。

#### ●大宝寺西之町・西清水町・心齋橋筋一丁目の街区

前述したように、当該街区を含む御堂筋街路の新橋南詰-道頓堀橋北詰間は、昭和7年7月から昭和11年10月の期間に施工された。そこで、前述の分析と同様に、明治31年、昭和6年、昭和11年、昭和

<sup>83</sup> 淀屋橋以北に位置する梅田-大江橋間及び大江橋-淀屋橋間では、御堂筋建設以前において、市営路面電車敷設のため、それぞれ明治43年・明治45年に、道路幅員が12間に拡幅された。そのため、淀屋橋以北の区間では、淀屋橋以南の区間に比べると、御堂筋建設前後での道路幅員の変化は小さかったといえる。（前掲『大阪市電気局四十年史・運輸編』、pp. 45-65 及び pp. 140-145）

<sup>84</sup> 史料としては、大阪法務局所蔵の旧土地台帳及び旧公図を用いた。

<sup>85</sup> 明治30年に実施された第一次市域拡張によって、大阪駅を含む西成郡曾根崎村が大阪市域に編入された。（前掲『北区史』、pp. 126-127）

<sup>86</sup> 御堂筋建設以前・以後の当該街路の東側の街区を「東街区」、西側の街区を「西街区」とする。

<sup>87</sup> 図2-16-3、2-16-4をみるように、西街区の御堂筋沿道の土地では、昭和9年においては45円/坪及び51円/坪であった地価が、昭和19年では95円/坪となっている。一方、奥側の土地の地価は、36円/坪のまま変化がみられない。また、東街区の地価に関しては、史料に記録がみられなかった。

19年の4つの年にかけての土地所有構造及び地価の変遷を以下で検討する。

表2-7-2にみるように、東街区においては、明治31年に土地所有者一名あたりの平均所有坪数が205坪であったのに対し、御堂筋建設における当該区間の着工前年である昭和6年に1,666坪へと拡大している。また、図2-17における土地境界線の線種にみるように、昭和6年以降、東街区の土地は1名によって所有されている<sup>88</sup>。一方、西街区においては、明治31年に、土地所有者1名あたり平均112坪であったものの、昭和6年に94坪に縮小した。昭和11年以降も1名あたり平均102坪であり、街区を構成する土地の規模に大きな変化はみられない。

次に、図2-17をみると、昭和6年以降全ての土地が1名によって所有されていた東街区では、御堂筋が完成する昭和11年に、土地の経済的な価値が均一化されている。また西街区では、御堂筋側の土地の価格が、昭和6年から昭和11年にかけて3倍以上上昇しているのに、奥側の土地では価格に変化がみられない<sup>89</sup>（図2-17-2、2-17-3及び2-17-4）。このように、御堂筋の街路建設を契機として、御堂筋沿道の土地が資産的な価値において有利となり、沿道に対して奥側の土地との間に大きな格差が生まれることとなった。

すなわち、北浜4丁目・5丁目の街区の場合と同様に、この地区においても、御堂筋街路建設を契機として、御堂筋側の土地と奥側の土地の間に、経済的な格差が生まれている。その一方で、北浜4丁目・5丁目の場合とは異なり、土地の規模に拡大がみられた街区は東街区のみであり、西街区の構成に大きな変化はみられない。

#### ●難波新地五番丁の街区

前述したように、当該街区を含む御堂筋線街路の道頓堀橋南詰-難波駅前間は、昭和7年7月から昭和11年12月の期間に施工された。そこで、前述の分析と同様に、明治31年、昭和6年、昭和11年、昭和19年の4つの年にかけての土地所有構造の変遷を以下で検討する。

表2-7-3にみるように、明治31年では、東街区・西街区においてそれぞれ、所有者1名あたりの平均所有坪数は、219坪・127坪であった。また、御堂筋の経路に該当する土地が、道路用地となったことにより、昭和6年では、両街区ともに、所有者1名あたりの平均所有坪数は減少している。このうち、東街区においては、御堂筋が完成に近づくにつれて、1名あたりの平均所有坪数が増大しているのに対し、西街区では減少が続いている。

次に、図2-18をみると、東街区では、御堂筋が完成する昭和11年に、御堂筋に接道し、かつ難波駅前

<sup>88</sup> 図2-17-2、2-17-3、2-17-4では、東街区は太い実線で囲われており、昭和6年以降、一名によって全ての土地が所有されていることがわかる。また、その土地所有者は株式会社大丸であり、昭和9年には、拡張した土地において、大丸百貨店の増築工事が竣工した。（大丸二百五十年史編集委員会、『大丸二百五十年史』、株式会社大丸、p.366、1967）

<sup>89</sup> 図2-17-2、2-17-3、2-17-4をみるように、西街区の御堂筋沿道の土地では、昭和6年においては16円/坪及び18円/坪であった地価が、昭和11年・昭和19年では51円/坪となっている。一方、奥側の土地の地価は、18円/坪、20円/坪、22円/坪、24円/坪のままで変化がみられない。

<sup>90</sup> 大きく上昇した土地では、14円/坪から、その約5.4倍の75円/坪へと地価が上昇している。

<sup>91</sup> 東街区における西北隅の土地は、御堂筋に面しているため、昭和6年から昭和11年にかけて、16円/坪から、その約3.6倍の57円/坪へと地価が上昇しているものの、東区街区北側の角地以外の土地では、14円/坪から、約1.1倍の16円/坪へと上昇しているのみである。

以上のように3つの異なる地区の街区をみると、どの地区においても、御堂筋建設を契機として、御堂筋に面する土地と奥側の土地の間に、経済的な格差が生まれていることがわかる。すなわち、御堂筋建設によって、沿道街区の土地が持つ経済的価値の序列関係が再編された。また、北浜4丁目・5丁目の街区では、東街区・西街区の両者において、街区内の土地の規模が拡大し、街区の構成に大きな変化がみられるのに対し、大宝寺西之町・西清水町・心齋橋筋一丁目の西街区では、街区の構成に大きな変化はみられなかった。さらに、難波新地5番丁の街区においても、東街区の難波駅前に面する土地以外では、土地の規模は拡大されていない。このように、御堂筋建設に伴い、沿道空間を構成する土地が大規模化しているものの、その変化は局所的に生じたものであったとえる。換言すれば、御堂筋完成後においては、経済的な格差を伴いながら、大規模化した土地と、従前の小規模な土地が混在することで、沿道街区が構成された。

#### 2-4-4-3 大阪駅周辺の整備

次に御堂筋の北端に位置する大阪駅周辺の整備の実施過程について検討する。大阪駅は明治7年に開設されたものの、大正期半ばまでの当該地周辺では、鉄道の敷設が進められるのみで街区の整備はほとんど実施されなかった<sup>92</sup>。しかし、前述したように大正末期以降においては、第一次大阪都市計画事業、大阪都市計画事業高速度交通機関、大阪駅付近都市計画事業、大阪駅前土地区画整理事業の4件の事業において、大阪駅周辺が整備対象地に含まれ、既存街区の再編が行われた。

このうち、第一次都市計画事業では、前述した御堂筋線街路に加えて、御堂筋北端から北に伸びる15間の街路である梅田十三線街路及び、大阪駅西側から南下する梅田九條線街路が大阪駅周辺で建設された。このうち、御堂筋線の大阪駅周辺の区間である阪急前-大江橋北詰間は、前述したように大正15年10月に着工し、昭和2年4月に完成した。また梅田十三線のうち大阪駅周辺の区間である芝田町-中津南通一丁目間は、昭和8年3月に着工し昭和8年12月に完成した<sup>93</sup>（図2-19）。さらに、梅田九條線の大阪駅周辺の区間である梅田-櫻橋交叉点付近間は昭和14年7月から昭和16年3月にかけて施工された<sup>94</sup>（図2-19）。

次に、大阪都市計画事業高速度交通機関で計画された地下鉄路線のうち大阪駅周辺の区間である梅田-心齋橋間は、前述したように昭和5年1月に着工し、昭和8年5月に開業した（図2-19）。

また、昭和3年には木造建物で密集した駅前街区の整理を目的とした大阪駅付近都市計画事業が内閣の認可を受けたものの、未着手のまま事業終了年度である昭和8年を経過した<sup>95</sup>。当該事業では、街路建設、駅前広場の建設、駅南側の敷地造成を事業内容としていたが、このうち駅南側の敷地造成が大阪駅前土地

<sup>92</sup> 鉄道の敷設に関しては、明治7年に、国鉄の大阪-神戸間が開通して以来、明治28年に大阪鉄道による天王寺-大阪駅間、明治31年の西成鉄道による大阪駅-安治川間、明治38年に阪神電気鉄道による大阪-神戸間、箕面有馬鉄道による梅田-宝塚間が開通するなど、順次路線整備が進められた。（前掲『北区史』、pp.666-671）また、道路整備においては、市電敷設に伴う道路幅に限りられており、大阪駅周辺では明治41年に大阪駅から渡辺橋に至る街路が12間に、明治43年に大阪駅から大江橋に至る街路が12間の幅員にそれぞれ拡張されている。（前掲『大阪市電気局四十年史 運輸編』、pp.45-65 及び pp.140-145）

<sup>93</sup> 前掲『第一次大阪都市計画事業誌』、同頁

<sup>94</sup> 同上書、p.312

<sup>95</sup> 前掲『大阪駅前市街地改造事業誌』、p.46

区画整理事業として、残りの事業が大阪駅付近都市計画事業として、それぞれ昭和10年・昭和9年から改めて実施されることとなった<sup>96</sup>（事業実施前の当該地の写真を図2-20に示す）。両事業のうち、大阪駅付近都市計画事業では、9本の街路と駅前広場及び地下道5本の建設が計画された<sup>97</sup>（図2-19）。当該事業は、太平洋戦争勃発に伴う情勢の変化に伴い進捗率が7程度の状態で昭和17年に中断された<sup>98</sup>。続いて昭和10年の大阪駅前土地区画整理事業では、木造建物が密集する駅南側の既成街区を整理し、土地区画整理によって、高層建築のための街区を新たに造成することが計画された<sup>99</sup>（図2-19）。なお、当該事業は昭和15年に完了した<sup>100</sup>。

以上のように、大阪駅南側の既成市街地では、都市空間の大規模な再編成が行われた。またこれらの整備によって、輻輳した街区と密集した狭小な住宅により構成されていた駅前の空間は一掃され、大規模な土地で構成された街区による空間が出現することとなった。

#### 2-4-5 大正・昭和初期における景観

大正・昭和初期における景観について検討し得る史料として、昭和3年の『御大典記念大阪案内記』が挙げられる<sup>101</sup>。これは、大阪市によって作成された大阪についての案内書であり、内容としては大阪内の施設・地域を写した口絵写真と、大阪の「沿革」・「大都市計画」・「交通」・「産業」・「商業」・「工業」・「教育」・「社会」・「保健」・「名勝と遊覧地」に関する施設・地域の説明文によって構成されている<sup>102</sup>。本項では、これらの掲載内容のうち口絵写真を通して、大正期・昭和初期の大阪における主要な景観について検討する。

掲載されている41件の口絵写真を前節第3項と同様に分類し表2-8に示す<sup>103</sup>。表2-8の描写内容をみると、多いものから順に公的施設が9件、地域が8件であり、劇場、橋、寺院・神社、企業施設、市場が3件ずつみられた。このうち最も多く描写された公的施設による景観は9件中8件が明治末以降に形成されたものであり、大正・昭和初期において公的施設が拡充されたものといえる。また、3件描写された企業施設は、近世・明治の景観描写ではほとんどみられなかったものであり<sup>104</sup>（表2-8）、企業施設による景観

<sup>96</sup> 前掲『大阪都市計画並同事業輯攷』、pp. 51-54

<sup>97</sup> 9本の街路建設としては、第一次大阪都市計画事業で建設された御堂筋線・梅田十三線・梅田九條線の一部の変更と、図2-19中に示す1・2・3・4・5・6の街路の新設が行われた。（前掲『大阪駅前市街地改造事業誌』、pp. 48-49）

<sup>98</sup> 同上書、p. 61

<sup>99</sup> 同上書、pp. 45-56。なお、昭和10年から当該土地区画整理事業は実施されたが、造成予定の街区の形状は昭和12年に変更され、図2-19に示すものとなった。（同書、pp. 59-61）

<sup>100</sup> 同上書、p. 64

<sup>101</sup> 大阪市役所編、『御大典記念大阪案内記』、大阪市役所産業部、1928

<sup>102</sup> 同上書

<sup>103</sup> 描写内容に関しては前節と同様の分類項目として「駅舎」・「寺院・神社」・「地域」・「公的施設」・「公園」・「橋」・「企業施設」・「自然」・「港湾施設」・「その他」を用いた。また、前節第3項の分析では用いなかった分類項目として、市場を指す「市場」、堰や水源地等を指す「河川・水道施設」、浄瑠璃・歌舞伎等の公演場である劇場を指す「劇場」を加えた。続いて、形成期に関しては、前節と同様に、近世の名所においてもみられた施設・地域を「近世」、明治36年頃の案内書においても描写された施設・地域を「明治」、それ以外を「明治末以降」とした。ただし、施設に関しては、『御大典記念大阪案内記』における当該施設の説明文及び、大阪市の歴史に関する編纂資料である前掲『新修大阪市史』第5・6・7巻において、当該施設の形成期が判別し得る場合は、それらの史資料を通して判別した形成期を示した。さらに、同一の施設が移転・再建された場合は、「近世」・「明治」・「明治末以降」のうち、移転・再建時期に該当するものに分類した。

<sup>104</sup> 明治の案内書においては表2-4に示すように、案内書Aの写真・図絵28件中に1件（表2-4中対象番号36）、案内書Cの写真・図絵25件中に1件（表2-4中対象番号28）のみ企業施設がみられる。

は当該期において新しく出現したものといえる（図 2-21-1）。一方、地域一帯を描写した 9 件の写真では、「道頓堀」及び「中之島」に関するものが 2 件、「堺筋」、「市庁舎付近」、「上本町六丁目広場」、「工場地帯」に関するものがそれぞれ 1 件ずつである。これらの地域の景観は、近世に形成された道頓堀を除いて、すべてが明治末以降に形成されたものであり（表 2-8）、新しく出現した建築群による景観が複数の地域においてみられるようになった。

描写された公的施設・地域の位置の分布をみると（図 2-22）、公的施設は中之島周辺に集中している（図 2-22 中 1・3・4・11・22・23）。また、地域描写に関しては、公的施設が集中した中之島全景に加えて（図 2-22 中 6）、中之島内の市庁舎前を通る街路である御堂筋の沿道（図 2-22 中 7）、市街地中央部における堺筋の沿道（図 2-22 中 16）が描写対象となり、幅の広い街路沿道において高層建築と低層家屋が混在する地域景観が描写された（図 2-21-2）。さらに、市街地東部では奈良と大阪を結ぶ大阪電気軌道の上本町駅<sup>105</sup>周辺の広場と高層建築・家屋群（図 2-22 中 17）、市街地西部では工場地域（図 2-22 中 10）、市街地南部では近世に形成された繁華街である道頓堀の商家・芝居小屋群とネオンによる川沿いの夜景が描写された（図 2-22 中 36・37、道頓堀の商家・芝居小屋群を図 2-22-3 に示す）。

以上のように、大正・昭和初期の大阪の景観についてみると、主要街路沿道・主要駅周辺では高層建築と家屋群が混在する空間、中之島においては公的施設、市街地西部では工場が集合する空間が形成された。一方、近世に形成された繁華街である道頓堀では、地域空間を構成する建築物の表層を変えながらも芝居小屋・劇場という建築類型を通して近世の景観が近代においても継承されたものといえる。このように、大正・昭和初期の市街地では公的施設・企業施設の拡充・出現と、街路・交通機関の整備に伴い、個々の地域の景観が新しく形成された。その一方で、近世から継承される景観は道頓堀・大阪城、及び四天王寺等の寺院・神社において保持されることとなった。

## 2-5 小結

近世末の大坂及び、明治期から大正・昭和初期大阪の都市空間について検討すると、都市領域としては近世から明治中期にかけて大きな変化がみられなかったものの、明治後期から市街地が拡大する過程が見て取れた。とりわけ大正 14 年の第二次市域拡張によって、大阪市が人口・市域面積ともに日本で最大の都市となって以降、人口・市街地面積はさらに増加・拡大をみせた。

また、都市領域を組織化する街路網としては、近世では市街地から大坂城に至る経路である東西方向の高麗橋通が主軸となっており、南北方向の主要経路である堺筋がそれに従属した。一方、明治期では、東西方向の経路ではなく、近世の街路網において従属的な位置を占めた南北方向の堺筋が主軸となった。しかし、大正・昭和初期では、御堂筋を中心とする街路網が計画・建設されることによって、近世の空間構造を遺棄した新しい空間構造の形成が企図された。

<sup>105</sup> 大阪電気軌道による上本町-奈良間の鉄道路線は大正 3 年に開業している。（前掲『新修大阪市史』第 6 巻、pp. 427-429）

さらに、大正・昭和初期における街路網の中心軸となった御堂筋及びその北端に位置する大阪駅周辺の整備をみると、前者は昭和12年に竣工し、後者では昭和15年に駅前の街区整備が完成した。また御堂筋建設に伴い、沿道街区の土地が大規模するとともに、沿道の土地と奥側の土地の間で経済的な格差が生じることとなった。このように、昭和10年以降においては、大阪駅前を含む御堂筋沿道において土地が大規模化するとともに、都市空間が持つ経済的な価値体系が再編されたものといえる。

これらの都市整備の展開に伴う都市の景観も変化について検討すると、近世においては同一の高さの家屋群で構成された市街地の中で、殷賑な商店、閉鎖的な領域を持つ遊郭、家屋と区別される寺院・神社が特異点を形成していたのに対し、明治期においては、新たに出現した行政・政府の公的施設が特異点となった。その一方で、明治期の市街地の大部分は近世の景観が存続していた。しかし、大正・昭和初期では、公的施設に加えて、高層建築による企業施設の出現と、街路・交通機関網の整備によって、市街地に包含される多様な地域において景観が刷新された。一方、近世から続く景観は、道頓堀・大阪城や四天王寺等の寺院・神社において保持された。

このように、明治期の大阪においては、近世大坂の空間構造・景観を保持していたのに対し、大正・昭和初期においては、公的施設・企業施設の出現及び街路・交通機関の建設に伴い、近世から続く空間構造が遺棄され、御堂筋を都市軸とした新たな都市空間が形成された。

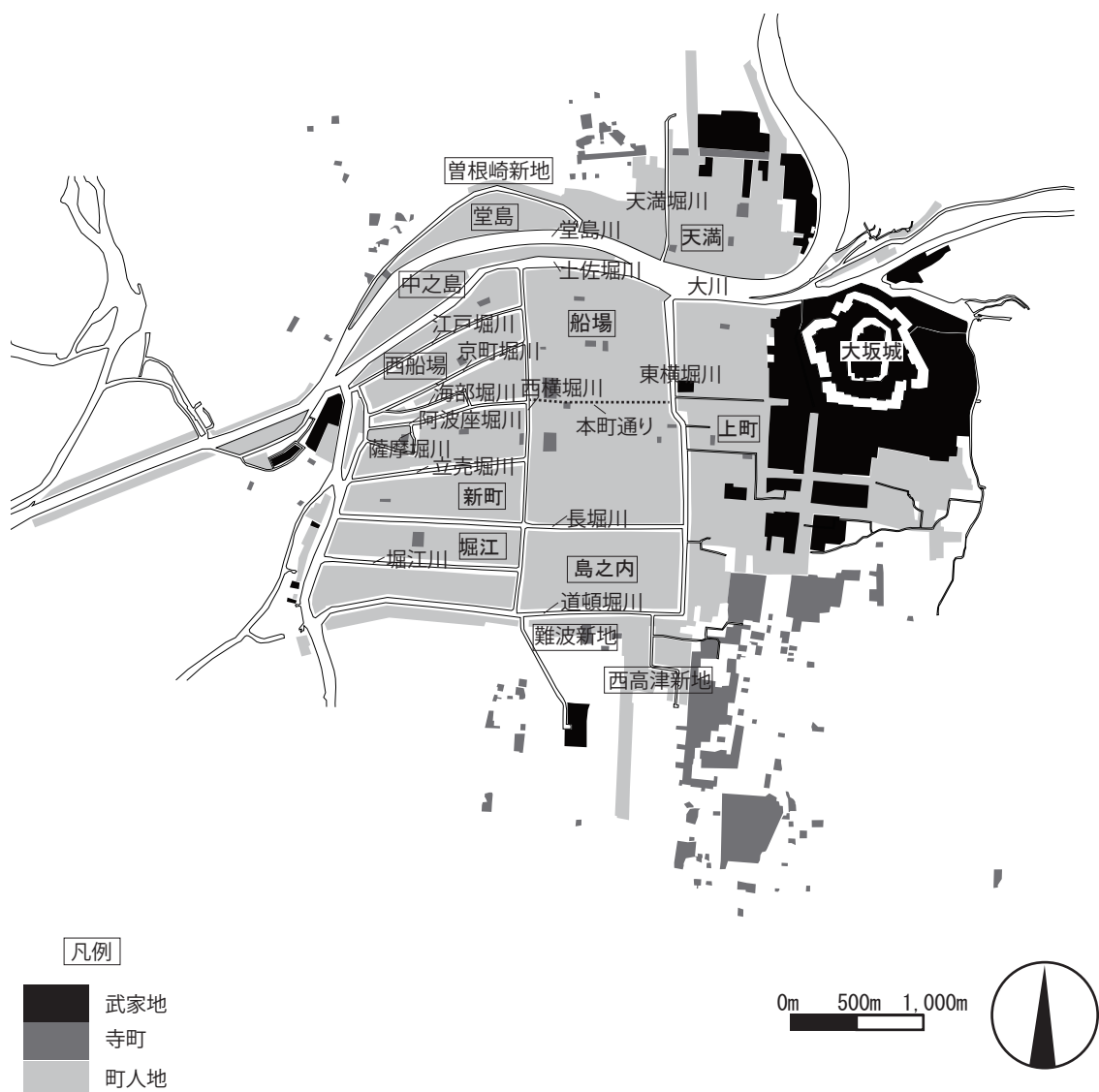
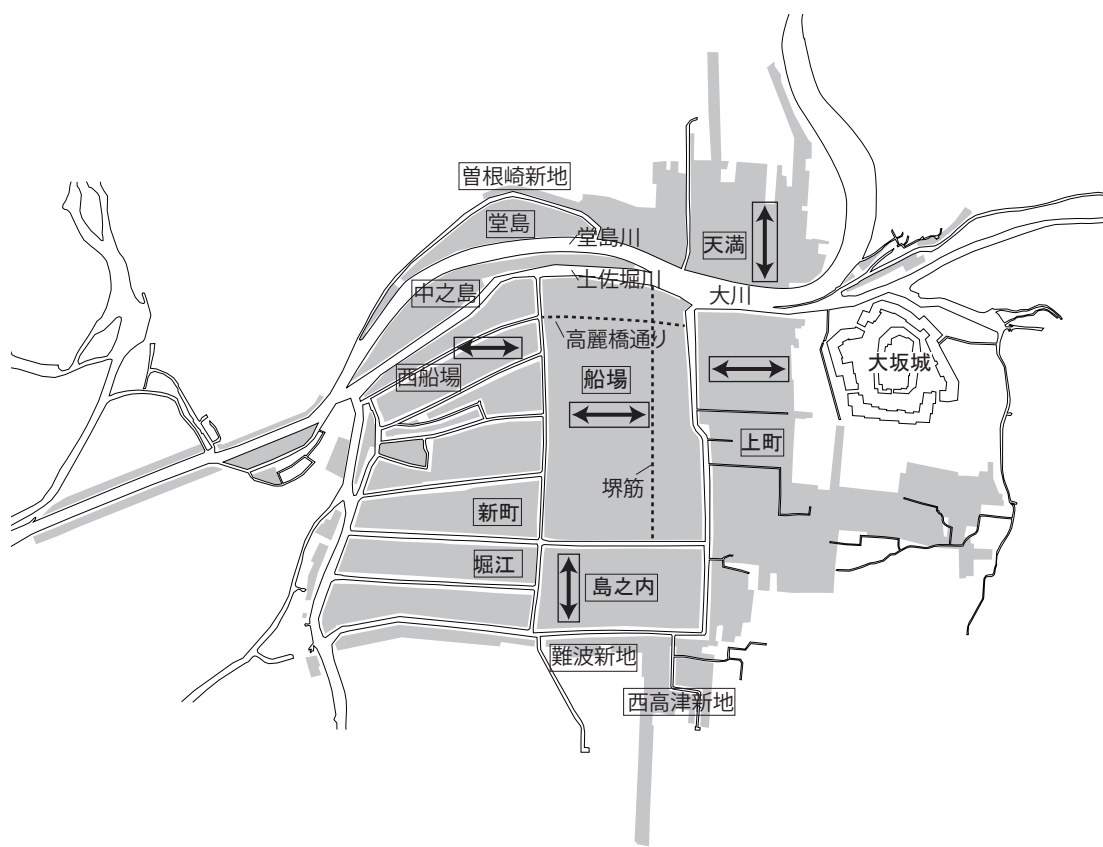
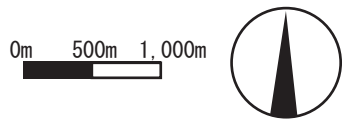


図2-1 近世末大坂の都市領域

図注 図の作成の際は、『まちに住まうー大阪都市住宅史』(平凡社、1989)に付属されている地図である「浪花の繁栄-大坂三郷の商工-」を参考にした。左記の地図は、「増修改正摂州大坂地図」(文化3年)を参考史料として作成されたものであり、19世紀初期の大坂の都市領域を復元している。



- 凡例
- 町人地の領域を示す。
  - 各地域において町家の表が面する街路の方向を示す。
  - 町人地における主要街路(高麗橋通り・堺筋)を示す。



※図中において、四角で囲った文字は、地域名称を示す。

図2-2 近世末大坂の町人地における街路網

図注 本図の作成の際は図2-1と同様に『まちに住まう—大阪都市住宅史』(平凡社、1989)に付属の地図である「浪花の繁栄-大坂三郷の商工-」を参考にした。



凡例

町人地の領域を示す。



『浪花百景』における絵画の描写地の分布を示す。  
 なお、丸印に付した数字は、表2-2-1・2-2-2における  
 絵画番号と対応する。

※図中において、四角で囲った文字は、地域・川・街路の名称を示す。

0m 500m 1,000m



図2-3 『浪花百景』における絵画の描写地の分布

図注 本図の作成の際は図2-1・図2-2と同様に『まちに住まう—大阪都市住宅史』(平凡社、1989)に付属の地図である「浪花の繁栄-大坂三郷の商工-」を参考にした。



図2-4-1 大川沿いの街並み(描写地は図2-3中8)

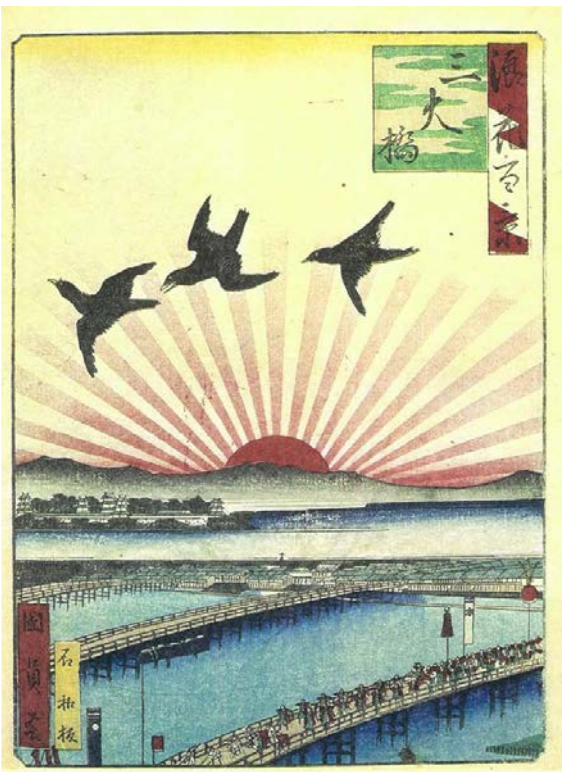


図2-4-2 市街地の家屋群(描写地は図2-3中52)



図2-4-3 道頓堀沿いの街並み(描写地は図2-3中73)



図2-4-4 高麗橋通りの三井呉服店(描写地は図2-3中56)

図2-4 『浪花百景』における町人地の描写

図注 一養齋芳滝他、『浪花百景(復刻版)』(立風書房、1976)より引用。

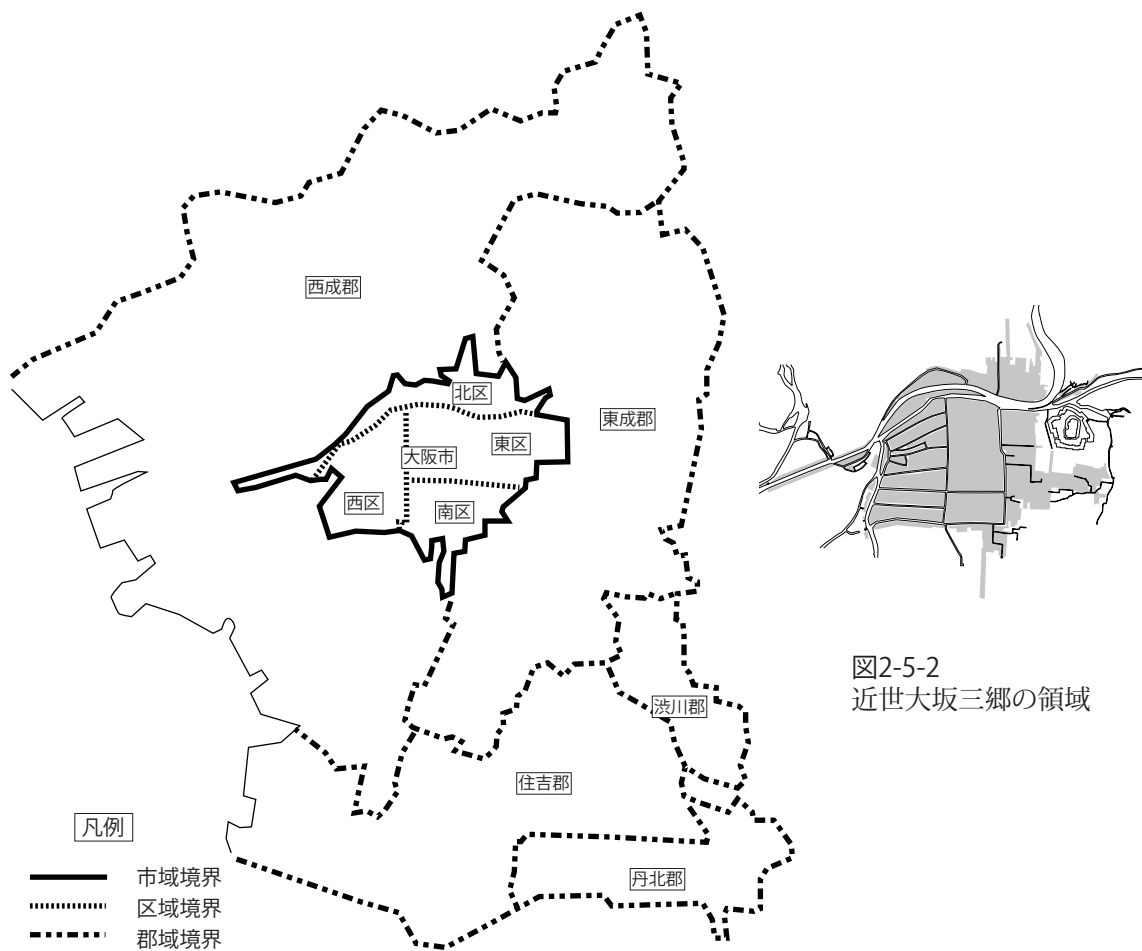


図2-5-1 明治22年制定の大阪府域と府域周辺の郡域

図2-5-2  
近世大坂三郷の領域

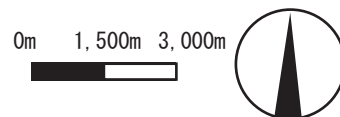


図2-5 明治22年制定の大阪府域及び近世大坂の三郷

図注 明治22年の大阪府域図の作成においては『新修大阪府史』第5巻(大阪府, p.198, 1991)に掲載されている府域図を参考にした。

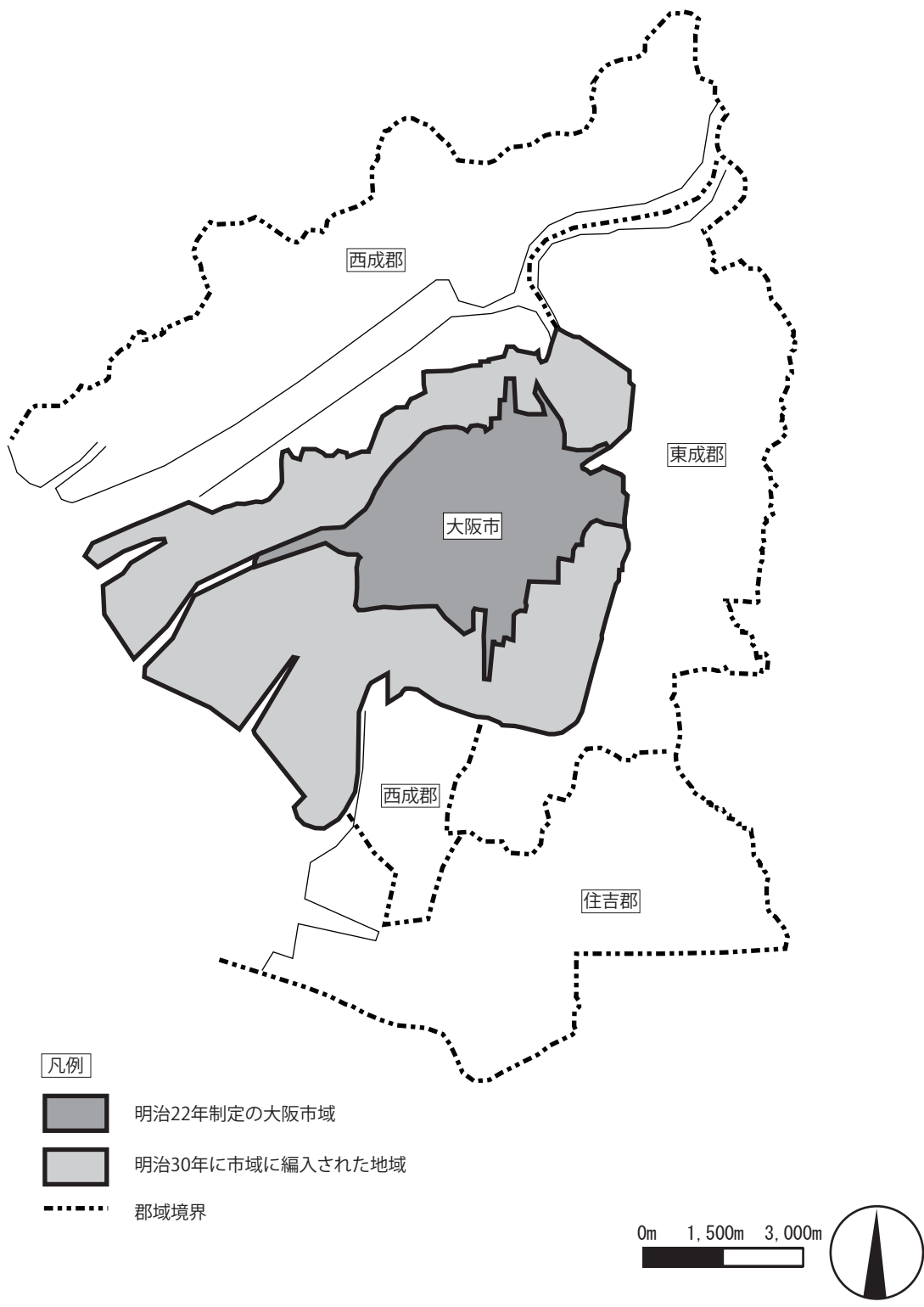


図2-6 明治30年の大阪府域と府域周辺の郡域

図注 本図の作成においては『新修大阪府史』第5巻(大阪府、p.245、1991)に掲載されている府域図を参考にした。



図2-7-1 明治19年の大阪市街地

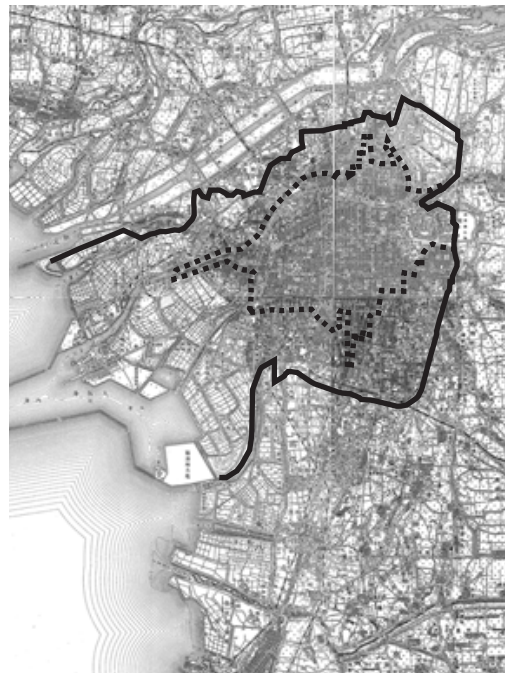


図2-7-2 大正3年の大阪市街地

凡例

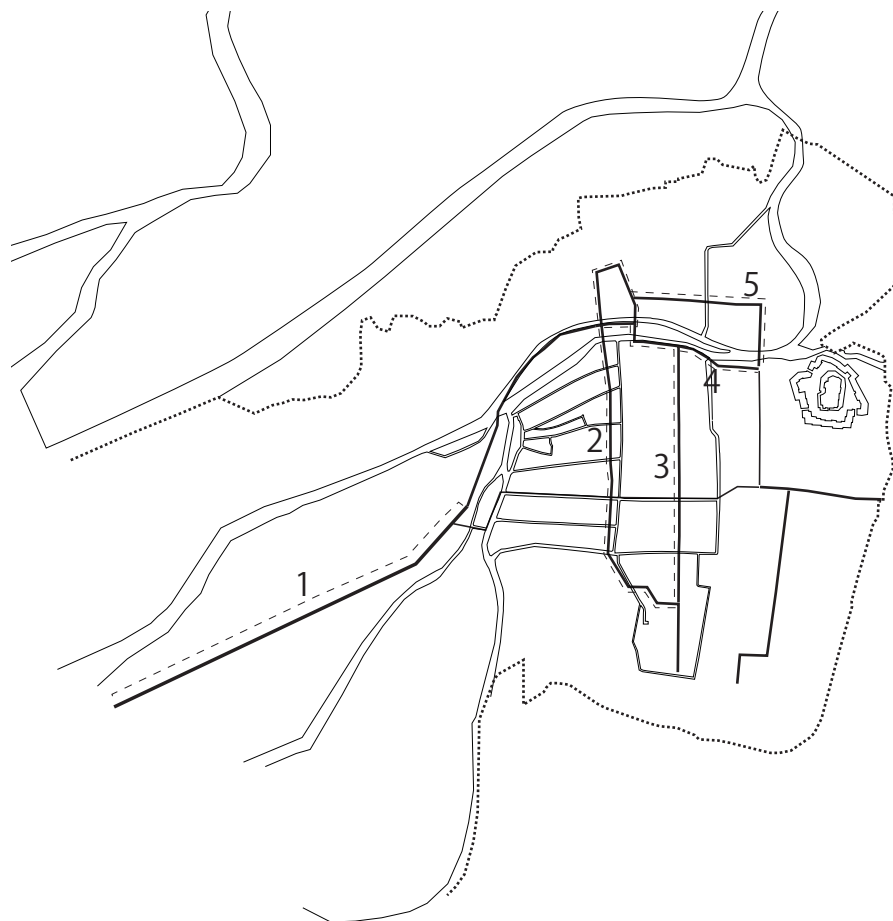
- 明治22年に制定された市域境界
- ..... 明治30年市域拡張以降の市域境界

0m 1,500m 3,000m



図2-7 明治中期及び大正初期の市街地

図注 『明治前期・昭和前期 大阪都市地図』(柏書房、1995)の収録地図及び  
 「大阪東南部」(大日本帝国陸地測量部、1917)、「大阪西南部」(大日本帝国陸地測量部、1916)  
 「大阪東北部」(大日本帝国陸地測量部、1917)、「大阪西北部」(大日本帝国陸地測量部、1916)を基に作成。



凡例

- 市電路線経路
- 各路線を区別するための補助線
- ..... 市域境界

0m 1,500m 3,000m



図2-8 明治期の市電路線網

図注 本図の作成においては『大阪市電気局四十年史 運輸篇』(大阪市電気局、1943)を参考史料とした。



図2-9-1 四天王寺境内の景観(描写対象の位置を図2-10中2に示す)



図2-9-2 大阪府庁舎周辺の景観(描写対象の位置を図2-10中4に示す)

## 図2-9 明治期大阪の案内書における景観描写

図注 大村徳次郎、『第五回内国勸業博覧會』(小泉亀吉、1902)より引用。

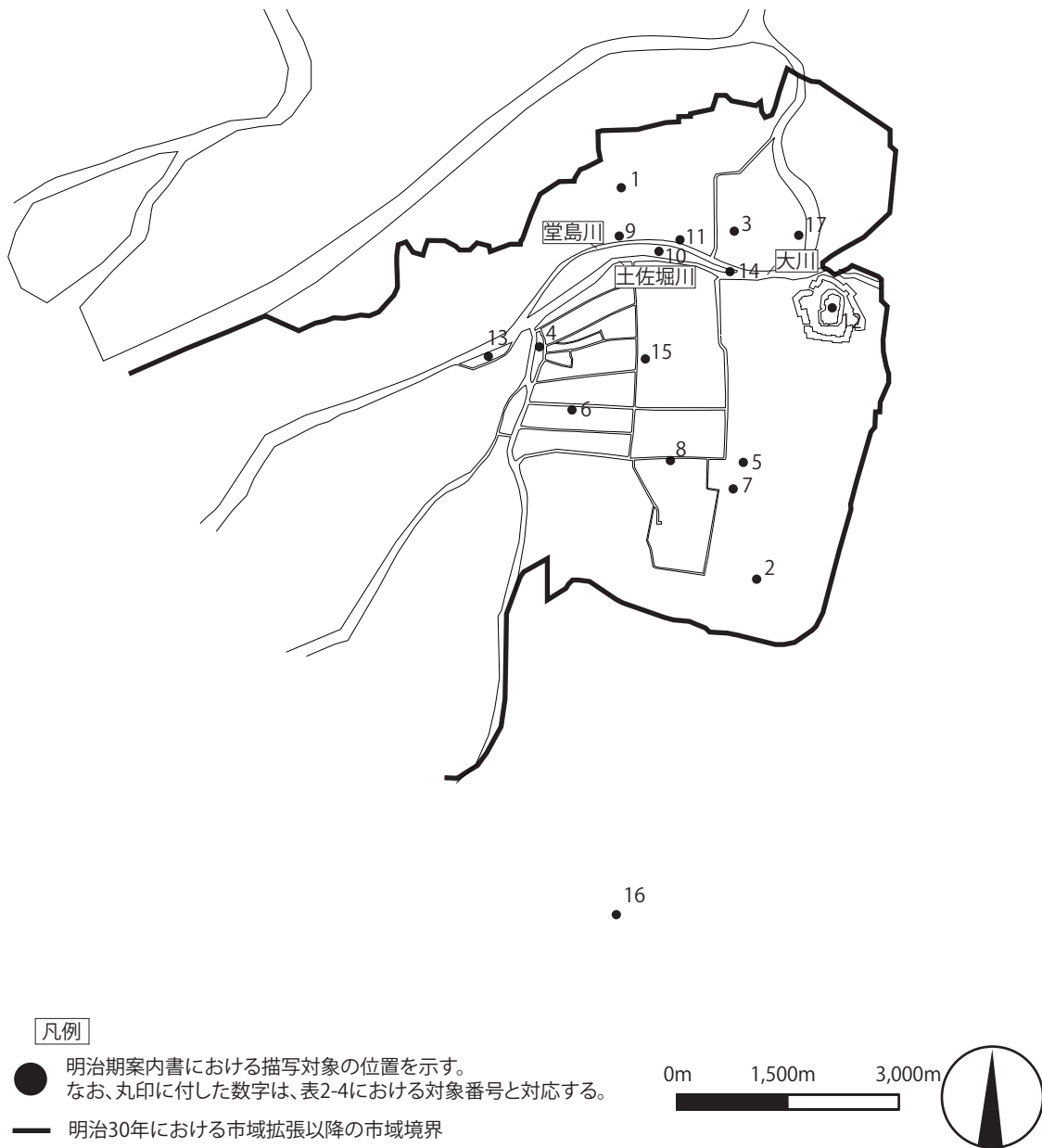


図2-10 明治期案内書における描写対象の地理的分布

図注 各描写対象の位置を検討する際は、「大阪市街地図」(岸谷傳次郎、1916)を参考にした。

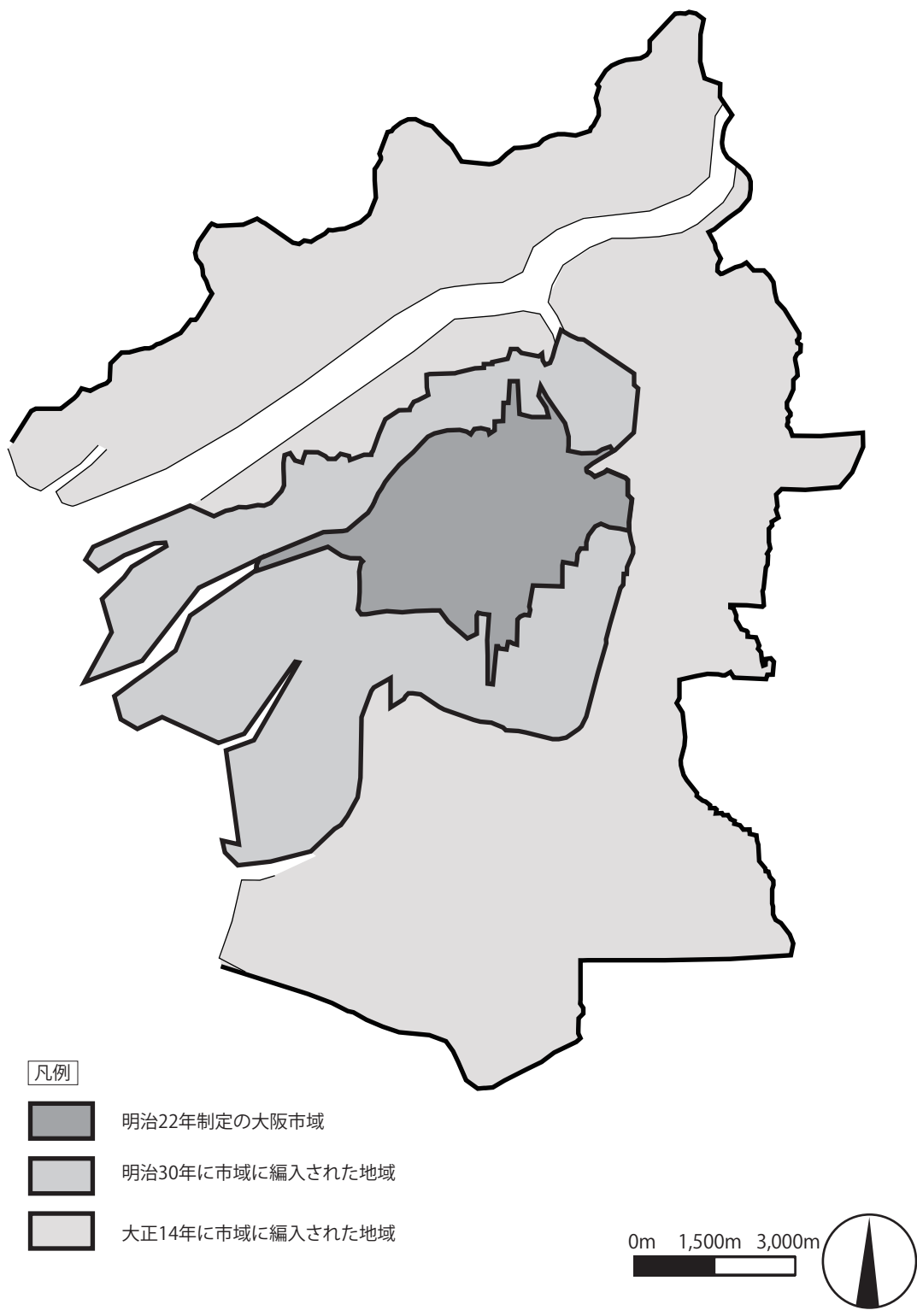


図2-11 大正14年の大阪市域

図注 本図の作成においては『新修大阪市史』第7巻(大阪市、p.4、1994)に掲載されている市域図を参考にした。

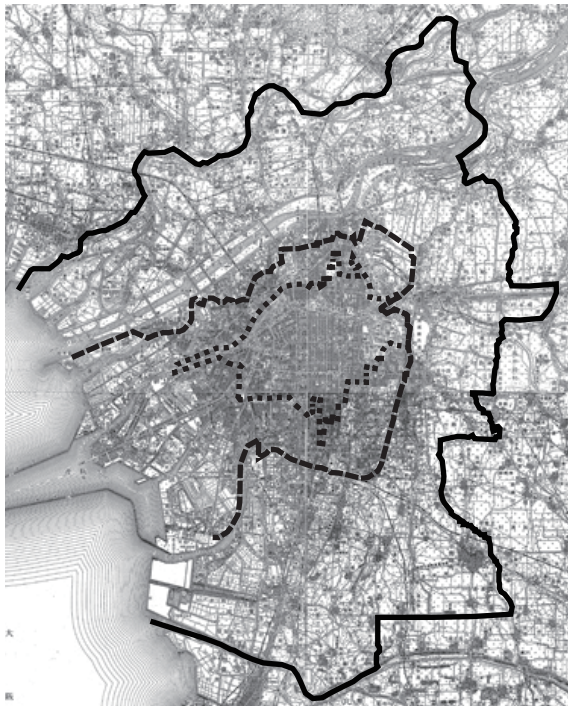


図2-12-1 昭和2年の大阪市街地

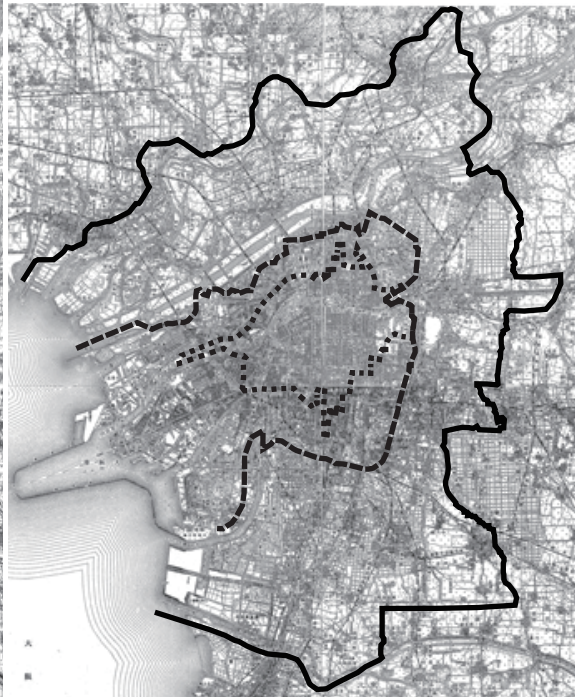


図2-12-2 昭和7年の大阪市街地

凡例

- ..... 明治22年に制定された市域境界
- 明治30年市域拡張以降の市域境界
- 大正14市域拡張以降の市域境界

0m 3,000m



図2-12 昭和初期の市街地

図注 「大阪東南部」(大日本帝国陸地測量部、1929)、「大阪西南部」(大日本帝国陸地測量部、1929)  
 「大阪東北部」(大日本帝国陸地測量部、1929)、「大阪西北部」(大日本帝国陸地測量部、1929)及び  
 「大阪東南部」(大日本帝国陸地測量部、1946)、「大阪西南部」(大日本帝国陸地測量部、1947)  
 「大阪東北部」(大日本帝国陸地測量部、1946)、「大阪西北部」(大日本帝国陸地測量部、1947)を基に作成。

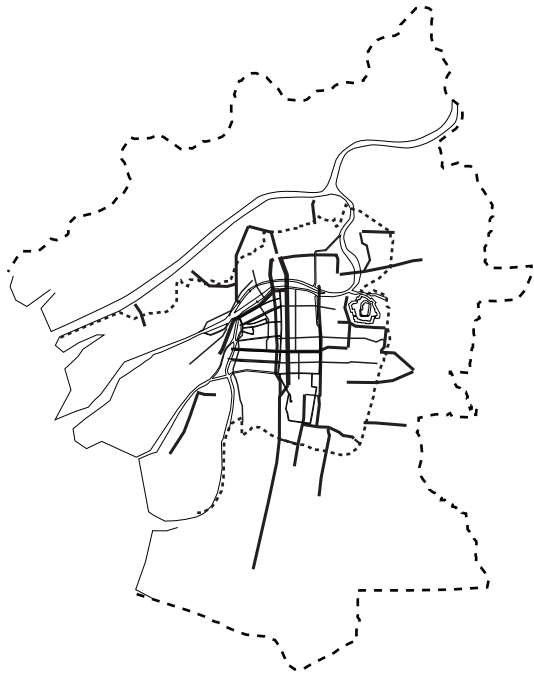


図2-13-1 第一次大阪都市計画事業の街路網

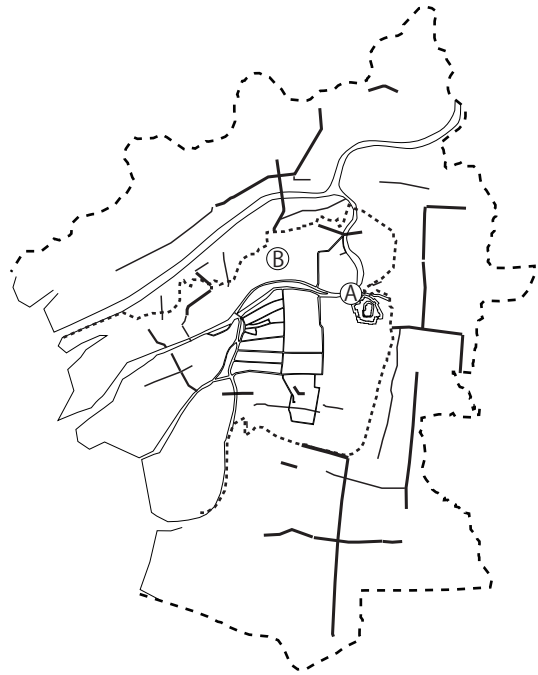


図2-13-2 第二次・第三次大阪都市計画事業の街路網

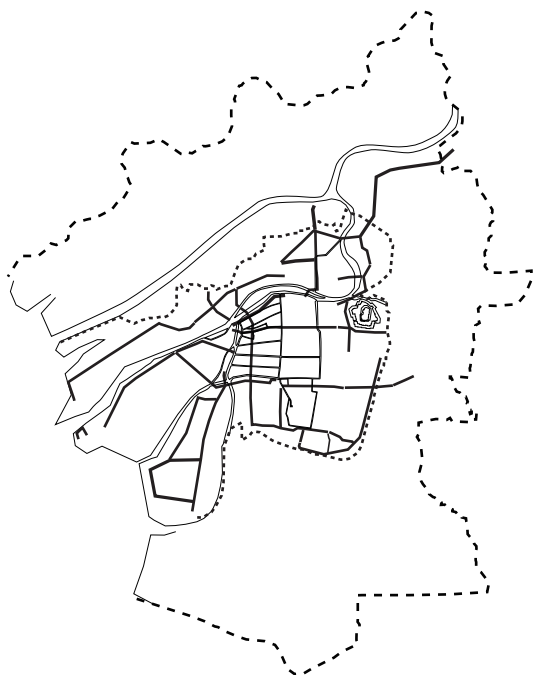


図2-13-3 市電事業の路線網

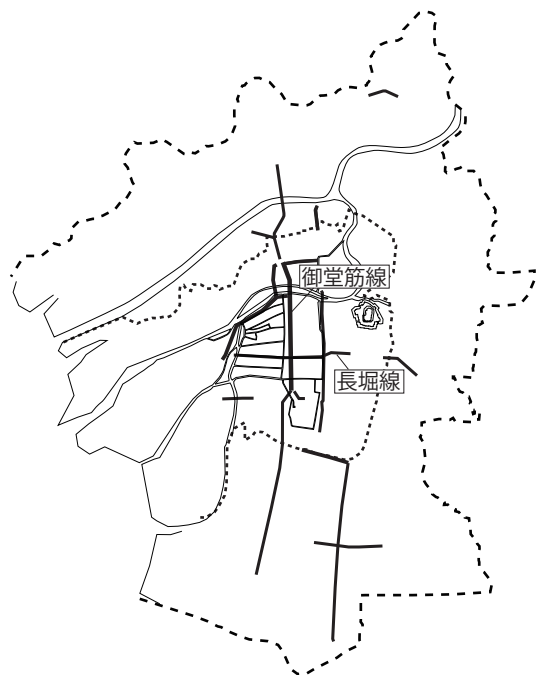


図2-13-4 15間以上の幅員の街路網

凡例

- 街路・市電路線経路
- ..... 明治30年第一次市域拡張以降の市域境界
- 大正14第二次市域拡張以降の市域境界

0m 3,000m



図2-13 大正・昭和初期の街路・市電路線網

図注 本図の作成においては『大阪都市計画並同事業輯覧』(大阪市土木部、1937)及び『大阪市電気局四十年史 運輸篇』(大阪市電気局、1943)を参考史料とした。

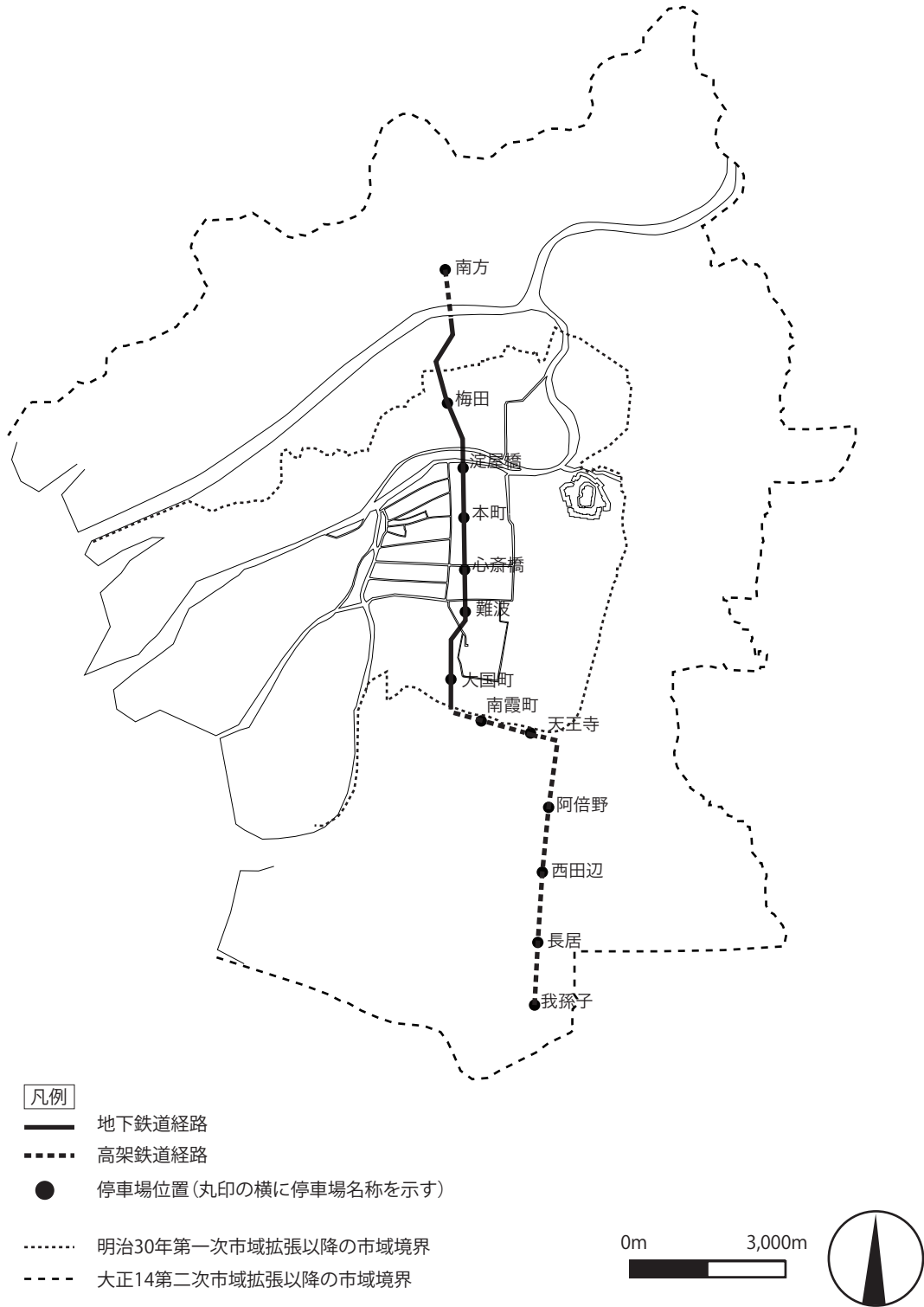


図2-14 大阪都市計画事業における地下鉄道・高架鉄道路線経路

図注 本図の作成においては『大阪市地下鉄五十年史』(大阪市交通局、1983)を参考資料とした。



凡例  
 御堂筋街路建設における各施工区間  
 地下鉄停車場

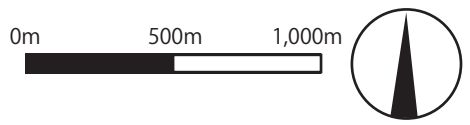
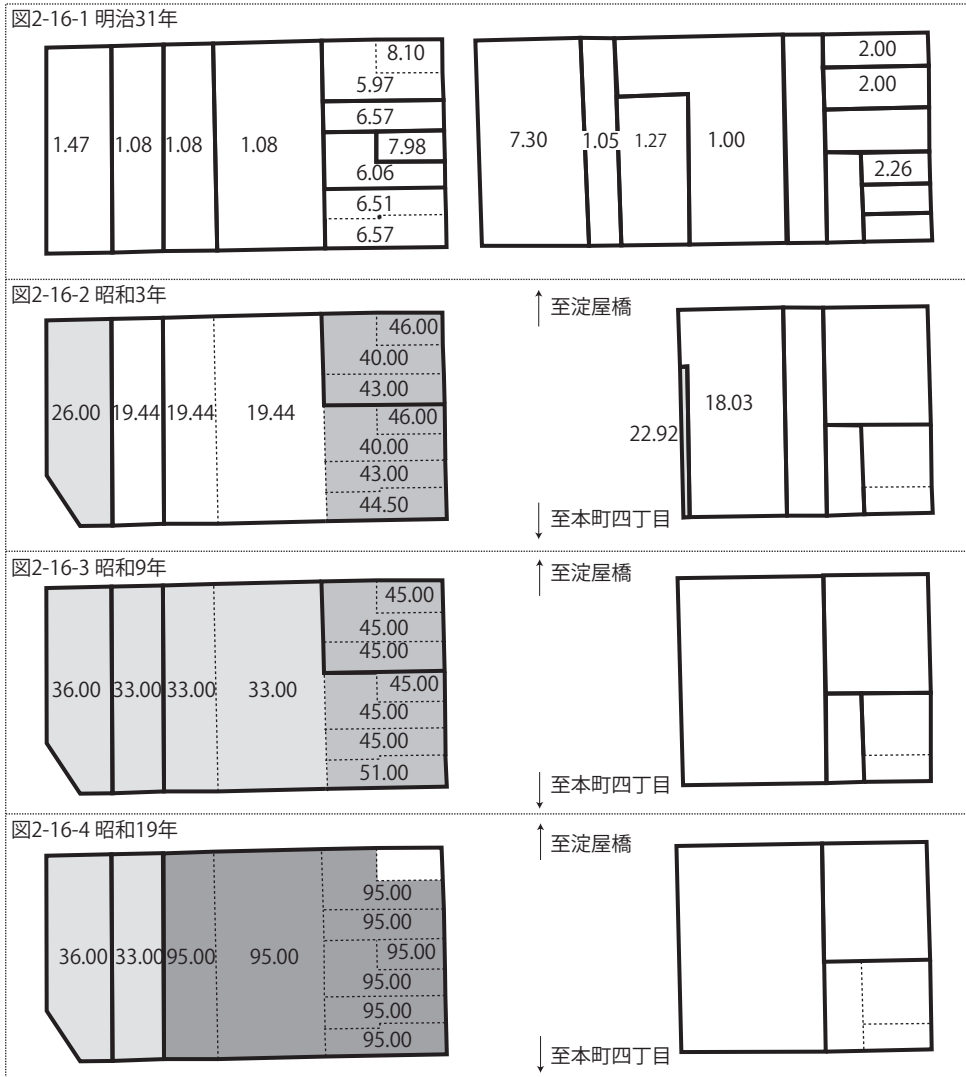


図2-15 御堂筋経路と街路建設における施工区間

図注 本図は『昭和前期日本都市地図集成』(柏書房、1986)所収の「最新番地入大大阪市地図」(箕島正夫、1934)を基に作成した。なお、御堂筋建設の施工区間に関しては、『第一次大阪都市計画事業誌』(大阪市、p.311、1944)を史料として用いた。



凡例

— 土地境界線

..... 所有者が同一の場合の隣地境界線

※それぞれの土地に記した数値は坪当たり地価(円)を示す

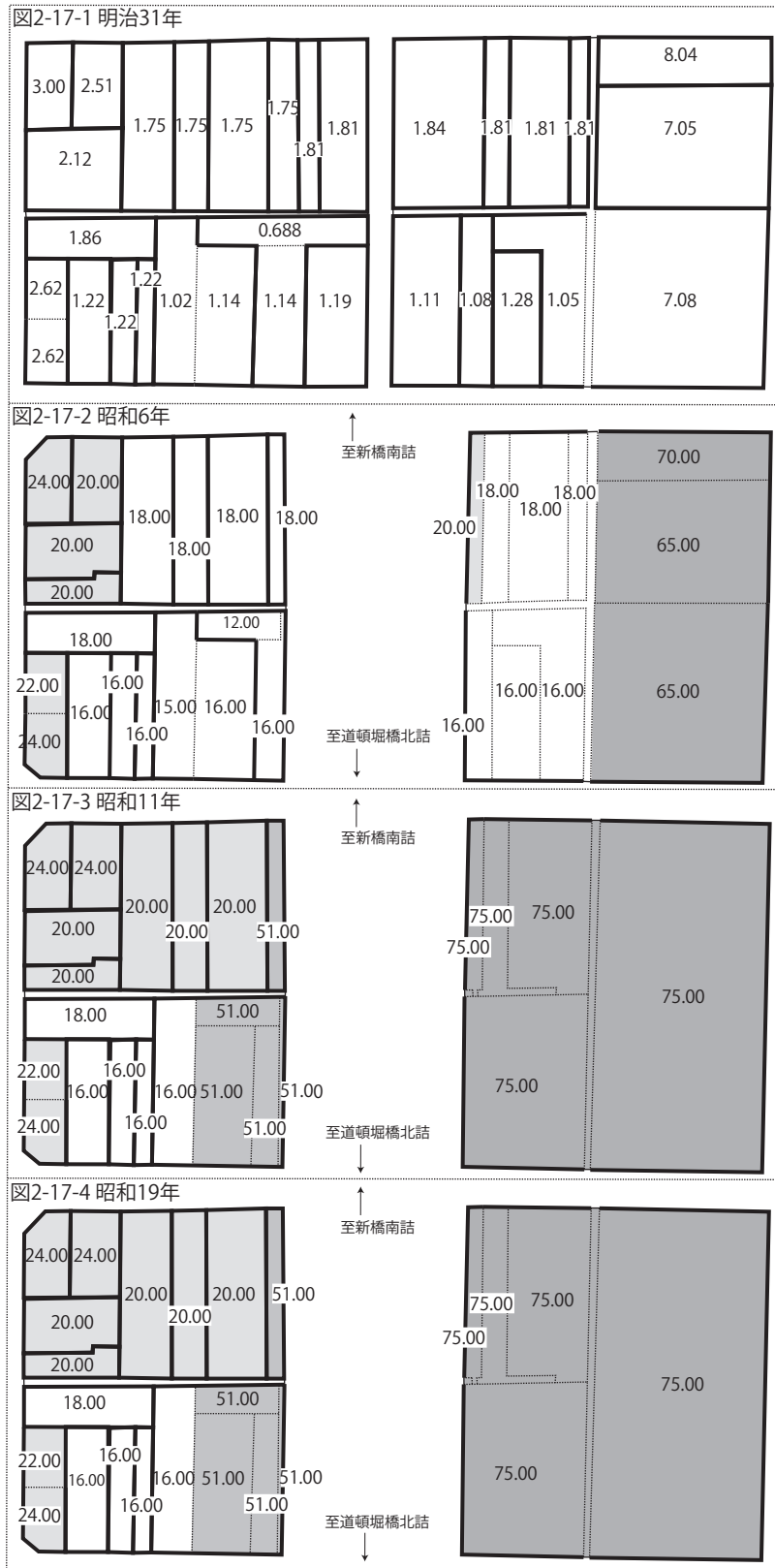
●土地の色と地価の関係

- 0-19(円/坪)あるいは不明
- 20-39(円/坪)
- 40-59(円/坪)
- 60-79(円/坪)
- 80(円/坪)以上



0m 10m 20m

図2-16 北浜四丁目・五丁目の街区の変遷



凡例

- 土地境界線
- ..... 所有者が同一の場合の隣地境界線
- ※それぞれの土地に記した数値は坪当たり地価(円)を示す

- 土地の色と地価の関係
- 0-19(円/坪)あるいは不明
- 20-39(円/坪)
- 40-59(円/坪)
- 60-79(円/坪)
- 80(円/坪)以上

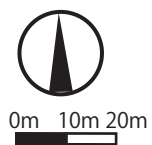
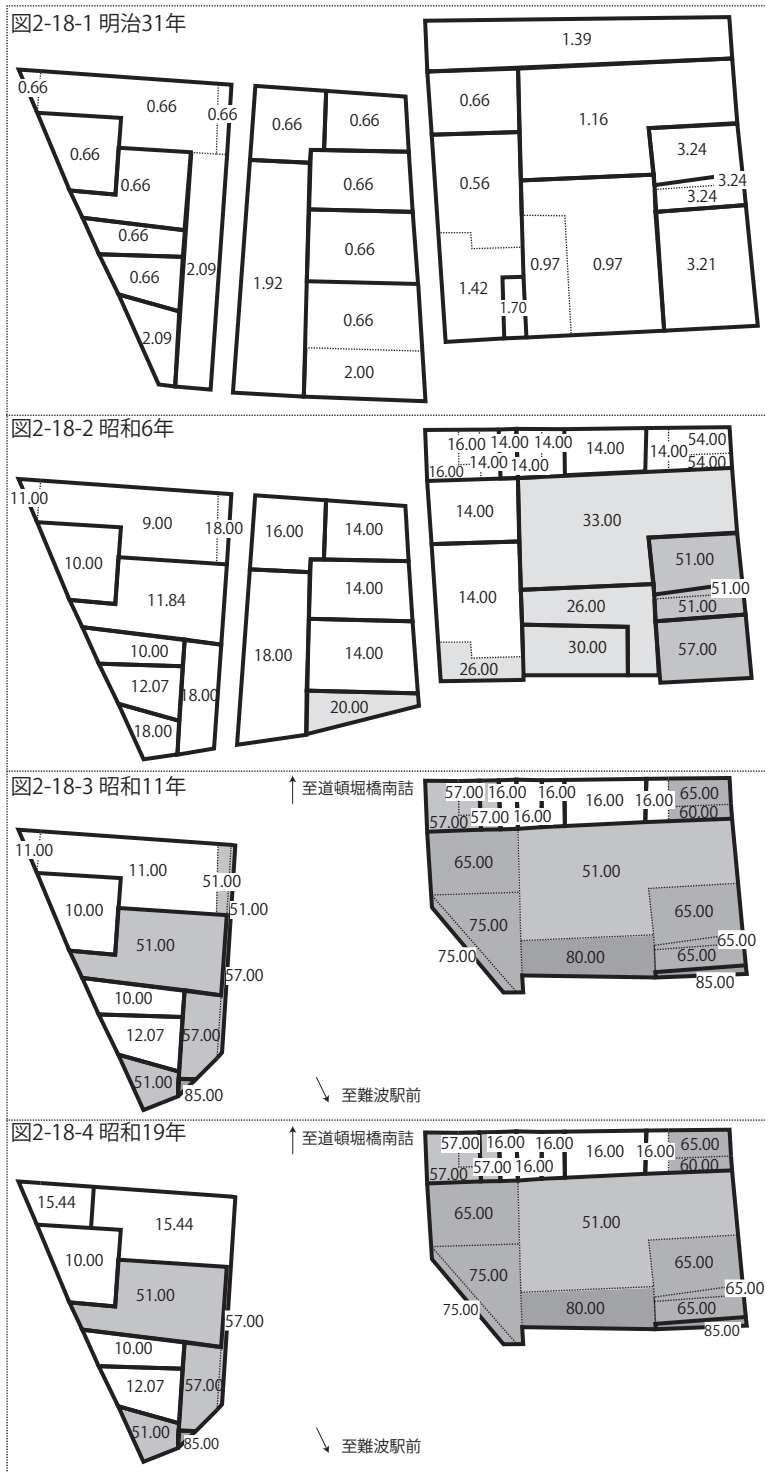


図2-17 大宝寺西之町・西清水町・心齋橋筋一丁目の街区の変遷



凡例

- 土地境界線
- ..... 所有者が同一の場合の隣地境界線
- ※それぞれの土地に記した数値は坪当たり地価(円)を示す

- 土地の色と地価の関係
- 0-19 (円/坪) あるいは不明
- 20-39 (円/坪)
- 40-59 (円/坪)
- 60-79 (円/坪)
- 80 (円/坪) 以上

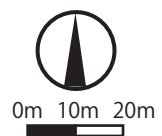


図2-18 難波新地五番丁の街区の変遷

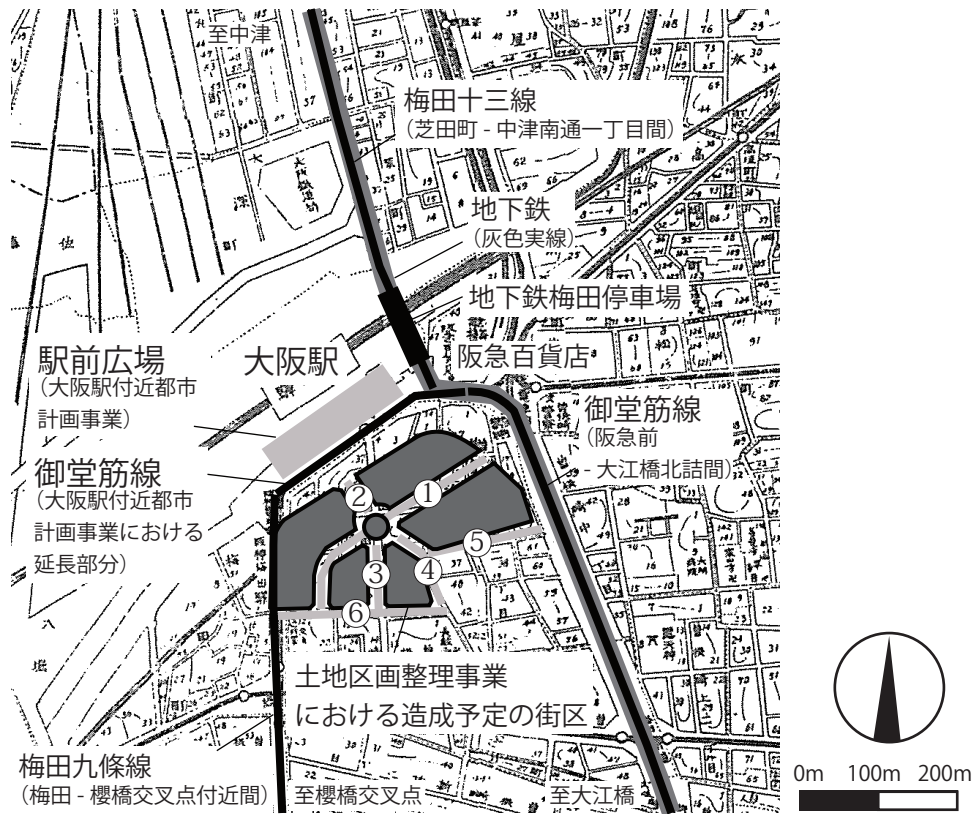


図2-19 大阪駅周辺で実施された整備事業

図注 本図は『昭和前期日本都市地図集成』(柏書房、1986)所収の「最新番地入大大阪市地図」(箕島正夫、1934)を基に作成した。



図2-20 整備事業実施以前の大阪駅南側市街地  
(『大阪駅前市街地改造事業誌』、大阪市都市整備局、1985より引用。)



図2-21-1 大阪朝日新聞社

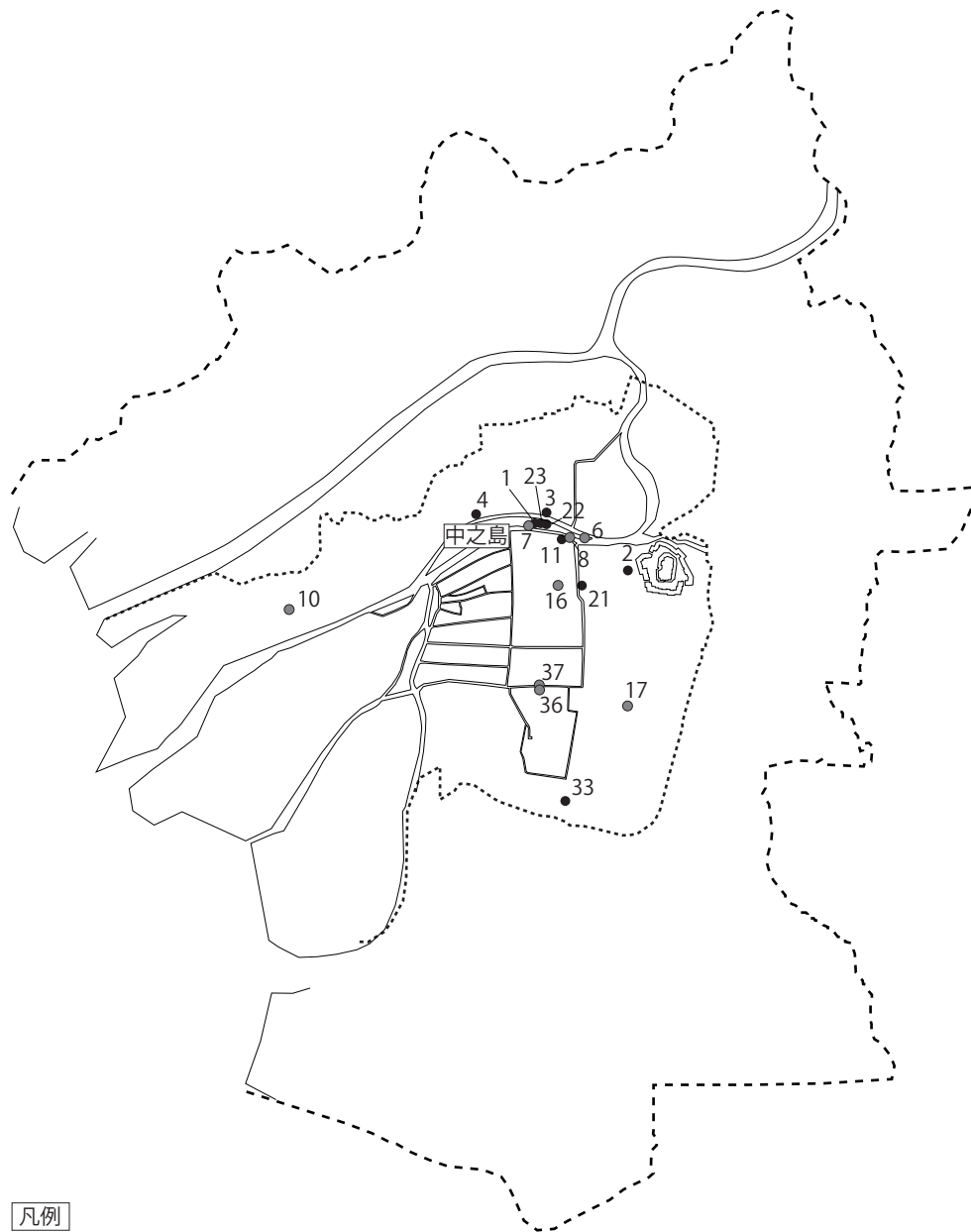


図2-21-2 大阪市庁舎前の御堂筋沿道(描写対象の位置は図2-22中7)



図2-21-3 道頓堀の景観(描写対象の位置は図2-22中36)

図2-21 『御大典記念大阪案内記』における景観描写  
(大阪市役所編、『御大典記念大阪案内記』、大阪市役所産業部、1928より引用)



凡例

- 描写対象となった公的施設の位置
- 描写対象となった地域の位置  
 なお、丸印に付した数字は、表2-8における対象番号と対応する。

- 明治30年第一次市域拡張以降の市域境界
- - - - - 大正14第二次市域拡張以降の市域境界

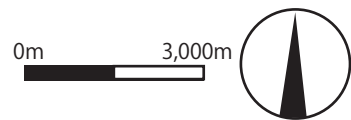


図2-22 『御大典記念大阪案内記』において描写された公的施設・地域の分布

図注 なお、各描写対象の位置を検討する際は、「大阪市街地図」(岸谷傳次郎、1916)及び「最新大大阪市街地地図」(日下伊兵衛、1940)を参考にした。

表2-1 近世大坂の人口

年号	年	西暦（年）	人口（人）
寛永	11	1634	404,929
寛文	5	1665	268,760
寛文	9	1669	279,610
延宝	7	1679	287,891
元禄	2	1689	330,244
元禄	12	1699	364,154
宝永	6	1709	381,626
正徳	5	1715	374,684
享保	4	1719	374,498
享保	10	1725	369,161
享保	14	1729	385,431
元文	4	1739	403,724
寛延	2	1749	404,146
宝暦	10	1760	415,016
明和	2	1765	423,453
明和	7	1770	409,059
安永	4	1775	411,899
安永	9	1780	408,504
天明	5	1785	384,903
寛政	2	1790	386,617
寛政	7	1795	388,895
寛政	12	1800	383,544
文化	2	1805	385,832
文化	7	1810	385,617
文化	12	1815	378,570
文政	3	1820	378,940
文政	8	1825	382,811
天保	元	1830	376,232
天保	6	1835	366,390
天保	11	1840	341,521
弘化	2	1845	344,093
嘉永	3	1850	330,637
安政	2	1855	321,166

表注 本表の作成の際は、『新修大阪市史』第4巻(大阪市、pp.198-207、1990)を典拠とした。当該資料においては武家人口を除いた大坂三郷及び付属地の人口に関して、寛永11年(1634年)から寛延2年(1749年)までの期間では断続的に、宝暦6年(1756年)から文久2年(1862年)までの期間では毎年の統計が掲載されている。そこで本研究では、前者の期間では5年から10年毎の人口、後者の期間では5年毎の人口を抜粋して、表を作成した。

表2-2-1 『浪花百景』の描写地・描写対象地

絵画 番号	絵画名称	描写地	描写対象													
			家屋・ 商家	寺	神社	城	木	川	橋	山	池	滝	その他			
1	錦城の馬場	武家地				○										
2	今橋つきちの風景	町人地	○					○	○							
3	八軒屋夕景	町人地	○					○	○	○	○					
4	さくらの宮景	寺町・市街地外			○			○	○							
5	堂じま米市	町人地														○
6	蝸の松夜の景	町人地	○					○	○							
7	解舟町	町人地	○						○	○						
8	浪花橋夕涼	町人地	○						○	○						
9	真言坂	寺町・市街地外	○	○				○								○
10	天神祭り夕景	町人地	○						○							
11	松の花	町人地	○						○							
12	新町店つき	町人地	○													
13	生玉絵馬堂	寺町・市街地外			○				○		○					
14	源八渡し口	寺町・市街地外	○						○	○						
15	北妙見堤	寺町・市街地外	○						○	○						
16	天満市場	町人地	○													
17	住吉高とうろう	寺町・市街地外			○			○	○							○
18	高津	寺町・市街地外	○		○				○		○					
19	梅やしき	寺町・市街地外							○							
20	佐奈田山三光堂	寺町・市街地外			○				○							
21	増井浮瀬夜の雪	寺町・市街地外	○						○							
22	天満天神地車宮入	町人地			○				○							
23	雑喉場	町人地	○						○							
24	四ツ橋	町人地	○	○					○	○	○					
25	長堀石松	町人地	○						○							
26	今宮蛭子宮	寺町・市街地外			○				○							
27	広田社	寺町・市街地外			○				○							
28	長堀材木市	町人地	○							○						
29	森の宮蓮如松	町人地			○				○							
30	福しま逆櫓松	寺町・市街地外	○						○							
31	野田藤	寺町・市街地外			○				○							
32	茨住吉	寺町・市街地外														
33	松屋呉服店	町人地	○													
34	四天王寺	寺町・市街地外			○				○							
35	四天王合法辻	寺町・市街地外							○							
36	河堀口	寺町・市街地外							○	○						
37	生玉弁天池夜景	寺町・市街地外			○								○			
38	道頓堀太左衛門橋雨中	町人地	○							○	○					
39	十三中道	寺町・市街地外	○						○	○						
40	木津川口千本松	寺町・市街地外							○	○						
41	茶白山	寺町・市街地外							○			○	○			
42	うらえ杜若	寺町・市街地外							○		○		○			
43	鶴満寺の夕景	寺町・市街地外		○					○							
44	勝鬨院愛染堂	寺町・市街地外	○	○						○						
45	しりなし漆づつみ甚兵衛の小家	寺町・市街地外	○						○	○						
46	堀川備前陣家	寺町・市街地外	○						○	○						
47	安居天神社	寺町・市街地外			○				○							
48	広田星カ池稲荷	寺町・市街地外			○				○	○	○					
49	新清水紅葉坂滝	寺町・市街地外		○					○						○	
50	産湯味原池	寺町・市街地外		○					○				○			

表2-2-2 『浪花百景』の描写地・描写対象地

絵画 番号	絵画名称	描写地	描写対象													
			家屋・ 商家	寺	神社	城	木	川	橋	山	池	滝	その他			
51	筋鐘御門	武家地				○	○									
52	三大橋	町人地	○			○		○	○	○						
53	天満ぼし風景	町人地				○	○	○	○	○						
54	あみ島風景	町人地	○					○	○	○						
55	川崎御宮	寺町・市街地外					○	○	○							
56	三井呉服店	町人地	○													
57	浜村鬼子母神	寺町・市街地外		○			○	○								
58	北瓢亭	町人地	○				○									
59	崇禅寺馬場	寺町・市街地外			○		○									
60	玉江橋景	町人地	○	○			○		○							
61	戎島天満宮御旅所	町人地			○			○								
62	川口雑喉場つきじ	町人地	○				○	○								
63	安治川ぼし	町人地	○					○	○							
64	下安治川瑞賢山	寺町・市街地外					○	○								
65	天保山	寺町・市街地外					○	○		○						
66	新町廓中九軒夜桜	町人地	○				○									
67	あみだ池	町人地		○						○		○				
68	永代浜	町人地	○					○	○							
69	北の太融寺	寺町・市街地外		○			○									
70	両本願寺	町人地		○			○	○								
71	大江橋から鍋しま風景	町人地	○					○	○							
72	二軒茶や風景	町人地	○				○	○		○						
73	道頓堀角芝居	町人地	○					○								
74	長町裏遠見難波蔵	町人地	○				○									
75	吉助牡丹盛	町人地	○													
76	鉄眼寺夕景	寺町・市街地外		○			○									
77	天王寺増井	寺町・市街地外		○			○									
78	寿法寺	寺町・市街地外		○			○									
79	舍利寺	寺町・市街地外		○			○			○						
80	御勝山	寺町・市街地外	○				○			○						
81	茶臼山雲水	寺町・市街地外		○			○									
82	四天王寺伽藍	寺町・市街地外			○		○	○		○						
83	天下茶やぜさい	寺町・市街地外	○													
84	住吉岸姫松濟	寺町・市街地外					○									
85	住よし五大力	寺町・市街地外			○		○									
86	浅沢の弁財天	寺町・市街地外			○		○	○								
87	住吉反橋	寺町・市街地外			○		○	○								
88	住吉本社	寺町・市街地外			○		○	○		○						
89	住よし大和橋	寺町・市街地外					○	○	○							
90	京橋	武家地	○				○	○	○							
91	川崎ノ渡シ月見橋	町人地	○			○	○	○	○							
92	天満樋の口	寺町・市街地外					○	○								
93	毛馬	寺町・市街地外	○				○	○		○						
94	長柄三頭	寺町・市街地外					○	○		○						
95	柴島晒堤	寺町・市街地外	○				○	○								
96	江口君堂	寺町・市街地外	○				○	○								
97	佐太村天満宮	寺町・市街地外	○				○	○								
98	三島江	寺町・市街地外	○				○									
99	西照庵月見景	寺町・市街地外	○				○	○	○							
100	野中観音桃華盛り	寺町・市街地外		○			○			○						

表2-3 明治期大阪の人口

年号	年	西暦(年)	人口(人)
明治	22	1889	472,247
明治	24	1891	483,179
明治	26	1893	484,130
明治	28	1895	488,666
明治	30	1897	758,285
明治	32	1899	849,171
明治	34	1901	951,496
明治	36	1903	1,026,767
明治	38	1905	1,117,151
明治	40	1907	1,217,765
明治	42	1909	1,239,373
明治	44	1911	1,331,994

表注 本表の作成の際は、『大阪市統計書』第40回(大阪市役所、1943)に掲載されている統計を史料とした。なお、本表は大阪市制が制定された明治22年から明治末年に至る期間の隔年の人口を抜粋して作成した。

表2-4 明治期大阪の案内書における描写対象

対象番号	描写対象	描写内容	形成期	案内書A	案内書B	案内書C	案内書D
1	梅田停車場	駅舎	明治	○	○	○	○
2	四天王寺	寺院・神社	近世	○	○	○	○
3	天満天神社	寺院・神社	近世	○	○	○	○
4	大阪府庁	公的施設	明治	○	○	○	○
5	高津神社	寺院・神社	近世	○	○	○	○
6	阿弥陀池和光寺	寺院・神社	近世		○	○	○
7	生国魂神社	寺院・神社	近世	○	○	○	
8	道頓堀	地域	近世	○	○	○	
9	大阪商品陳列所	公的施設	明治	○	○		○
10	中之島公園	公園	明治	○	○		○
11	大阪控訴院地方裁判所	公的施設	明治	○		○	○
12	大阪城	城	近世	○		○	○
13	川口波止場	港湾施設	明治	○		○	○
14	天神橋	橋	明治	○		○	○
15	大谷派別院	寺院・神社	近世	○		○	○
16	住吉神社	寺院・神社	近世	○		○	○
17	造幣局	公的施設	明治	○		○	○
18	桜之宮	寺院・神社	近世	○		○	
19	第五回内国勸業博覧会	公的施設	明治			○	○
20	天満橋	橋	明治	○		○	
21	本願寺派別院	寺院・神社	近世	○		○	
22	浪花橋	橋	明治	○		○	
23	住吉公園	公園	明治	○	○		
24	茶臼山	自然	近世	○	○		
25	豊国神社	寺院・神社	明治			○	
26	高麗橋	橋	明治			○	
27	階行社記念標	その他	明治			○	
28	大阪ホテル	企業施設	明治			○	
29	心齋橋	橋	明治			○	
30	安治川口	港湾施設	明治		○		
31	四ツ橋	地域	近世		○		
32	築港	港湾施設	明治				○
33	木津川	自然	近世				○
34	鴻池邸宅	家屋・商家	明治	○			
35	大阪博物場	公的施設	明治	○			
36	三井銀行	企業施設	明治	○			
37	大阪郵便電信局	公的施設	明治	○			
38	小楠公	その他	明治	○			
39	住友邸宅	家屋・商家	明治	○			

表2-5 大正・昭和初期大阪の人口

年号	年	西暦(年)	人口(人)
大正	元	1912	1,331,994
大正	3	1914	1,424,596
大正	5	1916	1,508,577
大正	7	1918	1,583,650
大正	9	1920	1,296,200
大正	11	1922	1,341,000
大正	13	1924	1,431,500
昭和	元	1926	2,186,900
昭和	3	1928	2,333,800
昭和	5	1930	2,453,573
昭和	7	1932	2,586,300
昭和	9	1934	2,722,700
昭和	11	1936	3,101,900
昭和	13	1938	3,321,200
昭和	15	1940	3,252,340

表注 本表の作成の際は、『大阪市統計書』第40回(大阪市役所、1943)に掲載されている統計を史料とした。なお、本表は大正元年から昭和15年までの期間の隔年の人口を抜粋して作成した。

表2-6 大正・昭和初期の大阪市における都市計画事業

事業名称	開始予定年度	終了予定年度	事業内容									予算(万円)			
			街路	橋梁	交通機関	運河	地下道	広場	下水道	敷地造成	墓地		公園		
第一次大阪都市計画事業	大正10(1921)	昭和13(1938)	○	○											16,250
大阪都市計画下水道事業(第一期)	大正11(1922)	大正13(1924)								○					402
大阪都市計画下水道事業(第二期)	大正13(1924)	昭和2(1927)								○					409
寝屋川附近都市計画事業	昭和2(1927)	昭和7(1932)	○	○							○				222
大阪都市計画下水道事業(第三期)	昭和3(1928)	昭和12(1937)								○					1,625
大阪都市計画事業高速交通機関	昭和4(1929)	昭和18(1943)			○										12,925
大阪都市計画下水処理事業(第四記)	昭和5(1930)	昭和12(1937)								○					2,160
第二次大阪都市計画事業	昭和7(1932)	昭和14(1939)	○			○									5,967
大阪駅前都市計画事業	昭和9(1934)	昭和14(1939)	○				○	○							492
大阪駅前土地区画整理	昭和10(1935)	昭和12(1937)									○				270
大阪都市計画下水道事業(第五期)	昭和11(1936)	昭和17(1942)								○					5,850
第三次大阪都市計画事業	昭和12(1937)	昭和18(1943)	○	○		○									3,069
大阪都市計画街路墓地事業	昭和13(1938)	昭和16(1941)	○										○		240
大阪都市計画公園緑地事業	昭和14(1939)	昭和20(1945)												○	2,331

表注 本表の作成においては、『大阪都市計画並同事業輯攷』(大阪市土木部、1937)及び『第一次大阪都市計画事業誌』(大阪市、pp.129-180及びpp.633-646、1944)を史料とした。前者の史料では、大阪市における初の都市計画である大阪市区改正設計が内閣によって認可された大正8年から昭和12年までの期間に計画・実施された都市計画及び都市計画事業の概要・実施内容が、後者の史料では、昭和19年までに計画・実施された都市計画及び都市計画事業の概要が掲載されている。なお、表中の「事業内容」の項目における丸印は、各都市計画事業における当該整備内容の有無を示している。

表2-7 御堂筋沿道街区における土地所有者1名あたりの平均所有坪数

表 2-7-1 北浜四丁目・五丁目の街区における1名あたり平均所有坪数

街区	年	土地所有者 1名あたり 平均所有坪数
東街区	明治31	129
	昭和3	90
	昭和9	135
	昭和19	180
西街区	明治31	96
	昭和3	216
	昭和9	216
	昭和19	288

表 2-7-2 大宝寺西之町・西清水町・心齋橋筋一丁目の街区における1名あたり平均所有坪数

街区	年	土地所有者 1名あたり 平均所有坪数
東街区	明治31	205
	昭和6	1666
	昭和11	1666
	昭和19	1666
西街区	明治31	112
	昭和6	94
	昭和11	102
	昭和19	102

表 2-7-3 難波新地五番丁の街区における1名あたり平均所有坪数

街区	年	土地所有者 1名あたり 平均所有坪数
東街区	明治31	219
	昭和6	113
	昭和11	162
	昭和19	162
西街区	明治31	127
	昭和6	115
	昭和11	99
	昭和19	87

表2-8 『御大典記念大阪案内記』における描写対象

対象番号	描写対象	描写内容	形成期
1	大阪支庁	公的施設	明治末以降
2	大阪府庁	公的施設	明治末以降
3	控訴院	公的施設	明治
4	大阪中央電信局	公的施設	明治末以降
5	築港	港湾施設	明治
6	中之島遠望	地域	明治末以降
7	大阪支庁と其の付近	地域	明治末以降
8	中之島中央部と土佐堀川	地域	明治末以降
9	新淀川と西成大橋	橋	明治末以降
10	工場地帯	地域	明治末以降
11	大阪株式取引所	公的施設	明治末以降
12	境川公設市場	市場	明治末以降
13	雑喉場魚市場	市場	近世
14	天満青物市場	市場	近世
15	難波橋	橋	明治末以降
16	堺筋	地域	明治末以降
17	上本町六丁目廣場	地域	明治末以降
18	川口波止場	港湾施設	明治
19	安治川下流の帆船	自然	近世
20	大阪商工会議所	企業施設	明治末以降
21	府立商品陳列所	公的施設	明治末以降
22	中央公会堂	公的施設	明治末以降
23	府立図書館	公的施設	明治末以降
24	大阪朝日新聞社	企業施設	明治末以降
25	毛馬洗堰	河川・水道施設	明治末以降
26	大阪毎日新聞社	企業施設	明治末以降
27	柴島水源地	河川・水道施設	明治末以降
28	大阪城	城	近世
29	高津神社	寺院・神社	近世
30	天満宮	寺院・神社	近世
31	皇太子殿下行啓記念碑	その他	明治末以降
32	天王寺公園	公園	明治末以降
33	市立動物園	公的施設	明治末以降
34	天王寺公園茶臼山	自然	近世
35	四天王寺	寺院・神社	近世
36	道頓堀	地域	近世
37	道頓堀川の夜景	地域	明治末以降
38	松竹座の舞踊	劇場	明治末以降
39	文楽座の人形浄瑠璃	劇場	近世
40	中座の歌舞伎劇	劇場	近世
41	住吉神社反橋	橋	近世

### 第3章 大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』 にみる実施者による都市像

### 第3章 大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』にみる実施者による都市像

#### 3-1 本論の目的と意義

本章では、大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』の記事を通して、都市整備の実施者が抱いた都市像及び、都市像を構成する複数の地域の地域像について検討する。

前述したように、大阪都市協会は都市問題の調査研究を目的として、大正14年に当時の市長・関一によって設立された機関である。大阪都市協会は機関雑誌『大大阪』の発行を大正14年12月から昭和19年1月まで継続的に行い、その誌面では都市としての大阪に関する多様な論考が掲載された。そこで、本章では、『大大阪』における都市構想に関する記述について検討し、都市整備の実施者による大阪の将来構想や都市整備の理念としての可能態都市像と、都市の現状に対する問題意識・評価としての現実態都市像を明らかにする。さらに、大阪市内の各地域に関する記述について検討することで、個別の地域における整備の進捗に伴う、可能態地域像・現実態地域像の変容について明らかにする<sup>1</sup>。

以下、まず第2節では、大阪都市協会の概要を捉えることで、都市計画・都市整備に対する当協会の立場について検討する。具体的には、設立の経緯・組織構成・事業、当協会に対する社会的な評価について検討する。

次に、第3節では、第4節以降における『大大阪』の記述内容の検討に先立ち、『大大阪』の概要を捉える。具体的には、記事数・発行部数・執筆者・主要執筆者について検討する。

続いて、第4節では、『大大阪』における主要執筆者による都市構想に関する記述を通して、大阪都市協会による都市像について検討する。

続いて、第5節では、『大大阪』の記事における大阪市内各地に関する記述を通して、各地域の地域像について検討する。

第6節では、以上の検討を総合して小結とする。

#### 3-2 大阪都市協会の概要

##### 3-2-1 大阪都市協会の設立の経緯

前述したように大阪都市協会は、当時の大阪市長・関一を発起人として大正14年10月に設立された。その設立の目的は、当協会の設立後である大正14年12月に出版された当協会の機関雑誌『大大阪』創刊号における「大阪都市協会設立趣意」に記されている<sup>2</sup>。具体的には、以下のように設立の目的が述べられた。

<sup>1</sup> 本章では主な史料として、『大大阪』、大阪都市協会、1925-1944（『雑誌「大大阪」CD-ROM 大正14年12月～昭和19年1月』、大阪都市協会、1998に所収）を用いた。なお、当該資料は、CD-ROMとなっており、『大大阪』の記事を、「題名」「著者」「発行年月・巻・号」「ページ」「キーワード」の5項目で検索できるようになっている。本章では、『大大阪』の記事を抽出する際に、必要に応じて当該検索機能を用いた。

<sup>2</sup> さらに、会則では、当協会の目的が「大阪市ニ関スル問題ノ調査研究ヲ為シ市民並関係当局ト協力一致大阪市ノ健全ナル発達ヲ期スルヲ以テ目的トス」と簡潔に述べられている。（『大阪都市協会々則』、前掲『大大阪』1巻1号、p.103）

今や大阪市は近接町村四十有余の編入を実施し其機構其内容に於て世界的大都市たらんとする一大  
転機に際し前途實に洋々として多幸多望と謂ふべきである。然し乍ら一度思を新興都市の施設に致  
すときは其建設が如何に焦眉緊切の要務であり而も其解決が今日を措いて他に好機なきを痛感せざ  
る得ない。言ふまでもなく都市の健全なる発達と市民福祉の増進とは一に都市的施設の整否如何に依  
て決せらるゝ、而して之が建設に当る者、或は国家たり或は都市自体たるも都市の建設は愛市精神の  
発露であり市民の理解と自覚とに依て始めて達成せらるべきもので、之を欧米諸国の先進都市に於け  
る都市協会、都市倶楽部、都市改良協会等の諸団体が市民の愛市精神を高調せしめ市当局と協力し都  
市経営上に貢献することの如何に大なりしかに想到するも、市民全員が此都市建設てふ大問題解決の  
ために参加し協力することは市民自身の義務であり権利であると謂ふべきである。(中略) 市民個々  
の研究、主張、努力に対して多くを期待することの出来ない以上何等かの形に於て是等を打って一丸  
とする協議連絡の機関を設立し之に依て新都市建設の宣伝普及に努むると共に都市問題の攻究批判  
に任ずることは本問題の解決を促進する上に於て又市民精神を振起する上に於て最も有効適切なる  
措置と謂ふべく、是茲に同志同感の士相議つて大阪都市協会の設立を企図したる所以である<sup>3</sup>。(下線  
 筆者)

上記の記述においては、大阪都市協会設立の背景として、大阪市が「近接町村四十有余の編入」を行ったことに伴い、「新興都市の施設」の建設が「焦眉緊切の要務」となったことが挙げられている。さらに、「都市的施設」及び「都市」の建設を行う上では、その建設の主体や「国家」のみならず、市民の「愛市精神」が必要であると考えられている。しかし、市民による都市に関する研究・主張は期待できないため、当協会が「新都市建設の宣伝普及」・「都市問題の攻究批判」を行うことで、「都市建設てふ大問題」の解決の促進と「市民精神を振起」することが当協会の設立の理由であると述べられている。また、欧米の先進都市における「都市協会」等が、都市行政と市民を媒介する組織として言及されており、当協会の設立における模範になったものといえる<sup>4</sup>。

すなわち、大阪都市協会は、第二次市域拡張に伴い都市の開発が進められて行く状況において、従前の都市像とは異なる新しい都市像の創出と、その都市像を市民に対して啓蒙することを目的とする組織であった。また、現状において市民は「愛市精神」を保有していないものとして捉えられていることから、市民による都市整備・運営への積極的な関与を理想としながらも、都市の建設の主体、換言すれば都市整備の実施者の立場から目的が述べられたといえる。事実、この設立趣意書は、当時の大阪市都市計画部計画課の伊藤俊雄と、毎日新聞の市政記者・西村健吉による草稿を、市長であった関一が校閲することで作成

<sup>3</sup> 「大阪都市協会設立趣意」、前掲『大大阪』1巻1号、p.1、1925

<sup>4</sup> また、東京においては、大正11年2月に当時の東京市長・後藤新平により都市行政の調査・研究機関として東京市政調査会が設立されており、さらに当調査会は、明治39年(1906年)に設立されたニューヨーク市政調査会と交流があった。これらの調査会を模範として、大阪都市協会は設立された。(『大阪都市協会七十年史』、大阪都市協会、pp.32-34及びpp.37-38、1997)

されたものであり<sup>5</sup>、市政に携わる行政・記者の立場から、欧米の諸都市における行政と市民の関係を模範として、大阪市民の都市整備・運営に関する意識の変革が企図された。

### 3-2-2 大阪都市協会の組織構成

大阪都市協会は、会長・副会長・常務理事・顧問・理事・評議員から成る役員と職員及び会員で構成された<sup>6</sup>。本項では、『大大阪』第1号に掲載されている「大阪都市協会会則」の記載内容を史料として、大阪都市協会の役員の具体的な構成員や職務・人数、職員の職務・人数、会員の人数についてそれぞれ詳述する。

まず当協会の役員について検討する。当協会創立当初の大正14年12月における大阪都市協会の役員の名簿を図3-1に示す<sup>7</sup>。図3-1を見ると、大阪市長であった関一<sup>8</sup>を会長とし、11名の顧問、20名の理事、102名の評議員で構成されていることがわかる<sup>9</sup>。また役員の中には、顧問を務める前大阪市長の池上四郎<sup>10</sup>、理事を務める大阪市助役の加々美武夫<sup>11</sup>をはじめとする大阪市関係者のみならず、顧問として大阪毎日新聞社長の本山彦一<sup>12</sup>、理事として建築家・都市計画家の片岡安<sup>13</sup>、評議員として箕面有馬電気軌道（大正7年に阪神急行電鉄と改称され、さらに昭和48年には阪急電鉄に改称された）創業者の小林一三<sup>14</sup>、住友家当主の住友吉左衛門<sup>15</sup>など、民間における都市計画の専門家や財界有力者が含まれていた。それぞれの役職においては、会長は「本会ヲ代表シ会務ヲ統理シ役員会ノ議長トナル」こと、顧問は「役員会に出席シ本会ノ事業ニ関シ意見ヲ述フル」こと、副会長は「会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス」、理事は「会務ヲ処理シ会長副会長事故アルトキハ其ノ分掌事務ニ付会長事務ヲ代理」すること、評議員は「会長ノ諮問ニ応シ重要会務ヲ評決」することが、会則によって定められている<sup>16</sup>。また役員の任期としては2年とし、「但シ重任ヲ妨グズ」とされた<sup>17</sup>。

職員に関しては、「大阪都市協会会則」によって、「本会ニ必要ナル職員若干名ヲ置キ会長之ヲ任免」されるものとして定められている<sup>18</sup>。また、大阪都市協会設立時においては、編集者2名、事務員2名、給仕

<sup>5</sup> 同上書、pp. 38-39

<sup>6</sup> 前掲「大阪都市協会々則」。また役員のうち常務理事は昭和10年から役職として追加された。（同上『大阪都市協会七十年史』、pp. 292-294）

<sup>7</sup> 「本協会役員」、前掲『大大阪』1巻1号、p. 103。また、大阪都市協会設立のための基金は、大正14年に開催された大阪毎日新聞社主催の「大大阪博覧会」の収益金の一部が寄付されることによって賄われた。（前掲『大阪都市協会七十年史』、pp. 34-36）このことから、大阪都市協会の設立に対し、大阪毎日新聞社は関与していたものといえる。

<sup>8</sup> 関一は、大正3年7月から大阪市助役として大阪市政に参加し、大正12年11月から昭和10年1月まで大阪市長を勤めた。（新修大阪市史編纂委員会編、『新修大阪市史』第7巻、p. 11、1994）

<sup>9</sup> 前掲「本協会役員」

<sup>10</sup> 池上四郎は、大正2年10月から大正12年11月まで第6代目市長を勤めた。その後、関一が第7代大阪市長に就任した。（前掲『新修大阪市史』第6巻、p. 94）

<sup>11</sup> 加々美武夫は大正12年12月から昭和10年2月まで大阪市助役を勤めた後、同年同月から昭和11年7月まで大阪市長を勤めた。（同上書、同巻、同頁、及び同上書、第7巻、pp. 114-116）

<sup>12</sup> 毎日新聞百年史刊行委員会編、『毎日新聞百年史』、毎日新聞社、p. 355、1972

<sup>13</sup> 『建築大辞典』第2版、彰国社、p. 284、1993

<sup>14</sup> 『75年のあゆみ』記述編、阪急電鉄株式会社、pp. 5-8・pp. 238-257、1982

<sup>15</sup> 住友家当主は三代目以降、住友吉左衛門の通称を継承している。（宮本又次、『大阪の商人』、講談社、pp. 206-208、2010）なお、大正14年12月においては、第15代の吉左衛門友純が当主を務めた。（作動洋太郎、『住友財閥史』、教育社、pp. 254-260、1979）

<sup>16</sup> 前掲「大阪都市協会々則」

<sup>17</sup> 同上

<sup>18</sup> 同上

1名、嘱託社員1名の計6名によって職員が構成された<sup>19</sup>。

会員は、当協会設立時の会則では終身会員と通常会員に分けられ、前者は一括で会費100円を納付する者、後者は毎年更新時に5円を納付する者と定められた<sup>20</sup>。会員数は、大正14年12月においては通常会員471名、終身会員25名の計496名であったが、昭和14年2月末においては総数3788名となった<sup>21</sup>。また、会員には当協会の機関雑誌『大大阪』が配布された<sup>22</sup>。

このように、役員として、大阪市関係者に加えて、都市計画の専門家や財界有力者が参加することで、行政を中心としながら都市整備・開発に関わる多様な人々による組織が構成された。さらに、会員に対して機関雑誌である『大大阪』が配布されることで、役員・職員を含めた運営主体と読者である会員との間に、思潮の共有が図られたものといえる。

### 3-2-3 大阪都市協会の事業

『大阪都市協会七十年史』では、戦前期に大阪都市協会によって行われた事業が、「月刊『大大阪』」の出版、「市民運動の展開」、「都市問題普及活動」の3つに大別して挙げられている<sup>23</sup>。ここでは、その分類に従い、それぞれの内容について詳述する<sup>24</sup>。

#### 1) 「月刊『大大阪』」

『大大阪』は大阪都市協会の機関雑誌として<sup>25</sup>、大正14年12月から昭和19年まで1月まで毎月刊行され、計218冊が刊行された<sup>26</sup>。『大大阪』の目次を例示した図3-2を見ると、『大大阪』は、「騒音防止問題」や「特別市制問題」など都市問題に関する論文が主な掲載内容となっていることがわかる。また「海外都市事情」と題された記事群も見られ、日本の都市のみならず海外都市の実情が誌面を通して読者の間で共有された（図3-2）。さらに、『大大阪』全号の目次を通覧すると、小説や随筆等、都市計画・都市問題の論文以外の記事も随時掲載されていることがわかる<sup>27</sup>。

『大大阪』に多く記事を寄稿した執筆者としては、「大阪都市協会七十年史」において、大阪市長・大阪都市協会会長であった関一、当協会理事の小川市太郎、大阪市保健部長の藤原九十郎、大阪市立北市民館長の志賀支那人、大阪市水道部長の島崎孝彦、朝日新聞論説委員の藤田進一郎、毎日新聞参事の西村健吉等が挙げられている<sup>28</sup>。加えて、『大大阪』の目次を通覧すると、建築・都市の研究者・専門家として、建築

<sup>19</sup> 前掲書『大阪都市協会七十年史』、p. 43

<sup>20</sup> 前掲「大阪都市協会々則」

<sup>21</sup> 前掲書『大阪都市協会七十年史』、p. 43

<sup>22</sup> 前掲「大阪都市協会々則」

<sup>23</sup> 前掲書『大阪都市協会七十年史』、pp. 49-94。さらに会則においては、当協会の事業として「都市問題ニ関スル調査研究及其ノ結果ノ発表」・「都市問題ニ関スル知識ノ啓発及普及ノ為ニスル機関雑誌ノ刊行及講演会、研究会、展覧会等の開催」・「都市問題ニ関スル諸般ノ事項ニ付公私ノ機関ニ対スル意見ノ提出」・「其他評議員会ニ於テ必要ト認メタル事業」が挙げられている。（同上）

<sup>24</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』を典拠とし、大阪都市協会の事業を検討する上で、必要となる事実を採り上げる。

<sup>25</sup> 会則における「第三章事業及会員第三条」において大阪都市協会の事業として「都市問題ニ関スル知識ノ啓発及普及ノ為ニスル機関雑誌ノ刊行」が挙げられている。（前掲「大阪都市協会々則」）

<sup>26</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、p. 53

<sup>27</sup> 例えば、記事題名に「随筆」が含まれる記事及び、分類名称として付せられた記事は、大正14年12月から昭和19年1月までの全期間で計104件みられる。（前掲『雑誌「大大阪」CD-ROM 大正14年12月～昭和19年1月』の検索機能を用いて記事数を算出。）

<sup>28</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、pp. 55-56。また記事数としては、関一が48件、小川市太郎が83件、藤原九十郎が35件、志賀支那人が19件、島崎孝彦が25件、藤田進一郎が50件、西村健吉が60件である。（前掲『雑誌「大大阪」CD-ROM 大正14年12月～昭和19年

家の片岡安、都市計画家の大屋霊城をはじめとして武田五一、内藤多仲、内田祥三が記事を寄稿していることがわかる<sup>29</sup>。また俳人の入江来布、作家の谷崎潤一郎、織田作之助、洋画家の国枝金三等の文化人による記事も見られる<sup>30</sup>。このように、大阪市関係者を中心として、新聞記者や都市計画の専門家、文化人を含めた多様な人々が記事を寄稿した。これらの執筆者を中心とした『大大阪』の執筆者数・記事数に関しては、次節にて検討する。

## 2) 「市民運動の展開」

『大阪都市協会七十年史』では、大阪都市協会が行った市民運動として「特別市制運動」・「緑化運動」・「煤煙防止運動」の3つが挙げられている<sup>31</sup>。以下、その活動内容を具体的に述べる。

### ● 「特別市制運動」

特別市制運動は、大阪の行政が大阪市と大阪府によって二重になされている現状の制度を撤廃し、行政・財源の観点から都市行政を府から独立させ、自治権の拡張を行うことを市が政府に対して求めた運動である<sup>32</sup>。この運動は、大正6年10月に貴族両院議員、大阪市会議員、新聞記者その他有志を構成員とする特別市制期成同盟会が結成されたことを端緒としており、大阪都市協会もまた、特別市制の実現を目的に調査・研究活動を進め、市民への啓蒙活動を展開した<sup>33</sup>。特別市制運動における大阪都市協会の事業としては、専門家によって構成された特別市制委員会の協会内における設置、さらに大正15年11月に内務大臣へと提出するための「大阪特別市制案要綱」の作成をはじめとして<sup>34</sup>、『大大阪』における関連記事の掲載<sup>35</sup>、世論を喚起するためのパンフレット・ポスターの作成を行った<sup>36</sup>。大阪市及び大阪都市協会による運動にも関わらず特別市制は制定されなかったものの<sup>37</sup>、『大大阪』における特別市制関連記事は昭和17年まで掲載されており<sup>38</sup>、大阪都市協会では大正末期から昭和初期を通して、特別市制定のための運動が行われた。

### ● 「緑化運動」

大阪都市協会は、「都市緑化問題」に関する特集号である『大大阪』昭和4年3月号の刊行を端緒として、昭和4年に緑化運動を開始した<sup>39</sup>。『大大阪』では緑化運動の目的が以下のように述べられている。

緑の乏しい、自然に恵まるゝことの薄い近代都市、そのなかでも緑地の乏しい大阪は、如何に市民に倦怠を与え疲労を与えたかは知れないのである。蠢々と聳える大ビルデングの林立が市民を日に日に

1月』の検索機能を用いて記事数を算出)

<sup>29</sup> 片岡安の記事は12件、大屋霊城の記事は19件、武田五一の記事は3件、内藤多仲の記事は1件、内田祥三の記事は1件見られた。(同上)

<sup>30</sup> 記事数としては入江来布が21件、谷崎潤一郎が1件、国枝金三が1件である。(同上)

<sup>31</sup> 前掲書『大阪都市協会七十年史』、pp. 64-76

<sup>32</sup> また、大正期における特別市制の要求は、大阪市のみならず大阪市を含めた6大都市によって行われた。(同上書、pp. 64-65。及び前掲『新修大阪市史』第7巻、pp. 96-103)

<sup>33</sup> 同上『新修大阪市史』第7巻、pp. 96-97

<sup>34</sup> 「大阪特別市制案成る」、前掲書『大大阪』3巻1号、pp. 2-7、1927

<sup>35</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、p. 54

<sup>36</sup> 前掲『新修大阪市史』第7巻、p. 99

<sup>37</sup> 6大都市のうち、東京において東京都制が昭和18年7月に制定されたのみで、他の5大都市において特別市制に関する制度の改正は行われなかった。(同上、pp. 101-103)

<sup>38</sup> 記事題名に「特別市制」を含む記事は、大正15年1月から昭和17年7月にかけて74件みられる。(前掲『雑誌「大大阪」CD-ROM 大正14年12月～昭和19年1月』の検索機能を用いて算出。)

<sup>39</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、pp. 65-70

強度の神経衰弱に陥らせめつつあるのであった。このときに際し（中略）緑化運動を起すことはわれら大阪のために慶祝に堪えないことである。（中略）希くはこれを第一回として連年この市民的愛市運動を継続し、緑に埋もれる大大阪を完成したいと思ふ<sup>40</sup>

この記述にあるように、緑地が少なく、高層建築が並び立つ都市は市民の「倦怠」と「神経衰弱」を引起すものとして問題視され、「緑に埋もれる大大阪を完成」することが緑化運動の目的とされた。昭和4年に実施された第1回緑化運動の具体的な内容としては、各小学校及び天王寺公園新音楽堂における緑化に関する講演会の開催、草花種子の半価販売・植木の廉売市の開催、各学校における緑化ポスターの掲示、電車内における広告の掲示等であった<sup>41</sup>。これらの事業は、毎年春に行われ、昭和4年の第1回緑化運動から、昭和18年の第15回緑化運動まで、毎年継続的に行われた<sup>42</sup>。

#### ●「煤煙防止運動」

明治期以降の大阪では工業の発達に伴い工場が多く建設され、工場から排出される煤煙による大気汚染が問題となっていた<sup>43</sup>。この問題に関しては明治期から大正期を通して大阪府や大阪市によって研究・調査が行われたもののほとんど成果がみられなかった<sup>44</sup>。そこで大阪都市協会は、煤煙防止に関する研究・調査・問題意識の普及、及び取り締まりを行うため昭和2年に煤煙防止調査委員会を協会内に設立した<sup>45</sup>。この委員会は、大阪府、大阪市、大阪医科大学など公的な機関の代表者に加えて、大阪商業会議所、住友伸銅鋼管など民間団体・企業の代表者によって構成された<sup>46</sup>。さらに、大阪都市協会は問題意識の普及のため、昭和3年9月に「空中浄化運動週間」として、空気の衛生に関する展覧会や、講演会、パンフレット・ポスターの配布等を行う催しを一週間開催した<sup>47</sup>。その「空中浄化運動週間」を端緒として、昭和6年からは「煤煙防止運動週間」に改称され、昭和17年までに12回実施された<sup>48</sup>。また、煤煙防止に関する取り締まりの具体的な活動としては、前述の煤煙防止調査委員会において、煤煙防止規則案の作成を行うとともに、昭和6年10月に大阪府知事・大阪府警に対し煤煙防止規則制定の建議書を提出した結果、煤煙防止規則が昭和7年6月に大阪府令として発令されるに至った<sup>49</sup>。

#### 3)「都市問題普及活動」

『大阪都市協会七十年史』において挙げられている「都市問題普及活動」の各事業の内容を検討すると、討議会・講演会、都市施設の見学会の開催、出版事業の三つに大別することができる<sup>50</sup>。以下、順にそれらの内容を概観する。

<sup>40</sup> 「巻頭言（緑化運動の使命）」、前掲書『大大阪』5巻3号、pp. 1、1929

<sup>41</sup> 同上書、同号

<sup>42</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、p. 69

<sup>43</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、pp. 70-71

<sup>44</sup> 同上書、同頁

<sup>45</sup> 同上書、pp. 70-72

<sup>46</sup> 同上書、同頁

<sup>47</sup> 大阪都市協会、「大阪市に於ける煤煙防止運動・緑化運動」、前掲書『大大阪』16巻10号、pp. 83-89、1940

<sup>48</sup> 同上。及び、本協会編集部、「第十二回煤煙防止週間概況」、前掲書『大大阪』18巻11号、pp. 39-44、1942

<sup>49</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、pp. 72-73

<sup>50</sup> 同上書、pp. 77-88

### ●討議会・講演会の開催

大阪都市協会は、昭和2年の第1回全国都市問題会議、昭和5年の第1回市民大学講座、昭和13年の第2回全国都市美協議会など、全国あるいは大阪市全体から人々が集まる大規模な討議会・講演会ははじめとして、市の管理職員や大阪都市協会の役員が市内各地を回って行われた中小規模の講演会を開催した<sup>51</sup>。以下、当協会が開催した討議会・講演会のうち代表的なものとして、第1回全国都市問題会議、第1回市民講座、第2回全国都市美協議会の内容について詳述する。

第1回全国都市問題会議は、昭和2年5月19日から21日まで、大阪市の中央公会堂を会場として開催された<sup>52</sup>。当会議では、内務省・全国42市・学識経験者・報道機関・産業界・土地区画整理組合等の代表者430名が集まり、「防火と建築」・「不良住宅改善」・「土地区画整理」・「自由空地並びに公園」の4つの議題について、発表・討議が行われた<sup>53</sup>。

第1回市民大学講座は大阪都市協会の創立5周年を記念して開催された<sup>54</sup>。会期は、昭和5年10月中の6日間、11月中の6日間の計12日間に亘り、愛日小学校・汎愛小学校・集英小学校の三つの会場でそれぞれ4日間ずつ実施された<sup>55</sup>。内容としては、都市計画や住宅問題、下水道、鉄道、教育、財政等の各都市問題について専門家が講演を行った<sup>56</sup>。その聴講者としては、教育者をはじめとして、実業家、小売業者、婦人を含め計150名が参加した<sup>57</sup>。

第2回全国都市美協議会は、東京都市美協会の主催で行われた昭和12年の第1回都市美協議会に続き、昭和13年5月13・14日の2日間に亘って、市立美術館において開催された<sup>58</sup>。参加者としては全国各市の環境関係部局、都市計画地方委員会、商工会議所、都市美関係団体等の代表者260名であった<sup>59</sup>。内容としては、東京都市美協議会及び大阪都市協会の活動報告に加えて、都市の美観に関して建築物の形態・騒音防止・塵芥清掃・河川浄化・広告物統制など多様な対象について研究発表が行われた<sup>60</sup>。

### ●都市施設の見学会

大阪都市協会は、協会会員を対象とした都市施設の見学会を大正15年から実施した<sup>61</sup>。見学の訪問先としては、築港、市立衛生研究所、市立本庄産院など大阪市の施設を中心に、造幣局、毎日新聞社、京都市中央市場など大阪市内にある国や民間の施設や他都市の施設であり<sup>62</sup>、一回の見学会において70名程の会員が集まった<sup>63</sup>。

<sup>51</sup> 同上書、同頁

<sup>52</sup> 同上書、pp. 77-81

<sup>53</sup> 同上書、同頁

<sup>54</sup> 同上書、pp. 81-83

<sup>55</sup> 同上書、同頁

<sup>56</sup> 同上書、同頁

<sup>57</sup> 同上書、同頁

<sup>58</sup> 同上書、pp. 83-84

<sup>59</sup> 同上書、同頁

<sup>60</sup> 「概況（第二回全国都市美協議会）」、前掲『大大阪』14巻7号、pp. 3-5、1938

<sup>61</sup> 昭和3年に第1回目の見学会が実施された後、昭和14年10月に第17回の見学会が実施されていることから、年に1・2回の頻度で実施されたものといえる。（「第一回市設事業見学」、前掲『大大阪』2巻8号、pp. 140-141、1926及び「専売局見学記」、同書、15巻11号、pp. 112-113、1939）

<sup>62</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、pp. 84-85

<sup>63</sup> 昭和16年7月に実施された市立電気科学館見学会の見学記において参加会員が70名であったことに対して、「何れも顔馴染ばかりで

### ●出版事業

大阪都市協会は、前述した雑誌『大大阪』の出版の他に、パンフレット・ポスターの作成及び単行本の出版を行った<sup>64</sup>。

パンフレットについては、当協会が取り組んだ特別市制、緑化、煤煙防止に関する内容を掲載したものが作成された<sup>65</sup>。これらは一般市民に向けて、集会場や街頭において無料配布された<sup>66</sup>。またポスターも、パンフレット同様に、当協会が実施する緑化・煤煙防止運動の宣伝のために作成された<sup>67</sup>。

一方、単行本については、協会が開催した討議会等の記録をまとめたもの、協会が募集した懸賞論文の入賞作をまとめたもの、学識経験者による諸外国の行政・都市整備についての研究書が出版された<sup>68</sup>。具体的には、第一回全国都市問題会議の内容をまとめた『第一回全国都市問題会議録』が昭和2年に<sup>69</sup>、大阪都市協会の創立五十周年記念懸賞論文の入賞・佳作をまとめた『大阪港論集』が昭和11年に<sup>70</sup>、英国倫敦市の市政についての研究書である『倫敦の市制と市政』等が昭和4年に出版された<sup>71</sup>。

以上のように大阪都市協会は、都市行政・整備に関する法制度制定のための運動や、都市に関する問題意識の普及のための活動を随時行った。これらの事業のうち、機関雑誌として出版されていた『大大阪』は、大阪都市協会が実施した多様な事業に関する内容を含めて、多くの都市問題に関する内容が扱われ、その執筆者としても多くの行政関係者・研究者が参加していた。また『大大阪』は、大阪都市協会が設立された大正14年から昭和19年まで長期間に渡って継続的に出版が行われた。以上のように、大阪都市協会が行った事業の中でも、『大大阪』の出版事業は、都市問題に対する広汎な内容を含み、また長期的かつ継続的に実施されたことから、大阪都市協会の思潮が集約された事業であるといえる。

### 3-2-4 大阪都市協会の社会的評価

大正・昭和初期の『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』において、大阪都市協会に関する言及を含む新聞記事は計10件みられる<sup>72</sup>。これらの記事のうち、全国都市問題会議に関する4件の記事では（表3-1 中記事番号4・5・6・7）、会議の主催組織・会議における発表者の帰属組織の名称として大阪都市協会に関する言及がみられた<sup>73</sup>。また煤煙問題に関する2件の記事では（表3-1 中記事番号8・9）、大阪都市協会によ

あった」と記述されており、見学会においては70名程の会員が集まっていたと考えられる。（「大宇宙見学会」、前掲『大大阪』17巻8号、p. 75）

<sup>64</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、pp. 86-88

<sup>65</sup> 同上書、同頁

<sup>66</sup> 同上書、同頁

<sup>67</sup> 同上書、pp. 65-76

<sup>68</sup> 同上書、pp. 86-88

<sup>69</sup> 『第一回全国都市問題会議録』、大阪都市協会、1927

<sup>70</sup> 『大阪港論集』、大阪都市協会、1936

<sup>71</sup> 小川市太郎、『倫敦の市制と市政』、大阪都市協会、1929

<sup>72</sup> 本項では、戦前大阪の新聞記事に対し、全文検索を行うことができるものとして神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫に採録されている『大阪毎日新聞』（1943年に『毎日新聞』に改題）、大阪毎日新聞社、及び『大阪朝日新聞』（1940年に『朝日新聞』に改題）、朝日新聞大阪本社、を史料として用いた。

<sup>73</sup> 昭和2年に大阪で実施された全国都市問題会議について言及した表3-1 中記事番号4・5・6・7の記事のうち、記事番号4・5の記事では会議の開催が決定したこと、記事番号6・7の記事では会議における議論の内容がそれぞれ報じられた。

って組織された調査会による煤煙防止に関する調査・研究の内容<sup>74</sup>、及び大阪都市協会による煤煙防止調査会委員会が再編されたことが報じられた<sup>75</sup>。続いて自治制度に関する2件の記事では(表3-1 中記事番号1・2)、官吏ではなく市民による自治を大阪において達成する上で、市民の代表である議員が積極的に自治体の事務に関与することの必要性が述べられるとともに、自治に関する積極的な意識を市民に対して啓蒙する役割を担う大阪都市協会への期待が述べられた。また特別市制に関する1件の記事では(表3-1 中記事番号3)、大阪都市協会によって構想された特別市制案の概要が報じられた。残りの1件の記事では(表3-1 中記事番号10)、大阪市長・大阪都市協会長を務めた故関一に対する大阪市からの弔慰金の一部が遺族から大阪都市協会に寄付されたことが報じられた。

このように新聞記事では、都市問題会議の開催や、煤煙防止に関する調査・研究、特別市制の構想等を行う都市政策・整備の専門組織であり、かつ市民を啓蒙する役割を担う先進的な組織として大阪都市協会が評価された。

### 3-3 機関雑誌『大大阪』の概要

#### 3-3-1 『大大阪』の記事数・発行部数

前述したように大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』の出版は、当協会によって実施された事業の中でも継続的かつ長期的に行われたものであり、当該雑誌記事からは都市に対する当協会の思潮を読み取り得る。そこで本節では、『大大阪』における記事内容の検討に先立ち、記事数の変遷、及び発行部数及び執筆者数・主要執筆者を通して、当該誌の概要を把握する。

まず、大正14年12月から昭和19年1月まで出版された『大大阪』の年毎の記事数を示した表3-2をみると<sup>76</sup>、記事総数としては9,432件である。また年毎の記事数を見ると、昭和17・18年を除き、大正15年から昭和16年まで一貫して、毎年400件から600件前後となっており、発行年による記事数の偏りは見られない。このように、『大大阪』は記事数の観点からも、継続的な記事掲載が行われており、大正末期から昭和戦時期に亘る思潮の変遷を検討し得るといえる。

発行部数については、昭和14、15年にそれぞれ毎月3,800部の発行が記録されている<sup>77</sup>。前節第3項で述べたように、昭和14年時の会員数が3,788名であったことと、会則において会員には『大大阪』が配布されることが定められていたことから、『大大阪』は主に会員向けに発行されていたものと考えられる。また昭和17年においては、毎月7,000部から7,100部発行されたものの、そのうち4000部は大阪市において買い上げられ、市内の町会、町会連合会及び区役所等に配布された<sup>78</sup>。なお、発行部数の変遷に関しては、当該誌終刊の際に掲載された記事において、通常約3,000部であり、多い時は約10,000部であったと述べ

<sup>74</sup> 「煙のための損害二千百六十余万円」、『大阪毎日新聞』昭和2年7月9日

<sup>75</sup> 「煤煙防止のため取締規則をつくる」、『大阪朝日新聞』昭和6年7月26日

<sup>76</sup> 記事数の算出においては、前掲『雑誌「大大阪」CD-ROM 大正14年12月～昭和19年1月』の検索機能を用いた。

<sup>77</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、p.89。管見では、『大大阪』の発行部数を経年的に概観できる資料は見受けられず、発行部数の検討に関しては『大阪都市協会七十年史』から確認できる断片的な情報に依っている。

<sup>78</sup> 同上書、pp.91-92

られている<sup>79</sup>。

### 3-3-2 『大大阪』の執筆者数と主要執筆者

『大大阪』に記事を寄稿した執筆者は、個人名が記載されているもの（以下、個人執筆者）、法人名もしくは法人における役職が記載されているもの（以下、法人執筆者）、無記名のもの（以下、無記名執筆者）の三つに分類できる。そのうち、個人執筆者は1,557名確認できる<sup>80</sup>。法人執筆者は、大阪都市関係の名称のもの、大阪市関係の名称のもの、大阪市内町村・町内会等の自治体関係の名称のもの、大阪府関係の名称のものが見られた他、他府県自治体、企業の名称のものが見られた。また無記名執筆者による記事の内容を見ると、大阪都市協会の事業について記述するものが多く<sup>81</sup>、無記名執筆者の大部分は大阪都市協会関係者であると考えられる。これらの個人執筆者・法人執筆者・無記名執筆者による記事数を表3-3に示した。表3-3に見るように、総記事数9,432件中、個人執筆者によるものは3,850件、無記名執筆者によるものが5,235件であり、個人執筆者と無記名執筆者による記事が大半を占めている。このうち各個人執筆者による記事数の多寡について検討するため、執筆者1名による執筆記事数を7つの等級に分け、それぞれの等級における執筆者数を表3-4に示した。表3-4を見ると、個人執筆者1,557名のうち執筆記事数が1件のものは1,005名である。一方、20件以上の記事を書いた執筆者は21名、40件以上の記事を書いている執筆者は5名であり、多数の記事を執筆した者は個人執筆者の中でも限られていることがわかる（表3-4）。

そこで、20件以上の記事数を持つ執筆者21名の大阪都市協会における役職及び職業を表3-5に示す<sup>82</sup>。表3-5にみるように、執筆者21名中8名が大阪都市協会の役員・職員であるとともに、それらの執筆者と重複しつつ7名が大阪市関係者である。また、表3-4中には大阪毎日新聞者関係者も4名含まれている。さらに、最多記事数の83件を執筆した小川市太郎は、大阪商科大学講師に就任した昭和5年以前は大阪毎日新聞の市政記者を勤めていた<sup>83</sup>。このように大阪都市協会・大阪市関係者に加えて、大阪毎日新聞者関係者が多くの記事を執筆した。

### 3-4 『大大阪』の主要執筆者による都市構想に関する記述

前述したように、『大大阪』の記事においては、大阪都市協会・大阪市関係者に加えて、大阪毎日新聞関係者による記事が多くみられた。大阪毎日新聞社は、当協会の設立基金として寄付金を提供しており<sup>84</sup>、『大大阪』における思潮の形成においても大きく関与していたものといえる。そこで本項では、前述した多数

<sup>79</sup> 「終刊に際し本誌の思い出を語る座談会」、前掲『大大阪』20巻1号、pp.806-810、1944

<sup>80</sup> 執筆者数の算出は、前掲『雑誌「大大阪」CD-ROM 大正14年12月～昭和19年1月』の検索機能を用いた。なお執筆者名が、「T・S生」など略称によって表されている場合は個人名とし、「A記者」・「一記者」のように匿名的な名称のもの及び「諸名士」のように複数の人々の総称は無記名とした。

<sup>81</sup> 無記名執筆者による記事としては、「編集室雑記」（前掲『大大阪』14巻3号、p.188、1938）をはじめとする編集後記や、「大大阪日記」（前掲『大大阪』3巻2号、pp.106-107、1927）のような事件・出来事の報道記事が挙げられる。

<sup>82</sup> 執筆者の職業及び大阪都市協会における役職に関しては、『大大阪』の誌面に掲載されている執筆者の肩書と会員名簿を典拠とした。また、役職の交代により、異なる時期において複数の執筆者が同じ役職を勤めた場合、表3-5には同一の役職名称を表記した。

<sup>83</sup> 「故小川氏最近の面影」、前掲『大大阪』13巻10号、p.32、1937

<sup>84</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、pp.34-36

の記事を書いた執筆者の中でも、大阪毎日新聞社から大阪商科大学講師となり、さらに大阪都市協会理事を務めた小川市太郎、大阪市長であり大阪都市協会の初代会長を務めた関一の両者を、『大大阪』の思潮を代表し得る主要執筆者として捉え、両者による記事の内容について検討する。さらに、都市計画の専門家として、19件の記事を執筆した都市計画大阪地方委員技師・大屋霊城に注目し、その記事の内容についても併せて検討する。これらの三者の都市構想に関する記述の傾向を比較することで、『大大阪』における都市像について検討する。

### 3-4-1 小川市太郎による都市構想に関する記述

#### ●小川市太郎の略歴

小川市太郎（明治9年-昭和12年）<sup>85</sup>は、東京帝国大学法科を卒業後、明治43年に大阪市総務課長の藤村守寿の紹介により大阪市史の編纂に携わった<sup>86</sup>。その後、明治44年に大阪毎日新聞社に入社し、市政記者となった<sup>87</sup>。昭和5年に大阪毎日新聞社を退社後、同年から大阪商科大学市政科の講師を務めた<sup>88</sup>。また大阪都市協会との関係としては、昭和2年から大阪都市協会の理事、昭和10年から昭和12年までは常務理事を務めた<sup>89</sup>。

#### ●小川市太郎の『大大阪』における記事

小川市太郎が『大大阪』に寄稿した記事83件の内容を検討すると、都市行政に関する内容を含む記事は83件中58件、都市整備に関する内容を含む記事は83件中16件であった<sup>90</sup>（表3-6-1及び3-6-2）。このように、小川の記事では、都市行政に関する記事としたものが大半を占めたものの、都市整備に関する言及もみられた。以下では、全体の記事数に対する割合としては小さいものの、都市整備に関する16件の記事内容を通して、小川による都市構想について検討する。

#### ●小川市太郎による都市整備に関する記事

小川による都市整備に関する記事16件の内容を検討すると、「大阪市による都市整備全般に関する記事」・「大阪市による個別の都市整備に関する記事」、「海外の都市における都市整備に関する記事」の3つに分類できる<sup>91</sup>。このうち、「大阪市による個別の都市整備に関する記事」・「海外の都市における都市整備に関する記事」に分類される記事では下水道・市電等の個別の都市整備に対する評価及び海外都市にお

<sup>85</sup> 前掲「故小川氏最近の面影」

<sup>86</sup> 小川市太郎、「元大阪市助役藤村君逝く」、前掲書『大大阪』7巻7号、pp.100-101、1931

<sup>87</sup> 前掲「故小川氏最近の面影」

<sup>88</sup> 同上

<sup>89</sup> 同上、及び前掲『大阪都市協会七十年史』、pp.290-295

<sup>90</sup> 表3-6-1・3-6-2では、市会や市における自治制度、財政に関する内容を含む記事には「都市行政」の項目に丸印が、街路・交通施設を含む都市基盤施設や公共建築に関する内容を含む記事には「都市整備」の項目に丸印を付した。なお、「都市行政」・「都市整備」以外の内容としては、政府議会に関する内容がみられた。また、記事番号61・63の記事に関しては、『大大阪』の目次において、前者の執筆者名は記載がなく、後者の執筆者名は「XY生」と記載されていたものの、両記事はどちらも小川による記事番号62の記事を含めた連載の一部であるため、小川による記事とみなした。

<sup>91</sup> 「大阪市による都市整備全般に関する記事」は、行政組織及び都市領域としての大阪全体における都市整備の内容について包括的に論じたものを指す。また「大阪市による個別の都市整備に関する記事」は、下水道・市電・築港等、大阪市内で実施・計画された都市整備の個別の内容について論じたものを指す。さらに「海外の都市における都市整備に関する記事」は、ロンドン市やニューヨーク市等、海外の都市における都市整備について論じたものを指す。

る都市整備の評価がなされているものの<sup>92</sup>、大阪全体を対象とした都市構想に関する記述がみられない。一方、「大阪市による都市整備全般に関する記事」に分類される記事では、大阪という行政組織・都市領域における都市行政・都市整備について論じられているため、その記述から小川の大阪に対する都市構想を読み取り得る。そこで、以下では「大阪市による都市整備全般に関する記事」に分類される表3-6-1及び3-6-2における記事番号4・53の2件の記事内容について検討する。

上述した記事2件のうち、記事番号4の記事では、「世界に誇るべき大大阪も道路、公園、下水道、交通機関、都市計画その他現代都市的施設に於て見るに足るべきものがなく、西洋の都市に比してその貧弱さを痛感せしめる」と述べられており、都市整備を進めるために大阪市は「自治の権能と十分な財源」を持つべきであると主張されている<sup>93</sup>。また、日本では「永い間の封建制度の確立に次いで、軍閥と官憲の力によりて築き上げられた強き中央集権の為に、上から抑られ、上からのみ治められて来たために、自ら治むることを知らない」ため、「吾れ々々が協力して市民の間に自治の精神を鼓吹し、二重監督の束縛を脱して、完全なる自治権を獲得することは、大大阪をして意義あるものと」なすと述べられた<sup>94</sup>。このように、従前の都市では、都市領域全体は住民による管理の対象ではなかったのに対し、当該期では都市領域全体は市民によって管理されるべきものとして捉えられるようになったものといえる。

また、記事番号53の記事では、明治期から昭和初期にかけての大阪市の歳出の膨張の原因の一つとして「水道、電車、築港、電燈、都市計画などの大規模の公費事業」の実施が挙げられ、さらにそれらの事業が必要となる理由として「人口の都市集中」・「市民生活の向上」・「社会正義の観念の変化」・「科学の進歩」の四つが指摘された<sup>95</sup>。このうち、「社会正義の観念の変化」に関しては、「社会の進歩しない間は、今日公共の事務と看過されておるものゝ大部分は、個人で処理して居つたのであるが、今日となつては人の思想が昔と著しく変り、貧乏人及び失業者の世話から肺病、花柳病の治療、及至は質屋の経営までも、社会公益のために、公共団体の手で行ふべきもの」となると述べられており<sup>96</sup>、従前の生活においては私的な所有物であった地域基盤が公的な管理の対象へと変化したことが言及されている。

以上のように、小川市太郎の都市整備に関する記事を見ると、従前の都市では、住民による個々の生活空間と、都市領域全体は別個に管理されるものであったのに対し、当該期においては個々の生活空間と都市領域全体がともに、住民それぞれの関心が向けられた公的な管理の対象として捉えられていることがわかる。すなわち、小川の可能態都市像は、個々の地域空間を公的領域の一部として再編するものであったといえる<sup>97</sup>。

<sup>92</sup> 「大阪市による個別の都市整備に関する記事」としては、表3-6-1及び3-6-2における記事番号34・36・37・38・40・46・56・57・70の9件の記事が挙げられ、下水道・道路・鉄道・市電・築港に関する法規制や計画内容について論じられた。また、「海外の都市における都市整備に関する記事」としては表3-6-1及び3-6-2における記事番号3・25・61・62・63の5件の記事が挙げられ、記事番号3の記事ではロンドン市における都市整備に関する行政機構・記事番号25の記事ではニューヨーク市の都市計画の内容について論じられた。さらに記事番号61・62・63では、エール大学の社会学者によるアメリカの都市生活に関する書籍『都市生活の問題』の内容について紹介されている。

<sup>93</sup> 小川市太郎、「大大阪の真意義」、『大大阪』2巻7号、pp.15-20、1926

<sup>94</sup> 同上

<sup>95</sup> 小川市太郎、「大阪市政の今昔」、『大大阪』7巻1号、pp.49-53、1931

<sup>96</sup> 同上

<sup>97</sup> 本研究では、公的な主体である行政や、都市における住民全体によって領有される区域を「公的領域」という概念を用いて示す。

## 3-4-2 関一による都市構想に関する記述

## ●関一の略歴

関一（明治6年-昭和10年）は、明治26年に東京高等商業学校を卒業した後、同学校にて教授としての職に就き、大正3年から大阪市助役を務めた<sup>98</sup>。その後、大正12年には大阪市長となり<sup>99</sup>、大正14年には自らが発起人となり、大阪都市協会を設立した<sup>100</sup>。その後、大阪市長及び大阪都市協会会長を昭和10年に死去するまで務めた<sup>101</sup>。

## ●関一の『大大阪』における記事

関一が『大大阪』に寄稿した記事48件の内容を検討すると、都市行政に関する内容を含む記事は48件中35件、都市整備に関する内容を含む記事は48件中24件であった（表3-7）。このように、関による記事では、都市行政のみならず都市整備に関しても大きな関心が寄せられた。以下では、関による都市整備に関する24件の記事内容について検討する。

## ●関一による都市整備に関する記事

関による都市整備に関する記事24件を、前述の分析と同様に「大阪市による都市整備全般に関する記事」・「大阪市による個別の都市整備に関する記事」・「海外の都市における都市整備に関する記事」の3つに分類すると、それぞれ10件（表3-7中記事番号1・2・3・9・11・16・17・27・35の記事が該当）・12件（表3-7中記事番号5・8・9・11・12・14・18・19・27・43・44・45・48が該当）・4件（表3-7中記事番号10・15・24・25の記事が該当）である。このうち、大阪の都市構想についての言及がみられるものは、「大阪市による都市整備全般に関する記事」に分類される10件の記事であり<sup>102</sup>、以下では、その記事内容について検討する。

「大阪市による都市整備全般に関する記事」10件をみると、大阪の都市計画の思想について言及したものが5件（表3-7中記事番号1の記事2・3・16・35・36）、大阪の都市整備を実施する上での行政機構の理想像について言及したものが2件（表3-7中記事番号1・17の記事）である。このうち行政機構としての理想像についての言及をみると、「社会事業の必要の認めらるるに及び或都市に於ては府県と市とが同一同種の事業を競争的」に行っていること、及び「都市計画に就ても何億の巨費を投じて道路橋梁の新設拡張をなすべき事業を市に担当せしめながら都市計画の真の内容をなすべき建築取締に就ては市と全く没交渉である」と述べられており、都市領域としての大阪市において、都市空間の整備・管理が行政組織としての大阪市と大阪府の両者によって二重に行われていることが批判され、特別市制の制定によって都市空間の整備・管理を大阪市に一任させることが主張された<sup>103</sup>。さらに、大阪市を構成する行政区に関しては

<sup>98</sup> 加々美武夫、「関大阪市長の逝去を悼む」、前掲『大大阪』11巻2号、pp.2-8、1935、及び「故関市長を偲ぶその功績と略歴」、同書、同巻同号、pp.96-99

<sup>99</sup> 同上「関大阪市長の逝去を悼む」

<sup>100</sup> 前掲『大阪都市協会七十年史』、pp.37-38

<sup>101</sup> 前掲「関大阪市長の逝去を悼む」

<sup>102</sup> 「大阪市による個別の都市整備に関する記事」では、大阪市の交通機関、市立大学、緑地帯、築港に関して、事業の意義や経緯及び事業主体である組織機構について論じる内容がみられた。一方、「海外の都市における都市整備に関する記事」では、ドイツの市営事業やアメリカの不動産金融について論じる内容がみられた。

<sup>103</sup> 関一、「大阪市の諸問題」、『大大阪』1巻1号、pp.2-10、1925

「広汎なる自治権を有する法人区の存在は大都市の行政組織を破壊するものである」と述べられ、行政組織である大阪市によって都市領域全体が統括されることが理想とされた<sup>104</sup>。

次に、大阪の都市計画の思想についての言及をみると、計画の目的に関して「経済都市の基礎を築く」こと<sup>105</sup>、「市の繁栄と市民の福祉を増進する」ことが挙げられており<sup>106</sup>、都市の経済的な繁栄が重視された。また、「市民の福祉」に関しては、「将来の都市計画は街路主義、都心美化主義を捨て、住み心地よき都市を建設することを主眼とすべきである。六十余平方哩の大大阪に屋根瓦の海を出現せしむることを以て大大阪の完成と思ふものが非常なる間違である。緑色地帯の維持保存に依つて将来の市民の福祉を確実にすることが都市計画の新傾向である」と述べられており<sup>107</sup>、「住み心地よき都市」の形成のため樹木の必要性が主張された。具体的な方法としては、ドイツの都市計画法案で規定された地域制において「小農園其他の緑色地域」が設けられたことを例に挙げ、法的に緑地・空地を確保することの重要性が指摘された<sup>108</sup>。加えて、「高層建築の増加のみを誇つて居る大阪市の将来は国民の墳墓があるのみ」と問題視し、その問題を解決するものとして、市域拡張によって編入された地域に包含される「緑色地帯を永久に保留する」ことが挙げられた<sup>109</sup>。また、市域拡張によって現状の大阪市域は全面積中4分の1が宅地で占められており、「四分の一のその建築地中、商業の中心を如何なる程度まで高層化し四分の三の未建築地を如何なる目的のために則ち商業、工業、住居地域に使用するか、如何なる方法を以て使用するか、換言すれば建物の高密度を如何にすべき」かが重要であるとともに、「将来の大大阪に於ても四割及至五割は建物のない土地として保存を要するものと信ぜられる、この残余の五割及至六割の内に於て総住宅地商業、工業地域を夫れ々々予定すべきである」と主張された<sup>110</sup>。すなわち、商業地域である市域中央部においては高層建築の建設を認めつつ、周縁部における緑地・空地を確保が目指された。さらに、都市空間の規制に関して、「都市計画のことなら市役所に行けばよいではいけない、市民諸君がやることを唯だ法律で統制して行く、市民が法制に従つて行くといふ処に都計の真髓があると思ひます（中略）自分の地所だから勝手に使つてよいと云ふことは都会生活をして居る以上許されない。立派な街路に向かつて汚ない塀を立て、俺れの地所だから何んな塀を立て、もよいというふことは社会規則に反する」と述べ、住民の所有する私的な領域であっても公的な管理の対象となるべきであると主張された<sup>111</sup>。加えて、私的な領域に対する公的な管理の必要性に関しては、「昔は動いてゐる者の本体たる人間個人の動くまゝに任せたために都市が乱雑に膨張し」という記述にみられるように都市空間が私的に領有されることの弊害を批判しつつも、「個人の自由を束縛しては都市の活動が止まる」ため、「自由を認めつつ都市の健全な発達を図る」ことの必要性が主張された<sup>112</sup>。すなわち、私的領域における自由な活動を原動力とする都市の変化を、公的に管理す

<sup>104</sup> 同上

<sup>105</sup> 関一、「都市計画に関する新立法」、『大大阪』2巻4号、pp. 2-15、1926

<sup>106</sup> 関一、「皇太子殿下行啓一周年に際して」、『大大阪』2巻6号、pp. 2-6、1926

<sup>107</sup> 前掲「都市計画に関する新立法」

<sup>108</sup> 同上

<sup>109</sup> 関一、「神経衰弱の予防」、『大大阪』5巻3号、pp. 2-5、1929

<sup>110</sup> 前掲「皇太子殿下行啓一周年に際して」

<sup>111</sup> 関一、「大都市計画十年の回顧」、『大大阪』7巻7号、pp. 3-15、1931

<sup>112</sup> 前掲「皇太子殿下行啓一周年に際して」

ることで「健全な」都市の形成が企図された。

また、以上の記事においては大阪の固有性に関する言及もみられた。具体的には、「三百年町人の都であった大阪の文化は実際の打算的である、臆て計画的の特質を有し、然も自由がある、進歩がある、大阪市民は自治の歴史を誇ると共に大大阪の完成し得る精神の力を有してゐる」と評価されており<sup>113</sup>、市民が自由でありながらも計画的な心性を有する点において、関の主張する都市計画・都市行政の理想に合致する都市として大阪が捉えられた。さらに、国家によって復興事業が実施された東京と比較しつつ、「大阪人は伝統的に人の扶けによらない、何処までも自分の力やつて行く」という心性が大阪の固有性であると主張された<sup>114</sup>。

以上のように、関は都市における経済及び居住環境の向上を都市計画の目的とし、私的領域における市民の自由な活動を都市の変化の原動力とみなしながらも、都市を公的な管理の対象として捉えた<sup>115</sup>。具体的には、都市空間を構成する地域の用途を規制することで、商業地中心部の高層建築を認めつつも、都市における緑地・空地の確保と建物の低密化が目指された。また、大阪の固有性は、住民の自由かつ計画的な心性に認められ、関の都市計画・都市行政の理想に合致するものとして捉えられた。すなわち、関の可能態都市像は、都市空間を公的な管理の対象として再編するとともに、市街中心部の高層建築と周縁に広がる空地と低密な建築群によって構成されるものであった。さらに、住民の私的な領域によって構成される現実態都市像と公的に管理される可能態都市像との乖離が指摘されながらも、東京とは異なり都市が国家の管理下になく住民の自由な活動によって運営される点において現実態都市像と可能態都市像が架橋された。換言すれば、関の可能態都市像は、従前の私的領域がすべて棄却されるのではなく、私的な経済活動を都市形成のための原動力として公的領域の中に組み込むものであった。

### 3-4-3 大屋霊城による都市構想に関する記述

#### ●大屋霊城の略歴

大屋霊城（明治23年-昭和9年）は、大正4年に東京大学農科大学を卒業した後、明治神宮の造営事業に携わり、大正6年から大正9年まで大阪府立農学校で教職を務めた<sup>116</sup>。さらに、大正9年に大阪府都市計画地方委員会技師に任命され<sup>117</sup>、大阪府の役人として大阪の都市計画に携わった。

#### ●大屋霊城の『大大阪』における記事

大屋霊城が『大大阪』に寄稿した記事19件は（表3-8）、すべてが都市整備に関する記事である。また、これらの記事は、「大阪市による都市整備全般に関する記事」・「大阪市による個別の都市整備に関する記

<sup>113</sup> 同上

<sup>114</sup> 前掲「大都市計画十年の回顧」

<sup>115</sup> なお、関一の都市政策に関する先行研究においても、関の都市政策の特徴が「私的資本の活動のエネルギーをも活用しつつ、無政府的な資本の活動に一定の規制を加え、合理的な計画性の下に統制することによって、資本の無政府性がもたらす弊害を矯正しようとしたところ」にあると指摘されている。（芝村篤樹、『日本近代都市の成立-1920年・30年代の大阪』、松籟社、p.245、1998）

<sup>116</sup> 清水正之、「論客 大屋霊城 初代の緑の都市計画家」、『ランドスケープ研究』60巻3号、日本造園学会、pp.203-206、1997

<sup>117</sup> 「経歴（本協会常務理事 故 瀧山良一氏追悼）」前掲書『大大阪』第17巻第9号 pp.100-101（前掲『雑誌「大大阪」CD-ROM 大正14年12月～昭和19年1月』に所収）

事」・「大阪を含めた近畿圏の都市全体の都市整備に関する記事」・「大阪市以外の日本の都市における都市整備に関する記事」・「海外の都市における都市整備に関する記事」の5つに分類でき、それぞれ5件（表3-8中記事番号1・2・10・12・15の記事が該当）・10件（表3-8中記事番号3・4・5・7・8・11・13・14・16・17の記事が該当）・2件（表3-8中記事番号9・19の記事が該当）・1件（表3-8中記事番号18の記事が該当）・1件（表3-8中記事番号6の記事が該当）である。このうち、大阪の都市構想についての言及がみられるものは、「大阪市による都市整備全般に関する記事」及び「大阪を含めた近畿圏の都市全体の都市整備に関する記事」に分類される計7件の記事であり<sup>118</sup>、以下では、その記事内容について検討する。

まず「大阪市による都市整備全般に関する記事」5件をみると、一貫して都市計画・都市開発における思想について言及されている。具体的には、第二次市域拡張後の大阪市に対し「旧市は依然として密集し新市と雖も集团的の町と広漠たる水田より成り立つて居るから以前と一寸も変らぬ状態」にあり「殆ど薨の波の如き無木黒煙の町と化」していると述べ、人口・建物が密集する都市部を「大阪の如き密集せる都市生活は火室である」と形容し、「衛生」・「保安」・「道徳」の観点から問題視した<sup>119</sup>。さらに、工場地における「幾万の煙突より黒煙が吐かれ万雷の轟くが如き機械の音響が鳴り渡る」状況が問題視された<sup>120</sup>。これらの問題を持つ大阪に対して、「立体的に成長することを止めて平面的に成長した、集团的に造らずして分散的に進んだ」イギリスの都市を模範としながら、居住地域を郊外に広げることで都市における人口密度を低下させることの必要性が主張された<sup>121</sup>。また、人口・建物が集中する現状の旧市域に対して「堂ビルや三越の如き百尺もある建物は事務所や商売をするには適当かも知れぬが市民の住みとしては不適當である」と述べ、「市民はどうしても郊外へ居を求めなくてはならぬ。そして将に出来んとする高速度交通機関を利用し又は今既に八方に延びて居る郊外電車線により市の中心部のビジネスセンター（商業中心地帯）に通勤する方法」を採用する必要があると主張した<sup>122</sup>。このように、大屋は、市域中心部に集合する商業施設としての高層建築を認めつつ、周縁部において低密に分布する住宅群を設け、交通機関によって両地域を結合することを目指した。さらに、このような主張と連動しつつ、現状の大阪に対して「今日世界の産業都市を通観しても大阪程緑樹緑草を見る事の出来ない街はない」のように、大阪における樹木の不足が指摘され、空地及び緑地の必要性が述べられた<sup>123</sup>。

また、大阪の固有性に関する言及みられ、「大阪の色を見せ」るためには、「風景の保存」が重要であると述べられた<sup>124</sup>。具体的には、寺院の境内をはじめとする、緑樹が付帯する空地の保存が重視された<sup>125</sup>。さらに、大阪の景観の特徴としては「煙突の林立する偉大さ、船舶の輻輳する風景、動いて熄む事なき交

<sup>118</sup> 「大阪市による個別の都市整備に関する記事」では、大阪市の公園施設・空地・緑地の必要性を論じる内容、建設された住ノ江公園の施設概要や当該公園で実施された行事の紹介に関する内容がみられた。また「大阪市以外の日本の都市における都市整備に関する記事」では、瀬戸内海公園の概要と意義について論じる内容がみられた。さらに、「海外の都市における都市整備に関する記事」では、パリの街路について論じる内容がみられた。

<sup>119</sup> 大屋霊城、「集中か分散か」、『大大阪』1巻1号、pp. 46-51、1925

<sup>120</sup> 大屋霊城、「集中か分散か（承前）」、『大大阪』2巻1号、pp. 17-21、1926

<sup>121</sup> 前掲「集中か分散か」

<sup>122</sup> 前掲「集中か分散か（承前）」

<sup>123</sup> 大屋霊城、「世界に稀なる無木の都市大阪」、『大大阪』5巻3号、pp. 9-17、1929

<sup>124</sup> 大屋霊城、「都市風景の保存と開発」、『大大阪』6巻4号、pp. 12-18、1930

<sup>125</sup> 同上

通機関のパノラマがせめてもの慰めで」あり、都市景観の中で「天王寺や大阪城」以外に主要な史蹟が残存していないことが悲観的に捉えられた<sup>126</sup>。一方、都市開発に関しては、「大阪の誇るべき」御堂筋街路建設の計画において、並木と散歩道が拡充されたことに対し、「人間を本位」にしている点において肯定的な評価がみられた<sup>127</sup>。

以上のように、大屋霊城の都市整備に関する記事を見ると、現状の市域中央部において密集する住宅群が保安・衛生の観点から問題視され、郊外に居住地域を拡張することで、空地・緑地を持ち、かつ低密な人口・建物によって構成される都市空間の形成が目指された。さらに、市域中央部は商業施設としての高層建築が集合する場所として捉えられ、郊外における居住地域と中心部における商業地域の交通機関による結合が企図された。また大屋は、都市の固有性が、空地を持つとともに古くから都市に残存する寺院等の史蹟によって形成されると主張する一方で、新しく計画された大規模な御堂筋街路における並木・散歩道を肯定的に評価しており、一貫して都市における空地・緑地の確保を重視したものといえる。すなわち、大屋は「葦の波の如き無木黒煙の町」としての現実態都市像を棄却し、商業施設としての高層建築が集合する市域中心部と、低密に住宅が分布する市域周縁部によって構成される可能態都市像を提示した。さらに、空地・緑地の保存という観点において、現実態都市像が持つ大阪の固有性が、可能態都市像へと架橋された。

以上のように、『大大阪』の主要執筆者として注目した小川市太郎・関一・大屋霊城三者の都市整備に関する記事を見ると、小川・関の言説からは都市空間の管理の観点から、関・大家の言説からは都市空間の開発の観点からそれぞれ都市像が提示された。そのうち、前者における可能態都市像は、現実態都市像を構成する個々の私的領域が公的領域の一部として再編されることで形成されるものであった<sup>128</sup>。一方、後者においては、住宅群が密集する現実態都市像が、住宅が点在する周縁部と高層建築が集合する中央部によって構成される可能態都市像へと再編された。また、このように『大大阪』の可能態地域像では、従前の私的な領域の表象であり、かつ高密度な住宅群で構成される現実態都市像が棄却される一方で、国家の管理下になく、空地・緑地としての史跡を有する点において現実態都市像と可能態都市像が架橋された。すなわち、『大大阪』において提示された大阪の都市像は、都市を単位とした公的な領域の表象であり、その都市空間の中心部は、公的な整備・管理によって確保される空地と、商業施設としての高層建築群の混在によって構成された。すなわち、『大大阪』における都市像とは、経済活動によって生じる都市空間の変化を公的に統制することで形成されるものであった。換言すれば、資本の運動を公的領域の中に組み込むことで、新たな大阪の都市像が提示されたといえる。

<sup>126</sup> 同上

<sup>127</sup> 同上

<sup>128</sup> 注 97 に記した公的な主体によって領有される「公的領域」に対して、住民等の私的な主体によって領有される区域を「私的領域」という概念を用いて示す。

### 3-5 『大大阪』における各地域に関する記述

#### 3-5-1 各地域に関する記事数

前章で述べたように、大正・昭和初期の大阪においては、当該期の都市整備によって、近世・明治に形成された堺筋を都市軸とする都市構造が遺棄され、大阪駅周辺を含む御堂筋街路を都市軸とした都市構造が形成された。また、都市構造が再編されつつも、大阪城・四天王寺・道頓堀では近世からの景観が保持された。そこで、本項では、以上に挙げた御堂筋・大阪駅周辺・堺筋・大阪城・四天王寺・道頓堀に関する記述を含む記事を『大大阪』から抽出し、その記事数から、都市整備の実施者による各地域・施設への関心の高低について検討する。

それぞれの地域・施設に関する言及を含む記事を『大大阪』から抽出すると、御堂筋・大阪駅周辺・堺筋・大阪城・四天王寺・道頓堀に関する記述を含む記事は<sup>129</sup>、図3-3に示すように、それぞれ45・51・13・49・24・16件であった。このように、当該期の都市整備における中心的な地域である御堂筋・大阪駅周辺に加えて大阪城に関する記事が多くみられることから、当該地域・施設は『大大阪』の都市構想における拠点であったと考えられる。そこで、次項以降では、四天王寺・道頓堀・堺筋に関する記述内容について概観した後、大阪城、御堂筋、大阪駅周辺に関する記述内容についてそれぞれ詳述し、当該地の地域像について検討する。

#### 3-5-2 四天王寺・道頓堀・堺筋に関する記述

四天王寺・道頓堀・堺筋に関する記述内容を、主題<sup>130</sup>・対象時期<sup>131</sup>・評価<sup>132</sup>・対象物<sup>133</sup>の4つの観点から分類し、それぞれ表3-9・3-10・3-11に示す。まず表3-9をみると、四天王寺に関する記事の主題は、記事数が多いものから、文化問題、小説・随筆、五重塔再建事業の概要説明がそれぞれ10件・5件・5件であり、歴史・宗教等の文化的な観点による言及が多くなされている。また、表3-9の対象時期の項目をみると、将来像・現状・近過去・遠過去に関する言及を含む記事は、それぞれ7・19・5・13件であり、現状及び歴史的事実につ

<sup>129</sup> 記事の抽出方法としては、前掲『雑誌「大大阪」CD-ROM 大正14年12月～昭和19年1月』の検索機能を用いた。当該資料は、CD-ROMとなっており、『大大阪』の記事を、「題名」「著者」「発行年月・巻・号」「ページ」「キーワード」の5項目で検索できるようになっている。そこで、「題名」「キーワード」において、御堂筋に関しては「御堂筋」、大阪駅周辺に関しては「大阪駅」「梅田」、堺筋に関しては「堺筋」、大阪城に関しては「大阪城」、四天王寺に関しては「四天王寺」「天王寺」、道頓堀に関しては「道頓堀」を含む記事を抽出した。なお、四天王寺に関しては、「天王寺」という名称を含む記事であっても「天王寺公園」「天王寺区」等、別の施設・地域を指す記事は検討の対象外とした。

<sup>130</sup> 記事全体通して述べられている内容を「主題」として分類した。以下、分類で用いたそれぞれの項目について示す。「概要説明」は、実施中及び実施予定の都市整備・行事等の事業概要について述べたものであり、括弧内にその対象となった事業を示す。「事業進捗」は、実施されている都市整備の進捗状況を報じるものであり、括弧内にその対象となった都市整備を示す。「小説・随筆」は、当該地域に対する言及を含む小説・随筆等を指す。「文化問題」は、大阪の歴史・宗教・習俗・芸術等の文化に関して述べたものを指す。「交通問題」は、大阪の交通機関・交通量に関して述べたものを指す。「市政問題」は、大阪の都市行政に関して述べたものを指す。「出来事」は、当該地及び社会で起こった現象・事件等について述べたものを指す。

<sup>131</sup> 「対象時期」に関しては、どの時点の当該地について述べたものかによって、「遠過去」「近過去」「現状」「将来像」の4つに分類した。以下、分類で用いたそれぞれの項目について示す。「遠過去」は、歴史的事実あるいは執筆者が直接知り得ない時代について述べたものを指し、具体的には近世以前に関する言及とした。「近過去」は、執筆者による回想、及び執筆者が生きていた可能性のある過去の時代について述べたものを指し、具体的には明治期から大正中期に関する言及とした。さらに、「現状」は、現状の当該地・施設について述べたもの、「将来像」は、将来の当該地・施設に対する構想・予測について述べたものをそれぞれ指す。

<sup>132</sup> 「評価」に関しては、その内容を「評価基準・特徴」「大阪との関係」の二つに大別して整理し、文中の言葉を抜き出して表に示した。また、「評価基準・特徴」「大阪との関係」はそれぞれ、当該地の評価における指標及び当該地の特徴を含む記述、後者は大阪における当該地の位置づけを含む記述を指す。

<sup>133</sup> 「対象物」では、当該地の空間を構成する建築物・構築物・自然物を以下のように分類した。分類で用いた項目はそれぞれ、家・小売店・問屋及びそれらに類する規模の建物を指す「家屋・商家」、高層建築・企業の建物及びそれらに類する規模の建物を指す「高層建築・企業」、寺院建築を指す「寺」、図書館・市庁舎等を指す「公共建築」、芝居小屋・映画館等を指す「劇場」、広告物を指す「広告」、橋梁を指す「橋」、路面電車・電車軌道を指す「電車軌道・電車」、路面を構成する車道・歩道を指す「車道・歩道」、電飾・照明を指す「照明」、樹木を指す「樹木」、池・井戸を指す「池・井戸」、川を指す「川」、発電所を指す「発電所」、ダムを指す「ダム」である。

いて多く言及されている。さらに、当該地への評価としては、「大阪の宗教的根源、信仰のシンボリック立場」（表3-9 中記事番号18）のように大阪の宗教・信仰の象徴として捉えられるとともに、「皇室との関係を物語るものも尠くない」・「我国文明のシンボル」（それぞれ表3-9 中記事番号3・6）のように、皇室・国家との関係が強い施設としても捉えられた。このように、四天王寺は大阪における歴史的な宗教文化のみならず国家を表象する施設として捉えられた。

次に、表3-10をみると、道頓堀に関する記事の主題は、記事数が多いものから、文化問題、小説・随筆、電灯事業の概要説明がそれぞれ6件・3件・3件であり、歴史・習俗・芸術等の文化的な観点による言及が多くなされている。また、表3-9の対象時期の項目をみると、将来像・現状・近過去・遠過去に関する言及を含む記事は、それぞれ2・11・6・3件であり、現状の記述と回想が多くなされている。さらに、当該地への評価についてみると、執筆者の「子供心の空想」が向けられるとともに「今はすっかり空気が変つて了つてゐる」（表3-10 中記事番号2）と記述されており、近過去から現状における当該地が持つ雰囲気の変容が指摘された。加えて、「盛り場が醸し出す温気と刺激」・「盛り場の情趣」（ともに表3-10 中記事番号6）が当該地の特徴として述べられており、繁華街としての当該地が持つ雰囲気が重視された。また、「芝居王国の殿堂」・「芝居とキネマとカフェーの街」（それぞれ表3-10 中記事番号7・8）として形容され、劇場が主な記述対象となった<sup>134</sup>。さらに、「道頓堀の興行及びカフェーが共にブル向の値段を徴して大衆を迎へない」・「エトランゼの観光地」（ともに表3-10 中記事番号8）として評価されており、富裕層のための繁華街及び旅行者のための観光地として捉えられた。このように、道頓堀は芝居・映画等が興行され、飲食店が存在する繁華街であり、富裕層や旅行者が訪れる地域として捉えられるとともに、従前から現状にかけての変容が否定的に評価されながらも当該地が持つ雰囲気が特徴として重視された。

次に、表3-11をみると、堺筋に関する記事の主題は、記事数が多いものから、交通問題、市バスの事業進捗、夜店・街路照明設置による沿道整備の概要説明、小説・随筆がそれぞれ3件・3件・2件・2件であり、堺筋における交通と沿道の景観について述べられた。また、表3-11の対象時期の項目をみると、将来像・現状・近過去・遠過去に関する言及を含む記事は、それぞれ2・13・2・0件であり、現状の記述が多くなされている。さらに、当該地への評価としては、「大阪に於ける最初の文明街路」・「大阪の大動脈」（それぞれ表3-11 中記事番号1・2）との記述がみられるものの、「滅切りさびれ」た（表3-11 中記事番号9）という記述もみられ、大阪における交通の中心でありながらも衰退の傾向にある地域として捉えられている。また、「ビルディング」が建ち並び「資本主義の横溢」する一方で、「なつかしい夜店の灯が流れる」ことで、「都市美」と「ふるさと」への郷愁の併存による矛盾した特徴を有する地域として捉えられた（表3-11 中記事番号7）。このような当該地の評価に伴い、夜店とともに高層建築が主な記述対象となった<sup>135</sup>。このよう堺筋は、大阪の交通の中心地でありつつも衰退の傾向にある地域として捉えられるとともに、当該地沿道に設置された夜店によって、個人の

<sup>134</sup> 表3-10の対象物の項目にみるように、記述された建築物・構築物・自然物の中でも、「劇場」は16件中8件と、最も多く言及されている。

<sup>135</sup> 表3-11中の対象物の項目にみるように、「夜店」が該当する分類項目である「家屋・商家」が13件中6件と、最も多く言及されているとともに、「高層建築・企業」が13件中5件の記事で言及されている。

郷愁が投影された。

このように、上述した3つの地域・施設のうち、道頓堀は富裕層や旅行者が訪れる繁華街であり、堺筋は大阪の交通の中心地でありながらも衰退の傾向にある地域として捉えられ、両者とも現状の大阪を表象する特徴を有する地域としては捉えられていなかった。また、四天王寺は、大阪の象徴でありつつも、国家の象徴としても捉えられた。前節で述べたように、『大大阪』で構想された都市像が、国家的な領域に属さず、都市を単位とした公的な領域の形成を目指すものであったことを考慮すると、上述した四天王寺・道頓堀・堺筋はいずれも『大大阪』の都市構想から疎外された施設・地域であったといえる。

### 3-5-3 大阪城に関する記述

大阪城に関する記述内容を、前項と同様に主題<sup>136</sup>・対象時期・評価・対象物<sup>137</sup>の4つの観点から分類し、表3-12-1及び3-12-2に示す。

表3-12-1・3-12-2をみると、大阪城に関する記事の主題は、記事数が多いものから、大阪城天守閣で実施された展覧会に関する概要説明、天守閣・大阪城公園の建設を行う御大典記念事業の概要説明<sup>138</sup>、文化問題が、それぞれ12件、10件、9件であり、天守閣・公園建設の事業内容が随時説明されるとともに、展覧会が実施され、かつ歴史を有する文化的な拠点として当該施設が言及された。また、表3-12-1・3-12-2の対象時期の項目をみると、将来像・現状・近過去・遠過去に関する言及を含む記事は、それぞれ5・39・7・15件であり、現状及び歴史的事実について多く言及されている。

さらに、当該施設に対する評価としては、「全市民が平等に利用し得る」（表3-12-1中記事番号3）や「市民愛郷の精神を表徴」（表3-12-1中記事番号6）のように、「全市民」が利用可能であり「愛郷の精神」が投影される公的領域に帰属する施設であるとともに、「大大阪を為した根源」（表3-12-1中記事番号5）や「産業都市としての我大阪を基礎つけたる」（表3-12-1中記事番号15）のように、現状と過去の大阪を結びつける施設として捉えられた。また、昭和14年以降の記事では、「疲れた魂に民族伝統の血潮を甦へらせる人間厚生の大殿堂」（表3-12-2中記事番号46）や「全府全市の日本精神であり郷土愛の表徴」（表3-12-2中記事番号49）のように、大阪のみならず「民族」や「日本精神」を表象する施設として捉えられるようになった。さらに、表3-12-2中記事番号48の記事では、「世界有史以来の世界動乱の真只中」において、「国民生活の内面に根ざ」すものとして文化が捉えられるとともに、文化施設の一つとして天守閣が挙げられていることから<sup>139</sup>、昭和14年以降における当該施設に対する評価の変容は、当時の社会情勢の変化に伴うものであると考えられる。

続いて、表3-12-1・3-12-2における対象物の項目についてみると、樹木について3件、池・井戸について2

<sup>136</sup> 前項で用いた分類項目に対し、本項で分析対象とする記述内容を考慮して、新たな分類項目として、建築物・構築物・自然物によって構成される景観に関して述べたものを指す「景観問題」を追加する。

<sup>137</sup> 前項で用いた分類項目に対し、本項で分析対象とする記述内容を考慮して、軍事施設に関する記述を指す「軍事施設」、記念塔・記念碑等を指す「記念建造物」、城郭建築を指す「城」、公園施設を指す「公園」を追加する。

<sup>138</sup> 慶応4年に焼失した大阪城天守閣の再建と、大阪城の周囲の公園化が昭和3年に御大典記念事業として大阪市会において発案され、昭和6年11月に天守閣・大阪城公園がそれぞれ竣工・開設された。（前掲『新修大阪市史』第7巻、pp.864-865及び『大阪百年史』、大阪府、p.1210、1968）

<sup>139</sup> 上山善次、「大阪文化の再発足」、『大大阪』17巻10号、pp.390-393、1941

件、記念建造物について2件、公共建築、寺、車道・歩道、照明について、それぞれ1件の言及がみられるものの、大半の記事において再建された天守閣をはじめとする城郭建築、大阪城公園に関して言及された<sup>140</sup>。

このように、大阪城に関する記述をみると、大正末期から昭和初期を通して、天守閣・大阪城公園は都市を単位とした公的領域の表象であったものの、昭和14年以降、国家的領域の表象として捉えられるようになったものといえる。

#### 3-5-4 御堂筋に関する記述

『大大阪』に関する記述内容を、前項までの分析と同様に、主題・対象時期・評価・対象物<sup>141</sup>の4つの観点から分類し、表3-13-1及び3-13-2に示す。表3-13-1・3-13-2にみるように、記事の執筆時期は大正14年12月から昭和15年8月まで及ぶ。また、前章で述べたように、御堂筋は大正15年10月から昭和12年5月までの期間で建設された。そこで、御堂筋建設の展開に沿って、記述内容を経年的に検討するため、便宜的に御堂筋の工事が実施されていた時期のうち前半までの大正14年から昭和5年、工期後半の昭和6年から昭和11年、御堂筋の竣工年である昭和12年以降の3つの時期に分けて分析を行う。

##### 3-5-4-1 大正14年から昭和5年の記述内容

当該期の19件の記事の主題をみると、第一次大阪都市計画事業における御堂筋建設の事業進捗状況が8件と最も多くみられる(表3-13-1)。続いて、表3-13-1における対象時期をみると、将来像・現状・近過去に関する言及を含む記事がそれぞれ14件・9件・1件であり、将来及び現状に関して多く言及されている。また対象物としては、多いものから順に、15件中9件で家屋・商家、8件で車道・歩道、7件で電車・軌道、6件で高層建築・企業及び駅についてそれぞれ言及されている(表3-13-1)。具体的には、進捗中の工事によって「電車軌道」・「自動車道」・「歩道」が配置されることを報じる記述<sup>142</sup>、及び、建設が進む中で「大平ビル、堂ビルといかめつらしい建物が」立ち並ぶ一方、「なじみのオデン屋がなくなり、芋屋の家は板囲い」となるような沿道空間の変化についての記述がみられる<sup>143</sup>。さらに当該地に対する評価としては、3件の記事で大阪の「メインストリート」として位置づけられている(表3-13-1中記事番号7・10・11)。また、将来において、「交通文化」・「美観」を体現するものとして当該地の特徴が捉えられている(表3-13-1中記事番号5)。一方で、現状に対する否定的な評価としては、「目障りになるのは建物が貧弱」として、現状の沿道に建つ「薄ぺらな奥行きで、装飾だけはペンキをケバ々しく塗り立てた看板ばかりの建物」が批判され、「横から奥行きを見られる心配」がないように建物の高さを揃えることが提唱されている<sup>144</sup>。すなわち、現状の沿道に建つ書割のよ

<sup>140</sup> 表2-12-1・2-12-2をみると、49件中46件で城に関して、49件中13件で公園に関して言及がみられる。

<sup>141</sup> 前項までの分析において用いた分類項目に対して、駅舎を指す「駅」を追加した。さらに、御堂筋においては、街路及び沿道の建築物によって景観が構成されることから、これらの分類項目を「沿道建築物・構築物」、「街路構成」と、その他の三つに大別して整理した。具体的には、「沿道建築物・構築物」としては、「家屋・商家」・「高層建築・企業」・「寺」・「公共建築」・「広告」・「橋」・「駅」が該当し、「街路構成」としては、「電車・軌道」・「歩道・車道」・「樹木」・「照明」が該当し、その他のものとしては「川」が該当する。

<sup>142</sup> 「24間の大道路」、前掲『大大阪』3巻6号、p.131、1927

<sup>143</sup> 和田もせい、「(漫画漫文) 大大阪見物記(一)」、前掲『大大阪』3巻2号、pp.64-65、1927

<sup>144</sup> 牧彦七、「廣路の建築物に就いて」、前掲『大大阪』3巻8号、p.33、1927

うな建物を批判しながらも、沿道の表層における統一性の確保が重視された。

### 3-5-4-2 昭和6年から昭和11年の記述内容

当該期の13件の記事の主題をみると、完成が近づく御堂筋建設の事業概要を改めて説明するものが3件、当該地への情景について述べる小説・随筆が3件であり、対象時期としては将来像・現状・近過去に関してそれぞれ5件・8件・3件の記事で言及がみられた(表3-13-2)。さらに対象物に関しては、経路の両端に位置する駅について3件、沿道に建つ高層建築・企業について2件の言及がみられた(表3-13-2)。具体的には、「制限一ぱい(百尺)の日本生命、安田ビル、祭原商店の新建築物」が立ち並ぶ現状の沿道空間について記述されている<sup>145</sup>。また、沿道空間の将来像に関する記述としては、御堂筋に対する美観地区の指定が予定されていることを報じつつ<sup>146</sup>、その指定後は建物の高さの最低限度が規定されることになることと述べられている<sup>147</sup>。さらに、当該地に対する評価としては、大阪の「プロム、ナード」及び「背骨の大通り」として位置づけられた(表3-13-2中記事番号20・30)。また、沿道空間において「近代色鮮やかに」建物が聳える点、「御堂筋の華荘」を当該地の特徴とする記述がみられ(表3-13-2中記事番号20・27)、高層建築によって構成される御堂筋沿道の視覚的な特徴が重視された。

### 3-5-4-3 昭和12年以降の記述内容

当該期の13件の記事の主題をみると、景観描写が4件、御堂筋が竣工したことに伴い、第一次都市計画事業の概要を改めて説明するものが2件、沿道の景観について述べる景観問題が2件、沿道の広告物規制の概要説明が2件、交通問題が2件みられ、御堂筋完成に伴い新しく出現した沿道空間について注目されていることがわかる(表3-13-2)。対象時期としては、将来像・現状・近過去・遠過去に関する言及を含む記事がそれぞれ4件・11件・3件・1件であった(表3-13-2)。また対象物としては、多いものから順に、沿道に建つ高層建築・企業について6件、経路両端に位置する駅について6件、沿道に植えられた樹木について4件、沿道に設置された広告物について3件、車道・歩道について3件みられる。具体的には、「緑の並木」が植えられ、かつ「近代都市を目のあたりに見せる堂々たる鉄筋凝土建の、色彩り々々高層建築が聳え立」つものとして沿道空間が記述されている<sup>148</sup>。また、広告物に関しては、「本道路の両側に集中氾濫」する広告物を一切禁止し、規格に準拠した「板塀広告」のみを過渡的に認めることを定めた規制案が決定されたことが大阪府保安課によって記されており、「醜悪無統制」な構築物は、沿道空間から排除されることが計画された<sup>149</sup>。このことは逆に、沿道に「醜悪無統制」な構築物が多数立てられていたことを例証する。また、当該地に対する評価として

<sup>145</sup> 「御堂筋展望」、前掲『大大阪』7巻11号、p.120、1931

<sup>146</sup> 美観地区の指定は、「中之島ヲ中心トスル土佐堀川、堂島川沿岸一帯」、「大阪城附近」、「主要各驛附近」、御堂筋を含む「重要幹線ノ兩側又は片側」を対象地とし、「建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關スル統制ヲ爲シ都市整備ノ實ヲ擧ゲ以テ健全ナル都市發展ヲ期」すことを目的とし、昭和9年12月に内閣の認可を得た。(前掲『大阪都市計画並同事業輯覧』、pp.33-37)

<sup>147</sup> 「大阪の美観地区、風致地区」、前掲『大大阪』8巻4号、pp.113-115、1932

<sup>148</sup> 町仲拓、「(画報)御堂筋建設餘聞」、『大大阪』13号6巻、pp.31-35、1937

<sup>149</sup> なお、禁止された広告物の種類としては、「廣告塔」、「建築物の壁面を利用する廣告物」、「和風建物の窓外に於て窓と併行の状態に設置する廣告物」、「屋上に設置する廣告物」の4つが挙げられている。(高橋良磨、「大阪府に於ける広告物統制に就いて」、前掲『大大阪』14巻7号、pp.52-55、1938)

は、「大大阪が日本に誇る」場所・「躍進大大阪の象徴」・「大大阪の凡ゆる中心」・「新興大大阪の偉観」として位置づけられるとともに（表 3-13-2 中記事番号 35・38・41）、「大資本の看板地」（表 3-13-2 中記事番号 38）として形容されており、大阪という公的領域に帰属するとともに、経済活動の中心としての場所の特徴が強調されている。

以上のように、『大大阪』においては、御堂筋建設着工当初では、家屋・商家及び、建設中の車道・歩道が現状及び将来の沿道空間を構成する主要な要素として記述されていたものの、御堂筋が完成されるに伴い、沿道に出現した高層建築・企業が記述対象の中心となった。このように、御堂筋の建設が進むに伴い、従前の沿道空間を構成した小規模建築は、前章で検討した実態的な沿道街区の土地の規模にみられるように街区内に残存しているものの、地域像から払拭されることとなった。また、着工当初から、御堂筋は大阪の「メイン・ストリート」となることを期待されており、完成後は街路としての空間が沿道に拡張され、大阪の「凡ゆる中心」・「象徴」として位置づけられるようになった。このように、交通の機能のみならず、大阪という公的領域を表象するものとして、御堂筋が捉えられるようになったといえる。さらに、着工当初から、沿道空間の評価において、沿道に面する建物の高さという視覚的な特徴が重視されており、御堂筋完成は沿道の広告が「醜悪無統制」なものとして規制の対象となることで、視覚的な統一性の確保が図られた。すなわち、当該地における公的領域の表象は、視覚的な統一性の確保と連動して達成されるものであった。ただし、その視覚の主体として想定された観察者の位置は街路上に固定されており、結果として、御堂筋の地域像は表層的で奥行を遺棄したものであった。すなわち、実態としては錯雑な景観が現出していたが、『大大阪』の執筆者、つまり実施者は、統一性を持つ空間による可能態地域像としての仮象を、現状の空間に投影したと言える。

このように、御堂筋の地域像では、公的に統制された商業広告や高層建築群によって地域空間が構成された。換言すれば、経済活動に伴う都市空間の変化を公的に統制することで地域像が形成された。

### 3-5-5 大阪駅周辺に関する記述

大阪駅周辺に関する記述内容を、前項までの分析と同様に、主題・対象時期・評価・対象物の4つの観点から分類し、表 3-14-1 及び 3-14-2 に示す。表 3-14-1・3-14-2 にみるように、記事の執筆時期は大正 15 年 3 月から昭和 16 年 2 月まで及ぶ。また前章で述べたように、大阪駅周辺では、大阪駅付近都市計画事業が昭和 3 年から開始されるものの、未着手のまま執行年度の期限を迎え、昭和 9 年・同 10 年から大阪駅付近都市計画事業及び大阪駅前土地区画整理事業が改めて開始された。この両事業のうち、前者は駅前広場及び街路の建設を実施内容とするものであり昭和 17 年に進捗率 7 割程の状態で中断され、駅前街区の敷地造成を実施内容とする後者の事業は昭和 15 年に完了した。そこで、これら一連の事業が実施されるまでの期間である昭和 2 年以前、当初の大阪駅付近都市計画事業が開始されるも未着手のまま執行年度を終えるまでの期間である昭和 3 年から昭和 8 年、大阪駅付近都市計画事業及び大阪駅前土地区画整理事業が実施される昭和 9 年から昭和 14 年、両事業のうち大阪駅前土地区画整理事業が完了する年である昭和 15 年以降の 4 つの時期に分けて分析を行う。

## 3-5-5-1 大正15年から昭和2年の記述内容

当該期の3件の記事の主題をみると、大阪駅における貨物駅拡張の概要説明が1件、建設が予定されている大阪鉄道局の建築の概要説明が1件、梅田ホテルの開業について述べるものが1件であり、当該期の執筆者の関心が集中する主題はみられない（表3-13-1）。また、大阪駅は「大大阪の表玄関」と述べられながらも、現状の大阪駅の設備は「古ぼうけ」ているため、貨物専用のプラットフォームが建設されることで<sup>150</sup>、「東洋一」の停車場になると評価された<sup>151</sup>。

## 3-5-5-2 昭和3年から昭和8年の記述内容

当該期の18件の記事の主題をみると、多いものから順に、交通問題が5件、大阪駅前整理事業<sup>152</sup>の概要説明が2件、地下鉄・高架鉄道による高速度交通機関の概要説明が2件である（表3-14-1）。また対象時期についてみると、将来像・現状・近過去に関する言及を含む記事はそれぞれ13件・13件・1件であり、当該地の現状及び将来に関して多く言及されている（表3-14-1）。さらに当該地に対する評価についてみると、大阪駅周辺は「益々交通量が多くなる」地域であり、かつ大阪駅は「大都市の停車場中最も旧式」と評価されており（表3-14-1 中記事番号6・7）、当該地の現状の交通量の多さが問題視されるとともに、街路・街区及び交通機関の整備によって、交通混雑の解消が目指された。また、大正15年から昭和2年の記述内容と同様に、当該期においても、大阪駅周辺は「大大阪の玄関」と評価されている（表3-14-1 記事番号8）。さらに、当該地の景観としては、「初めて来訪する外客に記念的印象」を与える「先進国の都市」の「重要停車場」とは異なり「大阪駅頭の現況は、一として好記念を印すべく値するもの」がないと評価され（表3-14-1 中記事番号6）<sup>153</sup>、将来的には整理事業の実施によって大阪駅前の道路を「現在の約二倍の五十二間に拡張し」、かつ「驛前の旅館栗おこし屋等の低い家を壊す」ことで、大規模な建築敷地を造成し、「東京駅前以上の宏壮美を現出する」ことが構想された<sup>154</sup>（表3-14-1 中記事番号12）。表3-13-1の対象物の項目にみるように、当該期の記事では、駅を除くと、家屋及び高層建築が主な記述対象となっており<sup>155</sup>、現状の駅前空間を構成する「低い家」を一掃することで、高層建築による駅前空間の形成が目指された。

## 3-5-5-3 昭和9年から昭和14年の記述内容

当該期の24件の記事の主題をみると、多いものから順に、大阪駅前整理事業の事業進捗について述べるものが6件、同事業の概要説明が4件、高速度交通機関の概要説明が4件、小説・随筆が4件であり（表3-14-2）、実施中である駅前整理事業の内容及び進捗が随時述べられた。これらの記事における対象時期としては、将来

<sup>150</sup> 従前の状態では大阪駅構内にあった荷物取扱所を廃止し、昭和3年には大阪駅の北側に貨物専用駅が新設されるとともに、営業が開始された。（『大阪駅前市街地改造事業誌』、大阪都市整備局、p. 43、1985）

<sup>151</sup> 大角鉄、「一人一題」、『大大阪』2巻3号、p. 48、1926

<sup>152</sup> 本項では、前述した昭和3年の大阪駅付近都市計画事業に加えて、昭和9年・同10年から実施される大阪駅付近都市計画事業・大阪駅前土地区画整理事業を、「大阪駅前整理事業」と総称する。

<sup>153</sup> 岡崎早太郎、「大阪驛附近の都市計画事業」、『大大阪』4巻6号、pp. 37-44、1928

<sup>154</sup> 前掲「大阪の都市計画」

<sup>155</sup> 表3-13-1では、「家屋・商家」が18件中5件、「高層建築・企業」が18件中6件の記事で言及されている。

像・現状・近過去に関する言及を含む記事がそれぞれ12件・22件・3件であり、現状及び将来に関する言及が多くみられる。また、当該地に対する評価としては、昭和8年以前と同様に、当該地は大阪の「玄関」として形容された(表3-14-2 中記事番号23・29・36・39・43)。さらに、「二階以下の狭小な」家屋が密集している現状の駅前空間に対して「美観経済保安衛生」の観点及び大阪駅が「大都市の国際的停車場」である理由から問題視され、整理事業によって「高層建築の敷地に適應する区劃を作ること」でその問題の解決が目指された<sup>156</sup>(表3-14-2 中記事番号23)。加えて、「都市の中央停車場」は「その都市の市勢を象徴」することから、「貧弱極まる旧大阪駅」に対し、新しく建設が予定されている大阪駅を「近代味」があり「大大阪の玄関として決して恥ずかしからぬものであるに相違ない」と評価した<sup>157</sup>(表3-14-2 中記事番号36)。また、駅周辺の空間については、大阪駅に加えて「建築願が提出された」「阪神電車」による「百貨店」及び既存の「阪急百貨店」によって「大阪の玄関」としての「形を整へたといふことが出来る」と述べられるとともに、将来的には周辺の土地において「所有者なるが故に一般の調和を考慮することなしに、不調和なるものを建築されたのでは市民は堪つたものでない」ことから、「建築の取締り」の必要性が主張された<sup>158</sup>。このように、昭和8年以前と同様に当該期においても、大阪駅周辺の空間は「大阪の玄関」として、高層建築によって構成されることが理想とされるとともに、駅舎が大阪市象徴として捉えられた。また、高層建築による駅前空間においては、建築物の調和を確保するため、公的な統制の必要性が主張された。

#### 3-5-5-4 昭和15年以降の記述内容

当該期の6件の記事の主題をみると、交通問題が3件、大阪駅前整理事業の事業進捗について述べるものが2件である、大阪における初期の洋風建築として明治期の大阪駅舎の概要について述べるものが1件である(表3-14-2)。さらに、「大阪駅付近に集る群衆は想像以上」であると述べられており(表3-13-2 中記事番号47)、駅前の整理事業が進捗しているにも関わらず、当該地の交通混雑が問題視された。また、当該期における対象物としては、駅あるいは電車軌道に関して多く記述されており、昭和14年以前とは異なり、高層建築や家屋についての記述はみられない。駅前の敷地造成を行う土地区画整理事業が完成に近づく昭和14年の記事において、「空地即ち建築敷地が出来ても建築が出来ぬと云ふ時勢に出喰はした」と述べられ、さらに、「市民保健」のため「空地を永久に保存」することが提案されていることから<sup>159</sup>、昭和15年以降の地域構想においても高層建築の建設は重視されなくなったものといえる。また、このように駅前空間の記述の変化がありつつも、当該地は一貫して大阪の「玄関」として捉えられた(表3-13-2 中記事番号47・49・50)。

以上のように、大阪駅周辺に関する記事では、大正15年から昭和16年まで一貫して「大阪の玄関」として捉えられた。さらに、「先進国の都市」の駅や「東京驛」と比較され、かつ「国際的停車場」として位置づけ

<sup>156</sup> 宮内義則、「大阪駅前整理事業に就いて」、『大大阪』10巻8号、pp.35-39、1934

<sup>157</sup> 西村健吉、「大大阪時評」、『大大阪』13巻3号、p.93、1937。なお、明治7年に開業した大阪駅は、明治34年に改築され、さらに昭和12年10月には3代目となる大阪駅舎が着工し、当該駅舎は昭和15年6月に3階まで完成した時点で使用され始めた。(前掲『大阪駅前市街地改造事業誌』、pp.359-362)

<sup>158</sup> 同上「大大阪時評」

<sup>159</sup> 「市政時評」、『大大阪』15巻2号、pp.88-89、1939

られたことから、当該地は都市を単位とした公的領域を表象するものであった。とりわけ、大阪駅舎は大阪市の象徴となるべき施設として捉えられ、改築が実施された。さらに、駅前空間に関しては、密集した狭小な家屋群で構成された従前の空間の一扫及び、「美観経済保安衛生」の観点によって高層建築による駅前空間の形成が目指されたことから、従前の駅前空間を構成する狭小な家屋群は公的領域から疎外される一方で、美観・経済・保安・衛生を担う高層建築は公的領域に包含されるものとして捉えられた。事実、駅前に建つ高層建築物は、個々の所有者によって自由に建築されるべきものではなく、公的に管理されるべきものとして主張された。すなわち、当該地では、前述した御堂筋の場合と同様に、経済活動に伴う都市空間の変化を公的に管理することが目指された。また、昭和14年以降では、時勢に伴い当該地の地域構想において、高層建築の建設ではなく「市民保健」のため「空地」の確保が重視されるようになり、当該地は資本を除外した公的な領域として再編されたものといえる。

以上のように、大阪市内の主要な地域のうち、四天王寺・道頓堀・堺筋・大阪城は、『大大阪』の主要執筆者に構想された公的に統制され得る経済活動の場とは合致しない地域として、『大大阪』の可能態都市像と矛盾した特徴を持つ地域であった<sup>160</sup>。一方、御堂筋・大阪駅周辺は、経済活動に伴う都市空間の変化を公的に統制することを目指す『大大阪』の可能態都市像が集約された地域であったといえる。

### 3-6 小結

大阪都市協会は、第二次市域拡張に伴い都市の開発が進められて行く状況において、従前の都市像とは異なる新しい都市像の創出と、その都市像を市民に対して啓蒙することを目的とし、組織構成の観点からも都市行政・都市整備を実施する主体の立場から提言・活動を行う組織であった。その事業としては、法規制の制定のための運動や、緑化運動、講演会等様々なものが実施されたが、機関雑誌である『大大阪』の出版は最も継続的かつ長期的に行われており、当協会における思潮が集約された事業であったといえる。

『大大阪』における主要執筆者の都市整備に関する記事をみると、『大大阪』の都市像では、従前の都市を構成する個々の私的領域が公的領域として再編されるとともに、経済活動による都市の無秩序な発展が都市行政によって統制された。すなわち、従前の私的領域の集合としての都市像を遺棄し、公的領域の中に資本の運動を取り込むことで新たな都市像が提示された。

また、『大大阪』における各地域に関する記事数及び記述内容をみると、当該期の都市整備の中心的な地域であった御堂筋・大阪駅周辺に加えて大阪城が、大阪を表象し得る地域として記述された。とりわけ御堂筋・大阪駅周辺の地域像においては、公的領域の中に資本の運動を取り込むことを目指す『大大阪』の可能態都市像が集約された。

<sup>160</sup> 事実、四天王寺・道頓堀・堺筋・大阪城に関する記事では、「将来像」に関する言及がそれぞれ24件中7件、16件中2件、13件中2件、49件中5件であるのに対し、御堂筋・大阪駅周辺では45件中23件、51件中30件であり、四天王寺・道頓堀・堺筋・大阪城は『大大阪』の将来構想において拠点となる地域としては捉えられていないものといえる。





## 『大大阪』第九卷第二號 目次

都市の連徳 (巻頭書)	片岡安	(一)
百貨店の防火施設について	工本 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二)
故本山彦一翁と大阪市政	大坂 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三)
故本山彦一翁と大阪都市協會	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四)
都市の騒音防止問題	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五)
紐育騒音防止委員會の報告	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六)
大阪の新しい系	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七)
港の祭	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八)
大阪先賢列傳	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九)
松平忠明	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一〇)
大阪三市警員	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一一)
堂島米穀取引所	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一二)
明治から大正へ大阪の風俗	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一三)
大阪満支輸出と川口商人	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一四)
旭區を語る	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一五)
大阪新開地風景	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一六)
特別市制問題	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一七)

小賣業の大規模化傾向	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一八)
歐米に於ける比例代表制の現状	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一九)
生活費指数による市吏員俸給部調査法	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二〇)
都市行政の監督	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二一)
我國都市精神不振の原因	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二二)
市の間接関係について	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二三)
大大阪日記	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二四)
大阪市政ニュース	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二五)
昨年中の職業紹介成績	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二六)
労働者に送られた感謝状の誇り	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二七)
悲惨なインテリ失業者の調査	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二八)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(二九)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三〇)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三一)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三二)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三三)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三四)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三五)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三六)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三七)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三八)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(三九)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四〇)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四一)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四二)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四三)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四四)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四五)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四六)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四七)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四八)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(四九)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五〇)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五一)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五二)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五三)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五四)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五五)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五六)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五七)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五八)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(五九)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六〇)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六一)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六二)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六三)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六四)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六五)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六六)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六七)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六八)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(六九)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七〇)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七一)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七二)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七三)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七四)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七五)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七六)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七七)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七八)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(七九)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八〇)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八一)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八二)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八三)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八四)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八五)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八六)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八七)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八八)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(八九)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九〇)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九一)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九二)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九三)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九四)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九五)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九六)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九七)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九八)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(九九)
受難の参歌	柳屋 柳屋 柳屋 柳屋 柳屋	(一〇〇)

図3-2 『大大阪』の目次  
 図注 本図は、『大大阪』9巻2(大阪都市協会、1933)に掲載されている目次に加筆して作成した。

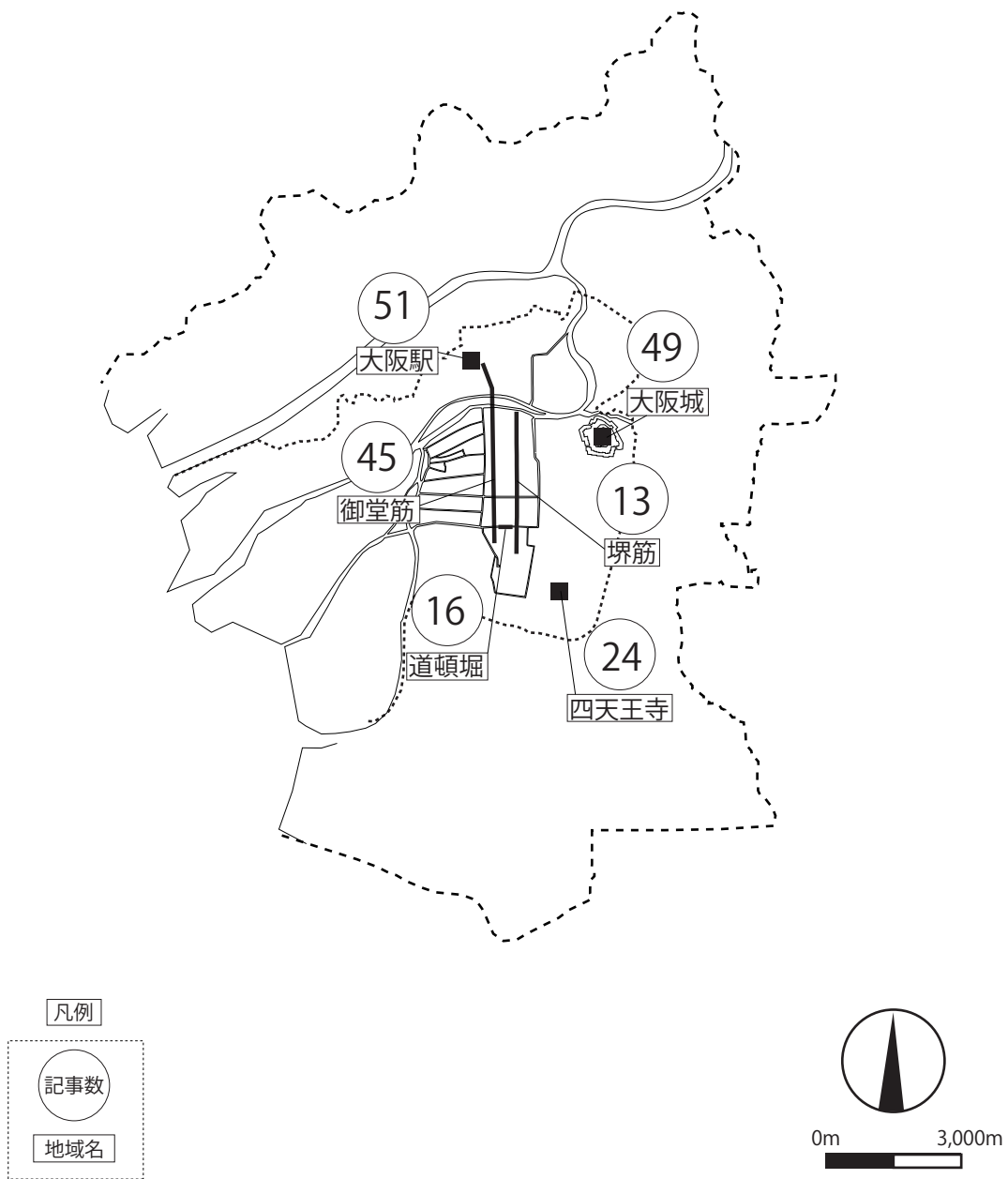


図3-3 『大大阪』における大阪市内各地域に関する記事数

表3-1 大阪都市協会に関する新聞記事

記事番号	記事表題	著者	新聞	年号	年	月	日
1	真の自治偽の自治（上）	小川市太郎	大阪毎日新聞	大正	14	10	21
2	真の自治偽の自治（下）	小川市太郎	大阪毎日新聞	大正	14	10	22
3	調査委員会で出来た大阪特別市制案		大阪毎日新聞	大正	15	11	26
4	行啓記念日に全国都市問題会議		大阪毎日新聞	昭和	2	3	29
5	全国都市問題会議		大阪毎日新聞	昭和	2	5	19
6	全国の都市会議大阪で開催さる		大阪朝日新聞	昭和	2	5	20
7	都市問題会議		大阪毎日新聞	昭和	2	5	21
8	煙のための損害二千百六十余万円		大阪毎日新聞	昭和	2	7	9
9	煤煙防止のため取締規則をつくる		大阪朝日新聞	昭和	6	7	26
10	故関市長の遺志		大阪毎日新聞	昭和	10	6	11

表3-2 『大大阪』における年毎の記事数

年号	年	西暦（年）	記事数	注
大正	14	1925	35	12月号のみ
昭和	元	1926	620	
昭和	2	1927	543	
昭和	3	1928	407	
昭和	4	1929	454	
昭和	5	1930	580	
昭和	6	1931	604	
昭和	7	1932	615	
昭和	8	1933	526	
昭和	9	1934	511	
昭和	10	1935	580	
昭和	11	1936	589	
昭和	12	1937	672	
昭和	13	1938	664	
昭和	14	1939	746	
昭和	15	1940	379	
昭和	16	1941	404	
昭和	17	1942	269	
昭和	18	1943	217	
昭和	19	1944	17	1月号のみ
計			9,432	

表3-3 『大大阪』における個人執筆者・法人執筆者・無記名執筆者の記事数

執筆者		記事数
個人執筆者（1,557名）		3,850
法人執筆者	大阪都市協会関係	226
	大阪市関係	80
	市内自治体	21
	大阪府関係	5
	ほか	15
無記名執筆者		5,235
計		9,432

表3-4 『大大阪』における個人執筆者の執筆記事数と執筆者数の関係

執筆記事数	執筆者数
50以上	3
40～49	2
30～39	3
20～29	13
10～19	38
2～9	493
1	1005
計	1557

表3-5 20件以上の記事数を持つ執筆者と職業・役職

執筆者	大阪都市協会 における役職	職業	記事数
小川市太郎	理事	大阪商科大学講師	83
西村健吉	理事	大阪毎日新聞経済部副部長	60
藤田進一郎	理事	大阪朝日新聞論説委員	50
関一	会長	大阪市長	48
瀧山良一	常務理事	大阪市助役	47
赤坂清七		大阪毎日新聞論説委員	36
藤原九十郎	理事	大阪市立衛生試験所長	35
岡崎早太郎		大阪市主事	34
山口正		大阪市社会部長	29
島崎孝彦		大阪市水道部長	25
木村浩	編集主事		25
佐古慶三			24
坂間棟治	会長	大阪市長	24
村島帰之		大阪毎日新聞慈善部主事	24
椽内吉胤		都市美協会理事	24
斎藤徳太郎			23
井上吉次郎		大阪毎日新聞調査部長	22
菅野和太郎		大阪市教育部長	22
木津谷栄三郎		大阪市電気局電燈部長	22
竹中龍雄		大阪商科大学助教授	21
入江来布		俳人	21

表3-6-1 小川市太郎の執筆記事

記事 番号	記事表題	年号	年	月	内容	
					都市行政	都市整備
1	混沌たる倫敦の行政組織（上）	大正	15	4	●	
2	混沌たる倫敦の行政組織	大正	15	5	●	
3	混沌たる倫敦の行政組織（下）	大正	15	6	●	●
4	大大阪の眞意義	大正	15	7	●	●
5	英国都市制度の過去現在（上）	大正	15	9	●	
6	英国都市制度の過去現在（中）	大正	15	10	●	
7	英国都市制度の過去現在（下）	大正	15	11	●	
8	我等は何故に特別市制を要求する	昭和	2	1	●	
9	英国の市会と市会議員	昭和	2	2	●	
10	英国の市会と市会議員（下）	昭和	2	3	●	
11	地租委譲に対する批判	昭和	2	7	●	
12	英国に於ける自治体の監督（上）	昭和	2	10	●	
13	英国に於ける自治体の監督（下）	昭和	2	11	●	
14	地方分権と特別市制	昭和	2	12	●	
15	わが国の市長難（市長問題の研究）	昭和	3	1	●	
16	英国の市長（欧米諸国の市長）	昭和	3	1	●	
17	総選挙と大阪市会	昭和	3	3	●	
18	百鬼夜行の東京市会	昭和	3	9	●	
19	英国現行の地方制度	昭和	3	9	●	
20	学ぶべき英国の市政（上）	昭和	3	11	●	
21	学ぶべき英国の市政（中）	昭和	3	12	●	
22	学ぶべき英国の市政（下）	昭和	4	1	●	
23	大阪市会議員の教化運動と所感	昭和	4	6	●	
24	紐育市の超弩級都市計画	昭和	4	8		●
25	深刻となった家賃問題	昭和	5	1		
26	大都市の財政について	昭和	5	5	●	
27	議会と失業問題（時事管見）	昭和	5	6		
28	議会の墮落（時事管見）	昭和	5	6		
29	心細い失業救済策（時事管見）	昭和	5	6		
30	婦人公民権の問題（時事管見）	昭和	5	6		
31	福田博士逝く（時事管見）	昭和	5	6		
32	金杉博士の風格玉演説（時事管見）	昭和	5	6		
33	東京市長の辞職（時事管見）	昭和	5	6	●	
34	田中文相の教育意見（時事管見）	昭和	5	6		
35	汚物掃除法の改正（時事管見）	昭和	5	6		●

表3-6-2 小川市太郎の執筆記事

記事番号	記事表題	年号	年	月	内容	
					都市行政	都市整備
36	道路損傷負担金の問題（時事短評）	昭和	5	7	●	●
37	鉄道会議官制の改正（時事短評）	昭和	5	7		●
38	市電延長の陳情（時事短評）	昭和	5	7		●
39	市長室の引っ越し（時事短評）	昭和	5	7	●	
40	郊外電車の大阪驛集中（時事短評）	昭和	5	7		●
41	帰農反対運動（時事短評）	昭和	5	7		
42	大阪市会の失業救済意見書（時事短評）	昭和	5	7	●	
43	内相と特別市制（時事短評）	昭和	5	7	●	
44	地代値下の運動（時事短評）	昭和	5	7		
45	学者連の悲鳴	昭和	5	7		
46	堺筋の夜店（時事短評）	昭和	5	7	●	●
47	欧米の大都市制度	昭和	5	8	●	
48	噫木南君	昭和	5	8	●	
49	欧米の都市制度（二）	昭和	5	9	●	
50	欧米の都市制度（三）	昭和	5	10	●	
51	我国当面の市政問題	昭和	5	12	●	
52	市長公選と婦人公民権	昭和	5	12	●	
53	大阪市政の今昔	昭和	6	1	●	●
54	特別市制問題の好転	昭和	6	2	●	
55	大阪市政の今昔（二）	昭和	6	2	●	
56	大阪市政の今昔（三）	昭和	6	3	●	●
57	大阪市政の今昔（四）	昭和	6	5	●	●
58	元大阪市助役藤村君逝く	昭和	6	7	●	
59	乱雑極まる英国の地方行政組織	昭和	7	1	●	
60	英国の市会と政党の勢力	昭和	7	4	●	
61	グロテスクな米国都市生活の実相（一）	昭和	7	6	●	●
62	グロテスクな米国都市生活の実相（二）	昭和	7	6	●	●
63	グロテスクな米国都市生活の実相（三）	昭和	7	6	●	●
64	六月の市会議員選挙に直面して如何なる人物を選ぶべきか	昭和	8	5	●	
65	危難に瀕せるドイツ（上）	昭和	8	9	●	
66	危難に瀕せるドイツの市政（中）	昭和	8	11	●	
67	危難に瀕せる独逸の市政（下）	昭和	8	12	●	
68	東京都制と特別市制	昭和	9	1	●	
69	関会長の光栄	昭和	9	8		
70	大阪港の復興と国庫補助	昭和	9	12		●
71	議会政治の世界的凋落	昭和	10	1		
72	関市長を憶ふ	昭和	10	2	●	
73	宮川富次郎君を憶ふ	昭和	10	2	●	
74	噫 池原鹿之助氏	昭和	10	2	●	
75	東京市政の紊乱	昭和	10	12	●	
76	無條理な家屋税の国税移管	昭和	11	7		
77	噫々加々美前市長	昭和	11	10	●	
78	議会政治と共産政治と独裁政治（上）	昭和	11	10		
79	議会政治と共産政治と独裁政治（下）	昭和	11	11		
80	ナチス治下の地方行政（上）	昭和	12	1	●	
81	ナチス治下の地方行政（下）	昭和	12	2	●	
82	イギリスの保健省に就いて	昭和	12	8		
83	（遺稿）我国地方行政に対する検討	昭和	12	10	●	

表3-7 関一の執筆記事

記事番号	記事表題	年号	年	月	都市行政	都市整備
1	大阪市の諸問題	大正	14	12	●	●
2	都市計画に関する新立法	大正	15	4		●
3	皇太子殿下行啓一周年に際して	大正	15	6		●
4	学制統一問題について	大正	15	10	●	
5	大阪市の交通機関	大正	15	12	●	●
6	大阪特別市制案に就いて	昭和	2	1	●	
7	市政調査研究の急務	昭和	2	4	●	
8	市立大学に就いて	昭和	2	5	●	●
9	公益事業の公私共同経営	昭和	2	9	●	●
10	再び独逸都市の公私共同経営について	昭和	2	10	●	●
11	本邦六大都市財政の考察	昭和	2	11	●	●
12	都市の緑化	昭和	3	1		●
13	市長再任に際して	昭和	3	2	●	
14	市立商科大学の前途に望む	昭和	3	4		●
15	独逸の市営化法案と市営解放運動	昭和	3	5	●	●
16	大大阪の建設	昭和	3	6		●
17	特別市制に就いて	昭和	4	2	●	●
18	神経衰弱の予防	昭和	4	3		●
19	大阪築港の竣功と市民の覚悟	昭和	4	4	●	●
20	行啓を迎え奉る	昭和	4	5		
21	市政漫筆	昭和	4	7	●	
22	市政漫筆(二)	昭和	4	8	●	
23	米国に於ける市長公選制度の消長	昭和	4	9	●	
24	市政漫筆(三) -北米合衆国に於ける建築金融	昭和	4	10	●	●
25	市政漫筆(四) 大戦前に於ける独逸の不動産金融	昭和	4	11	●	●
26	市営事業の改善	昭和	5	2	●	
27	市営社会事業の将来	昭和	5	3	●	●
28	大阪市昭和五年度の新予算	昭和	5	3	●	
29	市政漫筆(田中廣太郎氏の新著)	昭和	5	4	●	
30	福田博士と市営事業	昭和	5	6	●	
31	大都市に就いて二三の考察	昭和	5	9	●	
32	都市財政	昭和	5	12	●	
33	公営事業	昭和	5	12	●	
34	大阪市昭和六年度予算案	昭和	6	3	●	
35	大阪都市計画十年財政の苦心	昭和	6	6	●	●
36	大都市計画十年の回顧	昭和	6	7		●
37	市政新春	昭和	7	2	●	
38	昭和七年度大阪市予算案成る	昭和	7	3	●	
39	市政の根本問題	昭和	7	7	●	
40	聖上陛下天守閣に御登臨	昭和	7	12		
41	故元山彦一翁と大阪市政	昭和	8	2	●	
42	大阪市八年度新予算成る	昭和	8	3	●	
43	大阪市地下鉄の開通に際して	昭和	8	5		●
44	その機能は今後	昭和	8	6		●
45	電燈市営十周年を顧みて	昭和	8	10		●
46	大阪市の財政に就いて	昭和	8	11	●	
47	昭和九年度大阪市予算案成る	昭和	9	3	●	
48	風水害と大阪市の復興	昭和	9	11		●

表3-8 大屋霊城の執筆記事

記事番号	記事表題	年号	年	月
1	集中か分散か	大正	14	12
2	集中か分散か(承前)	大正	15	1
3	都市緑化運動と大阪	大正	15	6
4	小公園問題と大阪	大正	15	11
5	小公園問題と大阪(二)	昭和	2	1
6	欧米都市の印象(一) 巴里の東京通り	昭和	2	4
7	公園設定の急務	昭和	2	11
8	公園時代来る	昭和	3	7
9	阪神各都市の総合計画に就いて	昭和	3	12
10	世界に稀なる無木の都市大阪	昭和	4	3
11	住居より見たる自由空地	昭和	5	1
12	都市風景の保存と開発	昭和	5	4
13	空中浄化の半面	昭和	6	11
14	住ノ江公園	昭和	7	1
15	都市の美観及び風致	昭和	7	4
16	小公園の必要を論ず	昭和	7	8
17	(大阪新名物②) 公園祭	昭和	7	11
18	瀬戸内海公園の利用性について	昭和	8	3
19	近畿総合都市計画調査に就いて	昭和	8	11

表3-9 『大大阪』における四天王寺に関する記事

記事番号	記事表題	執筆者	年号	年	月	主題	対象時期	評価		対象物					
								評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	寺	公共建築	橋	池・井戸	
1	土中の大阪(下)	生田南水	大正	15	10	文化問題	将来像 現状 近過去 遠過去								
2	天王寺境内切取問題		昭和	3	7	事業進捗 (都市計画道路)	将来像 現状		「大阪の名刹」						
3	皇室と大阪	魚澄惣五郎	昭和	4	5	文化問題	現状 遠過去	「我が国最古の大伽藍」 「皇室との関係を物語るもの少くない」	「大阪最大の誇り」						
4	四天王寺五重塔倒壊と再建問題	佐藤佐	昭和	9	11	概要説明 (五重塔再建)	将来像 現状 遠過去	「本邦最古の大伽藍」	「大阪名物」 「大大阪を代表する聖場」						
5	四天王寺名宝展		昭和	9	11	概要説明 (展覧会)	現状 遠過去	「聖徳太子の御創建にて、我が郷土に於ける上代文化発祥の地」 「今に貴賢の結縁絶えざる聖場である」							
6	天守閣歴史画解題(3) 聖徳太子四天王寺御創建	竹山眞次	昭和	9	12	文化問題	現状 遠過去	「我が国文明のシンボルとして遠く海外に示されたもの」							
7	大大阪日記		昭和	10	3	概要説明 (五重塔再建)	将来像	「五重塔は近代科学と古典美を調和、鉄筋鉄骨で再建」							
8	大大阪日記		昭和	10	6	概要説明 (五重塔再建)	将来像								
9	風水害後一年(六) 天王寺金堂建立	伊藤和二郎	昭和	10	9	小説・随筆	現状	「国宝」「日本の律々諸々の善男善女の信仰と、観光のめ」	「全国から参詣する人達の大阪見物の一番大きなスケジュールに数へられてゐる」						
10	四天王寺復興期	佐藤佐	昭和	10	11	概要説明 (五重塔再建)	現状 近過去 遠過去	「金堂は、修理と云ふよりも寧ろ皇建時の金堂様式を忘れず、之に昭和時代の時代精神を發揮した、堂々たる金堂に改められたのである。」「国家の貴重な至宝」							
11	四天王寺の五重塔		昭和	11	2	概要説明 (五重塔再建)	将来像 現状		「大阪城の天守閣と×もに、大阪が誇る二大新名物」						
12	四天王寺五重塔とその再建について	出口常順	昭和	12	6	文化問題	現状 近過去 遠過去	「歴史を有する名刹の塔」「四天王寺はその創立に於て正しく護国の寺であつた」	「大阪の信仰の表徴」「金大坂人の精神的なうらみでもあり、信仰の象徴でもあつた」「大阪の開発の起原」						
13	巨鐘と電光飾	横溝小八	昭和	14	5	概要説明 (電灯事業)	近過去								
14	女棟梁金剛芳江未亡人物語	仲田多香史	昭和	14	9	小説・随筆	現状								
15	女棟梁金剛芳江未亡人物語	仲田多香史	昭和	14	10	小説・随筆	将来像 現状		「我が大阪に飛鳥文化を再現さすであらう」						
16	四天王寺悲田院隣邦児童愛育所を視て	張水水洪	昭和	14	11	概要説明 (四天王寺悲田院)	現状								
17	後村上天皇と大阪市	木村武夫	昭和	15	2	文化問題	現状 遠過去	「聖徳太子御創建にかゝる吉刹である。」	「天皇の御聖蹟を、かくも多くわが大阪市が持つ事は、市民にとつて大いなる光榮であり誇り」						
18	精神文化の大阪を語る会	本協会編集部	昭和	15	6	文化問題	現状 遠過去		「大阪文化の光明の輝いたことは聖徳太子の四天王寺の建立されたことに始まっています」「四天王寺は大阪の宗教的根拠であり、信仰のシンボリック的立場となつてゐる」						
19	(時局調浪連行脚) 更生五重塔		昭和	15	7	小説・随筆	現状	「丹青は生で矢張り時代を基なれば、本當の美しきは無いやうな気がする」							
20	夏安居(随筆)	出口常順	昭和	15	8	小説・随筆	現状 遠過去								
21	大阪文化史講座(上)	魚澄惣五郎	昭和	16	5	文化問題	遠過去	「即ち太子は外教を抑へ国家を護る意味に於いて四天王寺を護国の寺として建立せられたのであらう」「四天王寺金堂の一大伽藍群の壯麗雄大さはわが国の一つの誇りともせられた」							
22	大阪に於ける宗教文化の役割	出口常順	昭和	16	6	文化問題	現状 歴史	「当時文化の華」							
23	地方文化と史蹟研究	前田貞次	昭和	16	10	文化問題	現状 近過去 遠過去	「我が皇祖聖宗の御建立あらせ玉ひ、御勅願あらせ玉ひ、また御宗敬あらせ玉ひし、至聖至神の在はすところである」	「佛刹の最初、勅願所の産地である、わが大阪の四天王寺」						
24	舞臺の話	高安峻江	昭和	16	11	文化問題	現状 近過去 遠過去								

表3-10 『大大阪』における道頓堀に関する記事

記事番号	記事表題	執筆者	年号	年	月	主題	対象時期	評価		対象物										
								評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	劇場	広告	橋	車道・歩道	照明	ダム	発電所	川		
1	濁れる枝川の洗浄		大正	15	5	概要説明 (枝川導水事業)	将来像 現状													
2	道頓堀に回想	入江来布	大正	15	12	小説・随筆	現状 近過去													
3	大阪市の電燈	田中武彦	昭和	2	5	概要説明 (電灯事業)	近過去													
4	道頓堀を中心として町名に就いて	木村彦右衛門	昭和	2	6	文化問題	遠過去													
5	アメリカ眼の大大阪見物	川上賢三	昭和	5	7	小説・随筆	現状													
6	心ブラ人口調査	村島婦之	昭和	5	11	文化問題	現状													
7	映画街としての道頓堀、千日前	村島婦之	昭和	6	1	文化問題	現状 近過去													
8	民衆娯楽の王城「千日前」	村島婦之	昭和	6	7	文化問題	現状 近過去													
9	三ダムの運転		昭和	7	1	事業進捗 (ダム)	現状													
10	珍事二件		昭和	8	1	出来事	現状													
11	大阪賢列伝(七) 安井道頓	佐古慶三	昭和	8	9	文化問題	遠過去													
12	(4) 道頓堀の河向い	小谷良徳	昭和	9	7	小説・随筆	現状													
13	新しい橋三つ		昭和	11	5	概要説明 (橋梁)	将来像 現状													
14	五十年前の道頓堀玉座の思い出	井上其雨	昭和	14	3	文化問題	現状 近過去 遠過去													
15	大阪市に電気燈の点いた頃	大賀太郎	昭和	14	5	概要説明 (電灯事業)	近過去													
16	創業当初	秋山初太郎	昭和	14	5	概要説明 (電灯事業)	近過去													

表3-11 『大大阪』における堺筋に関する記事

記事番号	記事表題	執筆者	年号	年	月	主題	対象時期	評価		対象物						
								評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・ 商家	高層建築 ・企業	電車・ 軌道	車道・ 歩道	照明	樹木	
1	堺筋の軌道改良		昭和	2	6	概要説明 (市電)	現状 近過去		「大阪に於ける最初の文明街路として造られたものであるが現在では幅員も狭く」							
2	堺筋が大阪の銀座に		昭和	4	1	概要説明 (堺筋沿道整備)	将来像 現状		「大阪の大動脈」「大阪の銀座にしよう」「大阪市の新名所」							
3	大大阪日記		昭和	4	2	事業進捗 (堺筋沿道整備)	将来像 現状		「大阪の銀座たらしむべく」							
4	市バスの乗入れ		昭和	4	8	交通問題	現状									
5	大阪市営バス両幹線へ乗入る	木村浩	昭和	4	10	事業進捗 (市バス)	現状 近過去									
6	市バスの乗入許可		昭和	4	10	事業進捗 (市バス)	現状									
7	男・女・灯と脚	小出六郎	昭和	5	7	小説・随筆	現状	「わたしは、大阪人の忌憚すべき功利主義を寂しく思はずにあな。さうした一切の感情を抑圧して、わたしは、ふるさとの夏祭を想ひだした」	「ビルディングの交錯、資本主義の横溢せる大阪堺筋」「ビルディングの並列するアスファルト街に、なつかしい夜店の灯が流れるだろうか、それは一つの矛盾である。浪花市は大阪の都市美を破壊する」「無産者の手になる、堺ブラ、一浪花夜市よ、これも大阪の産める大きな『顔』である」							
8	堺筋の夜店	小川市太郎	昭和	5	7	市政問題	現状									
9	路面電車と自動車と夜店	岡崎早太郎	昭和	5	8	交通問題	現状		「交通地獄で名を揚げた大阪の大街路堺筋」「目貫の場所と呼ばれた堺筋が減切りさびれて」							
10	堺筋とその界限	和田有司	昭和	5	8	小説・随筆	現状									
11	大阪市電当面の諸問題		昭和	6	9	事業進捗 (市バス)	現状									
12	御堂筋と堺筋の交通	角源泉	昭和	8	5	事業進捗 (高速度交通機関)	現状									
13	大阪の主要街路堺筋交通に就いて	松村幸信	昭和	10	12	交通問題	現状		「尤も多量な交通があり、大阪の主要街路である南北縦貫の幹線堺筋」「永き繁栄を保持し主要街路」							













## 第4章 郷土誌・新聞にみる受容者による都市像

## 第4章 郷土誌・新聞にみる受容者による都市像

### 4-1 本章の目的と意義

本章では、郷土誌『上方』及び『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』の記事を通して、都市整備の受容者が抱いた都市像について明らかにすることを目的とする。

前章において検討した大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』は、都市整備・都市行政の専門誌であり、かつその出版数は毎月約3000部であった。第2章で述べたように『大大阪』の出版が開始される大正14年には、同年に実施された第二次市域拡張に伴い、大阪市人口は約211万人となり、その後も人口は増加を続けたことから、当該誌では少数の指導者である都市整備の実施者によって都市像が共有された。一方、都市整備による都市の変化に対して批判的な思潮の形成を図った雑誌として『上方』に注目できる。『上方』は、「亡びゆく名所史蹟、廃れゆく風俗行事、敗残せる上方芸術」等の「上方文化」の保存・記録を目的として郷土史家・南木芳太郎によって編集・刊行された雑誌であり<sup>1</sup>、昭和6年1月から昭和19年4月まで刊行された<sup>2</sup>。また、当該誌の発行部数は、約500-1000部であったことから<sup>3</sup>、都市整備の受容者の中でも少数者によって思潮の共有が図られたものといえる。大阪を中心とする「上方」に残存する文化を重視した当該誌に掲載された記事からは<sup>4</sup>、大阪における都市の来歴と都市像の関係について検討し得るものといえる。一方、このような思潮を持つ少数の受容者に対し、受容者の大半を占める大多数の住民による都市像を検討し得る史料として、大阪において出版された新聞である『大阪毎日新聞』及び『大阪朝日新聞』に注目できる。両新聞は、大正14年において、それぞれ約122万部・約75万部発行されていることから<sup>5</sup>、多くの住民が新聞記事における記述を通して、大阪の都市像を共有したものだといえる。

以下、まず第2節では、上述した本章で用いる史料の概要について検討する。具体的には、『上方』の創刊趣旨・出版時期・出版部数・目次構成、及び『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』の出版部数・読者層について詳述する。

次に、第3節では、『上方』における大阪の文化・景観に関する記述及び、大阪を構成する各地域に関する記述を通して、当該誌に表れる都市像・地域像について検討する。

続いて、第4節では、『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』における大阪の各地域に関する記述を通して、新聞記事に表れる地域像について検討するとともに、各地域の地域像を総合することで、新聞記事によって暗黙裡に形成される大阪の都市像について検討する。

<sup>1</sup> 南木芳太郎、「発刊に際して」、南木芳太郎、『上方』創刊号、創元社、1931

<sup>2</sup> 『上方（復刻版）』1巻-11巻、新和出版、1969-1971

<sup>3</sup> 『上方』の発行部数に関しては、昭和12年4月の時点で、当該誌支持者としての会員数が約500名程であると当該誌記事において発表されており、「この他に書店を通して毎號愛讀を賜つてゐる方々も尠からずあると信じてゐる」と述べられているものの、「千名に達しないと、經濟が持てない」との記述もみられることから、500-1,000部程が発行されていたものと考えられる。（「萍水雜記」、前掲『上方』76号、p.52、1937）

<sup>4</sup> 『上方』の創刊趣旨においては、「文化の発祥地」である「上方」における歴史的文化的の例として、「四天王寺」・「大阪城」及び「大阪町人の血脈」が挙げられており、「上方」は大阪を中心とする地域概念として用いられていることがわかる。（同上）

<sup>5</sup> 毎日新聞百年史刊行委員会編、『毎日新聞百年史』、毎日新聞社、p.419、1972及び朝日新聞百年史編修委員会編、『朝日新聞社史』資料編、朝日新聞社、p.320、1995

第5節では、以上の検討を総合して小結とする。

## 4-2 史料の概要

### 4-2-1 郷土誌『上方』の創刊趣旨・出版時期・出版部数・目次構成

#### ●上方の創刊趣旨

前述したように『上方』は、郷土史家・南木芳太郎によって編集・発行され、昭和6年1月に創刊された。創刊号には、以下の創刊趣旨が掲載された。

亡びゆく名所史蹟、廃れゆく風俗行事、敗残せる上方芸術、その一步々薄れ行く影を眺めて、私は常に愛惜の情を堪えませんが、滅びゆくものは時の勢として如何とも致方がないが、せめて保存に努めたい、そして記録に留めて置きたい、これが私の念願でした。上方は文化の発祥地であることは今更申す迄もない、遠く仁徳帝の昔はいはずもがな、佛教渡来してより聖徳太子に依つて建立された四天王寺、石山本願寺の跡を受けて太閤が築いた大阪城、共に佛を残すのみであるが、瞑想追懐するとそこに偉大な歴史が現はれて、今尚残香と潤に浸ることが出来ます。(中略)町人学者が台頭した享保期を偲んでも大阪町人の血脈には物質以外に得ならぬ床しさと教養とが通ふて居た事を感じられます。

(中略)大成した大阪には明日の文化を物語る機関はあり過ぎます、今日に至った過去の文化、所謂上方文化に寄与した諸相の研究は未だ々々尽されて居りません。(中略)上方のもつ特色！誇りである文学、美術、風俗、行事、演芸、地蹟、信仰、伝説、娯楽、俚謡の等々、あらゆる上方趣味の宣揚を目的とする郷土研究を各方面の権威ある研究家、篤学者に依頼して毎号得意の執筆を願ふて、上方文化の小縮図を漸次展開し、記録に留め置き、後学の参考の資に供したいと思ひます<sup>6</sup>。

以上のように、『上方』では、現状において「名所史蹟」・「風俗行事」・「上方芸術」が衰退していると捉えられ、それらの保存・記録が重要視された。また、それらの「名所史蹟」・「風俗行事」・「上方芸術」は「上方文化」として総称された。さらに「大成した大阪」の「明日の文化」と「今日に至った過去の文化」が対置され、後者が「上方文化」として言い換えられた。すなわち『上方』では、過去から現在へと継承される歴史的な文化が衰退する「大成した大阪」という場で、歴史観の構築が企図されたものといえる。

#### ●出版時期・記事数

前述したように、『上方』は昭和6年1月に創刊された後、昭和19年4月まで刊行された。その期間のうち、昭和6年1月から昭和17年11月までは毎月刊行された、その後、昭和18年1月から昭和19年4月までは休刊する月を含みながら刊行が続けられ、合計で151号刊行された<sup>7</sup>。刊行された全151号に掲載

<sup>6</sup> 前掲「発刊に際して」

<sup>7</sup> 前掲『上方(復刻版)』1巻-11巻

された記事数は合計で 3474 件であった<sup>8</sup>。刊行年毎の掲載記事数を示した表 4-1 をみると、昭和 6 年から昭和 14 年までの各年の記事数は、約 270 件から約 350 件の間で推移しており、平均して毎号約 26 件の記事が掲載された。昭和 15 年・同 16 年・同 17 年においては、昭和 14 年以前と比べて掲載記事数が減少し、それぞれの年の記事数は 193・233 件・157 件であった（表 4-1）。昭和 18 年・同 19 年にはさらに減少し、それぞれ 80 件・13 件の記事が掲載された（表 4-1）。このように、昭和 15 年以降は掲載記事数が減少するものの、創刊年である昭和 6 年から昭和 14 年にかけては掲載記事数に大きな偏りはみられないことから、これらの記事内容を通して長期に亘る思潮の変遷を読み取り得るといえる。

#### ●出版部数・頒布方法

『上方』の誌面においては、上方郷土研究会の会員が募集されており、当該会員に対しては『上方』が毎号郵送されるとともに、会員を対象とした行事が開催されることが明記されており<sup>9</sup>、当該誌は会員に対して頒布されるものであった。また、昭和 12 年の記事において、当該誌支持者としての上方郷土研究会員名簿が掲載されるとともに、「この他に書店を通して毎號愛讀を賜つてゐる方々も尠からずあると信じてゐるが、貴名が判然しないので掲載が出来ない」と述べられていることから<sup>10</sup>、書店を通じた販売も行われていたことがわかる。さらに同記事においては、上方郷土研究会の会員は約 500 名であると述べられるとともに、「千名に達しないと、経済が持てない」との記述もみられることから<sup>11</sup>、会員への頒布・書店等を通じた販売を併せて毎号 500-1000 部程度出版されていたものと考えられる。その価格としては、1 冊 50 銭であり、半年の会費は 2 円 70 銭、1 年の会費は 5 円であった<sup>12</sup>。このように会員制になっていることから、当該誌を通じた思潮の共有による共同体の形成が図られたものといえる。

#### ●目次構成・記事内容

『上方』の各号に掲載されている記事表題が併記された目次の図 4-1-1 及び図 4-1-2 に例示する。図 4-1-1 に示した『上方』6 号の目次では、「川と橋」及び「郷土芸術」という主題によってまとめられた記事群があり、景観や芸術等多様な観点からの記事が掲載されていることがわかる。また図 4-1-2 に示した『上方』14 号の目次では、「大阪町人号」という特集名が記載されているように、『上方』の各号においては共通した主題を持つ記事群を特集するものもみられる。『上方』全 151 号の目次を通覧すると、特集を有するものは 151 号中 99 号である。それらの特集名を示した表 4-2 をみると、創刊年である昭和 6 年から昭和 10 年頃までは、「大阪」や「上方」に関する文化を主題とした特集が多くみられるものの（「大阪」・「上方」に関する特集名を表 4-2 中灰色で示す）、号が重ねられるに伴い、「淡路」・「尼崎」・「阿波」・「北摂」・「河内」・「赤穂」・「伊勢」・「三島」・「和泉」・「阪神」等の大阪の周辺に位置する多様な地域名称が付された特集名称がみられるようになる。創刊趣旨においては「上方」は大阪を中心とする地域概念として用いられてい

<sup>8</sup> 記事数は、『上方』毎号に掲載されている目次から算出した。また、目次に掲載されていない記事が確認できた場合、それらの記事も記事数に含めた。

<sup>9</sup> 前掲『上方』4 号、p. 17、1931

<sup>10</sup> 前掲「萍水雜記」

<sup>11</sup> 同上

<sup>12</sup> 前掲『上方』4 号、p. 17 及び p. 119

たことを考慮すると、当該誌の刊行が継続されるに伴い、「上方」として指示される地域が拡張されていったものといえる。

#### 4-2-2 『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』の出版部数・読者層

『大阪毎日新聞』は、明治9年(1876年)に創刊された『大阪日報』が、明治21年(1888年)に当該題号へと改題されることで発刊が開始された<sup>13</sup>。その後、昭和18年(1943年)では、東京で発刊されていた『東京日日新聞』と当該誌の題号が統一され、共に『毎日新聞』と改題された<sup>14</sup>。一方、『大阪朝日新聞』は、明治12年に創刊された『朝日新聞』が、明治22年に当該題号へと改題されることで発刊が開始された<sup>15</sup>。また、『大阪毎日新聞』の場合と同様に、昭和15年において、東京で発刊されていた『東京朝日新聞』と『大阪朝日新聞』の題号が統一され、共に『朝日新聞』と改題された<sup>16</sup>。

大正・昭和初期における、両新聞の出版部数を示した表4-3をみると、『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』の出版部数は、大正元年では、それぞれ約28・20万部であったものの、時代が降るに伴い部数は増加し、昭和元年においては、それぞれ約123・78万部となった。また、『大阪毎日新聞』では昭和9年、『大阪朝日新聞』では昭和19年に、大正・昭和初期における最大部数が出版されており、それぞれの最大部数は約170・157万部であった(表4-3)。第2章で述べたように、当時の大阪市の人口は、第二次市域拡張が実施された大正14年では約211万人、昭和15年には約340万人となったことを考慮しても、『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』のうちいずれかを大阪市の大部分の人々が購読していたものと考えられる。また先行研究では、大阪市及び市の近郊の労働者・農民層における新聞購読率は5割前後、知識人層・商工層における購読率は5割以上であり、どの階層の購読新聞においても『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』両紙が独占的な割合を占めていたことが指摘されている<sup>17</sup>。すなわち、『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』を通して、当時の大阪市の人口を構成する大部分の人々による思潮を読み取り得る。

### 4-3 郷土誌『上方』における大阪及び各地域に関する記述

#### 4-3-1 大阪に関する概論としての記述

『上方』全151号の目次を通覧すると、大阪及び大阪の文化に関する概論としての記事が18件みられる<sup>18</sup>。これら18件の記事内容をみると、大阪の特徴を「商業・商工業の都市」として捉えるもの、「町人の都市」として捉えるもの、「住民の気質」として捉えるもの、「地方都市・ふるさと」として捉えるもの、「文化的な都市」として捉えるものの5つに分類することができる(表4-4)。以下、それぞれの内容について検討する。

<sup>13</sup> 前掲『毎日新聞百年史』、p. 345

<sup>14</sup> 同上書、p. 393

<sup>15</sup> 前掲『朝日新聞社史』資料編、p. 15

<sup>16</sup> 同上書、同頁

<sup>17</sup> 山本武利、『近代日本の新聞読者層』、法政大学出版局、pp. 217-246、1981

<sup>18</sup> 大阪における個別の芸術・施設・地域に関する記事ではなく、広域的な領域概念としての「大阪」が主題となっている記事を抽出した。

まず、大阪の特徴を「商業・商工業の都市」として捉えた記事は、表 4-4 中記事番号 3・5・7・14 の 4 件である。これらの対象時期をみると、表 4-4 中記事番号 3 の記事においては「江戸時代より唱えられてゐた天下の台所、富の心臓たる構成が名実共に出現せられて、今日ある大大阪が築かれ」と述べられ、さらに同表中記事番号 5 の記事では、大阪は「徳川時代天下の台所として我国財政経済の支配権を掌握し」たものの「明治初年大阪は衰退し、最早明治維新前の如き繁栄を見ること」はなかったが、「幸ひ衰退の極転回の路を講じ得たために、再び商工都市として繁栄し、東洋のマンチェスターと迄称せらるるに至つた」と述べられており、いずれも、「天下の台所」であった近世大坂と、商工都市としての現在の大阪の連続性が主張された。

次に、大阪の特徴を「町人の都市」として捉えた記事は、表 4-4 中記事番号 7・17 の 2 件である。これらの対象時期をみると、表 4-4 中記事番号 7 の記事では、「大阪が近代的大都市としていよゝゝ発展するにつれて、その地方色が次第に失はれて行く」状況において、「大阪人としてどこまでも維持し保存したいものがないではない。それは大阪は官僚や軍閥の都ではなく、飽くまで町人の都として永い間に培はれた自由な精神である」と述べられ、さらに同表中記事番号 17 の記事においても同様に、「京都は公卿の都であり、江戸は武家の都であり、大阪は町人の都」と述べられた。このように、東京をはじめとする他の都市とは異なり、武士・公卿・官僚・軍閥等の国家権力による管理下でない点において、近世以来の大阪の特徴が見出された。

さらに、大阪の特徴を「住民の気質」として捉えた 5 件の記事をみると（表 4-4 中記事番号 5・6・7・12・17）、表 4-4 中記事番号 5 の記事においては、明治初期の東京では「新進の精神に燃えたる官吏が蟻集したため、新空気に蔽はれること早」かった一方で、「大阪が新空気を吸引すること至つて遅く、従つて又其の衰退も甚だしかつた」と述べられ、大阪の住民の保守的な心性が指摘された。また、同表中記事番号 6 の記事では、口先ばかりの「江戸つ子」とは異なり、大阪の住民は「闊達、應揚で、露骨で率直で物質的で、且つ豪華である」と述べられ、さらに同表中記事番号 7 の記事では、大阪の住民は「自由な精神」を持つと述べられた。加えて、同表中記事番号 12 の記事では、「消費の都府」である江戸に対して、大阪は「生産及び分配の都府」であり、「金さへ持てば何事でも出来ると云ふ信念が、骨髓までも大阪市民には沁み浸つてゐた」と述べられた。このように、東京と異なり国家的な管理下になく、町人による商業・商工都市である大阪の住民の心性は、保守的でありながらも、自由であり、経済を重視するものとして捉えられた。

続いて、大阪の特徴を「地方都市・ふるさと」として捉えた 2 件の記事をみると（表 4-4 中記事番号 6・10）、表 4-4 中記事番号 6 の記事では「首都」である「東京に比すれば、如何に大阪がその富を以て誇つても、地方的大都会たるを免れない」と述べられ、さらに同表中記事番号 10 の記事では、「住めば都とは言ふが、都会に住んでも田舎に住んでも一つ心の人間には、寧ろ住めばふるさととでも言ふべき」であり、執筆者が大阪に移住して 3 年経過することで「住めばふるさと」の感情を大阪に抱いていることが述べられた。これらの記述では、首都に対する地方、及び「都」に対する「ふるさと」として大阪が評価されて

おり、地方都市の一つとして大阪は捉えられた。

また、大阪の特徴を「文化的な都市」として捉えた2件の記事を見ると(表4-4中記事番号6・14)、表4-4中記事番号6の記事では東京に対し「地方的大都会たるを免れない」大阪においては、「昔から意外であるは、学者の多かつた」と評価されながらも、大阪の「富」を「文化的向上に用ふる余地は、猶ほ多大」とであると述べられ、「伝統的文化の大躍進」及び「一大博物館」・「一大図書館」等の文化施設の拡充の必要性が主張された。さらに、記事番号14の記事では、「徳川時代」において大阪は「経済中心地」とともに「我国文化の発祥地」であり、現在においても大阪の経済力の増大に伴い「大阪に発祥したる文化が東京に移入」される傾向にあり、「大阪が今日我国文化の発祥地」とであると述べられた。両記事では、現在の大阪における文化に対する評価は相違しながらも、近世大坂における文化を重視する視点は共通しており、大阪の特徴は近世文化の中に見出されたものといえる。

以上のように『上方』では、国家の管理下でない町人による商業都市であるという大阪の特徴から、近世と当該期との連続性が強調されるとともに、近世文化の継続が当該期として重視された。また、それに伴い、大阪の住民の心性は、江戸・東京の住民とは異なり保守的であるものの、自由であり経済活動を重視するものとして捉えられた。一方、首都である東京と比較されることで、大阪を地方都市の一つとして捉えらる記述もみられた。このように、大阪の特徴は武士・官僚によって統治される江戸・東京との比較によって、仮象としての国家的な管理下でない町人の自由な都市として捉えられた。すなわち、『上方』における大阪の現実態都市像は、都市という公的な領域に包含されながらも、統制され得ない住民の自由な活動の場所としての私的な領域が集合することで構成された。さらに、大阪の発展に伴い「地方色」が失われていく現状において、近世以来の住民の心性を維持すべきとの主張、及び「伝統的文化の大躍進」を求める主張もみられたことから、『上方』における可能態都市像は、近世大坂の心性・文化を現在の大阪において継承・強化するものであったといえる。

#### 4-3-2 大阪市内各地域に関する記事数

本項では、前章における『大正』の分析と同様に、大正・昭和初期の大阪を構成する主要地域に関する『上方』の記事数の多寡について検討する。『上方』において、御堂筋<sup>19</sup>・大阪駅周辺<sup>20</sup>・大阪城<sup>21</sup>・四天王寺<sup>22</sup>・堺筋<sup>23</sup>・道頓堀<sup>24</sup>に関する記事数は、それぞれ12・4・30・79・7・21件である(図4-2)。この

<sup>19</sup> 『上方』の目次に掲載されている記事表題及び特集名に御堂筋沿道の地域名称を含む記事の中で、大正・昭和初期の拡張後以降の「御堂筋」及び、拡張以前における当該街路の名称である「淀屋橋筋」に関する言及を含む記事の件数を算出した。また、御堂筋沿道の地域名称としては、「御堂筋」・「大阪地下鉄」・「梅田」・「曽根崎」・「北新地」・「堂島」・「中之島」・「淀屋橋」・「北浜」・「大川町」・「道修町」・「平野町」・「船場」・「御堂」・「難波別院」・「心斎橋筋」・「新屋敷」・「島之内」・「鰻谷」・「難波」がみられた。なお、地域名称に関しては「天保期の大坂三郷」及び「明治前期の大坂」を参照した(ともに新修大阪市編纂委員会編、『新修大阪市史』第10巻、大阪市、1996に所収)。

<sup>20</sup> 『上方』の目次に掲載されている記事表題及び特集名に、大阪駅周辺の地域名称である「梅田」・「曽根崎」を含む記事の中で、「大阪駅」、大阪駅の別名である「梅田駅」及び梅田駅が開設以前の当該地域名称である「曽根崎村」に関する言及を含む記事の件数を算出した。なお、地域名称に関しては同上「天保期の大坂三郷」及び同上「明治前期の大坂」を参照した。

<sup>21</sup> 『上方』の目次に掲載されている記事表題及び特集名に、「大阪城」を含む記事の件数を算出した。

<sup>22</sup> 『上方』の目次に掲載されている記事表題及び特集名に、「天王寺」を含む記事の件数を算出した。

<sup>23</sup> 『上方』の目次に掲載されている記事表題及び特集名に堺筋沿道の地域名称を含む記事の中で、「堺筋」に関する言及を含む記事の件数を算出した。また、堺筋沿道の地域名称としては、「北浜」・「道修町」・「平野町」・「船場」・「島之内」・「鰻谷」がみられた。なお、地

ように、近世からの景観が大正・昭和初期においても保持された大阪城・四天王寺・道頓堀に関する記事数が多いことから、当該地域を中心に『上方』における大阪の都市像が編成されたものといえる。そこで、次項以降では、御堂筋・大阪駅周辺・堺筋に関する対象時期について概観した後、道頓堀、大阪城、天王寺に関する対象時期についてそれぞれ詳述し、当該地の地域像について検討する。

#### 4-3-3 御堂筋・大阪駅周辺・堺筋に関する記述

御堂筋・大阪駅周辺・堺筋に関する記述を、前章における分析と同様に、主題<sup>25</sup>・対象時期<sup>26</sup>・評価<sup>27</sup>・対象物<sup>28</sup>の4つの観点から分類し、それぞれ表4-5・4-6・4-7に示す。

まず、御堂筋に関する12件の記事を示した表4-5をみると、主題の項目では、多いものから順に景観問題・文化問題がそれぞれ5件・4件であり、また対象時期の項目では、現状・近過去・遠過去がそれぞれ10件・8件・4件であった。このように、近過去といえる明治期から現在までの当該地の景観の変化（表4-5中記事番号6・7・9・10・11）、当該地の地名の由来・名産（表4-5中記事番号1）、過去の当該地において生じた事件（表4-5中記事番号4・5）について述べられた。さらに、当該地の評価についてみると、当該期に建設された御堂筋街路が「大阪メインストリート」と評価される一方で（表4-5中記事番号6）、「廿四間の大道路が貫通されて（中略）古い名の淀屋橋筋の名称もやがて人の頭から去られるでせう」（表4-5中記事番号1）や「御堂筋の二十四間道路」によって従前の景観を構成する商店が「取毀されて、昔の俵はない」という記述にみられるように（表4-5中記事番号9）、御堂筋の建設によって、住民が従前の当該地に対して抱く記憶や、当該地が持つ雰囲気や景観が毀損されると捉えられた。このような評価に伴い、従前の当該地の景観を構成する家屋・商家が主な記述対象となった<sup>29</sup>。このように、御堂筋は現状における「大阪のメインストリート」としての評価がみられながらも、街路の建設によって毀損される従前の当該地に対する記憶と、それらが投影される群小の家屋・商家が重視された。すなわち、当該地は従前の生活に由来した個人の記憶が投影される私的な領域として表象された。

次に、大阪駅周辺に関する4件の記事を示した表4-6をみると、主題の項目では文化問題・景観問題がそれぞれ2件ずつであり、対象時期の項目では現状・近過去・遠過去がそれぞれ4件・4件・1件であった。このように、近過去である明治期から現在までの景観の変化（表4-6中記事番号2・3）、従前の当該地で行われていた放牧の行事（表4-6中記事番号1）、従前の当該地に存在していた墓地及び墓（表4-6中記事

域名称に関しては前掲「天保期の大坂三郷」及び前掲「明治前期の大阪」を参照した。

<sup>24</sup> 『上方』の目次に掲載されている記事表題及び特集名に「道頓堀」及び当該地周辺の地域名称である「宗右衛門町」を含む記事の件数を算出した。なお、地域名称に関しては同上「天保期の大坂三郷」及び同上「明治前期の大阪」を参照した。

<sup>25</sup> 前章と同様に、記事全体通して述べられている内容を「主題」として分類した。なお、前章で用いた分類項目に対し、本章で分析対象とする記述内容を考慮して、新たな分類項目として、地価・商業に関する記述を指す「経済問題」を追加する。

<sup>26</sup> 前章と同様に、「対象時期」に関しては、どの時点の当該地について述べたものかによって、「遠過去」・「近過去」・「現状」・「将来像」の4つに分類した。

<sup>27</sup> 前章と同様に、「評価」に関しては、その内容を「評価基準・特徴」・「大阪との関係」の二つに大別して整理し、文中の言葉を抜き出して表に示した。

<sup>28</sup> 前章と同様に、記事において言及されている当該地の建築物・構築物・自然物を「対象物」として分類した。

<sup>29</sup> 表4-5の対象物の項目にみるように、記述された建築物・構築物・自然物の中でも、「家屋・商家」は12件中8件と、最も多く言及されている。

番号4) について述べられた。さらに、当該地の評価についてみると、現状の当該地が「大阪の関門」・「大阪市の大玄関」(表4-6 中記事番号2・3) と評価される一方で、従前の当該地は「寂寥の地」として形容された。対象物としては、駅に加えて、駅周辺の家屋・商家、墓、寺、橋、樹木の言及がみられた(表4-6)。このように、現状の当該地が大阪の「関門」・「玄関」と評価される一方で、従前の当該地は「寂寥の地」と形容されるに留まった。すなわち、当該地は過去において言及するに値しない、換言すれば大阪を表象するには値しない場所として評価された。

さらに、堺筋に関する7件の記事を示した表4-7をみると、主題の項目では、景観問題・経済問題がそれぞれ5件・2件ずつであり、対象時期の項目では現状・近過去・遠過去がそれぞれ6件・6件・2件であった。このように、近過去である明治期から現在までの景観の変化(表4-6 中記事番号3・4・5・6)、当該地付近の北浜地域に位置する株取引所の明治期における取引事務(表4-6 中記事番号1)、明治期における当該地の土地等級(表4-6 中記事番号2)について述べられた。さらに、当該地の評価についてみると、現状における「大大阪を南北に貫徹する大動脈」・「ビジネスセンターとしての我大阪の最重要なる一角」(ともに表4-7 中記事番号1) と評価されるとともに、遠過去といえる近世においても「富を誇り天下の台所として大阪の繁栄の一分」を担う地域の一部として評価された(表4-7 中記事番号6)。また、近過去である明治期の当該地は「電車路にならぬ前は夜になれば人通りも殆んどない地域として捉えられ(表4-7 中記事番号2)、「昔は問屋ばかりであつたのが、電車路と百貨店の現出に一躍燈の町になつてしまつた」という記述にみられるように、近過去から現在に至るまでの景観の変化が意識化された。このような評価に伴い、従前の当該地の景観を構成する家屋群と、現状の電車軌道、高層建築が主な記述対象となった<sup>30</sup>。このように、堺筋は近世及び現在の大阪における経済の中心地として評価されながらも、景観及び賑わいの観点から寂寥とした明治期と当該期の復興が対比的に意識され、過去から当該期へと継承される地域の特徴は認められなかった<sup>31</sup>。

以上のように、上述した3つの地域では、現状の当該地が経済・交通の中心地として評価されながらも、現状と近過去の隔たりが意識されており、現在と過去の連続性を重視する『上方』においては、特徴的な地域像を形成し得なかったものといえる。

#### 4-3-4 道頓堀に関する記述

道頓堀に関する21件の記事における記述を、前項と同様に主題・対象時期・評価・対象物の4つの観点から分類し、表4-8に示す。

表4-8における主題の項目をみると、文化問題・景観問題がそれぞれ12件・7件であり、対象時期の項目では、現状・近過去・遠過去がそれぞれ12件・11件・7件であった。具体的には、歌舞伎・劇場の様子・

<sup>30</sup> 表4-7の対象物の項目にみるように、「電車・軌道」は7件中3件、「家屋・商家」・「高層建築・企業」はそれぞれ7件中2件の記事で言及されている。

<sup>31</sup> 事実、堺筋について言及した記事数は7件しかみられず、かつ「堺筋」という街路名称が記事表題に含まれているものは1件しかみられない。このことは、堺筋全体が『上方』において特徴を有する地域として捉えられていなかったことを例証する。

食べ物による明治期以降の道頓堀の文化について総合的に述べる記事（表 4-8 中記事番号 6）、橋・劇場・茶屋によって構成される近世・明治期から昭和初期に至る道頓堀の景観の変化について述べる記事（表 4-8 中記事番号 14・21）がみられる。

次に、道頓堀に関する評価についてみると、現状の道頓堀が「大阪随一の歓楽郷」・「大阪随一の歓楽地」・「大阪第一の盛り場」（表 4-8 中記事番号 10・13・14）であり、かつ道頓堀の戎橋が「気分の上から」は大阪の「本当の中心」（表 4-8 中記事番号 13）・「大大阪の盛衰を象徴する標準点」（表 4-8 中記事番号 14）として評価された。加えて、「繁栄の緒について二百余年」という記述にみられるように（表 4-8 中記事番号 14）、当該地は近世から昭和初期に至るまでの大阪を代表する繁華街として捉えられた。一方で、群衆の移動や「食堂のネオンランプ」の回転、「即席料理」にみられるように「世を挙げてスピード、アツプの時代」である現状において「もう再び、昔の、道頓堀には還るまい」と述べられ、従前と現状における当該地の雰囲気の変容が指摘された<sup>32</sup>（表 4-8 中記事番号 1）。さらに、「今や伝統を誇った歌舞伎劇の影は薄められ、映画に新劇に笑劇に好趣は大衆化して行く」という記述のように、当該地における興行及び集まる人々の階層の変化について指摘された（表 4-8 中記事番号 3）。加えて、「道頓堀の情調、つまり特色がだんゝ減び、移り変わって行く」や（表 4-8 中記事番号 6）、「昔の懐しいストーブの傍や水辺のソファ一に銀灰色の黄昏に沖から鴉が上がつて来て水面に白い翼を翻す様な詩趣に満ちた道頓堀ではなくなつた」という記述にみられるように<sup>33</sup>（表 4-8 中記事番号 9）、「情調」・「詩趣」が従前の道頓堀の特徴として捉えられた。このような評価に伴い、商店群、劇場、橋、川が主な記述対象となった<sup>34</sup>。

このように、道頓堀は遠過去である近世から現在である昭和初期に至るまでの大阪を代表する繁華街として捉えられながらも、当該地における興行や商店・劇場、集まる人々の変化に伴う雰囲気・印象の変化が意識された。すなわち、道頓堀の地域像は、大阪の代表的な繁華街としての従前の当該地に集合した人々による共同主観が投影されたものであった。換言すれば、当該地は感情によって結合される共同体の領域が表象される地域であった。加えて、大正期に形成された道頓堀のカフェー文化が現状において「資本主義のアメリカニズムに侵さ」れることで「今迄集つた人々は行かなくなつてしま」つたと述べられるとともに<sup>35</sup>、現状が「時間と経済のスピード時代」と捉えられていることから<sup>36</sup>、表層的な賑わいにおいては近世からの継続を認めながら、従前の共同体の領域が、昭和初期において「アメリカニズム」をもたらす資本家によって解体される過程が意識されたものといえる。

<sup>32</sup> 当該記事においては「昔」と称される時代については明示されておらず、著者による漠然とした過去の時代についての回想が記述されている。ただし、記事においては、人や興行・商店等による道頓堀の風景の現状と「昔」が対比的に記述されつつ、さらに、その中で言及された俳優と芸者の人間関係に関する話に対して、「こんなのが、昭和時代百パーセントの話題であるといふことである」と述べられていることから、現在であると「昭和時代」と、「昔」である大正期以前が対比されていたものといえる。（日比繁治郎、「どうとんぼり昭和新風景」、『上方』2号、pp. 82-86、1931）

<sup>33</sup> 当該記事では、「ネオンやスカイサインの点滅、ユニオン美人座の電飾が不斷の仕掛花火のように曜いて水面に反映」する「外国にも稀れな異色ある歓楽境」としての現状の道頓堀と、「健全なもの」を要求した「過去」の道頓堀が対置されている。具体的には、過去の時代として「我々がカフェーを要求し、その空気を醸成した時代（大正十一年頃）」が挙げられていることから、現在である昭和初期と大正期以前の隔絶が意識されたものといえる。（鶴丸梅太郎、「道頓堀のカフェー黎明期を語る」、前掲『上方』22号、pp. 39-42、1932）

<sup>34</sup> 表 4-8 の対象物の項目にみるように、「家屋・商家」は 21 件中 16 件、「劇場」は 21 件中 18 件、「橋」は 21 件中 11 件、「川」は 21 件中 10 件の記事で言及されている。

<sup>35</sup> 前掲「道頓堀のカフェー黎明期を語る」

<sup>36</sup> 日比繁治郎、「食味の道頓堀界限」、同上『上方』22号、pp. 43-47

#### 4-3-5 大阪城に関する記述

大阪城に関する30件の記事における記述を、前項と同様に主題・対象時期・評価・対象物の4つの観点から分類し、表4-9に示す。

表4-9における主題の項目をみると、文化問題・景観問題がそれぞれ18件・11件であり、対象時期の項目では、遠過去・現状・近過去がそれぞれ24件・17件・4件であった。具体的には、遠過去である安土桃山時代に豊臣秀吉によって築城された大阪城の建築・土木の特徴について述べる記事（表4-9 中記事番号6）や、大坂の陣について述べつつ、その舞台となった大阪城について言及する記事（表4-9 中記事番号5）等がみられる。

次に、大阪城に関する評価についてみると、遠過去に築城された大阪城は「大大阪市の基礎をなした」・「大阪に黄金の礎をもきづいて呉れた」（表4-9 中記事番号6・19）ものであり、その景観に対して「燦然たる豪華さ」・「城地の壮麗は筆紙の絶する所」・「天守の偉容」（表4-9 中記事番号6・19）と記述されており、現状と過去の大阪の連続性と景観の偉容さが強調された。さらに、「豊太閤の天下統一の花々しい業績が大阪築営によつて一段落を遂げ」たという記述や（表4-9 中記事番号5）、昭和6年の「天守閣再興によつて我々は秀吉を心のうちに復活せしめられる」という記述にみられるように（表4-9 中記事番号21）、大阪城は豊臣秀吉の治世や心性が表象されるものであるとともに、それらは天守閣の再建によって復活すべき可能態地域像に架橋された。対象物としては、城郭施設に加えて、公共建築や寺院に関する言及がみられた<sup>37</sup>。

このように、大坂城は、現在と過去の連続性に加えて、豊臣秀吉による治世及びその心性が表象された。また豊臣秀吉及びその治世である桃山時代の心性は「自由闊達」と評価されており<sup>38</sup>、前述した『上方』の都市像における大阪住民の心性と一致するものである<sup>39</sup>。すなわち、大阪城は『上方』における大阪の都市像が集約された施設であったといえる。

#### 4-3-6 四天王寺に関する記述

四天王寺に関する79件の記事における記述を、前項と同様に主題・対象時期・評価・対象物<sup>40</sup>の4つの観点から分類し、表4-10-1及び4-10-2に示す。

表4-10-1及び4-10-2における主題の項目をみると、文化問題が43件、景観問題が17件、小説・随筆は13件であり、対象時期の項目では、現状・遠過去・近過去がそれぞれ50件・46件・18件であった。具

<sup>37</sup> 表4-9の対象物の項目にみるように、「城」は30件中29件、「寺」は30件中4件、「公共建築」は30件中4件の記事で言及されている。

<sup>38</sup> 具体的には、「秀吉なるが故にその背後に桃山時代全體の精神を負ふて居る」・「秀吉の人格に反映して居るものとして自由闊達なる時代精神に考を及ぼす事が出来て興深い」と述べられている。（武藤誠、「豊公資料特別展の展覧品二三に就いて」、前掲『上方』11号、pp.103-110、1931）

<sup>39</sup> 前述の表4-4 中記事番号6の記事では「大阪を思ふごとに、何となく豊太閤を想起す。今でも太閤の気分が、どこやら大阪には残つてゐる様だ。それは闊達、鷹揚で、露骨で率直で物質的で、且つ豪華である事」と述べられ、大阪の住民の心性と、豊臣秀吉の心性が一致するものとして捉えられている。（徳富猪一郎、「大阪に就ての所見」、『上方』50号、pp.78-79、1935）

<sup>40</sup> 前項までにおいて用いた分類項目に対し、本項で分析対象とする記述内容を考慮して、新たな分類項目として、展望台施設を指す「展望台」を追加する。

体的には、中世の四天王寺西門における浄土教の隆盛について述べる記事（表 4-10-1 中記事番号 4）や、四天王寺の建築的特徴について述べる記事（表 4-10-1 中記事番号 9）、昭和 9 年の暴風雨によって倒壊した後昭和 15 年に再建された五重塔・中門<sup>41</sup>の概要説明（表 4-10-2 中記事番号 67）等がみられた。

次に、四天王寺に関する評価についてみると、「仏法最初の靈刹をこの大阪に有してゐる事を誇りとせねばなるまい」（表 4-10-1 中記事番号 2）・「我々大阪人にとつて」四天王寺を有することは「一つの誇」（表 4-10-2 中記事番号 52）・「大阪人の第一の誇り」（表 4-10-2 中記事番号 64）という記述にみられるように、「大阪の誇り」として評価された。また、「太子が鎮護国家の為に四天王を安置せられた此寺」（表 4-10-1 中記事番号 4）・「鎮護国家の伽藍」（表 4-10-1 中記事番号 45・表 4-10-2 中記事番号 73）や、「国の飾となり国の華」（表 4-10-2 中記事番号 52）という記述にみられるように、創建時の古代において国家的な施設であったことが強調された。さらに、日本における「仏法最初」の寺として形容された（表 4-10-1 中記事番号 2・27・38・40・41・45・48 及び表 4-10-2 中記事番号 73・77）。また、対象物としては、寺院施設に加えて、境内にある井戸及び寺院周辺の家屋・商家について言及された<sup>42</sup>。

このように、四天王寺は、古代における国家的な施設であり、かつ大阪が有する「誇り」として捉えられた。一方、『上方』における大阪の都市像は、国家的な領域を疎外し、住民における自由な活動の場として都市を捉えるものであったことを考慮すると、四天王寺は、世俗的な生活空間から切り離された聖性を持つ場として独立した圏域を形成したものと考えられる。

以上のように、大阪の主要な地域のうち、御堂筋・大阪駅周辺・堺筋は、現状の大阪における経済・交通の中心地として認められながらも、現在と過去の連続性を重視する『上方』においては大阪を表象する特徴的な地域像を形成し得なかった。一方、近世以前からの景観が現在においても保持された道頓堀・大阪城・四天王寺に関する記述をみると、道頓堀では近世から現在に至るまでの大阪を代表する繁華街として捉えられながらも、従前の共同体の領域が資本家のもたらす外部の文化によって解体される過程が意識された。また、大阪城に表象された豊臣秀吉の心性は『上方』の都市像における住民の心性と一致するものであり、当該施設は『上方』の都市像において中心を占めるものであったといえる。その一方で、四天王寺は古代に創建された国家的な施設であることが強調され、『上方』の都市像においては独立した圏域を形成したものと見える。『上方』の都市像では、近世大坂の心性・文化が重視されたことを考慮すると、景観が固定化され、豊臣秀吉の心性が表象された大阪城と、現在の大阪の中心地として景観が流動しながらも近世からの賑わいが保持される道頓堀の二つの地域を核として現実態都市像が組織されたものといえる。また、その現実態都市像は、昭和 6 年の天守閣の再建によって、近世大坂の文化・心性の強化を企図する可能態都市像に架橋された。このように、『上方』における都市像は、住民が持つ心性を媒介にすることで、

<sup>41</sup> 昭和 9 年 9 月 21 日における暴風雨により中門・五重塔が倒壊したが、前者は昭和 12 年 4 月、後者は昭和 15 年 5 月に再建された。（「四天王寺の災厄を思ふ」、前掲『上方』48 号、pp. 46-47、1934 及び「五重塔と新聞記事」、前掲『上方』113 号、pp. 20-31、1940）

<sup>42</sup> 表 4-10-1 及び 4-10-2 の対象物の項目にみるように、「寺」は 79 件中 79 件、「池・井戸」は 79 件中 19 件、「家屋・商家」は 79 件中 16 件の記事で言及されている。

流動的な空間を持つ共同体の領域が、大阪城という象徴的な場によって統括されることで構成された。

#### 4-4 新聞記事における各地域に関する記述

##### 4-4-1 大阪市内各地域に関する記事

本項では、前章における『大大阪』及び前節における『上方』の分析と同様に、大正・昭和初期の大阪を構成する主要地域に関する『大阪毎日新聞』『大阪朝日新聞』両紙の記事数の多寡について検討する<sup>43</sup>。史料としては、戦前の新聞記事の全文検索が可能なものとして、注43に示したデータベースに採録された新聞記事を用いる。当該データベースでは、戦前における『大阪毎日新聞』『大阪朝日新聞』両紙合わせて合計で約10万件の記事が採録されていることから、戦前の新聞記事の大局的な記述傾向について検討し得るものといえる。本項では、大正14年12月から昭和19年1月まで出版された『大大阪』及び、昭和6年1月から昭和19年4月まで出版された『上方』との比較のため、大正14年12月から昭和19年4月までの期間において、両新聞に掲載された各地域に関する記事を当該データベースから抽出する<sup>44</sup>。その結果、御堂筋<sup>45</sup>・大阪駅周辺<sup>46</sup>・大阪城<sup>47</sup>・四天王寺<sup>48</sup>・堺筋<sup>49</sup>・道頓堀<sup>50</sup>に関する記事数は、それぞれ37・202・26・10・27・28件である(図4-2)。このように、大阪駅周辺を除いて、各地域に関する記事数に大きな偏りはみられない。そこで次項では、大阪駅周辺を除く、5つの地域・施設の記述内容について検討し、次々項において大阪駅周辺に関する記事内容について検討する。

##### 4-4-2 御堂筋・大阪城・四天王寺・堺筋・道頓堀に関する記述

御堂筋・大阪城・四天王寺・堺筋・道頓堀に関する記述を、前節までにおける分析と同様に、主題<sup>51</sup>・対象時期・評価・対象物の4つの観点から分類し、それぞれ表4-11・4-12・4-13・4-14・4-15に示す。

まず、御堂筋に関する37件の記事を示した表4-11をみると、主題の項目では、多いものから順に経済問題が14件、市バスの概要説明及び事業進捗が4件、地下鉄道・高架鉄道による高速度交通機関の概要説明が4件であり、対象時期の項目では、現状・将来像・近過去がそれぞれ26件・17件・3件であった。具体的には、御堂筋街路建設に伴う受益者負担金や土地収用のための費用(表4-11中記事番号14・15・16・

<sup>43</sup> 史料としては、戦前大阪の新聞記事に対し、全文検索を行うことができるものとして神戸大学付属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫に採録されている『大阪毎日新聞』(大阪毎日新聞社)及び『大阪朝日新聞』(朝日新聞大阪本社)を用いた。当該デジタルアーカイブ新聞記事文庫においては、明治44年から昭和20年までの期間の両新聞記事106,785件が採録されている。また、各地域に関する記事の抽出方法としては、当該アーカイブ新聞記事文庫の全文検索を用いることで、記事本文に当該地域名称を含むものを抽出した。(「神戸大学付属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫」、<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/index.html>、2013年12月9日)

<sup>44</sup> 新聞は日刊で出版されているため、本節における検討対象時期としては、大正14年12月1日から昭和19年4月末日とした。なお、複数日に渡って連載される同一表題の記事は、一件の記事として抽出し、以下に示す表4-11・4-12・4-13・4-14・4-15中における記事の掲載日としては初回記事の日付を記した。

<sup>45</sup> 記事本文に「御堂筋」を含む記事の件数を算出した。

<sup>46</sup> 記事本文に「大阪駅」「梅田」を含む記事の件数を算出した。

<sup>47</sup> 記事本文に「大阪城」を含み、かつ当該城郭施設・周辺施設に関する言及を含む記事の件数を算出した。なお、「大阪城」を含む鉄道路線名称である「大阪城東線」に関する記事が2件みられたものの、当該路線は大阪城周辺地域を逸脱した広域を指すものであるため、検討対象から除外した。(路線の範囲に関しては、前掲『新修大阪市史』第7巻、p.18、1994を参照)

<sup>48</sup> 記事本文に「四天王寺」を含む記事の件数を算出した。

<sup>49</sup> 記事本文に「堺筋」を含む記事の件数を算出した。

<sup>50</sup> 記事本文に「道頓堀」を含む記事の件数を算出した。

<sup>51</sup> なお、前章・前節において用いた分類項目に対し、本節で分析対象とする記述内容を考慮して、新たな分類項目として、軍事に関する記述を指す「軍事問題」を追加する。

23)、御堂筋沿道の地価の変動(表4-11 中記事番号7・28)等の経済問題、御堂筋における市営バスの単独乗入(表4-11 中記事番号31・32・35)等に関する記事において、当該地が言及された。さらに、当該地の評価についてみると、大阪の「メインストリート」(表4-11 中記事番号14・16)や「大阪の交通大動脈」(表4-11 中記事番号35)という記述にみられるように、交通の中心地として捉えられた。さらに、御堂筋街路の竣工に近づくと<sup>52</sup>、「大阪では御堂筋が表玄関に変ったため同一経営者のターミナル・デパートは非常に繁昌しているが、片一方の旧店は経営上芳しくないらしい」(表4-11 中記事番号30)という記述がみられるように、当該地は商業が振興する経済の中心地として捉えられるようになったものといえる。また、地価に関して「御堂筋線の完成により淀屋橋付近を中心とした同線方面が最高地となるようである」(表4-11 中記事番号28)や「路線価のもっとも高い」(表4-11 中記事番号33)という評価がみられ、土地の価格の変動や格差が、沿道地域の記述において重視された。加えて、記述対象としては、沿道に建つ高層建築及び家屋・商家について言及された<sup>53</sup>。第2章で述べたように、御堂筋沿道では、街路建設に伴い大規模化した土地と、従前の小規模な土地の両者で構成されたことを考慮すると、新聞では、当該地が持つ経済的価値の変動・格差が、沿道を構成する大規模化した建物と従前の小規模な建物に投影されたものといえる。すなわち、当該地では、経済活動に伴う流動的な空間による地域像が形成された。

次に、大阪城に関する26件の記事を示した表4-12をみると、主題の項目では、多いものから順に文化問題・交通問題がそれぞれ6件、軍事問題・経済問題がそれぞれ4件であり、対象時期の項目では、現状・遠過去・近過去・将来像がそれぞれ21件・9件・3件・2件であった。具体的には、大阪の都市形成や経済機構に関する歴史(表4-12 中記事番号2・10・16)、都市間の航空輸送(表4-12 中記事番号5・7・8・18・19・21)、軍事に関する予算・事件(表4-12 中記事番号3・4・6・26)、日本経済の特徴(表4-12 中記事番号22)等に関する記事において、当該施設が言及された。さらに、当該施設の評価についてみると表4-12 中記事番号10の記事では、大阪城が「大阪の主人公ではなく賓客」であると評価されるとともに、「大阪が商工業の都として起こり、日本の富の胃の腑として国民生活の中核勢力たるべき理由は大阪城の有無」ではなく「自然の力」であることが主張された。また、表4-12 中記事番号23の記事では、「錦城を背景に四旒の旗風が颯々と翻る大阪城公園に対して「勇壮な景観」であると述べられた。しかし、この2件を除いた残りの24件の記事では、大阪城の特徴に関する記述はみられない。また、記述対象としては、城郭施設に加えて周辺の軍事施設について言及された<sup>54</sup>。このように、文化・交通・軍事・経済に関する主題を持つ記事において大阪城が言及されながらも評価に関する記述はみられず、新聞において、当該施設は特徴的な意味を有するものとしては表象されなかった。

続いて、四天王寺に関する10件の記事を示した表4-13をみると、主題の項目では、多いものから順に景観問題・文化問題がそれぞれ3件であり、対象時期の項目では、現状・遠過去・将来像・近過去がそれぞれ8件・3件・1件・1件であった。具体的には、四天王寺に因む地下鉄駐車場の意匠・四天王寺五重塔

<sup>52</sup> 第2章で述べたように、御堂筋は昭和12年5月に竣工した。

<sup>53</sup> 表4-11の対象物の項目にみるように、「高層建築・企業」は37件中13件、「家屋・商家」は37件中7件の記事で言及されている。

<sup>54</sup> 表4-12の対象物の項目にみるように、「城」は26件中26件、「軍事施設」は26件中10件の記事で言及されている。

内部の意匠（表 4-13 中記事番号 1・6）、大阪の都市形成の歴史・聖徳太子の伝記（表 4-13 中記事番号 2・9）等に関する記事において、四天王寺が言及された。また、表 4-13 における評価の項目にみるように、新聞では当該施設の特徴に関しては言及されていない。記述対象としては、寺に加えて、駅に関する言及が 1 件の記事でみられた（表 4-13）。このように、景観・文化に関する主題を持つ記事において四天王寺が言及されながらも評価に関する記述はみられず、新聞において、前述の大阪城と同様に、当該施設は特徴的な意味を有するものとしては表象されなかった。

続いて、堺筋に関する 27 件の記事を示した表 4-14 をみると、主題の項目では、多いものから順に経済問題が 7 件、市バスの概要説明及び事業進捗・交通問題がそれぞれ 5 件であり、対象時期の項目では、現状・将来像・近過去がそれぞれ 25 件・18 件・1 件であった。具体的には、堺筋沿道に建築物を有する企業の事業内容・商店の営業時間や百貨店に関する法規制（表 4-14 中記事番号 10・11・12・16・24）、市営バスと民営バスの運賃の競合（表 4-14 中記事番号 13・14）等に関する記事において、堺筋が言及された。また、当該施設の評価については、昭和 7 年の記事において堺筋が「ショッピング・センタからビジネス・センタ街と化」すことで、沿道の百貨店の営業成績が下落したことが述べられるとともに（表 4-14 中記事番号 16）、「繁華街」として評価された（表 4-14 中記事番号 26）。また、記述対象としては、高層建築及び家屋・商家が言及された（表 4-14）。このように、2 件の記事で「ショッピング・センタ」「ビジネス・センタ」「繁華街」として堺筋が評価されているものの、他の記事においては経済・交通に関する内容の中で地域名称が言及されるに留まっており、特徴を有する地域としては捉えられていない。

最後に、道頓堀に関する 28 件の記事を示した表 4-15 をみると、主題の項目では、多いものから順に経済問題が 18 件、文化問題が 3 件、景観問題が 2 件であり、対象時期の項目では、現状・将来像・近過去がそれぞれ 22 件・10 件・1 件であった。具体的には、商店の営業時間に関する法規制（表 4-15 中記事番号 12・26）、百貨店に対する小売商店の対抗運動（表 4-15 中記事番号 10・11・13・25）、大阪市内各地域の地価（表 4-15 中記事番号 2・4）、国産の映画の撮影記・映写機の発明（表 4-15 中記事番号 7）、街における時刻ごとの人通りや賑わいの変化（表 4-15 中記事番号 7）等に関する記事において、道頓堀が言及された。また、当該地域の評価については、「歓楽の王国の夢の世界」・「盛り場」・「歓楽地帯」・「繁華街」・「盛り場」・「興業街」（表 4-15 中記事番号 6・8・12・24・26・28）という記述がみられ、複数の記事で繁華街として形容された。また、これらの記事では、家屋・商店が主な記述対象となった（表 4-15）。このように、新聞では、道頓堀は人々の経済的な関心が集中する繁華街として捉えられた。

以上のように、新聞における御堂筋・大阪城・四天王寺・堺筋・道頓堀に関する記述をみると、四天王寺を除いて、どの地域・施設に関しても経済的な問題が重視された。また、これらの地域・施設の中でも、とくに御堂筋に関しては、街路建設が進捗するに伴い大阪の経済の中心地として捉えられるようになった。一方、道頓堀及び堺筋においても、経済的に繁栄した地域としての評価がみられたものの、御堂筋と異なり、大阪を代表する特徴を持った地域としては評価されていないことから、当該地は経済活動という観点から、御堂筋に従属する地域として捉えられたものといえる。

## 4-4-3 大阪駅周辺に関する記述

表 4-16-1 及び 4-16-2 に示した大阪駅周辺に関する 202 件の記事内容をみると、「後藤新平子は大阪の大日本文化大会出席のため（中略）午後八時十二分大阪到着」（表 4-16-1 中記事番号 2）や、「桜宮、大阪間の高架線もすでにほぼ完成しており」（表 4-16-1 中記事番号 51）という記述のように、人物の移動における経由地・発着地や、交通経路の一部として大阪駅が言及された記事が大半を占めている。そこで、これら全 202 件の記事から、大阪駅周辺の建築物・構築物・自然についての記述、及び大阪駅・大阪駅周辺地域に関する評価についての記述がみられる 24 件の記事を抽出し、前項までと同様に、主題・対象時期・評価・対象物の 4 つの観点から分類し、表 4-17 に示す。

表 4-17 における主題の項目をみると、景観問題・経済問題がそれぞれ 7 件・6 件、及び大阪駅周辺の都市整備に関する概要説明・事業進捗がそれぞれ 2 件であり、対象時期の項目では、将来像・現状がそれぞれ 19 件・16 件であった。具体的には、大阪駅周辺における既存の阪急百貨店と建設予定の阪神百貨店の競合（表 4-17 中記事番号 5・8）、建設が予定されている地下鉄停車場の意匠（表 4-17 中記事番号 7）、駅前広場の建設や区画整理の実施・高層建築の建設が予定されている大阪駅前の景観構想（表 4-17 中記事番号 17）、大阪駅周辺の道路整備や駅前の土地区画整理（表 4-17 中記事番号 1・3・20・21）等に関する記事において、大阪駅周辺地域が言及された。

次に、大阪駅周辺に関する評価についてみると、大阪の「表玄関」（表 4-17 中記事番号 1・10・24）・「玄関」（表 4-17 中記事番号 4・7・14・17・21）「大玄関」（表 4-17 中記事番号 9・23）という記述がみられ、当該地は大阪の内外の接点であることから、大阪という公的主体が表象される地域であった。さらに、「一日何万という凄い乗降客の流れを吞吐す」・「交通の心臓部」（表 4-17 中記事番号 18・21）や、「電鉄直営百貨店の争覇戦が展開されようとしている」・「地価も非常に高いところ」（表 4-17 中記事番号 8・21）という記述にみられるように、交通及び経済の観点から重要な地域として捉えられた。また、新築された大阪駅、既存の阪急百貨店、建設予定の阪神百貨店が駅前に集合することで「偉観を呈することになる」（表 4-17 中記事番号 5）や、駅前広場の建設が実施されることで「小公園のような美観を呈する」（表 4-17 中記事番号 17）とも述べられ、景観が重視された。

このような評価に伴い、記述対象としては、駅周辺の家屋・商家は 4 件の記事で言及されるに留まる一方で、高層建築は 8 件の記事で言及された。具体的には、駅前の整備が進むことで「駅前の商店、旅館の建物も、少くとも六階建てくらいになるはずだ」という記述がみられるように（表 4-17 中記事番号 17）、将来の地域空間は、従前の小規模な建築ではなく、高層建築によって構成されるものとして捉えられた。

このように、大阪駅周辺の地域は、「大阪の玄関」として公的な領域であるとともに、交通・経済において重要な地域として捉えられた。また、従前の小規模な家屋・商家ではなく、将来の地域空間は高層建築が集合するものとして構想された。すなわち、大阪駅周辺においては、経済活動が高層建築に表象されることで可能地域像が提示された。加えて、大阪駅周辺は御堂筋の北端に位置するため、大阪駅を含めた御堂筋沿道一帯が、都市の経済軸として捉えられたものといえる。

以上のように、新聞においては、どの地域・施設の記述においても、経済的な問題が重視された。さらに、従前から経済的に繁栄した堺筋・道頓堀に対し、当該期に新しく形成された御堂筋沿道一帯が、経済活動の中心地として表象された。このように、新聞における都市像は、歴史的に形成された地域ではなく、当該期に新しく形成された都市軸を拠点とした経済活動の表象であった。

#### 4-5 小結

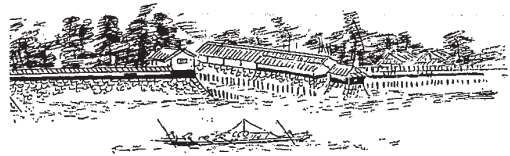
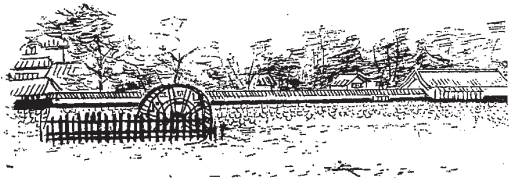
本章では、都市整備の受容者のうち少数で構成される集団を読者層とし、歴史的な文化が衰頹する傾向にある大阪において歴史観の構築を目指した『上方』、及び大多数の受容者を読者層とする『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』における、大阪・大阪市内各地域に関する記事について検討した。

そのうち、『上方』における大阪に関する記事をみると、当該誌における大阪の現実態都市像は、国家あるいは公的な機関によって統制され得ない住民の自由な活動の場所としての私的な領域によって構成されるものであり、近世大阪の心性・文化を現在の大阪において継承・強化することで可能態都市像へと架橋された。

さらに、『上方』における大阪市内各地域に関する記述をみると、道頓堀では、近世から現在に至るまでの大阪を代表する繁華街として捉えられながらも、従前の共同体の領域が資本家によって解体される過程が意識された。また、大阪城に表象された豊臣秀吉の心性は、前述した『上方』の都市像における住民の心性と一致するものであった。すなわち、現在における近世文化・心性の継承・強化を企図した『上方』の可能態都市像は、景観が固定化され、豊臣秀吉の心性が表象された大阪城と、現在の大阪の中心地として景観が流動しながらも近世からの賑わいが保持される道頓堀の二つの地域を核として組織された。換言すれば、『上方』における都市像は、住民が持つ心性を媒介にすることで、流動的な空間を持つ共同体の領域が、大阪城という象徴的な場によって統括されることで構成された。

一方、新聞における大阪市内各地域に関する記述をみると、どの地域・施設の記述においても、経済的な問題が重視された。さらに、従前から経済的に繁栄した堺筋・道頓堀に対し、当該期に新しく形成された御堂筋沿道一帯が、経済の中心地として捉えられた。とりわけ、御堂筋に関しては、度々、沿道土地が持つ経済的価値の変動が報じられた。すなわち、新聞における都市像は、資本が運動する領域として都市を捉えるものであった。

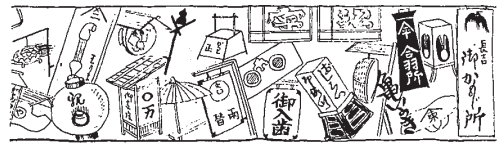
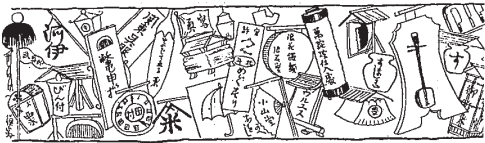
以上のように、都市整備の受容者を読者層とした『上方』及び新聞記事をみると、前者では近世文化が重視されることで、共同体の領域及びそれを統括する象徴的な場を核とした都市像が形成される一方で、後者では資本が運動する領域としての都市像が形成された。『上方』においては、都市像の核となる地域である道頓堀に関して、共同体の領域が資本家によって解体される過程が意識されたことを考慮すると、当該誌が出版された昭和初期の受容者においては、現状の都市は資本家による経済活動の領域として捉えられたものといえる。



より	愛讀者	郷土	藝術
□ 尾崎雅嘉傳補遺	□ 尾崎雅嘉傳補遺	□ 尾崎雅嘉傳補遺	□ 尾崎雅嘉傳補遺
□ 浪華の印人	□ 浪華の印人	□ 浪華の印人	□ 浪華の印人
□ 生瀬川の尼殺し	□ 生瀬川の尼殺し	□ 生瀬川の尼殺し	□ 生瀬川の尼殺し
□ 検閲を見る	□ 検閲を見る	□ 検閲を見る	□ 検閲を見る
□ 明治三軒長屋	□ 明治三軒長屋	□ 明治三軒長屋	□ 明治三軒長屋
□ 塚巡り	□ 塚巡り	□ 塚巡り	□ 塚巡り
□ 上方傳説行脚	□ 上方傳説行脚	□ 上方傳説行脚	□ 上方傳説行脚
□ 大阪俗信繪馬集	□ 大阪俗信繪馬集	□ 大阪俗信繪馬集	□ 大阪俗信繪馬集
□ 大阪童謡集	□ 大阪童謡集	□ 大阪童謡集	□ 大阪童謡集
□ 京舞	□ 京舞	□ 京舞	□ 京舞
□ 箏曲と地唄の名家を語る	□ 箏曲と地唄の名家を語る	□ 箏曲と地唄の名家を語る	□ 箏曲と地唄の名家を語る
□ 滅び行くちやみ淨瑠璃	□ 滅び行くちやみ淨瑠璃	□ 滅び行くちやみ淨瑠璃	□ 滅び行くちやみ淨瑠璃
□ 補分限者	□ 補分限者	□ 補分限者	□ 補分限者
□ 酒林に就て	□ 酒林に就て	□ 酒林に就て	□ 酒林に就て
□ かくれ里と羽根の傳記	□ かくれ里と羽根の傳記	□ かくれ里と羽根の傳記	□ かくれ里と羽根の傳記
□ 谷間の泚水に就て	□ 谷間の泚水に就て	□ 谷間の泚水に就て	□ 谷間の泚水に就て
□ 思ひ出の明治の落野家を讀んで	□ 思ひ出の明治の落野家を讀んで	□ 思ひ出の明治の落野家を讀んで	□ 思ひ出の明治の落野家を讀んで
□ 銅版先生追記	□ 銅版先生追記	□ 銅版先生追記	□ 銅版先生追記
幸田成友	楠瀬日年	伊原青々園	梅原忠次郎
花月亭九里丸	同	同	同
江畔	後藤捷一	堂本寒星	藤田斗南
東田琴山人	東田琴山人	東田琴山人	東田琴山人
酒田貞次	野間光辰	野間光辰	野間光辰
森内香八	森内香八	森内香八	森内香八
森三	森三	森三	森三

川	橋
□ 大阪の新らしい橋	□ 大阪の新らしい橋
□ 川船による役者の乗込式	□ 川船による役者の乗込式
□ 鴨川の水	□ 鴨川の水
□ 食味六百話(その一水を語る)	□ 食味六百話(その一水を語る)
□ 大阪の川は個性を持つ	□ 大阪の川は個性を持つ
□ 堀江を渡る川や橋の情味と巻話	□ 堀江を渡る川や橋の情味と巻話
□ 高津の川と橋	□ 高津の川と橋
□ 橋の變遷: 四ツ橋、高麗橋、安治川橋、八軒家、橋銘本集	□ 橋の變遷: 四ツ橋、高麗橋、安治川橋、八軒家、橋銘本集
好色二代男	西鶴輪講會
□ 諸艶大鑑	諸艶大鑑
□ 郡山金魚に就て	□ 郡山金魚に就て
□ 住吉神社おん田神社	□ 住吉神社おん田神社
武田五一	廣田星橋
高谷伸	林春隆
上田長太郎	蒲田利郎
船本茂兵衛	船本茂兵衛

図4-1-1 『上方』6号の目次



本誌の特色	露翁	香翁	翁	を	恩	ぶ
□ 尾崎雅嘉について	□ 尾崎雅嘉について	□ 尾崎雅嘉について	□ 尾崎雅嘉について	□ 尾崎雅嘉について	□ 尾崎雅嘉について	□ 尾崎雅嘉について
□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て	□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て	□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て	□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て	□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て	□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て	□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て
露翁の追憶	露翁の追憶	露翁の追憶	露翁の追憶	露翁の追憶	露翁の追憶	露翁の追憶
平瀬家の名器	平瀬家の名器	平瀬家の名器	平瀬家の名器	平瀬家の名器	平瀬家の名器	平瀬家の名器
露翁と茶會	露翁と茶會	露翁と茶會	露翁と茶會	露翁と茶會	露翁と茶會	露翁と茶會
情歌と露翁	情歌と露翁	情歌と露翁	情歌と露翁	情歌と露翁	情歌と露翁	情歌と露翁
平瀬家々應聲書	平瀬家々應聲書	平瀬家々應聲書	平瀬家々應聲書	平瀬家々應聲書	平瀬家々應聲書	平瀬家々應聲書
露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作
露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作	露翁の遺作
鹿田文一郎	渡邊虹衣	前田貞枝	黒崎貞枝	中井浩水	田中芳哉園	田中芳哉園
林春隆	江馬務	江馬務	江馬務	江馬務	江馬務	江馬務

上方	大阪町人
□ 尾崎雅嘉について	□ 尾崎雅嘉について
□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て	□ 江戸時代に於ける大阪茶人に就て
露翁の追憶	露翁の追憶
平瀬家の名器	平瀬家の名器
露翁と茶會	露翁と茶會
情歌と露翁	情歌と露翁
平瀬家々應聲書	平瀬家々應聲書
露翁の遺作	露翁の遺作
露翁の遺作	露翁の遺作
今井貫一	松好貞夫
森繁夫	小野圭史
高梨光司	江崎政忠
蒲田利郎	蒲田利郎
山川隆平	山川隆平

図4-1-2 『上方』14号の目次

図4-1 『上方』の目次

図注 本図は、『上方』6号及び14号(創元社、1931及び1932)に掲載されている目次に加筆して作成した。

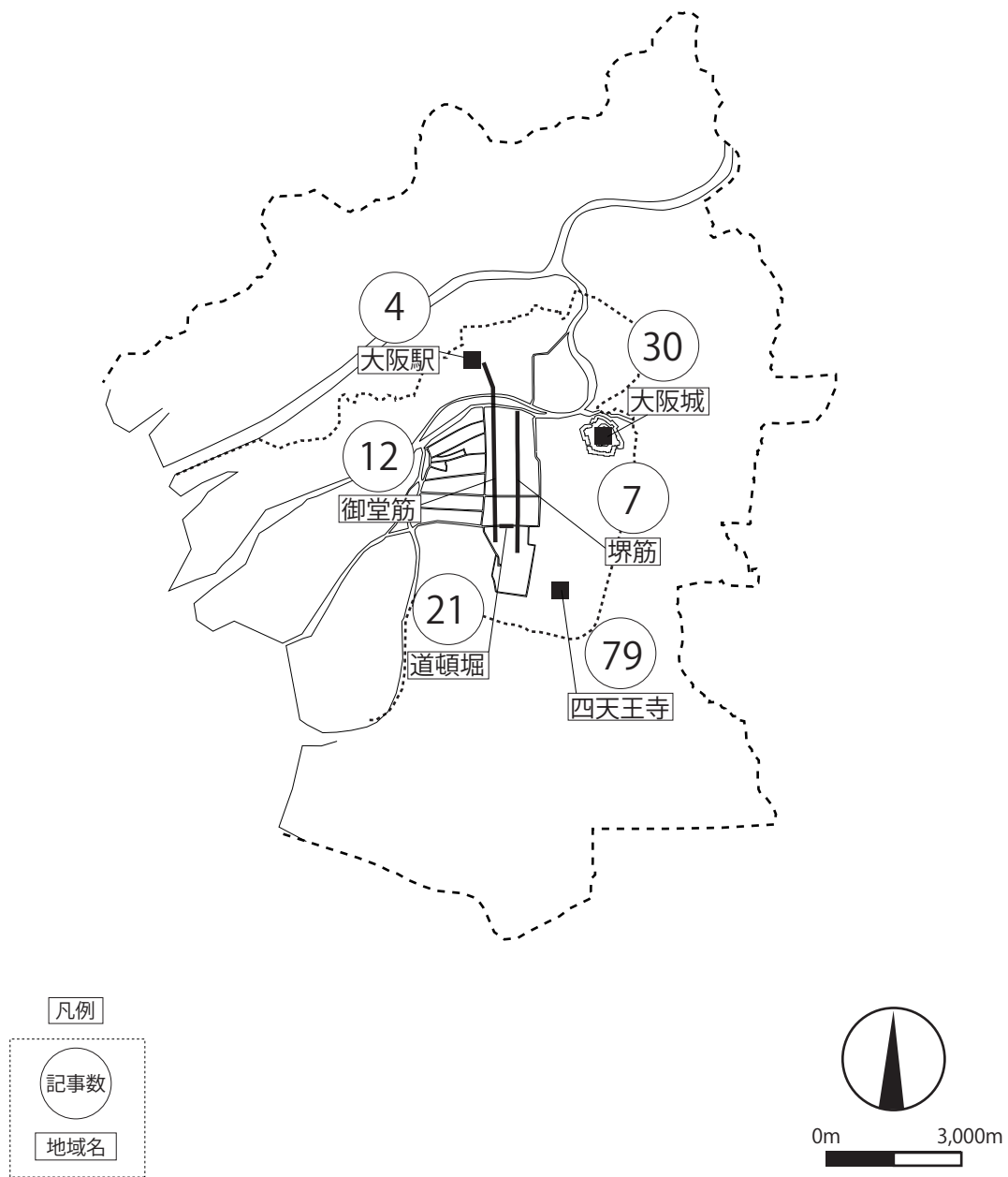


図4-2 『上方』における大阪市内各地域に関する記事数

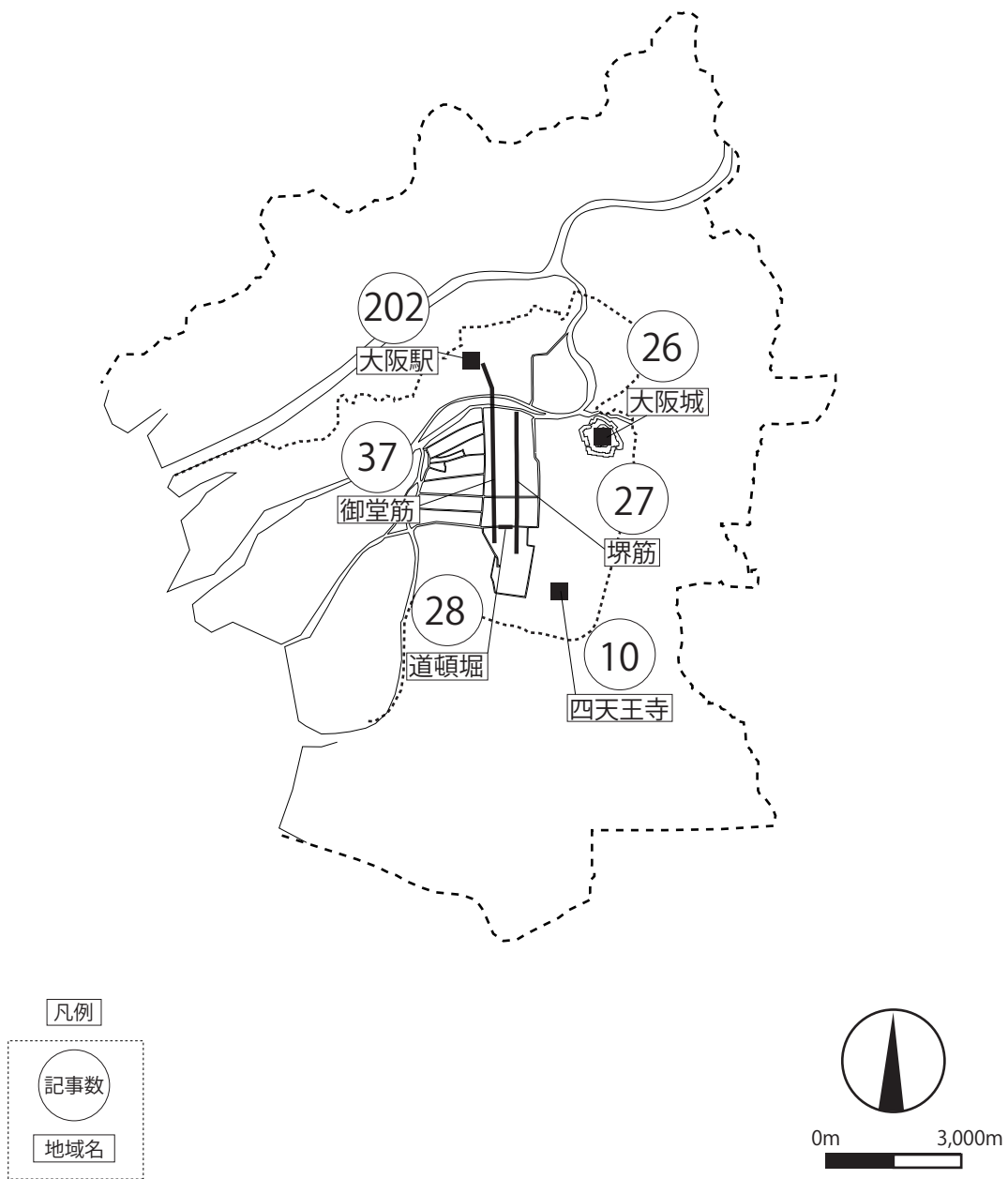


図4-3 新聞における大阪市内各地域に関する記事数

表4-1 『上方』における年毎の記事数

年（昭和）	年（西暦）	記事数
6	1931	351
7	1932	314
8	1933	327
9	1934	271
10	1935	312
11	1936	303
12	1937	339
13	1938	280
14	1939	301
15	1940	193
16	1941	233
17	1942	157
18	1943	80
19	1944	13
計		3474

表4-2 『上方』における特集名

号	年（昭和）	月	特集名	号	年（昭和）	月	特集名	号	年（昭和）	月	特集名
1	6	1	創刊號	63	11	3	阿波特輯號	113	15	5	五重塔落慶號
3	6	3	天王寺研究號	66	11	6	西行追慕號	114	15	6	郷土玩具號
7	6	7	夏祭號	71	11	11	北攝研究號	115	15	7	續郷土玩具號
8	6	8	西鶴記念號	72	11	12	續北攝研究號	117	15	9	尊王と先覺號
10	6	10	千日前今昔號	73	12	1	上方長壽考	118	15	10	三島號
11	6	11	大阪城研究號	74	12	2	鴈治郎追悼號	121	16	1	文楽號
13	7	1	上方歌舞伎號	77	12	5	魚鳥號	122	16	2	住吉號
14	7	2	大阪町人號	78	12	6	北島頭家號	124	16	4	石山本願寺號
16	7	4	上方俳星號	79	12	7	淀川號	125	16	5	續文楽號
20	7	8	上方盆踊號	80	12	8	銷夏號	126	16	6	天忠組研究號
22	7	10	道頓堀變遷號	81	12	9	日清戦争時代號	127	16	7	水の隨筆集
25	8	1	大阪明治文化號	82	12	10	續日清戦争時代號	128	16	8	續水の隨筆集
26	8	2	續大阪明治文化號	86	13	2	河内研究號	129	16	9	紀海音號
28	8	4	上方遊郭號	87	13	3	續河内研究號	130	16	10	和泉研究號
29	8	5	上方郊外號	88	13	4	上方櫻花號	131	16	11	續和泉研究號
33	8	9	上方怪談號	89	13	5	續上方櫻花號	132	16	12	大阪掃苔號
35	8	11	大阪商工發達號	91	13	7	上方行脚號	133	17	1	上方維新海防號
37	9	1	上方郷土藝術號	92	13	8	鬼貴追悼號	135	17	3	文房四寶號
39	9	3	大楠公研究號	93	13	9	八幡男山號	136	17	4	南方進出號
43	9	7	上方水涼號	95	13	11	冠婚葬祭號	137	17	5	藝能文化號
45	9	9	上田秋成號	96	13	12	續冠婚葬祭號	138	17	6	大阪明治挿繪書家號
46	9	10	大風水害號	97	14	1	上方義民族號	139	17	7	西鶴記念號
47	9	11	上方敵討號	98	14	2	郷土芸術追憶號	140	17	8	船舶今昔號
49	10	1	幕末維新號	100	14	4	第百記念號	142	17	10	阪神號
50	10	2	大阪今昔圖繪	102	14	6	上方染織號	143	17	11	續阪神號
51	10	3	續大阪今昔圖繪	103	14	7	水無瀬神宮號	144	18	1	藝能文化號
52	10	4	上方舞踊號	104	14	8	名家追憶號	145	18	2	焚鐘號
54	10	6	淡路郷土號	107	14	11	後醍醐天皇聖蹟號	146	18	3	兼葭堂號
55	10	7	大阪神社號	108	14	12	赤穂義士號	147	18	4	上方方言號
56	10	8	大阪探墓號	109	15	1	上方女性鑑號	148	18	6	郷土勤皇先賢號
59	10	11	尼崎號	110	15	2	神武天皇御聖蹟號	149	18	8	上方大衆娯楽號
60	10	12	上方忠孝號	111	15	3	西行景仰號	150	18	10	芭蕉記念號
61	11	1	上方新年號	112	15	4	伊勢參宮號	151	19	4	上方心學號

表注 表において、背景を灰色で示した特集名は、「大阪」及び「上方」を特集名に含み、かつ個別の施設・地域以外を対象とするものである。

表4-3 『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』の出版部数

年号	年	年 (西暦)	大阪毎日新聞 部数 (万部)	大阪朝日新聞 部数 (万部)
大正	元	1912	28	20
大正	3	1914	32	24
大正	5	1916	45	26
大正	7	1918	54	34
大正	9	1920	60	38
大正	11	1922	82	56
大正	13	1924	111	69
昭和	元	1926	123	78
昭和	3	1928	127	92
昭和	5	1930	150	98
昭和	7	1932	151	105
昭和	9	1934	170	114
昭和	11	1936	128	86
昭和	13	1938	110	94
昭和	15	1940	119	111
昭和	17	1942	112	133
昭和	19	1944	121	157

表注 表の作成においては、毎日新聞百年史刊行委員会編、『毎日新聞百年史』、毎日新聞社、1972及び朝日新聞百年史編修委員会編、『朝日新聞社史』資料編、朝日新聞社、1995を典拠とした。

表4-4 『上方』における大阪に関する概論としての記事

記事 番号	記事表題	執筆者	年号	年	月	大阪の特徴に関する記述				
						商工都市	町人の都市	住民の気質	地方都市・ ふるさと	文化的な都市
1	大阪とローマ	福良竹亭	昭和	6	2					
2	水都大阪を語る	林春隆	昭和	7	7					
3	大阪明治文化号に題す	南木芳太郎	昭和	8	1	●				
4	明治時代の大阪の思ひ出	幸田成友	昭和	8	1					
5	明治初年の大阪	菅野和太郎	昭和	8	2	●		●		
6	大阪に就ての所見	徳富猪一郎	昭和	10	2			●	●	●
7	大阪は大阪らしく	魚澄惣五郎	昭和	10	2	●	●	●		
8	大阪の第一印象	伊原青々園	昭和	10	2					
9	大阪の昔と今	高安月郊	昭和	10	2					
10	大阪に就いての感想	黒羽兵治郎	昭和	10	3				●	
11	大阪に住んで	松本茂平	昭和	10	3					
12	大阪を語る (一)	石川静水	昭和	10	10			●		
13	大阪を語る (二)	石川静水	昭和	10	12					
14	大阪と文化	菅野和太郎	昭和	11	10	●				●
15	明治初年の大阪の事ども	川上米成	昭和	12	6					
16	明治初年の大阪の事ども (二)	川上米成	昭和	12	8					
17	江戸と大阪	徳富猪一郎	昭和	13	1		●	●		
18	往古からの文化地帯、阪神地方	魚澄惣五郎	昭和	17	10					

表注 表の「大阪の特徴に関する記述」の各項目における丸印の有無は、各記事における当該項目に関する記述内容の有無をしている。

表4-5 『上方』における御堂筋に関する記事

記事番号	記事表題	執筆者	年号	年	月	主題	対象時期	評価		対象物								
								評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	高層建築・企業	駅	寺	橋	記念建造物	車道・歩道	樹木	
1	淀屋橋考	南木淳水	昭和	7	11	文化問題	現状 近過去	「廿四間の大道路が貫通されて(中略)古い名の淀屋橋筋の名稱もやがて人の頭から去られるでせう」										
2	船場地下鐵工事発掘の貝殻について	大鷗正一	昭和	7	11	文化問題	現状 遠過去											
3	明治初年の堺筋と御堂筋	須山忠	昭和	8	1	経済問題	現状 近過去	「僅少しの部分的に良好なるものを除いては實際見るべきものが無い」 「その前途に最も願わしいもの有るを期待された都大路なるは亦疑々を要せない」										
4	史実に表れたる上方の敵討:小畑五太夫同市太郎大阪久太郎町御堂筋の敵討	後藤捷一	昭和	9	11	文化問題	遠過去											
5	史実に表れたる上方の敵討:磯貝藤介同兵右衛門大阪御堂筋の敵討	後藤捷一	昭和	9	11	文化問題	遠過去											
6	北船場の今昔	黒崎貞枝	昭和	10	2	景観問題	現状 近過去	「いっしょに洋反物は御堂筋へ羅紗屋は波路町へ移ってしまった」	「大阪のメインストリート」									
7	五十年前の大川町附近	都六良	昭和	10	2	景観問題	現状 近過去		「當時の大阪唯一のモダン道路」									
8	鯉谷の思出	中井浩水	昭和	10	2	小説・随筆	現状 近過去	「淀屋橋筋地下鉄の大道路」										
9	新屋敷	石川静水	昭和	10	2	景観問題	現状 近過去	「御堂筋の二十四間道路で、これが取壊されて、昔の跡はない」 「斯く變つてしまつた今の新屋敷にも、どしとはなしに住時の匂ひの漂ひを見る」	「色つばく、仇つばい大阪に於ける特異性を持つ島の内の中でも一異色ある存在だつた」									
10	高津新地界隈を巡る	船本茂兵衛	昭和	10	2	景観問題	現状 近過去 遠過去											
11	梅田新道の昔語り	日垣明貫	昭和	10	3	景観問題	現状 近過去	「今又梅田より難波迄の一大幹線道路が完成されつゝある譯である。然し補調としては私は矢張り親川があつた時分の風俗と云ひ風景が戀しくてならぬ気がする」										
12	南北両御堂拝観記	南木生	昭和	14	1	概要説明 (御堂拝観)	現状											

表4-6 『上方』における大阪駅周辺に関する記事

記事番号	記事表題	執筆者	年号	年	月	主題	対象時期	評価		対象物							
								評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	駅	寺	橋	墓	樹木		
1	梅田の牛の敷入	南木生	昭和	6	5	文化問題	現状 近過去										
2	明治三十年頃の梅田驛と其附近	東田琴山人	昭和	8	1	景観問題	現状 近過去		「現在大阪の開門」								
3	梅田新道筋の昔語り	日垣明貫	昭和	10	3	景観問題	現状 近過去		「大阪市の大玄関」								
4	梅田の墓	東田清三郎	昭和	10	8	文化問題	現状 近過去 遠過去		「寂寥の地」								

表4-7 『上方』における堺筋に関する記事

記事番号	記事表題	執筆者	年号	年	月	主題	対象時期	評価		対象物				
								評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	高層建築・企業	寺	電車・軌道	
1	明治初年の堺筋と御堂筋	須山忠	昭和	8	1	経済問題	現状 近過去	「心齋橋(中略)が唯一のmain streetであり、堺筋御堂筋が到底その足下にもよりつげなかつた」	「大大阪を南北に貫徹する大動脈とし長くその繁榮の日を續けて来た」 「その北端は相場金融の中心地であり所謂ビジネスセンターとしての我大阪の最重要なる一角」					
2	北濱株式街の変遷	梅原忠次郎	昭和	8	1	経済問題	現状 近過去	「何しろ堺筋も濱通りも電車路にならぬ前は夜に入れば人通りも殆どなく日曜休日などは火の消えたやうであつた。」						
3	北船場の変遷	鳥津素石	昭和	10	2	景観問題	現状 近過去	「昔は問屋ばかりであつたのが、電車路と百貨店の現出に一躍燈の町になつてしまつた」						
4	北船場の今昔	黒崎貞枝	昭和	10	2	景観問題	現状 近過去	「堺筋の北邊は橋のない爲に淋しいものであつた。最近の株式取引所、三井銀行の壮大な新構築が建ち揃ひ、三越百貨店と肩を離れば又一たび偉観であらふ」						
5	幼い頃の平野町	高安吸江	昭和	10	2	景観問題	現状 近過去	「堺筋に電車が通つたなどしたゝめ追々ときびれ」						
6	中船場の今昔	三宅貞次郎	昭和	10	2	景観問題	現状 近過去 遠過去		「互に巨を競ひ富を誇り天下の臺所として大阪の繁榮の一分を中船場も擔つて居た」					
7	島之内舊観	田中居庸	昭和	10	2	景観問題	遠過去							



表4-9 『上方』における大阪城に関する記事

記事番号	記事表題	執筆者	年号	年	月	主題	対象時期	評価		対象物										
								評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	高層建築・企業	公共建築	軍事施設	寺	神社	樹木	池・井戸	城	公園	
1	天守閣の再建	南木芳太郎	昭和	6	11	景観問題	現状 遠過去	「昔のまゝの雄然たる豪華さと、然かも近代科学の粋を集めし建築美」	「将しく市民の抱負の反映」「市の美観として誇るべき新名所を数え得しこの快筆をば愛市観念より祝福せずには居られな											
2	大阪城の沿革	魚澄惣五郎	昭和	6	11	文化問題	遠過去	「城地の壮麗は筆紙の絶する所」「政治と警察の中心地」	「大阪を中心に西国迄も統治する位大阪城代の居城」											
3	蓮如上人と大阪坊舎	禿氏祐祥	昭和	6	11	文化問題	遠過去													
4	黒田家大阪陣繪屏風と大阪城	栗田元次	昭和	6	11	文化問題	遠過去													
5	大阪冬の陣	吉田三郎	昭和	6	11	文化問題	遠過去	「豊太閤の天下統一の花々しい業績が大阪築営によつて一段落を遂げ」												
6	大阪城の寛さとの用材に就いて	島羽正雄	昭和	6	11	景観問題	遠過去	「特色とするところは狭くとも天守の建築の壮麗なことゝ、石垣の堅固巨大な点」	「大大阪市の基礎をなした」											
7	大阪城の衛戍勤番制度	今井貫一	昭和	6	11	文化問題	遠過去	「豊公の威望と共に威風四海を圧するの名城」「天下の重鎮として佈れられ矚目せらるゝ」												
8	萬葉集に見ゆる難波宮と大阪城地との関係	竹山眞次	昭和	6	11	文化問題	現状 遠過去													
9	大阪城修築（元和期）の願文	田中吉太郎	昭和	6	11	文化問題	遠過去													
10	大阪城天守閣の復興	波江錦夫	昭和	6	11	景観問題	現状 遠過去	「当時に世人の耳目を聳動し天下壯絶の奇巧とさへ称せられた」「誰しも豊公の偉業の雄麗莊嚴の気魄に打たれないものはない様である」												
11	天守閣再建に際して発見された大阪城遺瓦	大脇正一	昭和	6	11	文化問題	現状 遠過去	「金網の威容秋高高く輝き」												
12	大阪城の石材について	岸本準二	昭和	6	11	文化問題	現状 遠過去	「天守の偉容」「壮大堅固なる濠洲城壁の姿」												
13	二の丸（西の丸）の八角薔薇と縮硝石蔵に就いて	池田谷久吉	昭和	6	11	景観問題	現状													
14	桃山時代に於ける鯨鯨に関する批判	佐藤佐	昭和	6	11	景観問題	現状 遠過去													
15	鯨鯨の製作に就いて	今村久兵衛	昭和	6	11	景観問題	現状 遠過去		「大英傑を忍ぶ昭和大典記念天守閣を復興した事は大阪府市民の最も喜ばねばならぬ所である」											
16	大阪城の樹木	江崎政忠	昭和	6	11	景観問題	現状 遠過去													
17	大阪城内に於ける吉利支丹遺物	藤里好吉	昭和	6	11	景観問題	現状 遠過去	「難攻不落の金城の荘嚴が更生された」												
18	兵部省時代の大阪城	福良竹亭	昭和	6	11	景観問題	近過去													
19	贅六物語お城物語	林春隆	昭和	6	11	文化問題	現状 遠過去	「日本第一の名城」	「大阪に黄金の礎をまきづいて呉れた豊臣氏の偉業」「今も大阪の一奇観」											
20	上方伝説行脚	藏江畔人	昭和	6	11	文化問題	遠過去													
21	豊公資料特別展の展覧品二三に就いて	武藤誠	昭和	6	11	文化問題	現状 遠過去	「天守閣再興によつて我々は秀吉を心のうちに復活せしめられると同時に桃山時代なるものはつきりと意識のうちに考へさせられて居る」												
22	千貫櫓の説明		昭和	6	11	景観問題	現状 遠過去													
23	寛文年間落雷記事		昭和	6	11	文化問題	遠過去													
24	御城代年譜		昭和	6	11	文化問題	遠過去													
25	大阪城に鎖台の置かれる迄		昭和	6	11	文化問題	近過去													
26	天守閣に陳列申上げる		昭和	7	11	概要説明（天覧品）	現状													
27	大阪城の怪異談	上田長太郎	昭和	8	9	文化問題	現状 近過去	「明朗な近代色豊かな造園術によつて改造されてしまつて幽霊も化物も出場所が無くなつてしまつた」												
28	大阪城石と小豆島との史的関係	久保準	昭和	14	3	文化問題	現状 近過去 遠過去													
29	大阪城の濠の水	島羽正雄	昭和	16	7	景観問題	現状													
30	大阪城諸奉公等の墓	由井喜太郎	昭和	16	12	文化問題	遠過去													





表4-11 新聞における御堂筋に関する記事

記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	主題	対象時期	評価		対象物						
									評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	高層建築・企業	公共建築	橋	寺	電車・軌道	
1	大阪市の高速鉄道計画案	毎日	大正	14	12	11	概要説明 (高速度交通機関)	将来像									
2	大阪市電延長線特許	毎日	大正	15	3	9	概要説明 (市電)	将来像									
3	面目を一新する北大阪の道路と電車	毎日	大正	15	6	28	概要説明 (大阪駅周辺の整備事業)	将来像									
4	今日開業する市営バス	朝日	昭和	2	2	25	概要説明 (市バス)	現状									
5	土地取用の場合に借家人への福音	毎日	昭和	2	3	25	事業進捗 (第一次都市計画事業)	将来像 現状									
6	いよいよ認可された大阪の高速度電車	毎日	昭和	2	6	5	概要説明 (高速度交通機関)	将来像									
7	大大阪の土地一相場はどう動くか	毎日	昭和	2	6	16	経済問題	現状		「北大阪で一番値高いところ」							
8	大大阪を疾駆する高速度電車の概要	毎日	昭和	2	10	7	概要説明 (高速度交通機関)	将来像									
9	大阪市高速度鉄道愈々今月から起工	毎日	昭和	5	3	1	概要説明 (高速度交通機関)	将来像									
10	尖端大阪地下風景	朝日	昭和	5	11	2	概要説明 (地下街)	将来像									
11	大阪外国為替仲立人組合創立	毎日	昭和	6	3	3	経済問題	現状									
12	都会の騒音を防ぐ建築界の新試み	毎日	昭和	6	11	14	景観問題	将来像									
13	金貨引換にどっと押寄せ	朝日	昭和	6	12	15	経済問題	現状									
14	珍しや結束して船場の大地主	毎日	昭和	7	8	21	経済問題	現状		「三百万市民の待望裏に(中略)大大阪の核心を南北に縦貫し『大大阪のメイン・ストリート』」							
15	「船場の旦那」進も極度に尖鋭化	朝日	昭和	7	12	5	経済問題	現状		「地価低下、営業不振、工事遅延の状態を目前に見てゾッとされている」							
16	流石に黄金の都	朝日	昭和	8	4	15	経済問題	現状 近過去		「華々しい開通の裏には幾多秘められた苦心があるこの第一歩が沿道の用地買収」							
17	デパートと地下鉄の紛糾おぼじまる	朝日	昭和	8	10	2	経済問題	将来像 現状									
18	惨事の責を負い飄然南米の天地で苦闘三年	朝日	昭和	9	2	10	出来事	近過去									
19	ビルの切売りわが国初めて“部屋の所有権”	朝日	昭和	9	4	1	景観問題	将来像									
20	鉄を食う怪獣	朝日	昭和	9	5	23	出来事	現状									
21	デパートは新しがりや有閑紳士淑女よ“半日店員”いかか	朝日	昭和	10	8	27	経済問題	現状									
22	家を建てるにはまず法規を心得て	朝日	昭和	10	9	6	概要説明 (防火地区)	将来像 現状									
23	南海高島屋の向いで市の買収に頑張る地主さん	毎日	昭和	10	9	12	経済問題	将来像 現状		「目貫きの場所」「買収がくままで手回っている理由は、市の価格に非常な高低があるため」							
24	大阪駅前立退き 坪、最低五百円 最高千三百円	毎日	昭和	10	9	12	経済問題	現状		「従来伝えられていた買収価格よりもやや低く」							
25	昭和の建築界を画す 大“そごう”完成	毎日	昭和	10	10	5	景観問題	現状		「高さに於ては本邦市街地の建築中第二位」							
26	ごたごたの連続	朝日	昭和	10	11	12	経済問題	近過去									
27	緩行車道のない自転車は交通の毒	毎日	昭和	11	2	13	概要説明 (信号)	将来像 現状		「東京は大震災後道路のスタイルが改良され電車の通ってよい大きい道路がかなり多い、が大阪では御堂筋オンリー一本である」							
28	大阪市内最高地価は淀屋橋の附近	毎日	昭和	11	8	14	経済問題	将来像		「御堂筋線の完成により淀屋橋附近を中心とした同線方面が最高地となるようである」							
29	心斎橋商店街経営振り打診	朝日	昭和	11	11	29	経済問題	現状		「出来て見れば却って逆の結果を生んで地下駅出入口から南へ流れる人波がうんと膨れた」							
30	果して百貨店法案は小売店を教い得るか	朝日	昭和	12	3	4	経済問題	現状		「大阪では御堂筋が表玄関に突っただけで同一経営者のターミナル・デパートは非常に繁昌しているが、片一方の旧店は経営上芳しくないらしい」							
31	青バス買収の前庭 市バス独占と決る	毎日	昭和	12	3	4	事業進捗 (市バス)	現状									
32	府の交通統制方針 愈よ本格的軌道へ	毎日	昭和	12	4	9	事業進捗 (市バス)	将来像 現状									
33	大阪駅前換地の断案成る	朝日	昭和	13	5	19	概要説明 (大阪駅周辺の整備事業)	現状		「路線価のもつとも高い」							
34	大阪駅前仮換地きょう断案下る	朝日	昭和	13	5	20	概要説明 (大阪駅周辺の整備事業)	現状									
35	千百八十余万円で“市”が“青バス”を買収	朝日	昭和	13	10	5	事業進捗 (市バス)	将来像 現状		「大阪の交通大動脈」							
36	太平洋征空史に見事打立てた日の丸	毎日	昭和	14	8	29	出来事	現状									
37	興亜厚生大会	毎日	昭和	15	10	20	概要説明 (興亜厚生大会)	現状		「大阪市民厚生大行進は(中略)御堂筋を中心と展開された」							

表注 表中「掲載新聞」の項目における、「毎日」・「朝日」はそれぞれ『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』を指す。

表4-12 新聞における大阪城に関する記事

記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	主題	対象時期	評価		対象物				
									評価基準・特徴	大阪との関係	公共建築	寺	軍事施設	城	公園
1	新しい台湾	毎日	大正	15	5	18	文化問題	現状							
2	黄金物語	毎日	昭和	2	1	5	文化問題	遠過去							
3	一年六ヶ月に在営年限を短縮す	朝日	昭和	2	2	2	軍事問題	将来像							
4	多数の死傷者を出すピストル小銃で撃合い	朝日	昭和	2	4	15	軍事問題	現状							
5	東京・福岡間直通の郵便飛行大成功	朝日	昭和	2	7	28	交通問題	現状							
6	無残な姿の「あし」曳かれて舞鶴の船渠へ	朝日	昭和	2	8	27	軍事問題	現状							
7	大阪＝東京＝仙台 旅客貨物の空中輸送	朝日	昭和	3	8	24	交通問題	現状							
8	大阪-東京間の栄ある首途	朝日	昭和	3	8	28	交通問題	現状							
9	各省別新規要求予算額	毎日	昭和	5	12	25	経済問題	現状							
10	住友物語	毎日	昭和	6	1	1	文化問題	近過去 遠過去		「大阪市の主人公ではなくして賓客」					
11	朝幕交渉篇	毎日	昭和	6	6	22	文化問題	遠過去							
12	市街戦も考慮し施行細則を改む	朝日	昭和	7	4	16	景観問題	現状							
13	麗かな春日歓を尽くす	毎日	昭和	7	4	20	概要説明 (外人社会事業家第二次感謝の会)	現状							
14	大都市建設へ計画は着々進む	朝日	昭和	7	5	31	概要説明 (大阪市の都市計画事業)	将来像 現状							
15	とんと虫のいい外人の税金滞納	朝日	昭和	8	1	4	経済問題	現状 近過去							
16	大阪の英雄—河村瑞賢	毎日	昭和	9	6	9	文化問題	遠過去							
17	天々と人致の生んだ豪華版日本一を誇る吉野林業	朝日	昭和	10	7	30	景観問題	現状 近過去 遠過去							
18	鵬翼に輝く凱旋譜伏翔・一気に大阪入り	朝日	昭和	11	12	18	交通問題	現状							
19	大阪＝東京を快翔し『神風』機早くも新記録	朝日	昭和	12	3	27	交通問題	現状							
20	日チ貿易増進には政治的諒解が肝要	毎日	昭和	12	5	2	経済問題	現状							
21	荒天を冒しゴール・イン空界の覇業遂に完成	朝日	昭和	12	5	22	交通問題	現状							
22	日本経済力の一発展とその将来	毎日	昭和	12	5	23	経済問題	現状 遠過去							
23	吉野は目の前・最後の蕩進	毎日	昭和	14	10	2	概要説明 (建武中興神旗奉納継走大会)	現状	「勇壮な景観」						
24	珍しや“伎楽面”	朝日	昭和	15	7	26	文化問題	現状 遠過去							
25	火鉢も応召の秋来る	朝日	昭和	16	8	30	概要説明 (金属資源回収運動)	現状 遠過去							
26	共乗物資は遙々と“海洋筏”で小蒸気船に曳かれ木材”安着”	毎日	昭和	17	7	17	軍事問題	現状 遠過去							

表4-13 新聞における四天王寺に関する記事

記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	主題	対象時期	評価		対象物	
									評価基準・特徴	大阪との関係	寺	駅
1	濃厚な大阪色：迷わぬ「色」の停車場	朝日	昭和	5	11	2	景観問題	将来像				
2	住友物語	毎日	昭和	6	1	1	文化問題	近過去 遠過去				
3	金を出しても買えない時代 さあ『代用品』へ！	朝日	昭和	13	4	24	出来事	現状				
4	屑銅もご法度に	朝日	昭和	13	7	31	出来事	現状				
5	堂々・いまや十旗	毎日	昭和	14	9	30	概要説明 (建武中興神旗奉納継走大会)	現状				
6	きょう十二天像も完成	朝日	昭和	14	10	11	景観問題	現状				
7	四天王寺五重塔 心柱の動揺判る	毎日	昭和	15	3	9	景観問題	現状				
8	独伊四代表晴れの上陸	毎日	昭和	15	10	15	概要説明 (興亜厚生大会)	現状				
9	盟邦に贈る二つの書	朝日	昭和	15	10	25	文化問題	現状 遠過去				
10	いづくの上臘召し給いけん	朝日	昭和	15	12	7	文化問題	現状 遠過去				

表注 表中「掲載新聞」の項目における、「毎日」・「朝日」はそれぞれ『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』を指す。

表4-14 新聞における堺筋に関する記事

記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	主題	対象時期	評価		対象物	
									評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	高層建築・企業
1	乗合自動車出願で渦をまく大競争	毎日	大正	15	4	19	概要説明(市バス)	将来像				
2	自動車の津波	朝日	昭和	2	3	6	交通問題	現状				
3	北浜の巻	毎日	昭和	2	4	19	文化問題	現状 近過去				
4	大阪市の交通難 いたるところに親不知の難所	毎日	昭和	2	7	28	交通問題	将来像				
5	全土を包む送電網中国電気界の趨勢	朝日	昭和	2	8	31	概要説明(電気事業)	現状				
6	大株の新建築	毎日	昭和	2	10	20	景観問題	将来像				
7	自動車物語	毎日	昭和	2	11	29	交通問題	現状				
8	スピード！スピード！ 短命の自動車	朝日	昭和	4	10	8	交通問題	現状				
9	大阪市高速度鉄道今月から起工	毎日	昭和	5	3	1	概要説明(高速度交通機関)	将来像				
10	我国経済界の羅針盤	朝日	昭和	6	5	1	経済問題	現状				
11	売子の居ない「お経済な売場」	毎日	昭和	6	5	9	経済問題	現状				
12	新商売往来『夜は九時限り』の新時代が到来	朝日	昭和	6	7	19	経済問題	将来像				
13	両バス料金問題 府の折衷案なる	朝日	昭和	6	8	28	事業進捗(市バス)	将来像				
14	バスの値下げ解決 一区五銭に決定	毎日	昭和	6	8	30	事業進捗(市バス)	将来像				
15	朝日ビル建築材料紹介	朝日	昭和	6	10	26	景観問題	現状				
16	白木屋の大阪支店突如店じまい	毎日	昭和	7	6	24	経済問題	将来像	「ショッピング・センタからビジネス・センタ街と化して営業成績思わしからず」			
17	バスの縛り更に拡大 “生命線の脅威だ”と	朝日	昭和	9	8	17	事業進捗(バス事業)	将来像				
18	中之島線(市電)を廃止	朝日	昭和	9	9	21	概要説明(市電)	将来像				
19	家を建てるにはまず法規を心得て	朝日	昭和	10	9	6	景観問題	将来像				
20	風水、高潮の対策大阪市が実行へ	朝日	昭和	10	9	18	概要説明(風水害および高潮防止協議会)	将来像				
21	緩行車道のない自転車は交通の痛	毎日	昭和	11	2	13	交通問題	将来像				
22	国際経済調整論欧米諸国に擡頭	毎日	昭和	11	5	21	経済問題	現状				
23	利得一点張りを避け“経済倫理”を悟れ	毎日	昭和	11	10	13	経済問題	将来像				
24	果して百貨店法案は小売店を救い得るか	朝日	昭和	12	2	4	経済問題	将来像				
25	青バス買収の前提 市バス独占と決る	毎日	昭和	12	3	4	事業進捗(市バス)	将来像				
26	愈よ成る商都“足”の統制 一千の公設駐車場	朝日	昭和	13	3	5	概要説明(公設駐車場)	将来像	「繁華街」			
27	千百八十余万円で“市”が“青バス”を買収	朝日	昭和	13	10	5	事業進捗(市バス)	将来像				

表注 表中「掲載新聞」の項目における、「毎日」・「朝日」はそれぞれ『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』を指す。

表4-15 新聞における道頓堀に関する記事

記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	主題	対象時期	評価		対象物								
									評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	高層建築・企業	劇場	広告	橋	照明	川		
1	水の都に美観を添える市内五ヶ所に新設のダム	毎日	大正	15	9	4	概要説明(ダム)	将来像											
2	全国土地賃貸価格の最高は難波橋の広告塔敷地一坪一ヶ月百七十三円に当る	毎日	大正	15	9	28	経済問題	現状											
3	旅商隊土産	毎日	昭和	2	6	5	文化問題	現状											
4	大大阪の土地一相場はどう動くか	朝日	昭和	2	6	16	経済問題	現状											
5	破産申請の上に仮処分請求	朝日	昭和	2	11	2	経済問題	現状											
6	モデルノロヂオ道頓堀界隈の素描	毎日	昭和	5	9	28	景観問題	現状	「歓楽の王国の夢の世界」										
7	三青年が発明した純国産トーカー	朝日	昭和	5	10	29	文化問題	現状											
8	濃厚な大阪色	朝日	昭和	5	11	2	景観問題	将来像	「盛り場」										
9	住友物語	毎日	昭和	6	2	13	文化問題	近過去											
10	ボイコットで百貨店側に対抗	毎日	昭和	6	2	2	経済問題	現状											
11	景品券発行願ひ小売商より続出せん	朝日	昭和	6	7	18	経済問題	将来像 現状											
12	新商売往来『夜は九時限り』の新時代が到来	毎日	昭和	6	7	19	経済問題	将来像 現状	「歓楽地帯」 「盛り場の衰頹自滅を招く結果となるだろう」										
13	共通景品券と割引券大阪でも認める	毎日	昭和	6	8	5	経済問題	将来像 現状											
14	正米市場法	朝日	昭和	8	6	16	経済問題	現状											
15	正米相場俄然暴騰	毎日	昭和	9	10	2	経済問題	現状											
16	統制法とこの頃の米界	朝日	昭和	9	10	9	経済問題	現状											
17	大量注文殺到で品不足の悲鳴	朝日	昭和	9	12	17	経済問題	現状											
18	海底トンネル物語	毎日	昭和	10	5	31	概要説明(海底トンネル)	将来像 現状											
19	お米屋同士の“米騒動”遂に法廷へ	毎日	昭和	10	9	19	経済問題	現状											
20	ボンボンの音低く水都の動脈硬化	朝日	昭和	10	12	20	交通問題	現状											
21	税務疑獄検察中間報告	毎日	昭和	11	2	6	経済問題	現状											
22	日手貿易増進には政治的諒解が肝要	毎日	昭和	12	5	2	経済問題	現状											
23	十二年産米の銘柄と等級改正	朝日	昭和	12	12	17	経済問題	将来像 現状											
24	愈よ成る商都“足”の統制 一千の公設駐車場	朝日	昭和	13	3	5	概要説明(公設駐車場)	将来像	「繁華街」										
25	商店街の新戦術客寄せに映画館	朝日	昭和	13	3	11	経済問題	現状											
26	商店法をめぐって早くも『盛り場』争奪戦	毎日	昭和	13	4	7	経済問題	将来像	「盛り場」										
27	ご自由にお使い下さい!『たばこ屋』電話	朝日	昭和	14	1	13	概要説明(公衆電話)	将来像											
28	場・悲壯の休業	朝日	昭和	15	1	31	経済問題	現状	「興業街」										

表注 表中「掲載新聞」の項目における、「毎日」・「朝日」はそれぞれ『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』を指す。

表4-16-1 新聞における大阪駅周辺に関する記事

記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日
1	既成政党は窃盗会社だ	毎日	大正	15	4	10	36	金解禁当時の花形一津島財務官と語る	朝日	昭和	5	9	26	71	省線と阪急高架切替へ愈よ五月三十一日夜	朝日	昭和	9	3	21
2	面目を一新する北大阪の道路と電車	毎日	大正	15	6	28	37	尖端大阪地下風景	朝日	昭和	5	11	2	72	鉄相、蔵相を訪問静観を要望	毎日	昭和	9	5	22
3	国明系を除いて大阪の運送店が合同立案して実行に着手	毎日	大正	15	8	3	38	正貨流出は一段落蔵木金融も手当済み	朝日	昭和	5	11	24	73	逐われる駅売店まず六軒に宣告	毎日	昭和	9	6	9
4	二労働大会大阪で開かる	朝日	大正	15	10	4	39	愈々四千万円で大失業救済事業	毎日	昭和	5	12	5	74	この二十日から『省電』がお目見得	朝日	昭和	9	7	13
5	市来日銀総裁の財界漫談	朝日	大正	15	11	27	40	南地と阪急前で素晴らしい百貨店戦	朝日	昭和	5	12	9	75	切抜けたソシアルダンブの問題	毎日	昭和	9	8	8
6	総選挙には共同戦線に	朝日	大正	15	12	9	41	城東線高架を来年度に完成	毎日	昭和	5	12	17	76	大ニッケル鉱に実地踏査陣	朝日	昭和	9	8	12
7	稲畑氏のトルコ立憲を機会にバルカン視察団	毎日	大正	15	12	14	42	印阿の奥地まで押出す大阪商品	毎日	昭和	5	12	19	77	堂島総出で上京	朝日	昭和	9	9	12
8	復興への第一歩	朝日	昭和	2	3	10	43	春の三大見本市華々しく開かる	朝日	昭和	6	3	4	78	北鉄譲渡条件は満サ直接交渉	朝日	昭和	9	9	26
9	府県選挙に先ず力を入れる	朝日	昭和	2	3	20	44	銀行はまだ長期融資を警戒	毎日	昭和	6	3	8	79	“国庫補助”貫徹へ全面的猛運動	朝日	昭和	9	10	12
10	新鋼鉄列車きょう京阪間に鉄運転	朝日	昭和	2	3	31	45	日露貿易のためクレジット設定か	朝日	昭和	6	6	3	80	英国産業視察団けき来阪	毎日	昭和	9	10	20
11	七十五の運送店を打って一丸に	毎日	昭和	2	4	5	46	旅客機墜落惨事の詳報	毎日	昭和	6	6	23	81	大阪港復興補助全面的運動	朝日	昭和	9	10	24
12	大阪まで来て宙に迷う三千万円	毎日	昭和	2	4	20	47	鉄道省が倉庫事業を開始	毎日	昭和	6	9	6	82	南大阪の発展に応じて国鉄環状線乗出す	毎日	昭和	10	1	11
13	財界安定の方策を夜の目も眠らず考えた	朝日	昭和	2	4	23	48	木津灘波市場の最後案漸く決る	朝日	昭和	6	10	4	83	朝鮮の産金一近く一億円を突破	毎日	昭和	10	7	8
14	鉄道改良工事費割当額決定す	朝日	昭和	2	5	5	49	奉天・大阪間に無電架設を要望	朝日	昭和	7	3	10	84	紡連三懸案を一気に解決か	毎日	昭和	10	7	24
15	運送合同方針緩和か	朝日	昭和	2	5	17	50	大阪を南北に貫ぬく高架線見事に成る	毎日	昭和	7	3	17	85	大阪駅前の立退き坪、最低五百円 最高千三百円	毎日	昭和	10	9	12
16	川崎造船所蘇生す	毎日	昭和	2	6	1	51	大都市計画全貌	毎日	昭和	7	4	28	86	大大阪の交通整備 安治川に河底隧道 環状線の完成へ	毎日	昭和	10	10	14
17	尾崎氏らを迎えて革新党準備会	朝日	昭和	2	6	4	52	市立工業研究所長高岡博士から飛報大寶庫発見さる!	毎日	昭和	7	5	8	87	大阪駅泣かせの紛議、遂に法廷へ	毎日	昭和	10	10	29
18	大大阪の土地相場ははどう動くか	毎日	昭和	2	6	16	53	「新党樹立は議会中になろう」	朝日	昭和	7	5	13	88	わが為替銀行支持下に国幣で通貨統	朝日	昭和	10	10	30
19	妥協に見切をつけ奉天軍決戦を覚悟	朝日	昭和	2	6	18	54	満蒙へ十年計画で朝鮮人百万移民	毎日	昭和	7	5	20	89	例外は設けず全的の休車断行	朝日	昭和	10	11	24
20	欧州各国は国産炭鉄に努力	毎日	昭和	2	8	13	55	『燕』を尻目の快スピート	朝日	昭和	7	6	8	90	緩行車道のない自転車は交通の癌	毎日	昭和	11	2	13
21	休業貯蓄銀の新銀合併方法	毎日	昭和	2	9	20	56	阪急から鉄道側に百二十余万円を要求す	毎日	昭和	7	6	10	91	建て直される大阪の陸の玄関	毎日	昭和	11	3	1
22	名実とも東洋一 大阪の港湾大計画	朝日	昭和	2	10	12	57	新大阪駅に素晴らしい見本市	朝日	昭和	7	8	23	92	商都有力者ら満州へ北支へ	毎日	昭和	11	8	14
23	大阪市第二次都市計画	毎日	昭和	2	10	25	58	欧亜連絡絶たれん	朝日	昭和	7	9	15	93	国際見本市館近く何とか目鼻がつこう	毎日	昭和	11	8	15
24	解散ならば思う壺だよ	朝日	昭和	2	12	16	59	附近一帯の小売商阪急百貨店に迫る	毎日	昭和	7	12	4	94	労働代表顧問	朝日	昭和	11	10	13
25	米買上価格決定	毎日	昭和	2	12	21	60	百貨店一最初の新京進出を実現	毎日	昭和	8	1	28	95	省線運賃なみに新京阪が大幅値下げ	朝日	昭和	11	11	3
26	三十万円の契約を結んで南洋旅商隊帰る	朝日	昭和	3	1	14	61	阪急がひざねば線路撤収で逆襲	毎日	昭和	8	3	15	96	金塊、東へゆく	朝日	昭和	12	3	2
27	自動車専用道路いよいよ出願	朝日	昭和	3	4	15	62	阪急に痛い最後の切り札	毎日	昭和	8	3	28	97	寺田甚吉氏航空界へ乗出す	毎日	昭和	12	4	19
28	大阪鉄道局移転を機に着手される鉄道分業	毎日	昭和	3	5	3	63	三億円で東鉄売込みロシア側の腹	毎日	昭和	8	4	17	98	日手貿易増進には政治的諒解が肝要	毎日	昭和	12	5	2
29	吾輩は金である	朝日	昭和	3	5	18	64	大阪、須磨間電化	朝日	昭和	8	5	11	99	狭隘な安治川へ深くぞ、二万噸巨船	朝日	昭和	12	5	4
30	大阪貨物線と臨港鉄道が開業	毎日	昭和	3	11	23	65	『魚心』を地元に求めて	毎日	昭和	8	6	14	100	満六歳まで無賃	毎日	昭和	12	5	31
31	とても調子のよい煙を吐かぬ汽車	朝日	昭和	4	8	2	66	新大阪駅の癌に一脈解決の光明	朝日	昭和	8	7	8	101	ケチな考えをやめて 省線、私鉄と握手	毎日	昭和	12	7	4
32	阪急に向いあつて阪神ビルが建つ?	毎日	昭和	4	8	24	67	『三和』の道は中小金融だ	朝日	昭和	8	10	19	102	鼻が高い戦時下の“足”	毎日	昭和	13	2	3
33	『景気回復を説く資格は政友会にはない』	毎日	昭和	5	2	16	68	取り出した一札耳を揃えさ! 百万円だ	朝日	昭和	8	11	1	103	愈よ値上げ月だ	毎日	昭和	13	3	29
34	大阪市高速度鉄道愈々今月から起工	毎日	昭和	5	3	1	69	インフレ防止には真の適策なし	毎日	昭和	8	11	22	104	金を出しても買えない時代 さあ『代用品』へ!	朝日	昭和	13	4	24
35	景気回復時節を待てる	毎日	昭和	5	5	25	70	アジア民族会議	朝日	昭和	9	2	3	105	大阪駅前換地の断案成る	朝日	昭和	13	5	19

表注 表中「掲載新聞」の項目における、「毎日」・「朝日」はそれぞれ『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』を指す。

表4-16-2 新聞における大阪駅周辺に関する記事

記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日
106	大阪駅前仮換地きょう断案下る	朝日	昭和	13	5	20	141	統制会への権限委譲単独でも早く実施	毎日	昭和	17	9	6	176	街頭女オログは某教授の令嬢	毎日	昭和	7	12	4
107	百貨店の増新築全部に“工事中止”	朝日	昭和	13	7	21	142	権限を委譲すれば統制会は強化される	朝日	昭和	17	9	6	177	日本の行くべき道	朝日	昭和	8	1	6
108	“死活”の大評定	朝日	昭和	13	7	29	143	欲しいのは指導者	朝日	昭和	17	9	12	178	流石に黄金の都	朝日	昭和	8	4	15
109	竹筋コンクリート陶器の郵便ポスト	朝日	昭和	13	9	16	144	『原価計算制』来春実施	朝日	昭和	17	11	11	179	縫れる地下鉄と地上の喧嘩	朝日	昭和	8	5	10
110	富士に耳よりの話	朝日	昭和	13	10	7	145	毎日が決戦だ	朝日	昭和	17	11	30	180	デパートと地下鉄の紛糾オッパじまる	朝日	昭和	8	10	2
111	英	朝日	昭和	13	11	28	146	交易団六月発足	毎日	昭和	18	3	12	181	陸運の二大痛腫	毎日	昭和	9	9	15
112	洋灰	朝日	昭和	14	3	14	147	中核体の選定には委員会を活用	朝日	昭和	18	11	13	182	中之島線(市電)を廃止	朝日	昭和	9	9	21
113	銅、鉄の特別回収漸次民間にも及ぶ	朝日	昭和	14	4	25	148	大阪市の高速鉄道計画案	毎日	大正	14	12	11	183	大國町住吉間は市に免許	毎日	昭和	10	6	23
114	日本がニッケル国	毎日	昭和	14	5	7	149	大阪市電延長線特許	毎日	大正	15	3	9	184	大局から見て最も妥当な賃金	朝日	昭和	10	6	29
115	“南進！台湾”	毎日	昭和	14	5	20	150	今日開業する市営バス	朝日	昭和	2	2	25	185	連盟の態度強硬 休車の危機迫る	毎日	昭和	10	11	26
116	輸送管理を強化	朝日	昭和	14	6	11	151	土地収用の場合に借家人への福音	毎日	昭和	2	3	25	186	一斉休車の大デモ 八時間て遂に打切り	毎日	昭和	10	11	27
117	南洋進出の邦商へ資金を融通	朝日	昭和	14	7	2	152	都会労働者のあえぎ	朝日	昭和	2	4	7	187	三宮乗入れ後の共同引上げ企図	毎日	昭和	11	1	28
118	漲る空への熱意	朝日	昭和	14	7	31	153	全国の都市会議大阪で開催さる	朝日	昭和	2	5	20	188	元町延長運賃	毎日	昭和	11	2	19
119	太平洋征空史に見事打立てた日の丸	毎日	昭和	14	8	29	154	いよいよ認可された大阪の高速電車	毎日	昭和	2	6	5	189	乗入合戦報告書	朝日	昭和	11	2	29
120	総合国力に立脚し明年予算を編成	毎日	昭和	14	11	20	155	川崎造船所の整理は変更されぬ	朝日	昭和	2	6	5	190	阪神阪急値上げの握手か	朝日	昭和	11	3	13
121	赤い都も電力節約	朝日	昭和	14	11	29	156	注射で再生する休車へ急診券を与えよ……と頼んで置いた	毎日	昭和	2	6	19	191	東京より遥かに優る大阪の地盤の耐震	毎日	昭和	11	3	17
122	ガソリンカー転覆発火し百七十三名惨死す(重傷五十五名)	朝日	昭和	15	1	30	157	大大阪を疾駆する高速電車概要	毎日	昭和	2	10	7	192	郊外電車の運賃値下げ時代来る	朝日	昭和	11	6	12
123	珊瑚礁の危険冒し全員救助に成功	毎日	昭和	15	2	7	158	近銀開業は単独か合併か近く決せん	毎日	昭和	2	10	7	193	阪神の運賃改正 十二月から実施	毎日	昭和	11	11	14
124	本社主催 藤原商相に時局を訊く 公開市民質問会	毎日	昭和	15	4	22	159	自動車物語	毎日	昭和	2	11	29	194	府の交通統制方針 愈よ本格的軌道へ	毎日	昭和	12	4	9
125	大阪駅 宛ら“駅の竜宮”	朝日	昭和	15	5	24	160	成績が悪い近銀の未払込徴収	毎日	昭和	2	12	5	195	空襲下に自若！ 縦横する地下鉄	毎日	昭和	13	1	24
126	国鉄 あすから新ダイヤ	朝日	昭和	15	10	10	161	某一銀行を除き他は開業の見込み	朝日	昭和	2	12	12	196	愈よ成る商都“足”の統制 一千の公設駐車場	朝日	昭和	13	3	5
127	計画性ある転業対策	朝日	昭和	15	10	14	162	近銀重役たち年内私便法に痛心	毎日	昭和	2	12	12	197	千八百数十余万円で“市”が“青バス”を買収	朝日	昭和	13	10	5
128	独伊四代表晴れの上陸	毎日	昭和	15	10	15	163	新淀川以南から天王寺まで地下鉄道	毎日	昭和	3	4	21	198	電車やバスの料金も統制	朝日	昭和	14	2	14
129	新台湾の抱負	朝日	昭和	15	12	12	164	財界のいろいろ	朝日	昭和	4	3	13	199	日満支間貨物の通関手続簡捷化	朝日	昭和	15	6	15
130	南方への人・大阪に語る	毎日	昭和	15	12	13	165	六甲山上へ空中ケーブル新設	毎日	昭和	5	10	25	200	電鉄 地域別に調整	毎日	昭和	16	2	14
131	貿易振興の具体策	毎日	昭和	16	1	7	166	濃厚な大阪色	朝日	昭和	5	11	2	201	関西の交通調整実現へ第一歩を進む	朝日	昭和	17	7	31
132	部長級大異動発令	毎日	昭和	16	1	9	167	地下にもぐる	朝日	昭和	5	11	2	202	日満通関手続簡捷化	朝日	昭和	19	2	1
133	小島商工次官来阪	毎日	昭和	16	1	18	168	阪急百貨店に地下地下室：素ばらしい新計画	毎日	昭和	6	5	28							
134	弾丸列車…大胆に計画	毎日	昭和	16	3	30	169	欧重貨物輸送十月一日より開始	朝日	昭和	6	7	4							
135	経済立案機関の設立は誠に結構	毎日	昭和	16	4	3	170	追われた鳥が跡を濁さぬ工夫？	朝日	昭和	6	7	10							
136	共栄国へ輸出増加	朝日	昭和	16	4	13	171	京阪神の省線電化に反対	朝日	昭和	6	8	7							
137	商工省大阪出張七・七禁令も強化	毎日	昭和	16	5	22	172	省線電化で阪急、京阪の連繫を促進	毎日	昭和	6	8	15							
138	料金政策も是正	毎日	昭和	16	5	23	173	副業貿易座談会	朝日	昭和	6	9	10							
139	三階式の高架も登場	毎日	昭和	16	8	19	174	副業座談会を畢えて	朝日	昭和	6	10	3							
140	“船舶の官官普早急実施は考えぬ”	朝日	昭和	17	3	12	175	ニュースの最尖端へ波打つ世界の脈搏何時間くらいで伝わるか	朝日	昭和	7	2	24							

表注 表中「掲載新聞」の項目における、「毎日」・「朝日」はそれぞれ『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』を指す。

表4-17 新聞における大阪駅周辺の評価・具体的な記述を含む記事

記事番号	記事表題	掲載新聞	元号	年	月	日	主題	対象時期	評価		対象物						
									評価基準・特徴	大阪との関係	家屋・商家	高層建築・企業	公共建築	駅	車道・歩道	樹木	
1	面目を一新する北大阪の道路と電車	毎日	大正	15	6	28	概要説明 (大阪駅周辺の整備事業)	将来像		「北大阪市の表玄関」 「北大阪における交通文化の一新紀元を画する」							
2	総選挙には共同戦線に	朝日	大正	15	12	9	出来事	現状									
3	自動車専用道路いよいよ出願	朝日	昭和	3	4	15	概要説明 (大阪駅周辺の整備事業)	将来像									
4	大阪貨物線と臨港鉄道が開業	毎日	昭和	3	11	23	概要説明 (鉄道事業)	将来像		「北大阪の玄関」							
5	阪急に向いあって阪神ビルが建つ?	毎日	昭和	4	8	24	経済問題	将来像 現状		「偉観を呈することになる」							
6	尖端大阪地下風景	朝日	昭和	5	11	2	景観問題	将来像 現状									
7	濃厚な大阪色	朝日	昭和	5	11	2	景観問題	将来像		「北大阪の玄関」							
8	南地と阪急前で素晴らしい百貨店戦	朝日	昭和	5	12	9	経済問題	将来像		「電鉄直営百貨店の争闘戦が展開されようとしている」							
9	阪急百貨店に大地下室	毎日	昭和	6	5	28	経済問題	将来像		「大阪の大玄関口」							
10	新大阪駅に素晴らしい見本市	朝日	昭和	7	8	23	概要説明 (大阪駅内施設)	将来像		「東洋の経済心臓大阪の表玄関」							
11	附近一帯の小売商阪急百貨店に迫る	毎日	昭和	7	12	4	経済問題	将来像 現状									
12	纏れる地下鉄と地上の喧嘩	朝日	昭和	8	5	10	事業進捗 (高速度交通機関)	現状		「北玄関」							
13	逐われる駅売店まず六軒に宣告	毎日	昭和	9	6	9	概要説明 (大阪駅内施設)	将来像 現状		「ローカル・カラー豊かな駅頭」							
14	中之島線(市電)を廃止	朝日	昭和	9	9	21	概要説明 (市電)	将来像 現状		「大阪の陸(中略)玄関」							
15	南大阪の発展に応じて国鉄環状線乗出す	毎日	昭和	10	1	11	概要説明 (鉄道事業)	将来像		「北大阪中心」							
16	大阪駅前立退き 坪、最低五百円 最高千三百円	毎日	昭和	10	9	12	経済問題	将来像 現状									
17	建て直される大阪の陸の玄関	毎日	昭和	11	3	1	景観問題	将来像 現状		「小公園のような美観を呈する駅前」							
18	愈よ値上げ月だ	毎日	昭和	13	3	29	経済問題	現状		「一日何万という凄い乗降客の流れを吞吐す」							
19	金を出しても買えない時代さあ『代用品』へ	朝日	昭和	13	4	24	景観問題	現状									
20	大阪駅前換地の断案成る	朝日	昭和	13	5	19	事業進捗 (大阪駅周辺の整備事業)	将来像 現状									
21	大阪駅前仮換地きょう断案下る	朝日	昭和	13	5	20	事業進捗 (大阪駅周辺の整備事業)	将来像 現状		「現在でさえすでに狭い阪急梅田終駅の将来のことを考えて大きい意味で大阪駅前交通の将来を考えて莫大な投資をなし計画した停留所拡張予定地」 「交通の心臓部であり高層美観建築地区でありまた地価も非常に高いところ」							
22	百貨店の増新築全部に“工事中止”	朝日	昭和	13	7	21	景観問題	将来像 現状									
23	竹筋コンクリート陶器の郵便ポスト	朝日	昭和	13	9	16	景観問題	将来像 現状		「大阪の大玄関」							
24	大阪駅 宛ら“駅の竜宮”	朝日	昭和	15	5	24	景観問題	現状		「躍進商都の表玄関」							

表注 表中「掲載新聞」の項目における、「毎日」・「朝日」はそれぞれ『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』を指す。

第5章 都市整備に関する訴訟にみる  
実施者と受容者の場所評価の差異

## 第5章 都市整備に関する訴訟にみる実施者と受容者の場所評価の差異

### 5-1 本章の目的と意義

本章では、大正・昭和初期の大阪における都市整備を契機として都市整備の実施者である行政と受容者である住民の間で生じた訴訟を通して、両者による個別の場所評価<sup>1</sup>の差異について明らかにすることを目的とする。

第1章で述べたように、大正・昭和初期の大阪では実施された都市整備に伴い行政と住民の間で訴訟が多数発生し、訴訟では、法的な根拠に基づきながら、両者によって都市整備及び整備対象地に対する評価について争われた。これらの訴訟における係争地は、行政による公的な整備対象地の一部である一方で、個々の住民の生活が営まれる固有の空間であった。このように訴訟では、個々の住民固有の生活空間が公的な整備の対象となることで、都市整備の実施者が提示する可能態地域像の妥当性が、個別の空間に対する具体的な評価を通して検証されたものといえる。換言すれば、訴訟における実施者・受容者による個別の空間の評価の中には、個々の空間が内包される地域に対して両者が抱く地域像が潜在化している。そこで本章では、これらの個々の住民による生活空間を「場所」という概念で捉えるとともに、訴訟の記録文書を史料として用いることで、実施者・受容者両者の場所評価の差異について検討し、都市整備が実施された地域に対する両者の評価基準の差異を明確化する。

まず第2節では、大正・昭和初期大阪において行政・住民間で起こった訴訟の動向について詳述する。

次に第3節では、第2節における検討をふまえて、訴訟が頻発した地域である南区・西区・浪速区における訴訟の内容について検討する。

第4節では、複数の訴訟の契機となった御堂筋線街路・地下鉄建設に関する訴訟の内容について検討する。

第5節では、訴訟が最も集中した地域である大阪駅周辺の訴訟の内容について検討する。

第6節では、以上の検討を総合して小結とする。

### 5-2 大正・昭和初期大阪の都市整備に関する訴訟の動向

戦前の大阪市の行政に関する史料が所蔵されている大阪市公文書館においては、大正・昭和初期大阪の行政・住民間で起こった都市整備に関する訴訟関連文書を収録した簿冊が計17件所蔵されている。それら17件の簿冊名称及び、収録された都市整備に関する訴訟件数を表5-1に示す<sup>2</sup>。また、表5-1に示した簿冊に収録された訴訟の記録文書をみると、「訴訟」のみならず「訴願」・「異議申立」の三種類の紛争形式による事件名称がみられたものの、本論では、これらを一括して「訴訟」と総称した<sup>3</sup>。簿冊に収録された訴

<sup>1</sup> 本論では、後述するように、それぞれの住民の生活が営まれる固有の空間を「場所」という概念を用いて示す。

<sup>2</sup> 簿冊に収録された訴訟の中から、行政の都市整備・開発を契機として行政・住民の間で起こった事件を抽出した。

<sup>3</sup> 「訴訟」は当事者間の紛争に対し裁判機関が第三者として法的判断を下す手続きであるのに対し（法令用語研究会編、『有斐閣 法律用語辞典』第4版、有斐閣、p.722、2012）、「訴願」は訴願法に基づき行政庁による行政処分取消・変更を権限ある行政庁に対し請

訟件数としては、表 5-1 にみるように、17 件の簿冊において、合計で 49 件の訴訟記録が収録された。これら 49 件の訴訟を、訴訟の提訴者・被訴者<sup>4</sup>、開始年<sup>5</sup>、係争地<sup>6</sup>、契機となった都市整備事業<sup>7</sup>、訴訟内容<sup>8</sup>の 5 つの観点から分類し表 5-2 に示す<sup>9</sup>。以下、表 5-2 をもとに、各項目の全体的な傾向を述べる。

まず、提訴者・被訴者に関しては、提訴者を大阪市、被訴者を民間とするものが 2 件、提訴者を民間、被訴者を大阪市とするものは 42 件、提訴者を民間、被訴者を民間と大阪市とするものは 4 件、提訴者を民間、被訴者を大阪市と他の行政機関とするものは 1 件であった<sup>10</sup> (表 5-2)。このように訴訟の大半は、民間から大阪市を提訴したものであり、計画行為に対して住民が、能動的に介入する姿勢を見て取れる。

また、これらの訴訟の開始年をみると、昭和 9 年から 13 年にかけて訴訟件数全体の約 6 割にあたる 29 件が集中的に発生している (図 5-1)。次に、地域としては、住吉区、北区、浪速区において訴訟件数が多い (表 5-3)。そこで各行政区の面積に対する訴訟件数の値を算出すると、旧市域に属する北区、南区、西区、浪速区においてその値が高い<sup>11</sup> (表 5-3)。さらに、これら 4 つの区域の中で係争地の地理的な分布をみると (図 5-2 において灰色に塗色した区域)、北区では訴訟 9 件中 8 件が大阪駅周辺に集中しているのに対し (図 5-2 中に円で囲む地域)、他の区では係争地が区域内に点在していることがわかる。このように、大阪市全体の中でも、大阪駅周辺は訴訟が最も集中した地域であり、当該地における訴訟においては場所評価における行政・住民の対立が先鋭的に表れたものと捉えられる。

続いて、訴訟事件と各事業の関係についてみると、市道整備・第一次大阪都市計画事業に関する訴訟が、それぞれ 10 件 (20%)・9 件 (18%) であり、契機となった事業の中で高い割合を占めている (表 5-4)。

求する行為 (同書、p. 718)、「異議申立」は市制に基づき行政処分取消・変更を当該行政庁に対して求めるものである (金子宏他編、『法律学小辞典』第 4 版補訂版、有斐閣、p. 13、2011 及び「市税賦課二対スル異議申立書」、『異議・訴願・訴訟綴』、大阪市公文書館蔵、配架番号 527)。

<sup>4</sup> 本章では、異議申立・訴願・訴訟事件における異議申立人・訴願人・原告の総称として提訴者、異議申立・訴願において行政処分の取消を要求された行政機関及び訴訟における被告の総称として被訴者をそれぞれ用いる。また、表 5-2 における「提訴者」・「被訴者」の項目では、大阪市長及び大阪市を指す「市」、大阪市以外の行政組織を指す「他」、行政機関以外の個人・法人を指す「民間」を分類項目として用いた。

<sup>5</sup> 表 5-2 における「開始年」の項目では、各訴訟事件が開始された年を示す。

<sup>6</sup> 本章では、それぞれの訴訟の契機となった都市整備における整備対象地であり、かつ訴訟の当事者である住民が所有する土地を「係争地」と称する。また、表 5-2 における「係争地」の項目では、係争地が属する行政区を示した。なお、行政区に関しては、後に示す図 5-2 と同様に、便宜的に昭和 7 年から昭和 18 年までの間に大阪府で実施されていた 15 区制を用いた。

<sup>7</sup> 表 5-2 における「契機となった都市整備」の項目では、各訴訟事件の契機となった都市整備事業の名称を示す。また、当該項目において「その他」を記した事件は、都市整備を直接の契機としないものの、大阪市と民間の土地売買に関する事件、民間が行った開発事業を契機とするものの、その事業の認可者として大阪府が訴えられている事件を指す。

<sup>8</sup> 表 5-2 における「訴訟内容」では、それぞれの訴訟において争われた内容を 4 つの分類項目を用いて整理した。それぞれの分類項目の内容を以下に示す。「補償金に関するもの」は、行政の整備及び民間の居住によって民間・行政が被る損害への賠償金・補償金について争われた事件を、「負担金に関するもの」は、整備の資金として行政から民間へ賦課された受益者負担金について争う事件を、「土地権利に関するもの」は、土地所有権、借地権や土地境界について争われた事件を、「事業に対し意見・反対を行うもの」は、民間から行政へ整備事業についての変更を要求する事件を指す。また、複数の分類項目が該当する事件を 2 件含むため、それぞれの分類項目の件数の合計値は、全体の訴訟件数 49 件を超えた値である 51 件となる。

<sup>9</sup> 本章における検討内容は拙稿「昭和 10 年前後の大阪駅周辺整備を巡る訴訟にみられる地域像の様相-近代大阪の都市像形成に関する研究-」、『日本建築学会計画系論文集』Vol. 78 No. 689 (日本建築学会、pp. 1677-1686、2013) において発表した内容を含んでおり、同稿における表 1・表 2・図 2 と本章における表 5-2・表 5-3・図 5-2 は同内容のものである。しかし、前稿における表 1 中事件番号 7 の「契機となった都市整備」の項目、表 1 中事件番号 22 の「係争地」の項目及び表 2 中浪速区の「訴訟件数」、図 2 における上記 2 件の事件の係争地の位置に誤りがみられたため、本章においてはそれらを訂正した上で、表 5-2・表 5-3・図 5-2 を作成した。なお、訂正に伴う論旨の変更はない。

<sup>10</sup> 本稿では、大阪府域の中心的な整備主体である大阪市と住民の対立について検討するため、大阪市公文書館の所蔵史料に依拠している。そのため、提訴者・被訴者のどちらかとして大阪府が関与した訴訟のみが検討の対象となっている。

<sup>11</sup> ここでは、大正 14 年の第二次市域拡張以前の大阪府域を旧市域と呼び、地域としては図 1 に示した「北区」「東区」「西区」「南区」「天王寺区」「浪速区」「此花区」「港区」「大正区」に該当する。

また、第一次大阪都市計画事業を契機とする訴訟の記録をみると、その訴訟はすべて当該事業における道路整備を契機として生じている<sup>12</sup>。また、第一次大阪都市計画事業における道路整備では、御堂筋線街路に関する訴訟が2件起るとともに（表5-2 中事件番号17・27）、同街路と重複する経路の地下鉄整備を行う大阪都市計画事業高速度交通機関に関する訴訟も4件起こっている（表5-4）。このように、当該期の大阪で生じた訴訟は、道路整備・交通機関整備の対象地となる広域の空間と個々の係争地が結合され、場所の価値が再編成されることで生じた。また、その中でも、御堂筋における地上街路及び地下鉄の整備に伴い複数の訴訟が起こっており、当該整備によって、価値の再編が先鋭的に起こったものといえる。

また、表5-2における訴訟内容の項目をみると、補償金に関する事件は18件、負担金に関する事件は16件、土地権利に関する事件は14件、事業に対し意見・反対を行う事件は3件であり、主に補償金・負担金といった経済的な事案を巡って争われたことがわかる。

以上のように、都市整備に関する訴訟の全体的傾向としては、住民が大阪市を提訴する事件が多く、時期としては昭和9-13年の間に集中した。さらに、地域としては旧市街地に属する北区・南区・西区・浪速区において訴訟が頻発しており、とりわけ北区の大阪駅周辺において集中的に起こった。また、これらの訴訟は、御堂筋線街路・地下鉄建設をはじめとする道路整備・交通機関整備を契機として生じ、土地に潜在的に保有される経済的な評価の違いが、行政と住民の間で争点となった。すなわち、道路整備による訴訟は、係争地が当該地域を越えた広域空間において別の地域と結合されることによって、場所の価値が再編成されることで生じたと言える。換言すれば、当該時点での生活圏が保有する現実態地域像と、場所が潜在的に内包する可能態地域像との対立に起因した訴訟であったと捉えられる。

### 5-3 南区・西区・浪速区における訴訟

前節で述べたように、大正・昭和初期の大阪では、北区に位置する大阪駅周辺をはじめとして、南区・西区・浪速区において都市整備に関する訴訟が頻発した。さらに、大阪駅を起点として市域を南北に縦貫する御堂筋線の街路・地下鉄建設を契機として複数の訴訟が起こった。本節以降では、最も訴訟が集中した大阪駅周辺、複数の訴訟の契機となった事業が実施された御堂筋付近、及び訴訟が頻発した南区・西区・浪速区における訴訟の具体的な内容について検討する。そこで本節ではまず、これらの地域のうち、大阪駅周辺・御堂筋付近を除く、南区・西区・浪速区における訴訟について検討する。

#### 5-3-1 南区における訴訟

本項では、南区において起こった3件の訴訟のうち、御堂筋線街路・地下鉄建設に関する2件の訴訟を除く、1件の訴訟の内容について検討する。

表5-5 中事件番号20に示すように、当該訴訟は、昭和9年に心齋橋筋1丁目に位置する地点において

<sup>12</sup> 第一次大阪都市計画事業における御堂筋線に関して2件（表5-2 中事件番号17・27）、泉尾市岡線・梅田九條線・鶴橋線・梅田十三線・難波住吉線・春日伝法線・長堀線に関してそれぞれ1件（表5-2 中事件番号6・13・15・32・35・37・48）の訴訟が起こった。

(図 5-3 中 20 及び図 5-4)、道路区域が変更されたことに伴い起こった事件である。当該地係争地は、昭和 8 年 6 月以前では官有道路の一部であり供用地であったものの、昭和 8 年 6 月における道路区域の変更により大阪市所有地となることが決定され、さらに同年 11 月に、当該地の一部が大阪市から民間人に貸し出された<sup>13</sup>。この市から民間人への貸し出しに伴い、当該地に「宣伝品販売ノ目的ニテ醜悪ナルバラック」が建てられことに対し、当該地周辺における 3 名の住民（以下、「住民 A」と呼ぶ）による提訴者は不服を申立て、当該行政行為の取消を要求しつつ<sup>14</sup>、以下のように主張した。

右土地ハ不用区域編入ノ決定アル迄道路トシテ使用サレシ関係上数十年地上ニ何等ノ工作物モ存在セス從テ其ノ位置スル心齋橋南詰ハ広場ヲ形成シ（中略）申立人〔住民〕ハ右土地ノ東側ニ接スル心齋橋一丁目四十七番地ノ一二於テ二十数年来「いろは牛肉店」ヲ経営シ専ラ心齋橋筋ヲ往来スル大衆ヲ対手ニ料理業ヲ為ス関係上「店頭ノ觀望」ニハ特ニ留意シー見シテ其ノ営業振りヲ認識シ得ル如ク構造シ店頭ノ華麗ナル看板、ネオンサイン等ヲ掲ケ顧客ノ吸集ニ努力シ居レリ右ノ点ハ申立人〔住民〕ニ於テモ同様ニシテ同人ノ経営ニ係ル福屋ストアーハ右土地ノ南側宅地百七十八坪三合一勺地上ニ木造陸屋根三階建住宅建坪五十三坪七合二勺ノ営業所ヲ構工其ノ盛ナル営業振りハ前示市有地ニバラックノ出現スル迄ハ長堀川ヲ隔テモ之レヲ望ムヲ得タルモノナリ然ルニ右バラックノ出現ニヨリ数十年来保チ来レリ周囲ノ均衡調和ハ忽チニ攪乱サレ店ノ觀望ハ全ク害サルニ至レリ<sup>15</sup>（引用箇所中に記載されている個人名に関しては、当該個人名を〔住民〕として筆者が置換した。）

このように、提訴者である住民 A は、バラックが建てられる以前の当該係争地である心齋橋南詰においては「数十年地上ニ何等ノ工作物モ存在セス」・「広場ヲ形成」しており、住民 A のうち 2 名が営む商店の殷賑ぶりや看板が、橋の北側へも伝わっていたのに対し、当該バラックが建てられることで「数十年来保チ来レリ周囲ノ均衡調和ハ忽チニ攪乱サレ店ノ觀望ハ全ク害サルニ至」ったことについて述べながら、觀望地役権に基づく、係争地付近一帯の眺望を維持することの妥当性を主張した<sup>16</sup>。さらに、住民 A のうち 1 名が「大阪市随一ノ名所タル心齋橋ノ美觀ヲ添フル為メ」植えていた「四季ソレソレノ草木」が断りなく引きぬかれたことが不服とされた<sup>17</sup>。加えて、「心齋橋筋一丁目居住者」の「相互ノ陸睦ト町ノ繁栄を計ルタメニ組織セラレタル心友会」にとって、従前の当該地が「火災地震其他非常ノ際ニハ避難場所特ニ動産搬出場所トシテ使用スヘキ唯一ノ場所」であったことが述べられ、当該バラック建設は「市民ノ安寧」

<sup>13</sup> 「訴願」昭和 9 年 5 月 5 日（『異議訴願訴訟』、大阪市公文書館蔵、配架番号 520）及び「弁明書」（同『異議訴願訴訟』）

<sup>14</sup> 同上「訴願」

<sup>15</sup> 同上

<sup>16</sup> 「元来私法関係ニ於テハ斯クノ如キ状態カ十年以上継続シタルトキハ民法第二百八十条ニヨリ表現継続ノ所謂觀望地役権トシテ他人ノ土地ヲ自己ノ土地ノ便益ニ供スル權利ヲ有スル事ヲ確認サルヘキモノニシテ公法上ニ於テモ其ノ權利タルヘキ事同一ナリト信ス然ラハ市カ此ノ權利ヲ無視シ右地上ニ突然殺風景ナルバラック建設シテ申立人等ノ永年享受セル權利ヲ躊躇シテ得ラサルハ不法モ甚シキ」（同上）

<sup>17</sup> 同上

と「市ノ繁栄」を毀損するものであると主張された<sup>18</sup>。

一方、被訴者である大阪市長は、当該地に建設されたバラックは大阪府知事の許可を得て設置された工作物であり醜悪なものではないこと、及び道路区域の変更前においても当該地は「官有道路ナリシヲ以テ一般市民ニ供用セシメタルモノ」であり提訴者による「専属的利用ヲ認メタルモノニ無」いことを主張した<sup>19</sup>。なお、この訴訟では、法的な根拠により、提訴者の異議申立は却下された<sup>20</sup>。

このように、提訴者である住民にとって、「大阪市随一ノ名所タル心齋橋」に位置する当該係争地は周辺の住民集団に帰属する場所であり、「数十年来保子来レリ周囲ノ均衡調和」という長い時間を経て形成される場所の秩序が重視された。一方、被訴者である大阪市長は当該地が特定の集団に帰属することを斥けた。すなわち、訴訟における行政・住民の対立を通して、当該地が周辺住民にとって地域共同体の領域として捉えられていたことが意識化されたものといえる。

### 5-3-2 西区における訴訟

本項では、西区において起こった5件の訴訟の内容について検討する。表5-5に示すように、大正10年においては高台尋常小学校の敷地拡張(表5-5中事件番号1)、昭和6年には梅田九條線道路新設拡張(表5-5中事件番号13)、昭和9年には鞆物産市場閉鎖(表5-5中事件番号18)・本田町通三丁目一号線道路工事(表5-5中事件番号19・21)に伴い訴訟が起こった。

このうち表5-5中事件番号1の大正10年に起こった訴訟では小学校敷地拡張予定地に該当する提訴者の土地に対する買取額・地上物件移転料の増額が要求された。提訴者は、係争地周辺の土地評価を考慮すると、当該売買における買取額が低いことを主張したものの、裁決においては、買取額は妥当であると判断され、提訴者の要求は却下された<sup>21</sup>。また、提訴者による地上物件移転料の増額に対する要求は、裁決において認められた<sup>22</sup>。このように、当該訴訟では、土地の買取額及び地上物件移転料の多寡が争われたものの、係争地に対する経済的な評価において、係争地が包含される地域の特徴に関する評価は考慮されていない。

次に、表5-5中事件番号13の昭和6年に起こった訴訟では、係争地所有者である提訴者に対して、同年1月に道路建設の際の受益者負担金2,475円42銭が賦課されたことに対し、係争地の地上権は別の民間人が保有していることを理由に、提訴者に対する当該負担金の賦課の取消が要求された<sup>23</sup>。このように、当該訴訟においても、上述の訴訟と同様に、係争地が包含される地域の特徴に関する評価は争われていない。

<sup>18</sup> 同上

<sup>19</sup> 前掲「弁明書」、前掲『異議訴願訴訟』配架番号520

<sup>20</sup> 「決定書」、同上書

<sup>21</sup> 「裁決書謄本」大正10年7月12日、『高台訴訟一件書類』、大阪市公文書館蔵、配架番号500

<sup>22</sup> 同上

<sup>23</sup> 「都市計画事業受益者負担金賦課ニ対スル異議申立書」昭和6年3月19日、『異議訴願訴訟ニ関スル書類綴』、大阪市公文書館蔵、配架番号516。なお、提訴者の異議申立に対する行政庁の判断に関する記録はみられなかった。

続いて、表 5-5 中事件番号 18 の昭和 9 年に起こった訴訟では、大阪市による中央卸売市場開場により朝海産物市場が閉鎖することに伴い廃業を余儀なくされた提訴者に対して、昭和 8 年 12 月に決定された損失補償金 5,946 円 64 銭が低額であるとして、同者によって補償金の増額が要求された<sup>24</sup>。この訴訟においては、廃業前の提訴者の収入を根拠として、損失補償金の多寡が争われており、場所の評価は問題にされていない<sup>25</sup>。

続いて、表 5-5 中事件番号 19 の昭和 9 年に起こった訴訟では、市道本田通三丁目一号線道路工事に伴い、同年 9 年 2 月に提訴者に賦課された受益者負担金 3,293 円 36 銭の納付に対し、七ヶ年分割延期の許可が要求されたものの（表 5-5）、提訴者・被訴者において場所に関する評価は争われていない<sup>26</sup>。

さらに、表 5-5 中事件番号 21 の昭和 9 年に起こった訴訟では、市道本田通三丁目一号線道路舗装工事に伴い、昭和 9 年 2 月に提訴者に対して受益者負担金 3,851 円 21 銭が賦課されたものの、当該係争地においては同道路に直交する別の道路舗装の受益者負担金が昭和 6 年 8 月に賦課されていることから、二つの道路の課税対象として重複する土地の受益者負担金の控除が提訴者によって要求された<sup>27</sup>。このように、この訴訟においても、場所の特徴は争点となっていない<sup>28</sup>。

以上のように、西区における訴訟では、経済的な事案を巡って争われたものの、その争点として場所の特徴に関する評価は含まれなかった。すなわち、当該区域内に包まれる地域は、特徴的な地域像を有していなかったものといえる。

### 5-3-3 浪速区における訴訟

本項では、浪速区において起こった 6 件の訴訟のうち、御堂筋線地下鉄建設に関する 1 件の訴訟を除く、5 件の訴訟の内容について検討する。

まず表 5-5 中記事番号 30 の昭和 11 年に起こった訴訟では、提訴者が市から借りていた土地の使用許可が、公園使用条例に基づき昭和 11 年 11 月に取り消された事に対し、その行政行為の取り下げが要求された<sup>29</sup>（表 5-5）。提訴者は、当該係争地が、登記帳簿において、公園としてではなく宅地として登記されていることを根拠に、同者による当該地の使用の継続を主張しており、当該土地の用途が争点となった<sup>30</sup>。

次に表 5-5 中記事番号 34 の昭和 12 年に起こった訴訟では、第一次市域拡張によって提訴者 13 名による共有地が大阪市に編入されたことで従前の地券台帳から土地台帳へ公簿が移行したことに伴い、当該地の所有者名義が「今在家町」として誤記されたことに対し、提訴者の共有地であることの確認と所有者の名義変更が要求された（表 5-5）。このように、この訴訟においては、公簿における土地の所有者名義の真

<sup>24</sup> 「訴願書」昭和 9 年 1 月 26 日、前掲『異議訴願訴訟』配架番号 520

<sup>25</sup> なお、提訴者の訴願を却下する旨の通知に関する記録がみられた。（同上『異議訴願訴訟』）

<sup>26</sup> 「弁明書」（同上『異議訴願訴訟』）及び「裁決書」昭和 9 年 8 月 7 日（同『異議訴願訴訟』）

<sup>27</sup> 「訴願書」昭和 9 年 4 月 27 日、同上『異議訴願訴訟』

<sup>28</sup> なお、提訴者による訴願の取下に関する記録がみられた。（同上『異議訴願訴訟』）

<sup>29</sup> 「異議申立書」昭和 11 年 12 月、『異議・訴願・訴訟綴』、大阪市公文書館蔵、配架番号 527。

<sup>30</sup> なお、異議申立に対する行政庁の判断に関する記録はみられない。（同上『異議・訴願・訴訟綴』）

偽が争点となった<sup>31</sup>。

次に表 5-5 中記事番号 35 の昭和 12 年に起こった訴訟では、都市計画事業難波住吉線道路建設のため提訴者所有の土地の一部が昭和 8 年 10 月に大阪府に売却された後、道路用地と提訴者が引き続き所有する土地の境界を越えて、提訴者所有地において道路舗装工事が実施されたことが同者によって主張され、土地境界の確定と道路工作物の撤去が要求された<sup>32</sup>（表 5-5）。このように、この訴訟においては、道路用地と提訴者所有地間の境界が争点となった<sup>33</sup>。

次に表 5-5 中記事番号 43 の昭和 13 年に起こった訴訟では、都市計画事業難波下寺線建設に伴い、提訴者に対し昭和 12 年 5 月に受益者負担金が賦課されたものの、当該道路工事によって商業的な被害を被ることを理由として、提訴者によって当該負担金の免除が要求された<sup>34</sup>（表 5-5）。この訴訟では、道路工事のため「高サ五尺及至一尺四付ノ混凝土作り高塀」と「階段ヲ四ヶ所」が設置されたことに伴い、沿道土地所有者である提訴者に対して「借地人ヨリ賃料ノ値下ゲ」の請求があったことが提訴者によって述べられた<sup>35</sup>。一方、被告である大阪市長は、高塀及び階段は工事のために一時的に設置したものに過ぎず、さらに道路建設によって当該地の街区は「面目一新整然タル」ものになると主張し、道路建設による受益を考慮しない提訴者の主張を斥けた<sup>36</sup>。このように、当該訴訟では、道路建設による受益の有無が争点となり、提訴者である住民が道路建設時における商業的な不利益を主張するのに対し、被告である行政は建設後における将来的な利益を主張した<sup>37</sup>。

さらに、表 5-5 中事件番号 49 の昭和 17 年に起こった訴訟では、市道芦柳橋線道路改築に伴い、昭和 17 年 4 月に決定された土地収用のための損失補償金 8,275 円 80 銭が低額であると提訴者によって主張され、その増額が要求された<sup>38</sup>（表 5-5）。この訴訟では、土地収用のための費用の多寡が争点になったものの、当該土地が包含される地域の特徴に関する評価は問題にされていない<sup>39</sup>。

以上のように、浪速区における訴訟では、その争点として場所の特徴に関する評価は含まれなかった。すなわち、前述の西区と同様に、当該区域内に包まれる地域は、特徴的な地域像を有していなかったものといえる。

上記の検討のように、南区・西区・浪速区の訴訟では、南区における心齋橋付近の訴訟を除いて、西区・浪速区においては、場所の特徴の評価は争点とならなかった。すなわち、訴訟が頻発した地域でありなが

<sup>31</sup> 「判決」昭和 12 年 6 月、『異議訴願訴訟』、大阪市公文書館蔵、配架番号 523

<sup>32</sup> 「訴状」昭和 12 年 9 月 22 日（『異議・訴願・訴訟綴』大阪市公文書館蔵、配架番号 526）及び「民事訴訟応訴二関シ市長専決ノ件」昭和 12 年 10 月 15 日（同『異議・訴願・訴訟綴』）

<sup>33</sup> なお、提訴者による訴訟の取下に関する記録がみられた。（同上『異議・訴願・訴訟綴』）

<sup>34</sup> 「賦課金負担二付異議申立書」昭和 12 年 5 月 26 日、同上書

<sup>35</sup> 同上

<sup>36</sup> 「弁明書」昭和 13 年 2 月 28 日、前掲『異議・訴願・訴訟綴』

<sup>37</sup> なお、裁決においては、法的に規定される訴願期間の経過を理由に、提訴者の訴願は却下された。（「裁決書」昭和 13 年 7 月 21 日、同上書）

<sup>38</sup> 「訴状」昭和 17 年 7 月 27 日、『異議訴願訴訟綴』、大阪市公文書館蔵、配架番号 524。

<sup>39</sup> 提訴者は、妥当な損失補償金額の算出のため、「近傍類地ノ地価」及び「本件土地ノ地勢形状並繁栄地域トノ関係的位置及一般交通ノ便否等」を考慮する必要性を述べているものの、具体的な争点は提示されていない。さらに、当該係争地と「繁栄地域トノ関係的位置」の検証の必要性を主張していることから、当該係争地は、「繁栄地域」には属さない地域として捉えられていたものといえる。（同上「訴状」）なお、当該訴訟は訴の取下げにより完結したことを記す記録がみられた。（同上書『異議訴願訴訟綴』）

らも、行政・住民において評価を争われる特徴を有する地域ではなかった。また、従前からの繁華街であり<sup>40</sup>、当該期における訴訟においても「大阪市随一ノ名所」として評価された心齋橋付近では、公的な行政行為により地域に含まれる一部の場所が改変されることで、周辺住民の共同体の領域としての現実態地域像が毀損されるものと住民によって捉えられた。

#### 5-4 御堂筋付近における訴訟

本節では、御堂筋線の街路・地下鉄建設を契機として起こった6件の訴訟のうち、大阪駅周辺で起こった3件の訴訟を除く、残り3件の内容について検討する（表5-6及び図5-5）。

まず、表5-6中事件番号16の昭和8年に起こった訴訟では、地下鉄建設に伴い、同年7月に提訴者に賦課された受益者負担金に対して、地下鉄建設により利益を受けるところか損害を被ることが同者によって主張され、当該負担金の取り消しが要求された<sup>41</sup>（表5-6）。具体的には、提訴者の所有地が当該地下鉄建設に先立つ御堂筋街路建設によって部分的に買収された結果「間口ハ實ニ貳拾間餘アルモ奥行ハ南方ニ於テ参尺六寸北方ニ於テ参尺九寸五分其総坪数僅カ九坪餘」の「畸形地」となったことを根拠として（当該係争地を図5-6に示す）、「全然利用価値ヲ失ヒ事業ノ為メ多大ナル損害ヲ蒙リコソスレ些少ノ利益タモ受ケサル」ことが主張された<sup>42</sup>。一方、被訴者である大阪市長は、当該係争地を「大阪市ノ最大幹線道路ニ沿ヒ且ツ都市ノ永久的重要問題タル交通問題ヲ解決スヘキ高速度軌道ノ停車場出入口附近ニ位置シ交通ノ枢要地」であると評価し、さらに地下鉄建設により当該地周辺の交通量が増加することで、土地が発展し地価が昂騰することは明らかであると主張した<sup>43</sup>。このように、当該訴訟では、住民が当該土地固有の特徴を根拠に、整備による受益がないことを主張したのに対し、行政は当該土地が含まれる地域の特徴を根拠として当該地が得る利益を強調した。また、行政は御堂筋一帯を「大阪市ノ最大幹線」として、さらに地下鉄停車場周辺を「交通ノ枢要地」として評価するとともに、交通量の増加に伴う経済的価値の増大を主張した。すなわち、行政は当該係争地を包含する御堂筋一帯を現状における大阪の交通の中心地として捉えるとともに将来的には経済の中心となることを予期した。

次に、表5-6中事件番号27の昭和11年に起こった訴訟では、大阪市長が御堂筋沿道において所有し、かつ住民Kに賃貸している土地の返還が同住民に対して要求された（表5-6）。提訴者である大阪市長は、被訴者である住民Kが「『テント張』コーヒー其他ノ飲料出シ店ヲ経営」するために当該係争地を使用すること

<sup>40</sup> 第2章の注30で示したように、心齋橋筋は、享保11年（1726年）の呉服店の出店以来、繁華な街路となった。なお、心齋橋筋の南側には、『上方』・新聞記事においても歓楽街・繁華街と評価された道頓堀が位置しており、心齋橋から道頓堀へ連なる一体的な空間が形成されていたものといえる。

<sup>41</sup> 受益者負担金として494円94銭の納額を求める告知が、昭和8年7月10日付けで出された。（『訴願書』昭和8年9月6日、『都市計受益者負担金賦課ニ関スル訴願』、大阪市公文書館蔵、配架番号2459）

<sup>42</sup> 同上

<sup>43</sup> 「弁明書」昭和8年9月15日、前掲『都市計受益者負担金賦課ニ関スル訴願』。また、当該地の地価としては、当該地が含まれる御堂筋街路の淀屋橋南詰-本町四丁目間が建設中であった昭和6年から竣工後である昭和11年にかけて、446.88円から931円へと上昇しているものの、昭和24年には、837.9円へと下落しており、軌道建設による地価の上昇はみられない。（大阪法務局所蔵の大阪市東区高麗橋四丁目十六番地の旧土地台帳）なお、当該訴訟に対する大阪府の裁決に関する記録はみられない。

を、昭和7年11月から昭和9年5月まで許可していた<sup>44</sup>。しかし、御堂筋街路の工事が竣成したことに伴い住民Kが経営する「出シ店」を「存置スルコトハ道路ノ美観ヲ害スル」ことから、賃貸契約を昭和9年5月末日において打ち切ったにも拘らず、土地の返還がなされていないため、大阪市は住民Kによる土地の使用を不法占拠であると捉えた<sup>45</sup>。なお、当該訴訟は、裁判所による判決にて、提訴者による要求が認められた<sup>46</sup>。一方、被訴者は、提訴者との賃貸契約において期限はなかったと主張し控訴したものの、その主張は棄却された<sup>47</sup>。このように、この訴訟で、提訴者である行政の主張においては、御堂筋沿道の美観が重視され、被訴者である住民が所有する「テント張」の工作物は排斥の対象となった。すなわち、行政にとって御堂筋沿道に包含される土地は、個人の私的な所有物ではなく、統制されるべき公的な領域に属するものであった。

また、表5-6中事件番号22の昭和11年に起こった訴訟では、地下鉄建設に伴い、同年3月に提訴者である9名の住民（以下、住民L）に賦課された受益者負担金に対して、地下鉄建設により利益を受けることはなく不当な賦課であることが同者によって主張され、当該負担金の取り消しが要求された<sup>48</sup>（表5-6）。

「大阪市地下鉄ニ依リ何等利益ヲ受」けないことの具体的な根拠としては、「地下鉄乗降口アルタメニ乗降口ノ利用者カ生シタルタメ途中ノ通行人カ減少シタリ依ツテ反ツテ利益ハ減スル主トシテ受益スルモノハ高島屋、大丸十合、阪急ノ百貨店カ受益スル」と考えられることが挙げられている<sup>49</sup>。一方、被訴者である大阪市長は「大阪市ノ重要交通機関タル本軌道ハ曩に難波梅田間ノ全通ヲ見ルニ至リ難波停車場ハ益々本市交通ノ関門タル地位ヲ高メ高速度軌道ノ乗降客ハ同停留場ヲ中心トシテ益々増加ノ傾向」にあり「難波停車場付近一帯土地ノ発展セルコト一般事例に徴シ」明らかであると主張した<sup>50</sup>。このように、提訴者である住民は、自身の所有地が、図5-5中22の位置に示すように、御堂筋沿道及び地下鉄難波停車場より離れた地点に存在していることから、地下鉄建設に伴い通行人が減少することで不利益を蒙り、整備による利益は自身ではなく御堂筋沿道に位置する「百貨店」にもたらされるものと捉えたのに対し<sup>51</sup>、行政は御堂筋一帯を現状における大阪の交通の中心地として捉え、かつ将来においては交通の中心地としての性格を強めることで、経済的な利益が停車場を中心としながら周辺の土地へと均質にもたらされると主張した。

以上のように、御堂筋線街路・地下鉄建設を契機として起こった訴訟をみると、御堂筋沿道の土地における訴訟では、住民による地域像は提示されていないものの、行政にはおいては御堂筋が現状における大阪の交通の中心地及び将来における経済の中心地であるとともに、統制されるべき公的な領域に属するものとして捉えられた。また、御堂筋沿道から離れた土地における訴訟では、住民は御堂筋における交通整備

<sup>44</sup> 「訴状」昭和11年6月（前掲『異議・訴願・訴訟綴』配架番号526）及び「報告書」昭和11年5月21日（同『異議・訴願・訴訟綴』）

<sup>45</sup> 同上「訴状」及び同上「報告書」

<sup>46</sup> 「判決」昭和11年11月6日、前掲『異議・訴願・訴訟綴』配架番号526

<sup>47</sup> 「判決」昭和12年5月11日、同上書

<sup>48</sup> 昭和11年5月30日付文書、『訴願人播磨屋虎太郎外八名訴訟事件』、大阪市公文書館蔵、配架番号2482

<sup>49</sup> 同上

<sup>50</sup> 「弁明書」昭和11年6月、前掲『訴願人播磨屋虎太郎外八名訴訟事件』

<sup>51</sup> 図5-5に示すように「高島屋」・「大丸」・「十合」・「阪急」百貨店は御堂筋沿道に位置する。

は沿道に位置する「百貨店」の経済活動に直結するものと捉えたのに対し、行政は、沿道土地の訴訟における見解と同様に現状における大阪の交通の中心地かつ将来における経済の中心地として周辺地を含めた御堂筋一帯を捉えた。すなわち、住民においては、御堂筋沿道は自身の生活圏と切り離された資本家のための領域であるとともに、沿道とその周辺地は隔絶したものとして捉えられたのに対し、行政においては御堂筋一帯が公的な領域であるとともに、均質な経済的価値を持つ空間として捉えられた。

## 5-5 大阪駅周辺における訴訟

本節では、大阪駅周辺において起こった8件の訴訟について検討する(表5-7)。また、これら8件の係争地は、図5-7に示したように、大阪駅を基点として、北側・東側・南側の3つの地区に分類できる。さらに、訴訟が開始された時期としては、表5-7中事件番号5で示す大正14年に大阪駅東側で起こった訴訟を除いて<sup>52</sup>、すべての訴訟が昭和9年から13年の時期に起こっている。すなわち、係争地と訴訟が行われた時期が集中化する大阪駅周辺は、場所評価における行政・住民の対立が最も先鋭的に表れた地域と言える。そこで、以下では、これら7件の係争地が位置する大阪駅北側・東側・南側の地区ごとに分けて、その訴訟の内容について検討する。

### 5-5-1 駅北側・東側の訴訟

大阪駅北側の2件の訴訟は、両者とも住民Mが所有する同一の土地において、昭和11年及び昭和12年に高速度交通機関建設・梅田十三線道路に伴う受益者負担金課金を契機として起こった(表5-7中事件番号23・32)。高速度交通機関としての地下鉄建設事業では、停車場を中心に同心円状の負担区画が設定され、その区画ごとの負担率に従い受益者に負担金が賦課された<sup>53</sup>。当時、当該路線は既に昭和8年に梅田停車場から南下し心斎橋に至る区間が開業しており、事件番号23の訴訟時には、梅田停車場のうち中央部から北部の駅舎が工事中であった<sup>54</sup>。したがって、提訴時に計画の全体像は既知のものであった。この受益者負担金規定に従い、当該訴訟の係争地では図5-8のような負担区画の基、昭和11年4月に6152円87銭の負担金が当該土地・家屋所有者である住民Mに賦課された<sup>55</sup>。その賦課に対し、住民Mは、整備により却って損害を被ると主張し、負担金賦課の取り消しを大阪市に求めた(表5-7)。住民Mの被る損害内容としては、地下鉄建設に随伴する大阪駅改良工事により同駅構内を通ることができず、駅南側に位

<sup>52</sup> なお、表5-7中事件番号5の訴訟では、小学校の敷地と提訴者の所有地の境界が争点となっており、係争地が含まれる地域の特徴に関しては問題にされていない。(「訴状」大正14年7月29日、『訴訟関係書類』、大阪市公文書館蔵、配架番号、498)

<sup>53</sup> 「大阪都市計画事業高速度軌道建設受益者負担金二関スル件」(『官報』昭和10年12月14日、内閣法制局官報課)では、梅田駅周辺の場合、駅を中心に二百間の地区負担区画とし、さらに各負担区画を利益の厚薄により一箇所または数箇所の地帯に分割し、各地帯に負担額を一定の割合で分配することが規定されている。

<sup>54</sup> 梅田停車場は、「梅田南半分」「梅田中央部」と、北部の「鉄道省委託部」の3つに分けられ工事が実施された。そのうち、「梅田南半分」は昭和10年12月に、「梅田中央部」は昭和13年11月に、「鉄道省委託部」は昭和11年9月にそれぞれ工事が完了している。なお、梅田停車場のうち北部120mの区間に該当する「鉄道省委託部」は、国鉄大阪駅の構内であるため、工事は鉄道省へ委託された。(『大阪市地下鉄建設五十年史』、大阪市交通局、pp.186-187、1983)

<sup>55</sup> 「訴願書」昭和11年6月5日、『高速度軌道建設受益者負担金二関スル訴願』、大阪市公文書館蔵、配架番号2481。なお、提訴者が所有する土地は、当該整備における梅田駅を中心とする負担区画の第二地帯と第三地帯に該当しており、第二地帯は9円30銭/坪、第三地帯は6円20銭/坪の賦課率が設定された。(「賦課金内訳書」、同『高速度軌道建設受益者負担金二関スル訴願』)

置する御堂筋線街路との接続が悪化することが挙げられている<sup>56</sup>。さらに、利益を受けるのは、行政が受益者として設定した「沿道土地所有者」・「家屋居住者」ではなく、「各鉄道軌道」・「一般営業交通機関」とその「乗客」に加えて、停車場付近に位置する「百貨店」であると述べている<sup>57</sup>。このように、場所の地域資産としての便益性は、住民 M より収奪され、他者である「乗客」・「百貨店」に譲渡されると主張された。これに対して、被訴者である大阪市長は工事による交通阻害は一時的なものであり、かつ一般事例からみて地下鉄整備に伴う交通量の増加により土地が発展することは疑いなく「大阪市都心部タル大阪駅前地方ト隔絶」され「土地ノ利用価値」がない係争地一帯が、高速度軌道の整備により「都心部二至る重要交通機関二」恵まれ「大阪駅前以南ノ繁華街地帯ニ遜色ナキニ至」と反論としている<sup>58</sup>。このように、大阪市長は地下鉄の路線及び駅が建設されることで、係争地が市域南側の「都心部」と接続し、投機的価値が駅の北側に位置する当該地に波及すると述べている。一方、住民 M は整備による利益が駅南側の地区における「百貨店」<sup>59</sup>、及び交通機関の利用者である「乗客」のみが享受し得ると主張した。したがって、係争地の評価を巡って、両者とも大阪駅南側の地区が係争地を評価する際の基準となっている<sup>60</sup>。しかし、大阪市長においては、投機的であるにしても、整備による係争地の発展の可能性が認められているのに対し、住民 M は工事による当該地の現実態地域像の改変はなく、将来においては他者に利益が譲渡されると捉えている。特に、大阪市長が当該地域で駅を中心に同心円状にそれぞれの場所を等価に評価したのに対し、住民 M は駅からの距離と場所とは経済的利益に関して相関しないことを主張している。すなわち、開発に係る場所を行政が可能態地域像として均質な空間と捉えたことに対して、住民は現実態地域像を根拠に、場所によって重みづけの異なる不均質な空間と捉えたとおり、それぞれが抱く地域像の乖離が争点となった。その乖離を架橋し得る計量的視点として、論点を経済的な利益へ変換することが両者で図られたと言える。このような行政・住民の主張に対し、裁判では「軌道建設二因リ其ノ停留場ヲ中心トシテ附近地カ著シク利益ヲ受クルコトハ一般ノ事例ニ徴シ明確」であるとして、住民 M の主張が却下されている<sup>61</sup>。裁判を行う大阪府の判断においても<sup>62</sup>、大阪市の認識と同様に、受益の地域差は問題にされおらず、現実態地域像に基づく空間の不均質性は捨象された。

大阪駅東側では、昭和 11 年に高速度軌道建設に伴う受益者負担金に対して、訴訟が行われた（表 5-7

<sup>56</sup> 「訴願追理由書」昭和 11 年、同上書

<sup>57</sup> 前掲「訴願書」

<sup>58</sup> 「弁明書」昭和 11 年 6 月 15 日、同上書

<sup>59</sup> 図 5-7 に示すように、大阪駅の南東には、阪急百貨店が隣接している。

<sup>60</sup> さらに、昭和 11 年 6 月に同提訴者に賦課された梅田十三線道路の受益者負担金 10,810 円 59 銭の取消を要求し、同係争地において昭和 12 年に起こった表 5-7 中事件番号 32 の訴訟においても、高速度交通機関の梅田停車場及び鉄道省による大阪駅改良工事のため、梅田十三線の「主要目的タル本線ト梅田九條線トノ連絡」が不可能であるとともに、「大阪駅以南ト交通シ得サル状態」であるため「負担地ニ於テ訴願人経営貸與家屋ハ賃料値下ス却ツテ下落シ居ル状態ナリ」と、提訴者である住民 M は主張している。すなわち、当該訴訟においても、大阪駅南側の地区と係争地の円滑な交通の可否が、係争地を評価する際の基準となっている。（「訴願書」昭和 11 年 3 月 22 日、前掲『異議訴願訴訟』配架番号 523）

<sup>61</sup> ただし、ここでいう「一般ノ事例」については明示されていない。（「裁判書」昭和 11 年 12 月 16 日、前掲『高速度軌道建設受益者負担金ニ関スル訴願』）

<sup>62</sup> この事件は、行政処分について、それが違法又は不当であるとして、その取消し、変更を求め権限ある行政庁に対してその審査を請求する行為である訴願によって行われたものである。したがって、裁判は、大阪市より上級の行政庁である大阪府が下している。（前掲『有斐閣 法律用語辞典』第 4 版、pp. 718 及び同上「裁判書」）

中事件番号 24)。そこでは、2755 円 66 銭の受益者負担金を昭和 11 年 3 月に賦課された当該土地所有者である住民 N が、整備により損害を被ると主張し、その負担金賦課の取り消しを求めた<sup>63</sup>。その損害の内容としては係争地が「高速度軌道（所謂地下鉄）ヨリ東方約百五拾間ヲ隔ツル」ことから整備による利益がなく、地下鉄路線の経路と重複する「御堂筋ノ発展及同地区ノ地価暴騰ヲ」もたらし、却って「都市発展力ヲ南方ニ吸収セラレ」係争地の「地価低落シタル」ことが挙げられている<sup>64</sup>。一方、被訴者である大阪市長は整備によって「梅田停留場ヲ中心ニ交通量ハ益々増加シ」土地が発展することは明らかであると反論している<sup>65</sup>。駅北側の訴訟と同様に、この地区においても大阪市は整備による資産価値の増大は、駅を中心として均質にもたらされると捉えているのに対し、住民 N は場所によって偏りがあると捉えた。さらに、住民 N は係争地とは離れた御堂筋沿道の土地のみが、当該整備によって利益を得ると捉えている。すなわち、住民 N にとって御堂筋沿道の土地は、可能態地域像において、都市空間の発展を独占する特権性を帯びた場所と認識され、その周縁に位置する土地は特権性を有する場所から疎外された<sup>66</sup>。

以上のように、駅北側・東側の両地区の訴訟において、整備の実施者である行政は、可能態地域像に基づき、都市空間を均質なものと捉えていたのに対し、整備の受容者である住民は現実態地域像に基づき、都市空間を不均質なものと捉えた。その際、個々の場所の評価を行う上で、その場所の外部にある駅南側の街区、及びそこから市域南方へと接続する御堂筋線街路が特権的な場所として評価されるとともに、沿道に位置する「百貨店」という特定の企業のみが利益を享受し得るものと捉えられた。換言すれば、住民にとっての可能態地域像においては、大阪駅南側を含む御堂筋沿道の土地が、資本家に帰属する都市空間の中心であるとともに、それ以外の土地は疎外された周縁として位置づけられていた。すなわち、住民にとって可能態地域像は現実態地域像の増幅、ないしは強化として捉えられるとともに、それによって中心と周縁の格差意識が強化された。このように大阪駅北と東の地域で、行政が構想した可能態地域像は、訴訟による経済的な争点を背景に、住民において他者である資本家に帰属する御堂筋・駅前南側という特権的な場所を、意識化させることになった。

#### 5-5-2 駅南側の訴訟

一方、場所評価において駅東・北側の住民から特権性を有すると認識された大阪駅南側の地区では、昭和 9 年に 1 件（表 5-7 中事件番号 17）、昭和 13 年に 3 件（表 5-7 中事件番号 40、41、42）の計 4 件の訴訟が行われている。このうち、事件番号 17 と 40 は同提訴者・同被訴者によって、駅南側の地区のなかでも東北隅にある同一の土地にて争われた（表 5-7 及び図 5-7 中 17・40）。4 件の訴訟記録をみると、事件番号 17・40 の事件のみ、当該地の評価に関する記述がみられた<sup>67</sup>（表 5-7）。

<sup>63</sup> 「訴願書」昭和 11 年 5 月、『高速受益者負担金ニ関スル訴願』、大阪市公文書館蔵、配架番号 2477

<sup>64</sup> 同上

<sup>65</sup> 「弁明書」昭和 11 年 5 月 9 日、同上書

<sup>66</sup> なお、当該訴訟は訴の取下げにより完結したことを記す記録がみられた。（同上書）

<sup>67</sup> 事件番号 41・42 では、それぞれ、大阪市によってなされた土地区画整理事業の実施内容変更の取り消し及び、提訴者が持つ当該土地の地上権の確認が提訴者によって要求されたものであり、係争地そのものに対する評価は問題にされていなかった。『行政関係訴訟書類』

御堂筋線街路建設に際する土地収用における損害賠償金を巡る昭和9年の訴訟では（表5-7 中事件番号17）、当該土地に建つ家屋の所有者である4人の住民（以下、住民P）が、街路建設によって当該土地の一部が収用されること、及びそれに伴う建物の移転に対し、家屋所有者に支払われる借地権の補償費や地上物件の移転料が低額であるとして、その増額を要求した<sup>68</sup>。この際、住民Pは自身が所有する借地権が賃借権ではなく地上権であることを主張している<sup>69</sup>。これに対し、被訴者である大阪市は、住民Pが有する借地権は地上権ではなく賃借権であり、その要求の不当性を訴えた<sup>70</sup>。両者の係争地に対する評価をみると、住民Pは当該土地を「大阪市内有数ノ商業地区」かつ「市中第一ノ交通煩雑ナル要地」と評価し、さらに「将来ノ発展ヲ考慮セハ」と述べ発展性のある地区として捉えている<sup>71</sup>。これは住民Pが大阪市に対し請求した地上権の評価額にも表れており、土地収用によって失われる家屋の家賃収入、及び家屋に設置されている広告収益が、家屋が撤去されなければ将来的に2割以上増加する予想を根拠に、地上権の補償額を1200円/坪として要求している<sup>72</sup>。ここで、住民Pが所有する借地権が地上権に当ることを実証するため、明治32年に当時の地主と家主との間で建物の所有を目的とする地上権の設定が行われ、その後明治34年に地上権の仮登記をし、権利が別の人物に複数回移転された後、提訴者である住民Pに継承されたことが主張された<sup>73</sup>。さらに、所有家屋を修繕すれば、収用時期である昭和9年から30年間は、その地上権を所有する権利があると主張した<sup>74</sup>。一方、被訴者である大阪市は、住民Pが所有する借地権を賃借権とみなし、その補償額として40円/坪を提示した<sup>75</sup>。また借地権を賃借権とみなす理由としては、大正9年に地主と当時の家屋所有者との間で賃貸契約が結ばれていることを挙げている<sup>76</sup>。住民Pは自身が所有する地上権が将来30年間に渡り存続し、今後土地が発展することを前提に、一方、大阪市は賃借権が一時的な権利であることを前提に、それぞれ借地権の補償額を算出している。すなわち当該事件では、住民Pが過去・現在・未来という連続的な時間の中で当該土地を評価しているのに対し、行政は現在のみの時間に基つき評価をしており、両者の異なる時間に基ついた土地評価に対し、裁判では一元的に比較可

大阪市公文書館蔵、配架番号1345、及び『異議・訴願・訴訟録』大阪市公文書館蔵、配架番号526)

<sup>68</sup> 土地収用に関する経緯としては、大阪市長が大正13年11月29日及び昭和3年5月22日内閣の認可公告を経た大阪市都市計画事業の起業者として当該係争地を御堂筋用地に該当するものとした。その後、しばらく収用に伴う補償の協議はまともなかつたものの、昭和9年6月に内務大臣が収用を裁決するとともに同年8月31日を収用期日と決定し、さらに大阪府収用審査会において借地権の損失補償額が3,665円60銭、地上物件移転料並びに移転に伴う損害賠償額が3017円35銭と裁決された。この決定に対し、提訴者である住民Pは、133,224円60銭及び、この金額を昭和9年10月5日以降完済するまで年5分の割合で金銭を支払うことを、大阪市に対して要求した。（「判決」昭和13年12月23日、『土地収用補償不足金請求事件』、大阪市公文書館蔵、配架番号2496）

<sup>69</sup> 地上権は他人の土地において工作物、竹木を所有するために土地を使用しうる物権であるのに対し、賃借権は賃貸人に対して目的物を使用・収益させるよう請求しうる債権である。このため地上権は、賃貸人の承諾なしに譲渡することができるのに対し、賃借権では賃貸人の承諾を必要とする。また、存続期間についても、地上権では契約により自由に設定できるが、賃貸借では20年を超えることができない。（前掲『法律学小事典』第4版補訂版、p.845）なお、当該事業に伴う土地収用実施以前に、住民Pは当該土地306坪1合2勺に対する借地権を所有していたが、そのうち91坪6合4勺に対する借地権が収用されることになった。（前掲「判決」）

<sup>70</sup> 同上「判決」

<sup>71</sup> 加えて、借地権を有する土地のうち、街路建設によって切り取られる箇所については、「地下鉄乗降口ニ東面シ又北部ニ於テ阪急電鉄大阪終点ニ直面スル優秀ナル地区ニ該当スル」と評価するとともに、当該箇所が切り取られることで、残部の土地の価値が低下すると主張している。（同上）

<sup>72</sup> 同上

<sup>73</sup> 同上

<sup>74</sup> 同上

<sup>75</sup> 同上

<sup>76</sup> 同上

能である経済的な指標への還元が行われた。裁判所が下した判決では、証人の供述により住民 P が所有する借地権は地上権であるとして、住民 P の主張が認められた<sup>77</sup>。また、地上権の補償額は、住民 P の要求額である広告収益の補償を含めた 1200 円/坪より少額の、家賃等で通常生じる収益を根拠とした 700 円/坪と算定した。加えて、大阪市の提示した補償額は著しく過小であると裁可された<sup>78</sup>。このように、司法における開発地の評価では、大阪駅前南側は特権的な場所として特化されて判断されたことが判る。逆に大阪市は、現実態地域像における当該地の特権性を駅北側・東側の訴訟で認めながら、当該地の訴訟においては現実態地域像と可能態地域像を切り離して場所を評価しており、将来の発展を独占する場所としての特権性を当該地に与えていない。すなわち将来の場所評価において北側・東側と等価となると捉えていると考えられる。

続く昭和 13 年の事件では、大阪駅前土地区画整理事業に際して生じた土地収用における損害賠償金について争われた<sup>79</sup>（表 5-7 中事件番号 40）。この事件においても昭和 9 年の訴訟と同様に、家屋所有者である住民 P が、土地区画整理事業の実施に伴う借地権の収用、及び地上物件の移転に対する家屋所有者への補償金の増額を求めた<sup>80</sup>。この訴訟でも、住民 P は借地権を地上権とみなし、その金額を 1800 円/坪と算定している<sup>81</sup>。この際、土地所有権の金額を 3000 円/坪とし、慣例としてその 6 割を地上権の金額であると主張した<sup>82</sup>。一方、被訴者である大阪市は、住民 P によって提示された土地所有権の金額は、事業実施後の高層建築敷地を前提としており、当該期の木造建物を前提とする借地権金額の根拠として不当であると主張している<sup>83</sup>（造成前の当該地の写真を図 5-9 に示す）。また、当該地付近の土地買収の事例から、借地権は 26 円から 132 円/坪の範囲に収まると主張しながら<sup>84</sup>、借地権金額としては 93 円/坪を提

<sup>77</sup> 同上

<sup>78</sup> 同上

<sup>79</sup> なお、当該訴訟に関する史料が収録されている簿冊においては、提訴者・被訴者の主張の要旨や紛争の契機及び係争地等の訴訟の概要を記載した文書が残されていないものの、提訴者・被訴者の主張を読み取り得る記録文書として、被訴者である大阪市の立場から記された「第一準備書面」（昭和 14 年 2 月 17 日）・「被告第二準備書面」（昭和 14 年 7 月 5 日）・「第三準備書面」（昭和 14 年）・「第四準備書面」（昭和 17 年 3 月）・「求釈明申立書」（昭和 14 年 2 月 18 日）、提訴者である住民 P の立場から記された「求釈明ニ対スル答弁」（昭和 14 年 4 月 17 日）・「調書」が収録されている。ただし、被訴者の立場からの記録文書においても、訴訟に関する事実確認として提訴者の主張内容が記されている。（『行政訴訟準備書面綴』、大阪市公文書館蔵、配架番号 1354）また、当該訴訟の係争地に関しては、被訴者である大阪市の立場からの記録文書において「本件土地大阪市北区曾根崎中二丁目十番地」・「本件収用地区二百四坪七合七勺」として明記されている。（同「第一準備書面」）さらに、訴訟の契機となった事業に関しては、「本件関係事業ハ街路拡築事業ト高層建築敷地造成事業ト二事業」であり、両者とも昭和 3 年に都市計画事業として決定されたものの、前者は昭和 9 年に土地収用を開始し、後者は同年に「都市計画土地区画整理事業トシテ執行スルコトニ確定シタ」との記載がみられた。このことと、第 2 章において言及した大阪駅周辺の都市計画事業の内容を考慮すると、当該訴訟は大阪駅付近都市計画事業及び大阪駅前土地区画整理事業を契機としていることがわかる。（同「第四準備書面」）なお、大阪駅付近都市計画事業の事業名称が、他の訴訟記録にみられず、かつ大阪駅前土地区画整理事業の名称は複数の訴訟記録でみられたことから、表 5-2・5-7 中の事件番号 40 における「契機となった都市整備」・「関係事業」の項目には、「大阪駅前土地区画整理」を記した。

<sup>80</sup> 同上「第一準備書面」

<sup>81</sup> 同上

<sup>82</sup> 同上

<sup>83</sup> 「原告等ノ主張ニヨレハ右借地権ノ目的タル土地ハ収用時期ニ於テ一坪三千円又借地権ノ価値ハ一坪一千八百円ナリトナスモノナリ然レトモ此借地権ノ価格ニ関スル原告等ノ主張ハ全ク本件借地権カ木造家屋所有ノ為メナルコトヲ抹殺シタル論ナリ蓋シ原告等ノ主張自体ニ於テ此ノ土地価格カ高層建築用地トシテ適性及売買実例ニ基ツクモノナレハ（中略）此ノ価格ト木造家屋而モ収用時期ニ於テ既ニ数十年ヲ経過シタル家屋ヲ所有スル為メノ土地賃借権トハ全ク絶縁セル存在ナリ若シ借地権カ高層建築用地トシテノ借地権ナリトセハ其ハ土地価格ト相関連スヘシト雖モ本件借地権カ之トハ利用効率ニ於テ雲泥ノ相違アル権利ナレハ彼ヲ以テ之ヲ率スルコト全ク不可能ナリ」（前掲「被告第二準備書面」）

<sup>84</sup> 前掲「第三準備書面」

示した<sup>85</sup>。上述した昭和9年の事件で、大阪市は借地権補償金に40円/坪を提示したことから、大阪市は住民Pが土地区画整理後の高層建築敷地を前提としている点を批判しながらも、自らも補償金額を倍増している。判決の記録史料は残っておらず、司法判断は不明であるが、両者の主張は、昭和9年の同土地の事件と共通している。しかし、両者の補償額が、昭和9年の事件よりも増額されていることから、土地区画整理の開始が場所の評価に影響を与えたものと捉えられる。このように、第2章で述べたように大阪駅前土地区画整理事業は密集する木造家屋で構成される駅南側の既成街区を整理し、高層建築のための街区を新たに造成することを企図したものであり、当該事業の開始によって、木造建物が集合した狭小な街区による現実態地域像が、高層建築群で構成される大規模な街区による可能態地域像へと架橋される過程で、住民は現在の場所が保有する特権性が未来に継承されると捉えたのに対し<sup>86</sup>、大阪市は現実態地域像と可能態地域像の乖離を根拠に、地域内での特権的な場所を否定した。

以上のように、駅北側・東側の地区における行政の可能態地域像では、地域空間は均質な価値を持つものであったのに対し、住民は現実態地域像を根拠として、可能態地域像においても駅南側を中心に、南側以外を周縁とする不均質な空間構造が生起するものと捉えた。さらに住民においては、整備による発展は、行政の構想した可能態地域像と異なり、周縁として疎外される生活空間と、資本家に帰属する特権的な中心空間との格差を増大するものと捉えられた。逆に、その特権性を有していた駅前南側の地区では、住民が過去・現在・未来を連続的に捉え当該地の特権性が強化されると捉えていたのに対し、行政は駅北側・東側と共通する均質で等価な地域空間が駅前南側において出現すると捉えていたものといえる。

## 5-6 小結

大正・昭和初期の大阪市における都市整備を契機とした訴訟をみると主に経済的な事案を巡って争われるとともに、時期としては昭和9-13年の間に多く生じており、地域としては旧市域に属する北区・南区・西区・浪速区において頻発した。その中でも、特に訴訟が集中した大阪駅周辺の地域及び、複数の訴訟の契機となった街路・地下鉄建設が実施された御堂筋周辺は、行政と住民の利害の対立が先鋭化された場所と捉えられる。

訴訟が頻発した南区・西区・浪速区及び、大阪駅周辺・御堂筋周辺の訴訟の内容について検討すると、西区・浪速区の訴訟では、それぞれの場所が持つ特徴の評価は争点となっておらず、当該係争地が内包さ

<sup>85</sup> 当該訴訟の記録史料には、大阪市から住民Pに対して提示された補償金額の記載がなかったものの、土地区画整理事業の関係史料中に補償金の記載がみられる。当該史料においては、曾根崎中二丁目10番地の1における174.94坪に対して、一坪あたり93円、合計で162,269.42円の補償金を支払うものとされている。（「借地権整理に関する契約締結」昭和12年8月、『大阪駅前土地区画整理決議録』、大阪市公文書館蔵、配架番号10283）

<sup>86</sup> また、同じく駅南側の土地（図5-7中41）で起こった訴訟（表5-7中事件番号41）においては、大阪市による大阪駅前土地区画整理事業の設計内容の変更を昭和12年12月に大阪府知事が認可したことに伴い、当該係争土地の所有者であり、同地上における特殊建物としてのビルディング所有者である住民Qは、所有する特殊建物の移転が必要となったこと、及び「設計変更ノ為メ費用負担ノ増加換地ヲ受クヘキ土地坪数ノ減少ヲ来タス」ことを理由に、自身が保有する権利が毀損されると主張した。（「訴状」昭和13年2月、『行政関係訴訟類』、大阪市公文書館蔵、配架番号1345）この訴訟においても、提訴者である住民Qの立場からの記録文書の中で、駅南側に位置する「整理地内ノ地所」は「何レモ東洋一ト云フモ過言ニ非サル有望ナル地所」と評価されている。加えて、同文書では、都市計画法第12条及び第13条に基づく土地区画整理として事業が進捗するに伴い、「駅前整理地ニ人気集マリ買入方希望者続出スル傾向」となり、複数の企業が整理対象となる土地の買入を希望するに至ったことが述べられている。（「第二準備書面」昭和13年4月20日、同書）

れる地域は行政・住民において評価を争われる特徴を有する地域ではなかった。一方、従前からの繁華街である南区の心齋橋付近では、従前の供用地が公有地へと再編されたことを通して、周辺住民の共同体の領域としての現実態地域像が毀損されるものと捉えられた。

また、訴訟が集中した地域の一つである御堂筋においては、住民によって御堂筋沿道は自身の生活圏と切り離された資本家のための領域であると捉えられたのに対し、行政においては御堂筋一帯が公的な領域であるとともに、均質な経済的価値を持つ空間として捉えられた。

さらに、最も訴訟が集中した大阪駅周辺においては、住民によって、地域一帯の中心としての駅南側とそれに連なる御堂筋線、及び地域一帯の周縁としての駅北側・東側による空間構造を持つ現実態地域像が可能態地域像において強化されるものとして捉えられたのに対し、行政によっては将来的に均質な空間が出現すると予期された。また、周縁において生活圏を有する住民は、中心である駅南側・御堂筋を他者である資本家に帰属する領域として捉えた。

総合すると、当該期においては、従前からの繁華街の一つである心齋橋周辺では、従前の供用地が公有地へと再編されたことを通して、当該地が地域共同体の領域として捉えられていたことが意識化されたのに対し、大規模な都市整備が実施された御堂筋・大阪駅周辺においては、資本家によって経済的な利益が独占される中心地と、それに従属する周縁という空間構造が住民において意識化されることとなった。すなわち、当該期の都市整備は、資本家に帰属する特権的な中心地と、それに従属する私的な領域としての周縁地を生み出すとともに、従前の共同体の領域を解体することにつながったものといえる。このように、都市整備が実施された地域に対する実施者・受容者の評価においては、主に経済的価値が基準となりながら、受容者において、地域を構成する個々の場所が持つ経済的な価値の格差が意識化された。

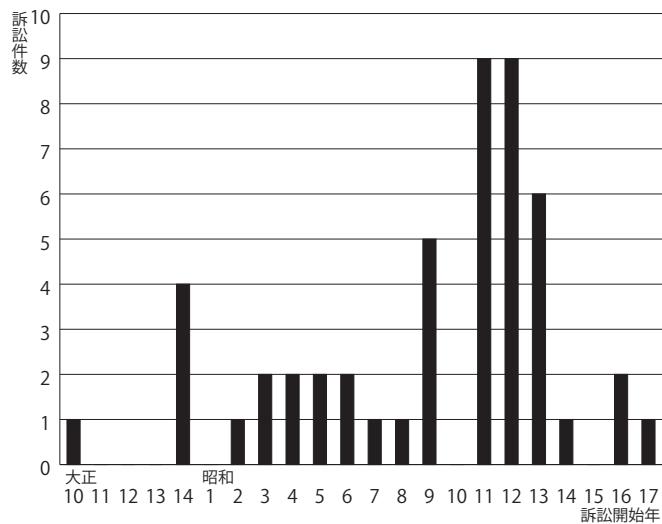


図5-1 都市整備に関する訴訟の開始年毎の件数

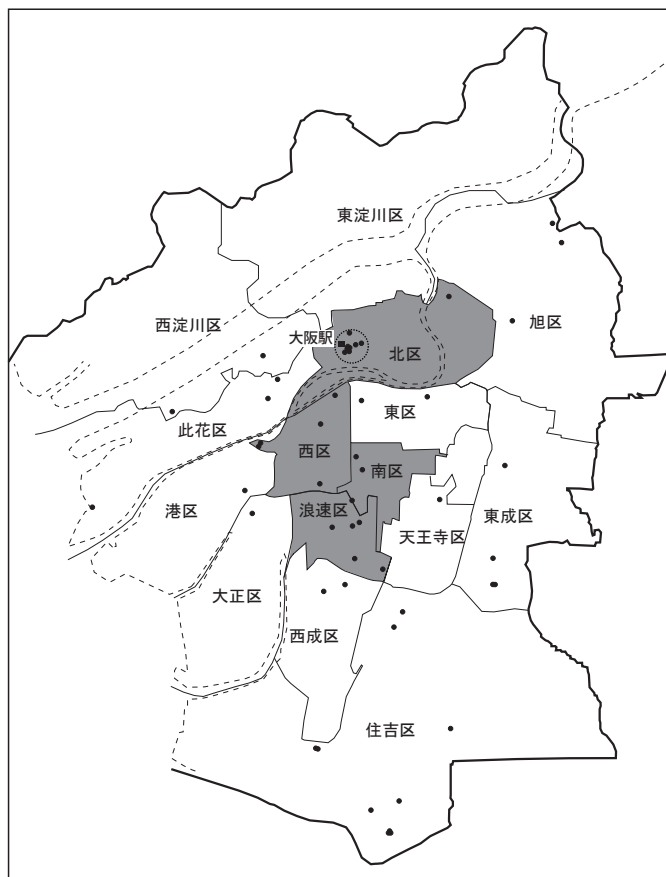


図5-2 都市整備に関する訴訟の係争地の分布

図注 行政区分に関しては、便宜的に、昭和7年から昭和18年までの間に大阪府で実施されていた15区制を用いた。  
 なお、本図の作成においては、新修大阪市史編纂委員会編、『新修大阪市史』第7巻(大阪市、p.214、1994)に記載されている地図を参考にした。

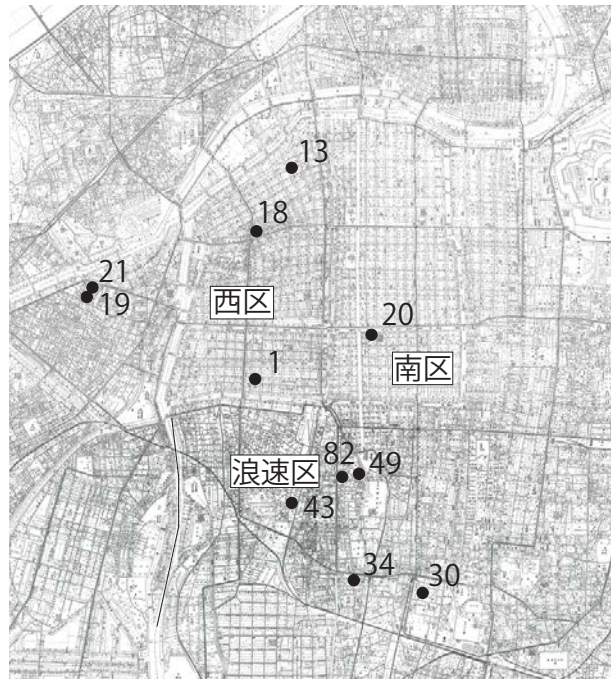


図5-3 南区・西区・浪速区における係争地の分布

図注 各係争地の位置を黒丸で示した。また、黒丸に付した番号は表5-5中における事件番号に対応する。なお、本図は『昭和前期日本都市地図集成』(柏書房、1986)所収の「最新番地入大大阪市地図」(箕島正夫、1934)を基に作成した。

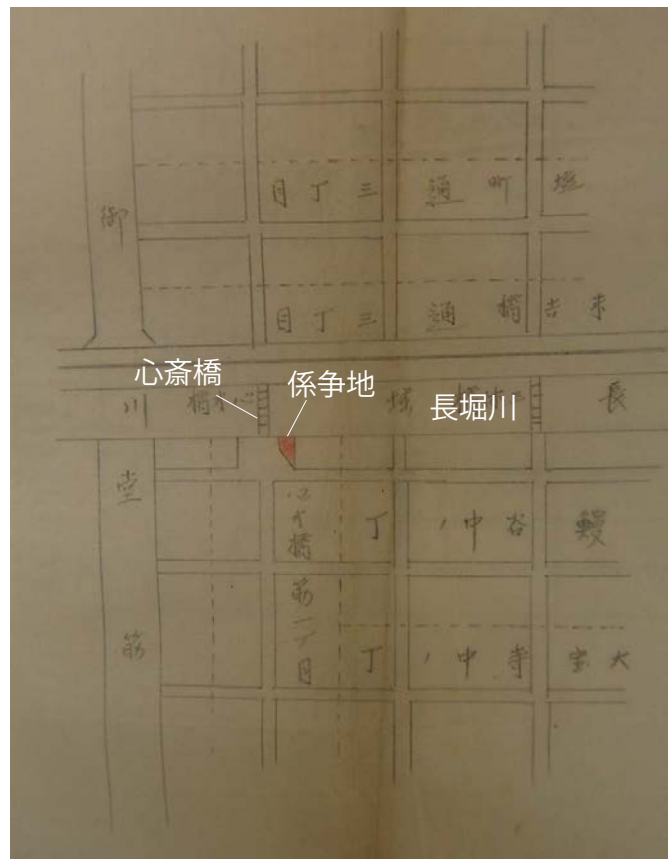


図5-4 事件番号20の訴訟における係争地  
(『異議訴願訴訟』、大阪市公文書館蔵、配架番号520より引用)

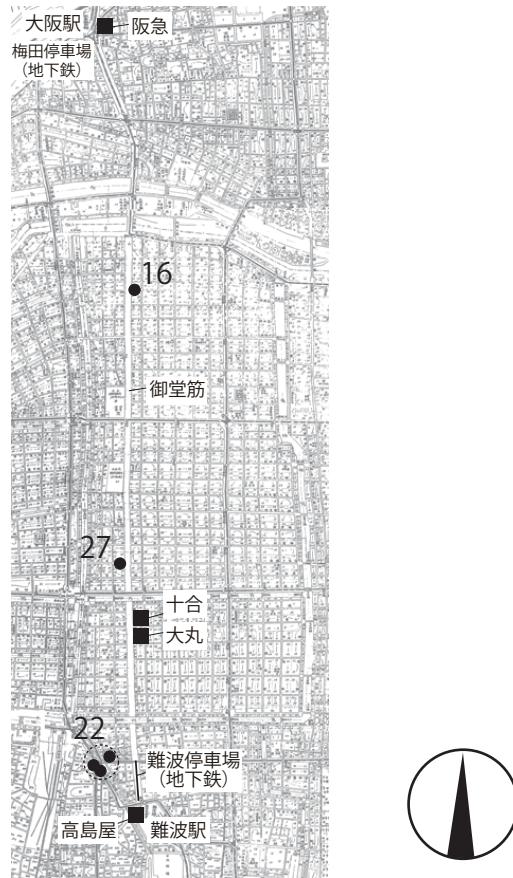


図5-5 御堂筋線街路・地下鉄建設に伴う訴訟における係争地の分布

図注 各係争地の位置を黒丸で示した。また、黒丸に付した番号は表5-6中における事件番号に対応する。(表5-6中事件番号22の事件は係争地が3ヶ所に分かれているため、三つの黒丸を点線の円で囲って示す。)さらに、黒い四角は、事件番号22の事件で言及される四つの百貨店の位置を示す。なお、本図は『昭和前期日本都市地図集成』(柏書房、1986)所収の「最新番地入大大阪市地図」(箕島正夫、1934)を基に作成した。

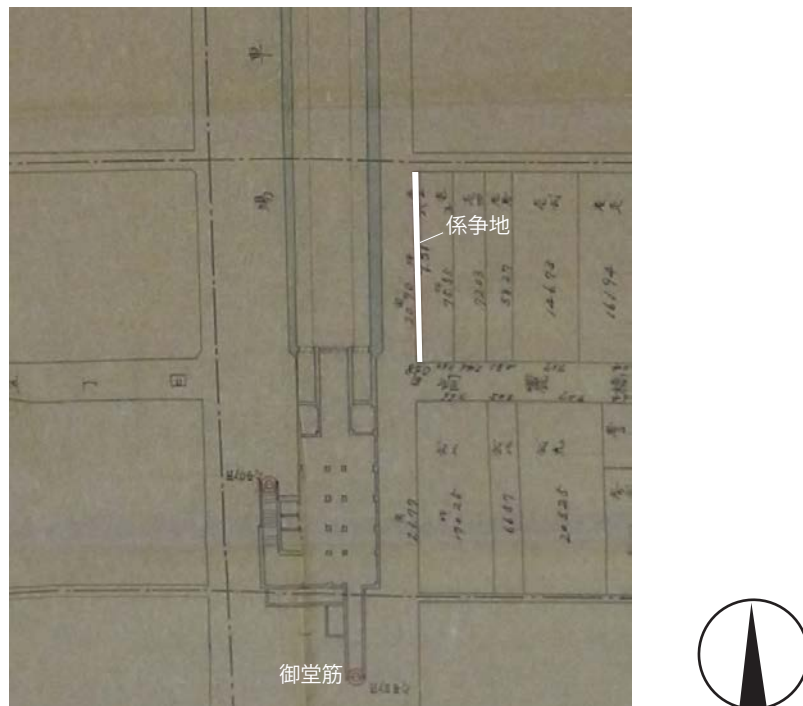


図5-6 事件番号16の訴訟における係争地  
 (『都市計受益者負担金賦課ニ関スル訴訟』、大阪市公文書館蔵、配架番号2459より引用)

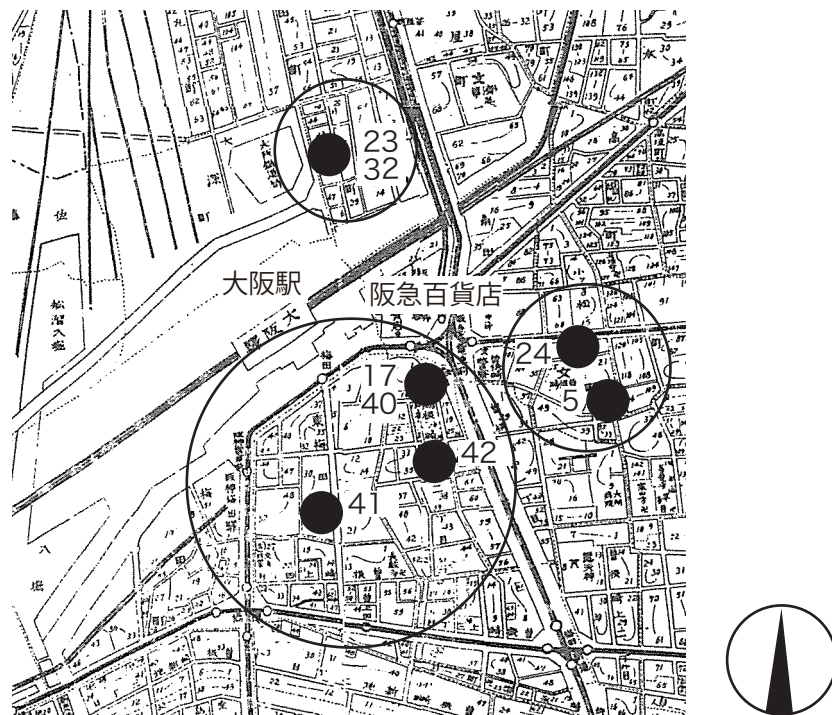


図5-7 大阪駅周辺における訴訟の係争地の分布

図注 各係争地の位置を黒丸で示した。また、黒丸に付した番号は表5-7中における事件番号に対応する。なお、本図は『昭和前期日本都市地図集成』(柏書房、1986)所収の「最新番地入大大阪市地図」(箕島正夫、1934)を基に作成した。

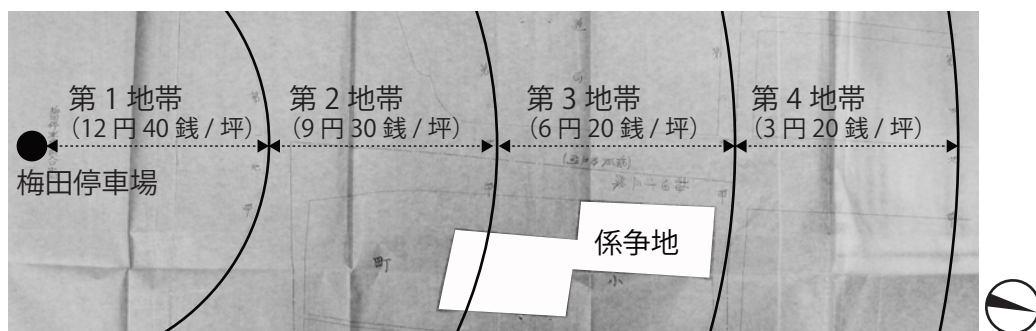


図5-8 事件番号23・32の訴訟における係争地と地下鉄建設に伴う受益者負担金の負担区画

図注 本図は、『高速度軌道建設受益者負担金ニ関スル訴訟』(大阪市公文書館蔵、配架番号2481)所収の地図に加筆して作成。



図5-9 事件番号17・40の係争地に建つ家屋  
(『行政訴訟準備書面綴』、大阪市公文書館蔵、配架番号1354より引用)

表5-1 大正・昭和初期大阪の都市整備関連訴訟の記録を収録した簿冊及び収録訴訟件数

簿冊 番号	簿冊名称	公文書館 配架番号	都市整備関連 訴訟件数
1	異議訴訟願書類	496	3
2	訴訟関係書類	498	3
3	高台訴訟一件書類	500	1
4	異議訴訟願訴訟ニ関スル書類綴	515	1
5	異議訴訟願訴訟ニ関スル書類綴	516	5
6	異議訴訟願訴訟	520	6
7	異議訴訟願訴訟	523	4
8	異議訴訟願訴訟綴	524	5
9	異議・訴訟願・訴訟綴	526	9
10	異議・訴訟願・訴訟綴	527	5
11	行政関係訴訟書類	1345	1
12	行政訴訟準備書面綴	1354	1
13	都市計受益者負担金賦課ニ関スル訴訟願	2459	1
14	高速受益者負担金ニ関スル訴訟願	2477	1
15	高速度軌道建設受益者負担金ニ関スル訴訟願	2481	1
16	訴訟人播磨屋虎太郎外八名訴訟事件	2482	1
17	土地収用補償不足金請求事件	2496	1
計			49

表注 表における「公文書館配架番号」の項目は、大阪市公文書館において規定されている各史料の配架番号を示した。

表5-2 大正・昭和初期大阪の都市整備関連訴訟の記録を収録した簿冊及び収録訴訟件数

事件番号	簿冊番号	事件名称	提訴者	被訴者	開始年	係争地	契機となった都市整備	訴訟内容
1	3	土地収用補償金請求事件	民間	市	大正10	西区	小学校建設	補償金
2	1	下水道受益者負担金賦課ニ関スル訴願	民間	市	大正14	北区 旭区	大阪都市計画下水道事業	負担金
3	1	元鷺州町土地所有権確認ノ訴	民間	市	大正14	西淀川区	その他	土地権利
4	1	西成区役所敷地（元今宮町役場）明渡催告ノ件	民間	市	大正14	西成区	市域拡張	土地権利
5	2	土地所有権確認等事件	民間	市	大正14	北区	小学校建設	土地権利
6	5	土地収用ニ因ル補償金増額請求事件	民間	市	昭和2	大正区	第一次大阪都市計画事業	補償金
7	6	契約補償金及土地代金請求訴訟	民間	市	昭和3	此花区	市道整備	補償金
8	6	土地売買無効確認並移転登記抹消手続請求訴訟	民間	民間＋市	昭和3	此花区	その他	土地権利
9	2	地上物件移転請求事件	市	民間	昭和4	東区	寝屋川附近都市計画事業	意見・反対
10	4	我孫子町有土地共有権確認事件	民間	市	昭和4	住吉区	市域拡張	土地権利
11	5	収用補償金増額等請求事件	民間	市	昭和5	住吉区	その他	補償金
12	5	土地収用ニ因ル補償金事件	民間	市	昭和5	住吉区	大学建設	補償金
13	5	都市計画受益者負担金賦課ニ対スル異議申立	民間	市	昭和6	西区	第一次大阪都市計画事業	負担金
14	5	土地収用ニ因ル補償金増額事件	民間	市	昭和6	住吉区	大学建設	補償金
15	2	通行権確認請求事件	民間	市	昭和7	天王寺区	第一次大阪都市計画事業	土地権利
16	13	都市計画受益者負担金賦課ニ関スル訴願	民間	市	昭和8	東区	大阪都市計画事業高速度交通機関	負担金
17	17	土地収用損失補償不足金請求事件	民間	市	昭和9	北区	第一次大阪都市計画事業	補償金
18	6	補償金決定ニ対スル訴願	民間	市	昭和9	西区	市場建設	補償金
19	6	道路法ニ依ル受益者負担金ニ関スル訴願	民間	市	昭和9	西区	市道整備	負担金
20	6	市有財産使用権ニ関スル異議	民間	市	昭和9	南区	市道整備	意見・反対
21	6	道路法ニ依ル受益者負担金賦課ニ関スル訴願	民間	市	昭和9	西区	市道整備	負担金
22	16	大阪都市計画事業高速度軌道建設受益者負担金賦課ニ関スル訴願	民間	市	昭和11	南区 浪速区	大阪都市計画事業高速度交通機関	負担金
23	15	大阪都市計画事業高速度軌道建設受益者負担金賦課処分ニ関スル訴願	民間	市	昭和11	北区	大阪都市計画事業高速度交通機関	負担金
24	14	高速受益者負担金ニ関スル訴願	民間	市	昭和11	北区	大阪都市計画事業高速度交通機関	負担金
25	8	土地返還並ニ損害金請求事件	民間	市	昭和11	住吉区	市域拡張	土地権利 補償金
26	7	補償金額ニ対スル不服ノ訴	民間	市	昭和11	此花区	市道整備	補償金
27	9	土地明渡等請求事件	市	民間	昭和11	南区	第一次大阪都市計画事業	土地権利 補償金
28	9	土地収用補償金増額請求事件	民間	市	昭和11	住吉区	小学校建設	補償金
29	10	損害賠償請求事件	民間	市	昭和11	西成区	市場建設	補償金
30	10	公園地使用許可ノ取消ニ対スル異議申立	民間	市	昭和11	浪速区	その他	土地権利
31	8	土地所有権確認請求事件	民間	民間＋市	昭和12	住吉区	その他	土地権利
32	7	都市計画受益者負担金賦課ニ対スル訴願	民間	市	昭和12	北区	第一次大阪都市計画事業	負担金
33	7	道路新設拡張受益者負担金ニ対スル訴願	民間	市	昭和12	東成区	市道整備	負担金
34	7	民事訴訟応訴ノ件	民間	市	昭和12	浪速区	市域拡張	土地権利
35	9	土地境界確定並ニ工作物撤去請求事件	民間	市	昭和12	浪速区	第一次大阪都市計画事業	土地権利
36	9	土地収用補償金請求事件	民間	市	昭和12	港区	その他	補償金
37	9	道路受益者負担金ニ対スル訴願	民間	市	昭和12	西淀川区	第一次大阪都市計画事業	負担金
38	9	道路受益者負担金賦課ニ対スル訴願	民間	市	昭和12	東成区	市道整備	負担金
39	10	市税賦課ニ対スル異議申立	民間	市	昭和12	旭区	市道整備	負担金
40	12	借地権収用事件	民間	市	昭和13	北区	大阪駅前土地区画整理	補償金
41	11	土地区画整理設計変更認可取消ノ訴	民間	市＋他	昭和13	北区	大阪駅前土地区画整理	意見・反対
42	9	地上権確認訴訟事件	民間	民間＋市	昭和13	北区	大阪駅前土地区画整理	土地権利
43	9	道路受益者負担金賦課ニ関スル訴願	民間	市	昭和13	浪速区	第二次大阪都市計画事業	負担金
44	9	下水道受益者負担金賦課ニ関スル訴願	民間	市	昭和13	東成区	大阪都市計画下水道事業	負担金
45	10	下水道受益者負担金賦課ニ関スル異議申立	民間	市	昭和13	住吉区	大阪都市計画下水道事業	負担金
46	10	損害賠償請求事件	民間	市	昭和14	住吉区	第二次大阪都市計画事業	補償金
47	8	収用補償金不服事件	民間	市	昭和16	旭区	市道整備	補償金
48	8	抵当権等抹消登記手続請求事件	民間	民間＋市	昭和16	東成区	第一次大阪都市計画事業	土地権利
49	8	損失補償金請求事件	民間	市	昭和17	浪速区	市道整備	補償金

表注 表における「簿冊番号」の項目は、表5-1における「簿冊番号」及び「簿冊名称」に対応する。

表5-3 大正・昭和初期大阪の  
都市整備関連訴訟の係争地

係争地	訴訟件数 (A)	面積(km <sup>2</sup> ) (B)	A/B
北区	9	8.74	1.03
東区	2	6.55	0.31
南区	3	2.73	1.10
西区	5	4.26	1.17
港区	1	9.31	0.11
浪速区	6	3.79	1.58
天王寺区	1	4.39	0.23
此花区	3	11.46	0.26
東淀川区	0	29.02	0.00
西淀川区	2	21.26	0.09
西成区	2	7.08	0.28
東成区	4	10.95	0.37
住吉区	9	39.94	0.23
旭区	3	18.64	0.16
大正区	1	9.17	0.11

表5-4 大正・昭和初期大阪の  
都市整備関連訴訟の契機となった都市整備事業

事業名称	件数	全体に対する割合
市道整備	10	0.20
第一次大阪都市計画事業	9	0.18
大阪都市計画事業高速度交通機関	4	0.08
市域拡張	4	0.08
大阪駅前土地区画整理	3	0.06
大阪都市計画下水道事業	3	0.06
小学校建設	3	0.06
第二次大阪都市計画事業	2	0.04
大学建設	2	0.04
市場建設	2	0.04
寝屋川附近都市計画事業	1	0.02
その他	6	0.12
計	49	1

表注 表における「面積」の項目は、各行政区の面積を示す。

表5-5 南区・西区・浪速区における訴訟の内容

行政区	事件番号	係争地	事件開始年	関係事業	提訴者	被訴者	事件概要
南区	20	心斎橋筋1丁目 1-4	昭和9	道路区域の変更	住民A (3名)	大阪市長	大阪市による道路区域の変更によって従前では道路の一部であった供用区域が、大阪市所有の不用区域となり、さらにその区域の一部を大阪市民間人に賃貸した事に対して、その賃借権の取り消しが当該地付近の3名の住民によって要求された。
西区	1	南堀江下通2丁目 28	大正10	高台尋常小学校の敷地拡張	住民B	大阪市西区長	大阪市西区によって提示された高台尋常小学校敷地拡張予定地に該当する宅地の買収額・地上物件移転料に対して、当該地住民によって、その金額が不当であると主張され、買収額・地上物件移転料の増額が要求された。
西区	13	江戸堀北通2丁目 9-16	昭和6	都市計画事業梅田九條線道路建設	住民C	大阪市長	都市計画事業梅田九條線建設の際に、提訴者に賦課された受益者負担金が不当であると主張され、その取消が要求された。
西区	18	新靱中通3丁目 18	昭和9	中央卸売市場開場に伴う靱海産物市場閉鎖	住民D	大阪市	中央卸売市場の開場に伴う靱海産物市場閉鎖による損失補償金が不当であると提訴者によって主張され、その増額が要求された。
西区	19	本田町通3丁目 40-1、39-3、39-2	昭和9	市道本田通三丁目一号线道路工事	住民E	大阪市長	市道本田通三丁目一号线道路工事の際に、提訴者に賦課された受益者負担金納付の七ヶ年分割延期の許可が要求された。
西区	21	本田町通3丁目 10-1	昭和9	市道本田通三丁目一号线道路工事	住民F	大阪市長	市道本田通三丁目一号线道路舗装工事の際に、提訴者に賦課された受益者負担金の一部が不当であると主張され、その控除が要求された。
浪速区	30	恵美須町1丁目 1	昭和11	公園使用条例	住民F	大阪市長	提訴者が市から借りていた土地の使用許可が、公園使用条例に基づき取り消された事に対し、その行政行為の取り下げが要求された。
浪速区	34	恵美須町4丁目 111	昭和12	第一次市域拡張	住民G (13名)	大阪市長	提訴者13名による共有地は第一次市域拡張によって大阪市内に編入されたものの、公簿が地券台帳から土地台帳へと移行されたことで、当該地の所有権が今在家町になっていることに対し、提訴者の共有地であることの確認と所有者の名義変更が要求された。
浪速区	35	新川3丁目 636-4	昭和12	都市計画事業難波住吉線道路建設	住民H	大阪市	都市計画事業難波住吉線道路建設のため提訴者所有の土地の一部を大阪市内に売却後、提訴者が引き続き所有する土地において道路舗装工事が実施されたことが主張され、土地境界の確定と道路工作物の撤去が要求された。
浪速区	43	東神田町 865-1・2、866-1・2	昭和13	都市計画事業難波下寺線建設	住民I (2名)	大阪市長	都市計画事業難波下寺線建設の際に、提訴者に賦課された受益者負担金に対して、道路工事によって商業的な被害を被ることから、当該負担金の免除が要求された。
浪速区	49	新川2丁目 690-1・2・3・4	昭和17	市道芦柳橋線道路改築	住民J (7名)	大阪市	市道芦柳橋線道路改築のための土地取用における損害補償金が低額であると主張され、その増額が要求された。

表注 表における「事件番号」の項目は表5-2における「事件番号」の項目と対応する。

表5-6 御堂筋線街路・地下鉄建設に伴う訴訟の内容

行政区	事件番号	係争地	事件開始年	関係事業	提訴者	被訴者	事件概要
東区	16	高麗橋 4丁目 16	昭和8	高速度交通機関建設	住民J	大阪市長	高速度軌道建設の際に提訴者に賦課された受益者負担金に対して、軌道建設により利益を受けるところか損害を被ることが主張され、当該負担金の取り消しが要求された。
南区	27	安堂橋通 4丁目 51	昭和11	都市計画事業御堂筋線建設	大阪市	住民K	市が被訴者である住民Kに賃貸していた土地に関して、契約期間が終了したにも関わらず土地の返還がなされないことに対し、土地の返還と、契約不履行に基づく損害賠償金が要求された。
南区 浪速区	22	南区難波新地 2番丁 浪速区新川 1丁目 浪速区元町 1丁目	昭和11	高速度交通機関建設	住民L (9名)	大阪市長	高速度軌道建設の際に提訴者に賦課された受益者負担金に対して、軌道建設により利益を受けるところではなく不当な賦課であることが主張され、当該負担金の取り消しが要求された。

表注 表における「事件番号」の項目は表5-2における「事件番号」の項目と対応する。

表5-7 大阪駅周辺における訴訟の内容

駅に 対する 係争地の 方角	事件 番号	係争地	事件 開始年	関係事業	提訴者	被訴者	事件概要
北側	23	小深町 37, 43, 44-1	昭和11	高速度交通機関建設	住民M	大阪市長	高速度軌道建設の際に賦課請求された受益者負担金に対して、事前通知がなされなかったこと、及び軌道建設により利益を受けるところか損害を被るとして、その請求の取り消しが要求された。
	32	小深町 37, 43, 44-1	昭和12	都市計画事業梅田十三線建設	住民M	大阪市長	大阪都市計画事業梅田十三線道路新設拡張のための受益者負担金賦課処分取消及び被った損害に対する賠償が要求された。
東側	5	小松原町 383-1-1	大正14	曾根崎尋常高等小学校建設	住民N	大阪市北区 (昭和2年から 大阪市)	提訴者・訴訴者との間でなされた土地売買後の敷地境界の確認と、提訴者の所有地上からの被訴者の所有工作物の撤去が要求された。
	24	小松原町 19	昭和11	高速度交通機関建設	住民O	大阪市長	都市計画事業の高速度軌道建設に際して、受益者とされるのは不当であるとし、その取消が要求された。
南側	17	曾根崎中 2丁目 10	昭和9	都市計画事業御堂筋線建設	住民P (4名)	大阪市	都市計画事業御堂筋線建設の際に、提訴者が建物を所有する土地の借地権の取得及び建物の移転に関して、大阪市が提示した損害補償金に対し、それが不当であるとし、補償額の改訂が要求された。
	40	曾根崎中 2丁目 10	昭和13	大阪駅前土地区画整理	住民P (4名)	大阪市	大阪駅前土地区画整理の際に、提訴者が建物を所有する土地の借地権の取得及び建物の移転に関して、大阪市が提示した損害補償金に対し、それが不当であるとし、補償額の改訂が要求された。
	41	東梅田町 28-1	昭和13	大阪駅前土地区画整理	住民Q	大阪市 大阪府知事	大阪市による大阪都市計画事業大阪駅前土地区画整理設計の変更を大阪府が認可したことに対し、その変更内容のうち、六ヶ所の変更の取消が要求された。
	42	曾根崎中 2丁目 31	昭和13	大阪駅前土地区画整理	住民R	大阪市 住民S	都市計画事業実施の際に、被訴者両名との間で土地の買収がなされた事に対し、係争地の地上権を提訴者が所有していることの確認が要求された。

表注 表における「事件番号」の項目は表5-2における「事件番号」の項目と対応する。

## 第6章 地域像の階層的集合による都市像の形成過程

## 第6章 地域像の階層的集合による都市像の形成過程

### 6-1 本章の目的と意義

本章では、前章までの検討を総合し、都市整備の実施者・受容者による都市像を比較し、当該期の都市整備に伴う都市像の形成過程について明らかにすることを目的とする。

第3章・第4章における大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』及び新聞の検討にみるように、当時の都市整備の実施者は、大阪市という公的な主体が持つ経済力の表象としての都市像の形成を企図するとともに、多勢の受容者による都市像も、大阪における経済活動の表象であった。さらに、第5章の都市整備に関する訴訟の検討にみるように、実施者と受容者の対立は、主に経済的な事案を巡るものであった。このように、実施者・受容者はともに、都市空間を経済活動の場として捉えた。一方、訴訟において顕在化しているように、両者はともに都市を経済活動の場として捉えながらも、両者の都市像には差異がみられる。また、『大大阪』・新聞では、御堂筋・大阪駅周辺が経済の中心地として捉えられたことに対し、近世文化の再興を企図した『上方』では、従前の当該地域は特徴を有するものとしては捉えられなかった。このように、近代大阪としての都市像が形成される過程においては、経済活動の新たな拠点としての地域像の形成を伴ったものといえる。そこで、本章では、実施者・受容者による都市像を構成する地域像の比較を通して、近代大阪としての都市像が形成される過程について明らかにする。

以下、まず第2節では、第5章における行政・住民間の訴訟についての検討結果をふまえて、実施者・受容者の場所評価の対立における争点について検討する（本章における節構成の模式図を図6-1に示す）。

次に、第3節では、第3章・4章における検討結果及び、前節の結果より得られた実施者・受容者の場所評価の対立における争点をふまえながら、『大大阪』・新聞の都市像を構成する地域像の比較を行う（図6-1）。

続いて、第4節では、前節及び第4章における『上方』についての検討をふまえて、当該期の大阪に対する都市像と、従前の大阪に対する都市像の比較を行うことで、当該期に新しく形成された都市像について明らかにする（図6-1）。

第6節では、以上の検討を総合して小結とする。

### 6-2 訴訟にみる実施者・受容者の場所評価の対立における争点

第5章で述べたように、大正・昭和初期の大阪においては、昭和9年から昭和13年の間で訴訟が集中し、主に経済的な事案を巡って、訴訟が争われた。また、大阪市域の中でも、当該期の都市整備における中心的な整備対象地であった大阪駅周辺及び御堂筋付近に係争地が集中し、当該地における訴訟は昭和8年から昭和13年にかけて起こった。一方、従前からの繁華街である心齋橋においても昭和9年に1件の訴訟がみられた（図6-2）。以下、第5章で得られた検討結果をふまえて、昭和10年前後の時期に上述の地域で起こった訴訟における、行政・住民の場所評価について総括する（図6-3の左図・右図にそれぞれ

実施者である行政・受容者である住民の場所評価の模式図を示す)。

まず、大阪駅周辺の訴訟では、駅南側を中心、それ以外の地区を周縁とする空間構造が住民において意識化された一方で、行政は地域一帯を均質な経済価値を持つ空間として捉えた。また、住民は、中心地が生む経済的な利益を、「百貨店」の経営者によって独占されるものとして捉えた<sup>1</sup>。さらに御堂筋においては、大阪駅周辺の場合と同様に、住民は、当該地の都市整備が生む利益は御堂筋沿道に位置する「百貨店」に独占されるものとして捉えたのに対し<sup>2</sup>、行政は地域一帯を公的な領域であるとともに、均質な経済的価値を持つ空間として捉えた。

一方、心斎橋付近における訴訟では、係争地は周辺住民によって地域共同体の領域として捉えられた一方で、行政は当該地を「一般市民」の共用地として主張し、市が民間人に賃貸することの妥当性を主張した<sup>3</sup>。すなわち、行政は、当該地を経済的な価値を持つ場であるとともに、その便益は地域住民に限定されない市民全体に帰属するものとして捉えた。

このように、当該期の都市整備における都市軸となった御堂筋・大阪駅周辺では、中心と周縁による空間構造が受容者である住民によって意識化された。また住民においては、地域空間の中心が生む利益は、周辺住民自身ではなく、「百貨店」の経営者、換言すれば他者としての資本家によって収奪されるものとして捉えられた。一方、近世に形成された繁華街の一つである心斎橋では、実施者が地域空間を公的な領域として再編することを企図したことを契機として、受容者においては、従前の共同体の領域としての意味が逆に意識化された。具体的には、実施者は、地域空間が生む便益を「一般市民」という公的な主体に帰属するものとして捉えたのに対し、受容者は地域住民のためのものとして捉えた。

すなわち、実施者である行政は、地域空間が生む利益は特定の地域の住民に帰属するものではなく、公的な主体に帰属するものとして捉えた(図6-3の左図)。一方、受容者である住民は、地域空間が生む利益を、近世に形成され繁華街では地域共同体、都市整備における都市軸となった地域では資本家によって独占されるものとして捉えた(図6-3右図)。このように、実施者・受容者の場所評価の対立は、地域空間が生む経済的な利益が帰属する主体を争点とするものであった。そこで以下では、都市・地域が帰属する主体に注目することで、実施者・受容者の都市像及び地域像の比較を行う。

### 6-3 『大大阪』・新聞にみる実施者・受容者の都市像の差異

#### 6-3-1 『大大阪』における都市像を構成する地域像

第3章で述べたように、『大大阪』では、従前の都市を構成する個々の私的領域を公的領域として再編するとともに、経済活動による都市の変化を公的に統制することが目指された。すなわち、『大大阪』の可能態都市像は、個々の住民・企業によって領有される私的領域の集合としての現実態都市像が、「社会公益」

<sup>1</sup> 「訴願書」昭和11年6月5日、前掲『高速度軌道建設受益者負担金ニ関スル訴願』、大阪市公文書館蔵、配架番号2481

<sup>2</sup> 『訴願人播磨屋虎太郎外八名訴訟事件』、大阪市公文書館蔵、配架番号2482

<sup>3</sup> 「弁明書」、『異議訴願訴訟』、大阪市公文書館蔵、配架番号520

を重視する「公共団体」<sup>4</sup>及び社会規則を共有した市民<sup>5</sup>によって領有される公的領域へと再編されることで形成された。すなわち、個々の地域・土地が生む利益は、公的な主体である「公共団体」や「市民」に帰属するものとして捉えられた。

続いて大阪市内の主要地域である四天王寺・道頓堀・堺筋・大阪城・御堂筋・大阪駅周辺の地域像についてみると、四天王寺・大阪城・大阪駅周辺・御堂筋は現状あるいは将来における大阪を表象する地域・施設として捉えられた。そのうち、四天王寺・大阪城に関しては、前者は大阪における宗教の象徴・国家の象徴として捉えられ、とりわけ後者は、「大大阪を為した根源」<sup>6</sup>・「大阪市民愛郷の精神」の象徴として形容された<sup>7</sup>。すなわち、両地域とも、経済活動に関する場としては捉えられていない。さらに、大阪城の天守閣に関しては「天守閣上に登れば（中略）大大阪の動的大観を俯瞰」し得ると述べられており<sup>8</sup>、「動的」に変化する市街地とは切り離された、固定化された地域として捉えられた。このように、『大大阪』では、四天王寺・大阪城は、経済活動の場である市街地から切り離されたものとして捉えられた。

一方、御堂筋・大阪駅周辺についてみると、御堂筋に関しては、大正15年の御堂筋建設着工直後から「メイン・ストリート」となることを期待されており<sup>9</sup>、御堂筋の竣工年である昭和12年以降では、当該地は「大大阪が日本に誇る」地域・「躍進大大阪の象徴」や<sup>10</sup>、「大大阪の凡ゆる中心」・「大資本の看板地」として形容されるとともに<sup>11</sup>、沿道に出現した高層建築が「近代都市を目のあたりに見せる」ものとして評価された<sup>12</sup>。すなわち、御堂筋は「大資本」及び「近代都市」である大阪を表象する地域として捉えられた。加えて、御堂筋の建設に伴い沿道に出現した高層建築物の高さ及び「道路の両側に集中氾濫」する「醜悪無統制」な広告物を規制する提案がなされ、経済活動の結果として形成される沿道空間を公的な管理によって視覚的に統一することが企図された。このように、御堂筋が完成に近づくに伴い、近代都市である大阪の経済活動の表象としての現実態地域像が形成される一方で、経済活動によって生じた空間の公的な統制を企図する可能態地域像が提示されるようになった。

また、大阪駅周辺に関しては、大正15年から昭和16年まで継続的に当該地を「大阪の玄関」として形容する記述がみられるとともに<sup>13</sup>、大阪駅は「大都市の停車場」・「大阪交通中心地」・「大都市の国際停車場」として形容されており<sup>14</sup>、大阪駅周辺は大阪の交通の中心であるとともに、「大都市」としての大阪を

<sup>4</sup> 小川市太郎、「大阪市政の今昔」、『大大阪』7巻1号、pp.49-53、1931

<sup>5</sup> 第3章で検討したように、当該期の大阪市長・大阪都市協会長であった関一は「都市計画のことなら市役所に行けばよいではない、市民諸君がやることを唯だ法律で統制して行く、市民が法制に従って行くといふ処に都計の真髓があると思ひます（中略）自分の地所だから勝手に使つてよいと云ふことは都会生活をして居る以上許されぬ。立派な街路に向かつて汚ない塀を立て、俺れの地所だから何んな塀を立て、よもよいというふことは社会規則に反する」と述べている。（関一、「大都市計画十年の回顧」、『大大阪』7巻7号、pp.3-15、1931）

<sup>6</sup> 第3章における表3-12-1 中記事番号5

<sup>7</sup> 第3章における表3-12-1 中記事番号6

<sup>8</sup> 「御大禮記念事業寄附受附開始」、『大大阪』4巻9号、pp.98-99、1928

<sup>9</sup> 第3章における表3-13-1 中記事番号7・10・11

<sup>10</sup> 第3章における表3-13-2 中記事番号35

<sup>11</sup> 第3章における表3-13-2 中記事番号38

<sup>12</sup> 第3章における表3-13-2 中記事番号38

<sup>13</sup> 第3章における表3-14-1 中記事番号1・8及び表3-14-2 中記事番号23・29・36・39・43・47・49・50

<sup>14</sup> 第3章における表3-14-1 中記事番号8及び表3-14-2 中記事番号23

表象する地域として捉えられた。具体的には、大阪駅が「先進国の都市」の「重要停車場」とは異なり、「駅頭の現況は、一として好記念を印すべく値するもの」がないこと<sup>15</sup>、及び駅前の整備により、大規模な建築敷地を造成し、「東京駅前以上の宏壮美を現出する」ことが構想されたことから<sup>16</sup>、「先進国の都市」・「東京」に比肩する都市として大阪が捉えられた。すなわち、大阪は固有の都市ではなく、近代における普遍的な都市として捉えられた。また、大阪駅周辺の空間に関しては、「米国や独逸」をはじめとする「欧米」における「都市の中央停車場」は「その都市の市勢を象徴」していることから、昭和12年から着工された大阪駅の改築を「近代味」があり、「大大阪の玄関」としてふさわしいものとして評価した<sup>17</sup>。加えて、駅前の建築物に関しては、昭和9年の記事において、経済及び美観の観点から高層建築が理想とされるとともに<sup>18</sup>、昭和12年の記事においては、将来的に駅前に建設される建築物の調和を確保するため、公的な統制の必要性が主張された<sup>19</sup>。すなわち、大阪駅周辺に関しては、大正末期から昭和初期にかけて、近代都市である大阪の表象としての現実態地域像が形成されていた一方で、御堂筋と同様に、昭和10年前後から、経済活動によって生じる空間の公的な統制を企図する可能態地域像が提示されるようになった。

このように御堂筋・大阪駅周辺の地域像についてみると、大阪駅周辺は大正末期当初より、大阪の交通の中心地であるとともに、近代都市としての大阪を表象する地域であった。また、御堂筋は、大正末期における街路着工当初は、大阪の「メイン・ストリート」となることが期待されていた。すなわち、大正末期においては、両地域とも現状及び将来における都市交通の中心として捉えられた。一方、昭和10年前後になると、大阪駅周辺では、経済活動によって生じる空間の公的な統制を企図する可能態地域像が提示されるようになるとともに、御堂筋では、街路建設が竣工に近づくことで、近代都市である大阪の経済活動の表象としての現実態地域像が形成され、かつ経済活動によって生じた空間の公的な統制を企図する可能態地域像が提示されるようになった。また、御堂筋・大阪駅はそれぞれ、大阪の「躍進」・「市勢」の象徴として形容されたことから、大阪市の経済的な繁栄が空間の流動性として表象されるとともに、その流動性の目指す方向を規定する必要性が主張された。すなわち、御堂筋及びその経路の北端に位置する大阪駅周辺は、昭和10年前後に、近代都市である大阪が持つ経済力の表象としての地域像が形成され、さらに、地域空間を統制することで、経済力が帰属する公的な主体を視覚的に象徴することが構想された。

以上のように、経済活動の場である市街地から切り離された固定的な場所としての四天王寺・大阪城に対して、経済活動の結果として流動的な景観を持つ御堂筋・大阪駅周辺が『大大阪』の都市像においては重視された。また、第2章で述べたように、当該期の都市整備では、大阪駅周辺を含む御堂筋を新たな都市軸として建設することで、従前の堺筋を都市軸とする都市構造が遺棄された。事実、第3章で検討した

<sup>15</sup> 岡崎早太郎、「大阪驛附近の都市計画事業」、『大大阪』4巻6号、pp.37-44、1928

<sup>16</sup> 内山新之助、「大阪の都市計画」、『大大阪』6巻12号、pp.39-47、1930

<sup>17</sup> なお同記事においては、新しく改築が予定されている大阪駅に対して、「明朗、瀟洒、簡素のなかに近代味を多分に盛るといふのであるから、平民的な商都大阪に正に相応しいものであらう」という記述もみられ、大阪は「平民的」な都市として形容された。（西村健吉、「大大阪時評」、『大大阪』13巻3号、p.93、1937）しかし、大阪駅に関する記事全体における評価の傾向としては、「近代」都市である大阪の「玄関」として大阪駅を捉えるものが主流といえる。

<sup>18</sup> 宮内義則、「大阪駅前整理事業に就いて」、『大大阪』10巻8号、pp.35-39、1934

<sup>19</sup> 前掲「大大阪時評」

ように『大大阪』においては、堺筋は特徴を有する地域としては捉えられていない<sup>20</sup>。加えて、御堂筋の経路においては、前述の四天王寺・大阪城は包含されていないことから（図6-2）、実施者の都市像においては、御堂筋が完成に近づくに伴い、東京や先進国の都市に比肩する近代都市としての大阪が持つ経済力を表象する流動的な空間が形成されるとともに、その空間を統制することで公的な主体の表象が企図される一方で、歴史的に形成された地域の意味が喪失された（図6-4左図に実施者の都市像の模式図を示す）。

### 6-3-2 新聞における都市像を構成する地域像

第4章で述べたように、新聞における御堂筋・大阪城・四天王寺・堺筋・道頓堀・大阪駅に関する記述をみると、四天王寺を除いて、どの地域・施設に関しても経済的な問題が重視された。

また、これらの地域・施設の中でも、とくに御堂筋に関しては、街路建設が進捗するに伴い、「大大阪のメイン・ストリート」・「大阪では御堂筋が表玄関に変わったため同一経営者のターミナル・デパートは非常に繁昌しているが、片一方の旧店は経営上芳しくないらしい」・「大阪の交通大動脈」という記述にみられるように<sup>21</sup>、大阪の交通及び経済活動の中心地として捉えられるようになった。さらに、沿道の地価の変動や格差について度々言及されるとともに、沿道に建つ高層建築及び家屋・商家が主な記述対象物となった。このように、御堂筋は、経済活動に伴い生じる流動的な価値・空間を持つ地域として捉えられた。また、経済活動による利害に関係する主体としては、「ターミナル・デパート」の「経営者」や、沿道土地の所有者<sup>22</sup>が挙げられた。一方、当該地を大阪の象徴と形容した『大大阪』とは異なり、新聞では、当該地は大阪市という公的な主体に帰属するものとしては捉えられていない。

次に、御堂筋北端に位置する大阪駅周辺に関しては、大正末期から昭和初期を通して、「大阪の玄関」として形容され、公的な主体を表象する地域として捉えられた<sup>23</sup>。さらに、大正15年には「交通文化の一新紀元を画する」地域、昭和5年には「電鉄直営百貨店の争覇戦が展開されようとしている」地域として形容され、交通・経済の観点から重要な地域として捉えられた<sup>24</sup>。加えて、昭和13年には「交通の心臓部」として「地価も非常に高いところ」と記述され、交通・経済の中心地である駅前の土地が電鉄会社によって争奪されたことが報じられた<sup>25</sup>。また駅周辺の建築物に関しては、前述したように、昭和4・5年に、電鉄企業による百貨店の建設が予定されていることが報じられるとともに<sup>26</sup>、昭和11年には、従前

<sup>20</sup> 第3章で検討したように、堺筋は「大阪の大動脈」・「資本主義の横溢」する地域として形容される一方で、「滅切りさびれ」た地域として評価されている（表3-11中2・7・9）。さらに当該地に関する記事数は、御堂筋・大阪駅周辺・堺筋・大阪城・四天王寺・道頓堀の6つの地域・施設に関する記事の中でも、最も少ないことから、大阪を表象しうる特徴を辿った地域としては捉えられなかった。

<sup>21</sup> 第4章における表4-11中記事番号14・35・30。新聞における記事の掲載日はそれぞれ、昭和7年8月21日・昭和12年3月4日・昭和13年10月5日であり、昭和12年の御堂筋竣工に近づくに伴い、御堂筋を経済・交通の中心地として形容する記述がみられるようになった（第4章における表4-11）。

<sup>22</sup> 大阪市による御堂筋沿道土地の買収の際に、付近の土地よりも買収価格が低いことに対して抗議を行った御堂筋沿道土地の所有者がいることについて報じられた。（「南海高島屋の向いで市の買収に頑張る地主さん」、『大阪毎日新聞』昭和10年9月12日）

<sup>23</sup> 第4章における表4-17中記事番号1・4・7・9・10・13・14・15・17・21・23・24

<sup>24</sup> 第4章における表4-17中記事番号1・8

<sup>25</sup> 第4章における表4-17中記事番号21

<sup>26</sup> 第4章における表4-17中記事番号5・8

の小規模な家屋・商家ではなく、高層建築が集合するものとして構想された<sup>27</sup>。このように、大阪駅周辺は、大正末期当初より大阪という公的な主体を表象するとともに、交通・経済の観点からも重要な地域として捉えられ、昭和11年には高層建築の集合による可能態地域像が提示されるようになった。ただし、当該地における経済活動の主体としては、主に当該地の建築・土地の所有者である電鉄会社が挙げられており、前述した御堂筋と同様に、当該地が持つ経済力は大阪市に帰属するものとしては捉えられていない。

このように御堂筋・大阪駅周辺の地域像についてみると、大阪駅周辺は大正末期当初より、大阪の交通の中心地であるとともに、大阪を表象する地域であった。さらに、昭和5年には、複数の「百貨店」によって経営が争われる経済的に重要な地域として捉えられ、昭和11年には高層建築の集合による可能態地域像が提示されるようになった。一方、御堂筋は、大正末期における街路着工当初は、当該地の特徴に関する記述はみられず、昭和7年以降「メイン・ストリート」として形容され始め、交通の中心地として捉えられた。さらに、昭和12年には「ターミナル・デパート」の経営の観点から「大阪の表玄関」として形容され、経済の中心地として捉えられるようになった。すなわち、大正末期から昭和5年頃にかけては、大阪駅のみが大阪を表象し得る特徴を持つ地域であったものの、御堂筋街路建設及び大阪駅前の都市整備が進捗するに伴い<sup>28</sup>、両地域がともに経済の中心地として捉えられるようになった。ただし、その経済活動の主体は、地域内の建築物・土地を所有する企業・個人であった。とりわけ、その企業としては第2節で述べた訴訟の場合と同様に、百貨店が挙げられており、地域の経済活動は百貨店に象徴されたものといえる。

一方、道頓堀及び堺筋においても、経済的に繁栄した地域としての評価がみられたものの、御堂筋と異なり、大阪を代表する特徴を持った地域としては評価されていない<sup>29</sup>。とりわけ、堺筋に関しては、「ショッピング・センタからビジネス・センタ街」となり、沿道の百貨店の営業成績が下落したことが述べられ<sup>30</sup>、商業地域としては衰頹する傾向にあることが指摘された。

以上のように、新聞では、従前の都市軸であった堺筋や<sup>31</sup>、繁華街としての道頓堀ではなく、新しく形成された都市軸としての御堂筋・大阪駅周辺を経済活動の拠点とした都市像が提示された。とりわけ、当該地域における経済活動は百貨店に象徴された（図6-4右図に受容者の都市像の模式図を示す）。

以上のように、『大大阪』・新聞両者においては、歴史的に形成された地域の意味が喪失され、「大阪の玄関」と形容された大阪駅周辺が公的主体を表象する地域であった。また、御堂筋街路建設が進捗するに伴い、大阪駅周辺を含む御堂筋一帯が経済の中心地として捉えられるようになった。ただし、『大大阪』では、

<sup>27</sup> 「建て直される大阪の陸の玄関」、『大阪毎日新聞』昭和11年3月1日

<sup>28</sup> 第2章で述べたように、大阪駅前の都市整備事業として、昭和9年・昭和10年にそれぞれ、大阪駅付近都市計画事業・大阪駅前土地区画整理事業が実施され始めた。

<sup>29</sup> 第4章で述べたように、当該地域の評価については、「歓楽の王国の夢の世界」・「盛り場」・「歓楽地帯」・「繁華街」・「盛り場」・「興業街」（表4-15中記事番号6・8・12・24・26・28）という記述がみられたものの、大阪を代表する地域として形容する記述はみられない。

<sup>30</sup> 第4章における表4-14中記事番号26

<sup>31</sup> 第2章で述べたように、御堂筋街路建設以前における、大阪市域の幹線街路は、市域を南北に縦貫する市電が敷設された堺筋であった。

近代都市としての大阪に当該地域の経済力が帰属し、地域空間を構成する建築物の統制の必要性が主張された一方で、新聞では、地域内の建築物・土地の所有者が経済活動の主体であり、とりわけ、その主体は百貨店に象徴された。換言すれば、都市整備の実施者及び多勢の受容者はともに、整備の進捗に伴い出現した御堂筋一帯の空間を都市の新たな経済軸として捉えながらも、受容者は、公的な主体の表象として統制された建築群による空間の形成を企図した実施者とは異なり、百貨店をはじめとする個々の企業の経済活動の場として地域空間を捉えた（図 6-4）。

#### 6-4 近代大阪としての都市像の形成

##### 6-4-1 『上方』における都市像を構成する地域像

第4章で述べたように、『上方』の現実態都市像は、国家によって統制され得ない住民の自由な活動の場所としての私的な領域が集合したものとして都市が捉えられた。また、その現実態都市像における都市の固有性は「近代的大都市として」発展するに伴い喪失される傾向にあるものとして捉えられており<sup>32</sup>、近世大坂の心性・文化を現在の大阪において継承・強化することで可能態都市像へと架橋された。

続いて大阪市内の主要地域である四天王寺・道頓堀・堺筋・大阪城・御堂筋・大阪駅周辺の地域像についてみると、道頓堀・大阪城・四天王寺は過去・現状における大阪を表象し得る地域・施設として捉えられた。そのうち、道頓堀は、「繁栄の緒について二百余年」として評価されるとともに「大阪第一の盛り場」として形容され<sup>33</sup>、近世から昭和初期に至る繁華街として捉えられた。また、「道頓堀の情調、つまり特色がだんゝ滅び、移り変わつて行く」と述べられ<sup>34</sup>、さらに大正期に形成された道頓堀のカフェ文化が、昭和初期において「資本主義のアメリカニズムに侵さ」れることで、「今迄集つた人々は行かなくなつてしま」つたと述べられたことから<sup>35</sup>、表層的な賑わいにおいては近世からの継承を認めながらも、当該地の雰囲気の変容するとともに、従前の共同体の領域が「アメリカニズム」を持つ「資本主義」によって解体される過程が意識された。すなわち、地域固有の雰囲気を醸成する共同体と、大阪の外部としてのアメリカの文化をもたらす「資本主義」が対比的に捉えられた。このように、道頓堀は近世から昭和初期にかけて賑わいが継承される経済活動の場として捉えられながらも、従前の当該地は、共同体によって形成される固有の雰囲気を持ち得たのに対し、昭和初期においては「資本主義のアメリカニズム」によって固有性が喪失されるものと捉えられた。

次に、大阪城に関しては、「大大阪市の基礎をなした」施設として形容され<sup>36</sup>、大阪の都市形成を象徴する場として捉えられた。さらに、昭和6年の「天守閣再興」によって「我々は秀吉を心のうちに復活せしめられる」という記述がみられ<sup>37</sup>、豊臣秀吉の心性が復活すべき可能態地域像として表象された。また『上

<sup>32</sup> 第4章における表 4-4 中記事番号 7

<sup>33</sup> 第4章における表 4-8 中記事番号 14

<sup>34</sup> 第4章における表 4-8 中記事番号 6

<sup>35</sup> 鶴丸梅太郎、「道頓堀のカフェ黎明期を語る」、前掲『上方』22号、pp. 39-42、1932 及び

<sup>36</sup> 第4章における表 4-9 中記事番号 6

<sup>37</sup> 第4章における表 4-9 中記事番号 21

方』において理想とされた住民の心性の特徴と<sup>38</sup>、豊臣秀吉の心性は両者とも「自由闊達」なものとして形容されていることから<sup>39</sup>、再建された大阪城は『上方』における住民の理想的な心性を象徴するものであった。換言すれば、世俗的な社会を統括する、政治権力の象徴であった。

また、四天王寺は、「仏法最初の靈刹をこの大阪に有してゐる事を誇りとせねばなるまい」・「太子が鎮護国家の爲め」に設置した寺として形容されており<sup>40</sup>、大阪の宗教及び古代国家を象徴する施設として捉えられた。また、四天王寺は、大阪城とは異なり、住民の心性を象徴するものとしては形容されておらず、世俗的な社会とは独立した圏域を形成するものであった。すなわち、世俗から分離された聖性の象徴であったといえる。

このように、道頓堀では近世から昭和初期にかけて賑わいが継承される経済活動の場として捉えられながらも、従前の当該地は、共同体によって形成される固有性を持ち得たのに対し、「資本主義のアメリカニズム」によって固有性が喪失されるものと捉えられた。加えて、前述したように『上方』の現実態地域像は、大阪が「近代的大都市として」発展するに伴い、大阪の固有性が喪失される傾向にあると捉えるものであったことを考慮すると、都市・地域の固有性は、資本主義を持つ近代化に伴い、大阪の外部の文化がもたらされることで喪失されると捉えられた。また、道頓堀に代表される大阪の特徴が喪失される傾向にある中で、再建された大阪城を近世における理想的な住民の心性を象徴する施設として可能態都市像の拠点とした。一方、四天王寺は、住民の心性とは関連づけられないものの、大阪の宗教・古代国家を象徴する施設として捉えられた。すなわち、『上方』においては、世俗権力・聖性の象徴であり、経済活動に関与しない固定的な場である大阪城・四天王寺と、経済活動を伴う流動的な空間を持つ繁華街によって、都市像が構成された（図6-5右図に『上方』に表れる従前の大阪に対する都市像の模式図を示す）。また、当該誌が出版された昭和初期においては、大阪の外部の文化が流入することで、地域・都市の固有性が喪失されると捉えられたことから、従前の都市と近代都市との差異は、地域・都市が通時的に獲得した固有性の有無において生じたものであった（図6-5）。

#### 6-4-2 『大大阪』・新聞及び『上方』の都市像を構成する地域像の比較

『大大阪』・新聞にみるように、都市整備の実施者及び多勢の受容者はともに、整備の進捗に伴い出現した御堂筋一帯の空間を都市における新たな経済軸として捉えるとともに、御堂筋北端に位置する大阪駅周辺を大阪という公的主体を表象するものとして捉えた。ただし、実施者が東京や欧米の都市と比肩し得る近代都市としての大阪の表象として、経済軸となる地域空間の統制を企図した一方で、多勢の受容者は、百貨店をはじめとする個々の企業の経済活動の表象として地域空間を捉えた。

また、『上方』にみるように、従前の大阪に対する都市像は、経済活動に関与しない世俗権力・聖性の象

<sup>38</sup> 第4章における表4-4中記事番号6・7

<sup>39</sup> 武藤誠、「豊公資料特別展の展覧品二三に就いて」、前掲『上方』11号、pp.103-110、1931

<sup>40</sup> 第4章における表4-10-1中記事番号2・4

徴としての大阪城・四天王寺と、経済活動を伴う流動的な空間を持つ繁華街によって構成された。加えて、歴史的に形成される都市・地域の固有性は、近代化によって、大阪の外部の文化が流入することで対比的に顕在化したものといえる。

すなわち、都市整備の進捗に伴い、昭和初期に新しく出現した大阪の都市像は、経済活動に関与しない大阪の世俗権力・聖性の象徴ではなく、公的主体を表象する大阪駅周辺と、経済活動を表象する御堂筋が接続されることで形成された、都市における経済活動の表象であった。換言すれば、経済的価値が指標となることで、大阪において通時的に形成された固有性を周縁に追いやるとともに、近代という一時点において形成される、大阪の外部の文化と繋がりうる共時的な固有性が都市空間の中心に新たに作り出された。また、従前からの経済活動の場である繁華街においては、近代化によって、共同体によって形成された地域固有の雰囲気喪失されることが意識されたことから、都市軸の周縁に位置する地域の通時的な固有性は、次第に解体されることとなった。総合すれば、近代大阪としての都市像は、都市・地域が持つ通時的な固有性を、共時的な固有性へ組み替えるものであり、都市空間は経済的価値を指標に構造化された（図6-5 左図に近代大阪としての都市像の模式図を示す）。

#### 6-5 小結

本章では、前章までにおける『大大阪』・『上方』・新聞・訴訟についての検討を総合し、実施者・受容者による都市像の比較を行った。

まず、行政・住民間で起こった訴訟についてみると、実施者である行政は、地域空間が生む利益は特定の地域の住民に帰属するものではなく、公的な主体に帰属するものとして捉えた。一方、受容者である住民は、地域空間が生む利益を、近世に形成され繁華街では地域共同体、都市整備における都市軸となった地域では資本家である「百貨店」によって独占されるものとして捉えた。このように、実施者・受容者の場所評価の対立は、地域空間が生む経済的な利益が帰属する主体を争点とするものであった。

続いて、『大大阪』・新聞の記述をみると、都市整備の実施者及び多勢の受容者はともに、御堂筋一帯を都市における新たな経済軸として捉えるとともに、御堂筋北端に位置する大阪駅周辺を大阪という公的主体を表象するものとして捉えた。ただし、実施者は、近代都市としての大阪に当該地域の経済力が帰属し、地域空間を構成する建築物の統制の必要性を主張した一方で、受容者は、地域内の建築物・土地の所有者を経済活動の主体として捉え、とりわけ、その主体は百貨店に象徴された。換言すれば、都市整備の実施者及び多勢の受容者はともに、御堂筋一帯を都市の新たな経済軸として捉えながらも、実施者が東京や欧米の都市に比肩する近代都市としての大阪の表象として統一的な空間の形成を企図した一方で、多勢の受容者は、百貨店をはじめとする個々の企業の経済活動の表象として地域空間を捉えた。

一方、『上方』では、経済活動に関与しない世俗権力・聖性の象徴としての大阪城・四天王寺と、経済活動を伴う流動的な空間を持つ繁華街によって、都市像が構成された。また、経済活動を伴う繁華街では、近代において、大阪の外部の文化が流入することで、従前の共同体によって形成された地域固有の雰囲気

が対比的に顕在化したものといえる。

以上の議論を総合すると、都市整備が進捗した昭和初期においては、経済的価値が指標となることで、大阪において通時的に形成された固有性を周縁に追いやるとともに、大阪の外部の都市に比肩することを目指し、それらの文化と繋がりうる近代における共時的な固有性が、都市の中心としての大阪駅周辺・御堂筋において新たに作り出された。さらに、周縁に位置する地域の通時的な固有性は、次第に共時的な固有性へ組み替えられることとなった。すなわち、近代における共時的な固有性に対し、大阪において通時的に形成される固有性が従属することで、近代大阪としての都市像が形成された。

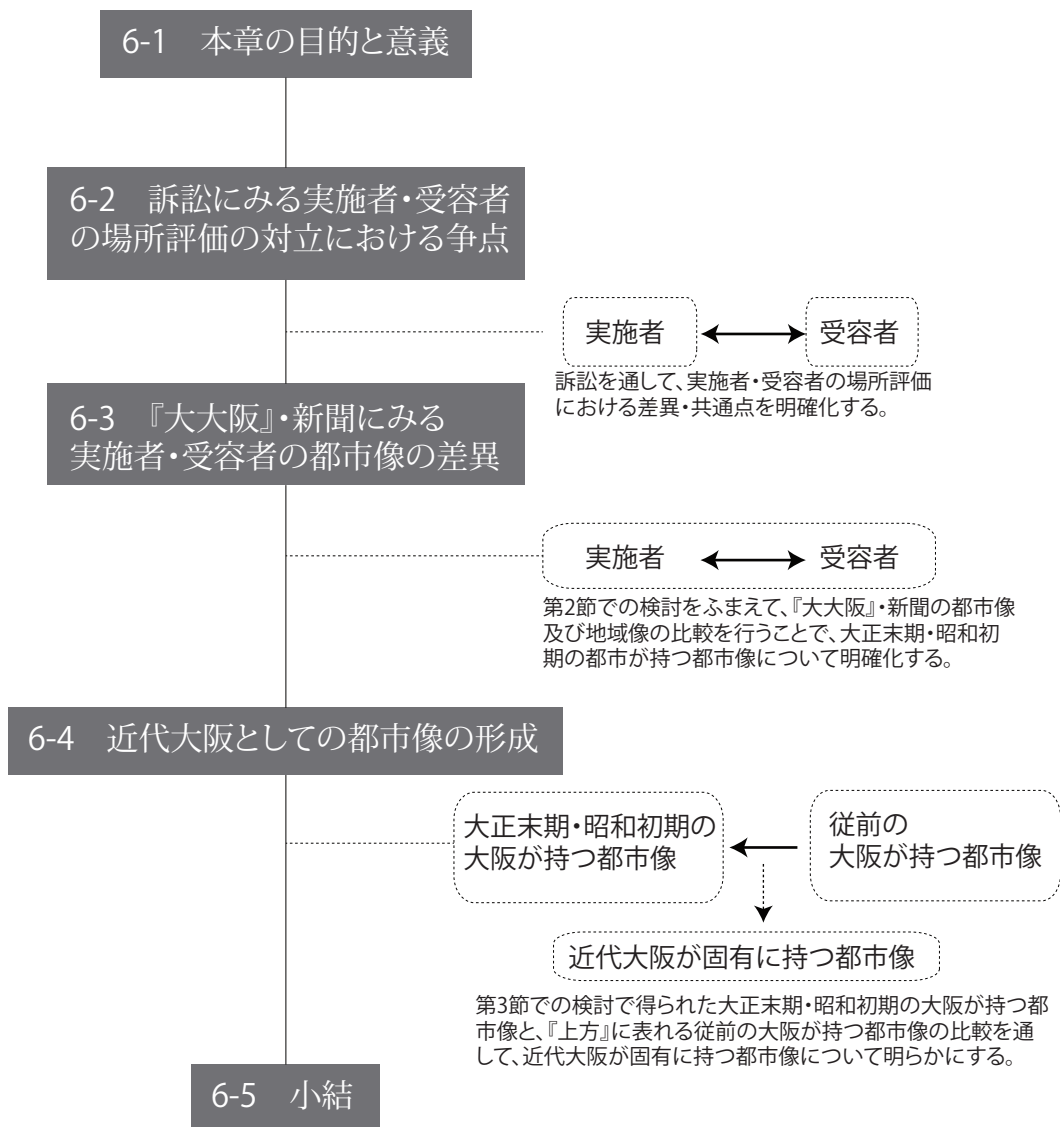


図6-1 節構成の模式図



図6-2 検討対象となる各地域の位置

図注 本図は『昭和前期日本都市地図集成』(柏書房、1986)所収の「最新番地入大大阪市地図」(箕島正夫、1934)を基に作成した。

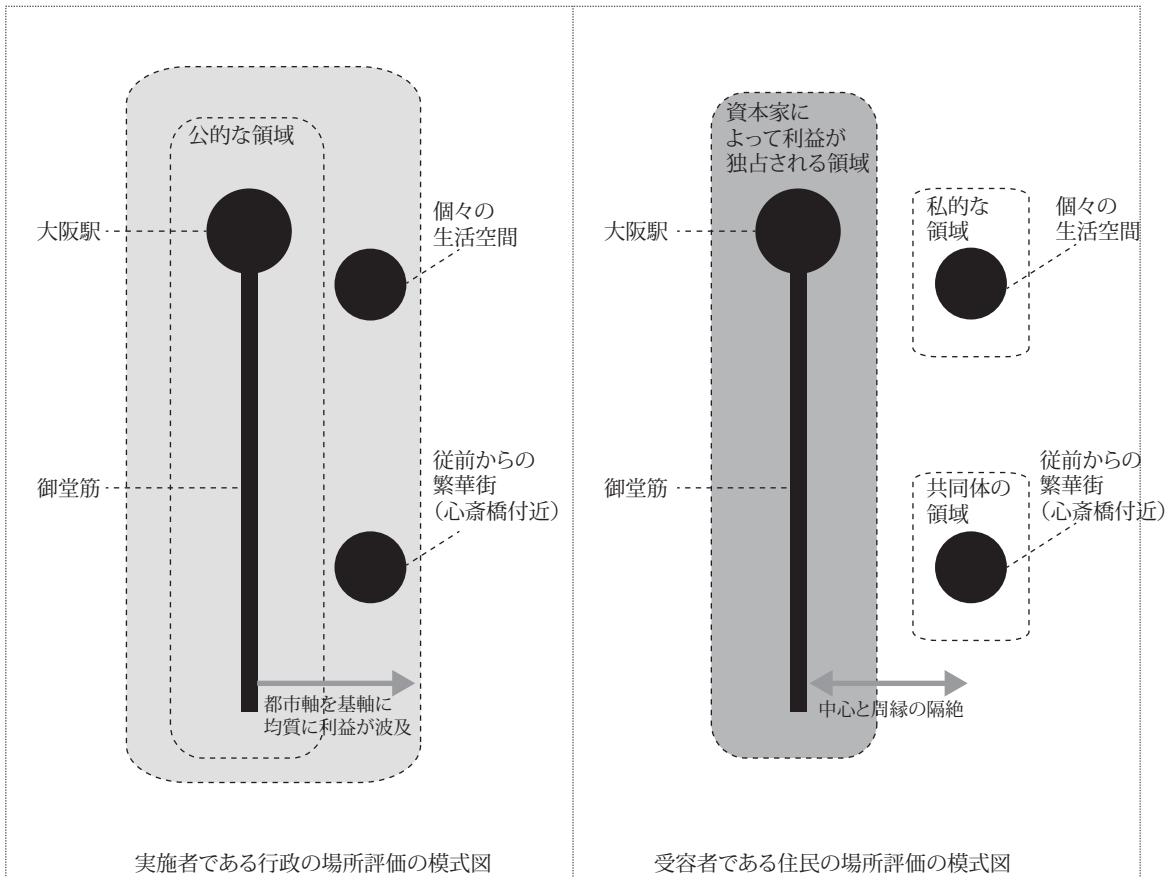


図6-3 訴訟における実施者・受容者による場所評価の対立関係の模式図

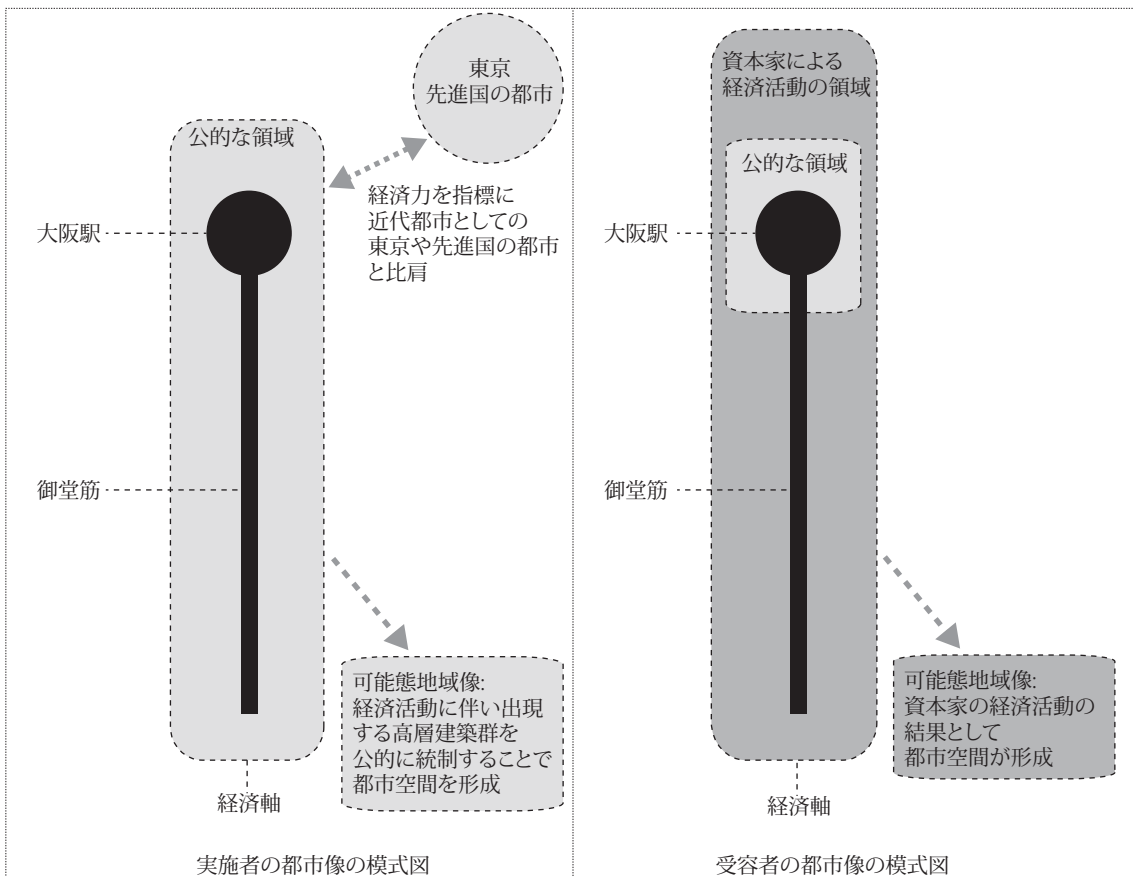


図6-4 『大大阪』・新聞にみる実施者・受容者の都市像の模式図

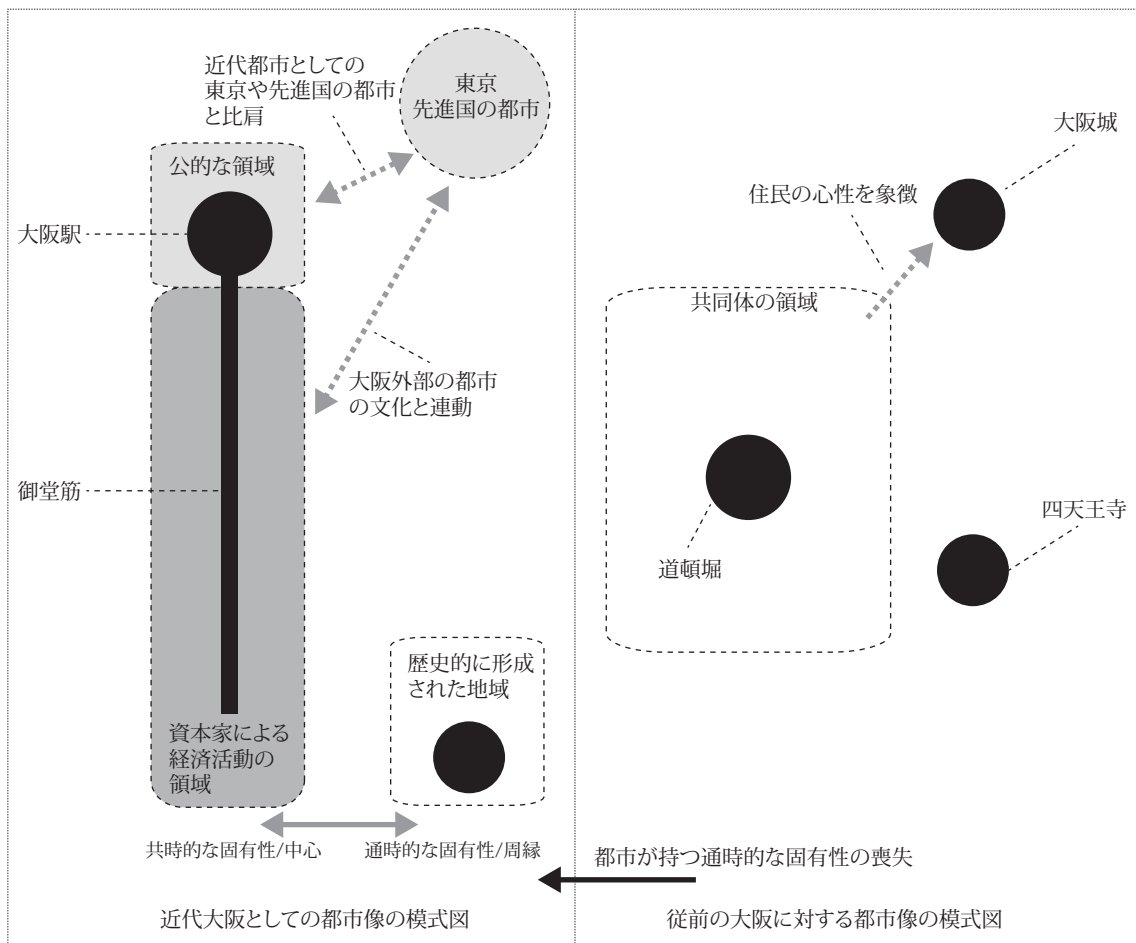


図6-5 近代大阪としての都市像と従前のお阪に対する都市像の模式図

## 第 7 章 結論

## 第7章 結論

本論では、都市整備の実施内容・雑誌及び新聞における都市や地域に関する記述内容・都市整備を契機として起こった訴訟を通して、大正・昭和初期における都市整備に伴う、近代大阪としての都市像の形成過程について考察してきた。

まず第2章では、近世・明治期・大正昭和初期にかけての大阪の都市空間の変遷について、都市領域・街路網・景観の3つの観点から検討した。その結果、明治期の大阪においては、近世大坂の空間構造・景観を保持していたのに対し、大正・昭和初期においては、都市整備の実施に伴い、近世から続く空間構造が遺棄されるとともに、企業施設としての高層建築が景観の中に出現し、御堂筋を中心とする新たな空間構造を持つ都市空間が形成された。

続く第3章では、大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』の記事を通して、都市整備の実施者による大阪の都市整備に関する記述及びに大阪市内の各地域に関する記述について検討した。その結果、『大大阪』では、従前の私的領域の集合としての都市像が遺棄され、経済活動による都市の無秩序な発展を都市行政によって統制することが企図された。換言すれば、公的な領域の中に資本の運動を取り込むことで新たな都市像が提示された。さらに、各地域に関する記述内容についてみると、当該期の都市整備の中心的な地域であった御堂筋・大阪駅周辺に加えて大阪城が大阪を表象し得る地域として記述された。とりわけ御堂筋・大阪駅周辺の地域像においては、公的領域の中に資本の運動を取り込むことを目指す『大大阪』の都市像が先鋭化した。

また第4章では、郷土誌『上方』における大阪の概論に関する記述と大阪市内各地域に関する記述、及び『大阪毎日新聞』・『大阪朝日新聞』における大阪市内各地域に関する記述について検討した。その結果、『上方』では近世文化が重視されることで、共同体の領域及びそれを統括する世俗権力の象徴としての大阪城及び、世俗から切り離された聖性を持つ宗教の象徴としての四天王寺によって構成された都市像が形成される一方で、新聞では、御堂筋・大阪駅周辺を中心として、資本が運動する領域としての都市像が形成された。また、『上方』においては、都市像の拠点となる道頓堀に関して、従前の共同体の領域が資本家のもたらす大阪の外部の文化によって解体される過程が意識化されており、当該誌が出版された昭和初期の受容者においては、現状の都市は資本家による経済活動の領域として捉えられた。

さらに第5章では、大正・昭和初期の大阪における都市整備を契機として都市整備の実施者である行政と受容者である住民の間で生じた訴訟の内容について検討した。その結果、従前からの繁華街の一つである心齋橋周辺では、行政が地域空間を公的な領域として再編することを企図したことを契機として、周辺住民においては従前の共同体の領域としての意味が逆に意識化された。一方、大規模な都市整備が実施され、かつ訴訟が集中的に起こった御堂筋・大阪駅周辺においては、資本家によって経済的な利益が独占される中心地と、それに従属する周縁という空間構造が住民において意識化されることとなった。すなわち、当該期の都市整備は、資本家に帰属する特権的な中心地と、それに従属する私的な領域としての周縁地を

生み出すとともに、従前の共同体の領域を解体することにつながった。

最後に第6章では、前章までの検討を総合し、都市整備の実施者・受容者による都市像を比較し、当該期の都市整備に伴う都市像の形成過程について検討した。その結果、経済活動に関与しない大阪の世俗権力・聖性の象徴ではなく、公的主体を表象する大阪駅周辺と、経済活動を表象する御堂筋が接続されることで形成された、都市における経済活動の表象であった。換言すれば、経済的価値が指標となることで、大阪において通時的に形成される固有性を周縁に追いやるとともに、近代という一時点において共時的に形成され、かつ大阪の外部の文化と繋がりうる固有性が都市空間の中心に新たに作り出された。さらに、周縁に位置する地域の通時的な固有性は、共時的な固有性へ組み替えられることとなった。すなわち、近代における共時的な固有性に対し、大阪において通時的に形成される固有性が従属することで、都市空間が構造化された。

以上を総括すると、大正10年に実施が決定された第一次大阪都市計画事業をはじめとする一連の都市計画事業によって、堺筋を都市軸とする従前の都市構造が遺棄されるとともに、御堂筋を都市軸とする新たな都市構造が形成された。その都市整備の実施者は、御堂筋及びその北端に位置する大阪駅周辺を拠点として、大阪市が持つ経済力を表象する統一化された高層建築群による空間の形成を企図した。一方、そのような都市空間の変化に対して批判的な立場をとる少数の受容者は郷土誌『上方』において、大阪城・道頓堀を拠点とした近世文化の再興を目指す都市像を提示した。これらの雑誌で提示された都市像に対し、多勢の受容者は、都市整備の実施者と共通して、経済活動の表象としての都市像を共有することとなった。また、多勢の受容者は、実施者とは異なり、公的な主体の表象としての統一的な空間ではなく、個々の企業の経済活動の表象として都市空間を捉えたものの、大阪駅周辺の地域は公的な主体として捉えられた。すなわち、昭和初期大阪における都市整備の進捗に伴い、公的主体を表象し得る大阪駅と、資本が集中する御堂筋が接続され、公的主体と資本家によって構成される近代社会の表象が都市空間の中心に生み出されることとなった<sup>1</sup>。その一方で、大阪において通時的に形成された固有性は、都市空間の周縁へと排除されるとともに、大阪の外部の都市に比肩するための指標であり、かつそれらの文化と繋がり得る特徴としての近代における共時的な固有性へと組み替えられることとなった。換言すれば、近代社会が持つ共時的な固有性に対して、大阪における通時的な固有性が従属することで、近代大阪としての都市像が形成された。

<sup>1</sup> 第1章で言及したように、先行研究においては、近代都市は、企業をはじめとする「利益団体」によって構成される「利益社会」の拠点として捉えられている。さらに、「近代社会では、共同体は解体され、個に分解されるから、利益を超越していると装う『公共』＝『行政』が必要とされ、登場する」と指摘されている。(原田敬一、『日本近代都市史研究』、思文閣出版、pp.60-77、1997) また、「市民的公共性」概念の成立史について検討したユルゲン・ハーバーマスは、「私有化された経済活動」が「公的な指導監督のもとに拡大された商品流通を眼目にして展開される」ことを、近代における「市民社会」の特徴であると指摘している。さらに、「公的領域と私的領域の交錯」が進み、両者が浸透する中間領域では「集团的に組織された私利私欲を直接に政治的に表現しようとする諸団体」と「公権力の機関と癒着」した「政党」によって形成されることを論じている。(ユルゲン・ハーバーマス、細谷貞雄他訳、『公共性の構造転換』第2版、未来社、pp.29-32及びp.232、1994)

**付録** 大阪市内各地域の写真



付録図1 大阪市内各地域・施設の位置

図注 本図は『昭和前期日本都市地図集成』(柏書房、1986)所収の「最新番地入大大阪市地図」(箕島正夫、1934)を基に作成した。



写真1 昭和3年頃の四天王寺  
(大阪市役所編、『御大典記念大阪案内記』、大阪市役所産業部、1928より引用)



写真2 昭和6年に再建された大阪城天守閣  
(『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1939より引用)

図注『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』より引用した写真は、大阪市の提供によるものであり、無断での転用を禁ずる。以下の頁において、同書から引用した写真及び、「大阪市による写真提供」と付記した写真についても同様とする。

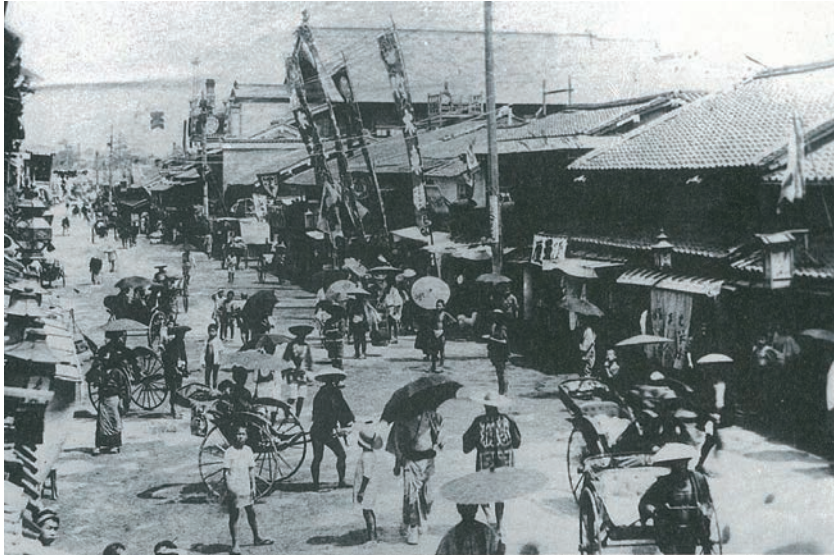


写真3 明治中期の道頓堀  
(『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1989より引用)



写真4 昭和3年頃の道頓堀  
(大阪市役所編、『御大典記念大阪案内記』、大阪市役所産業部、1928より引用)

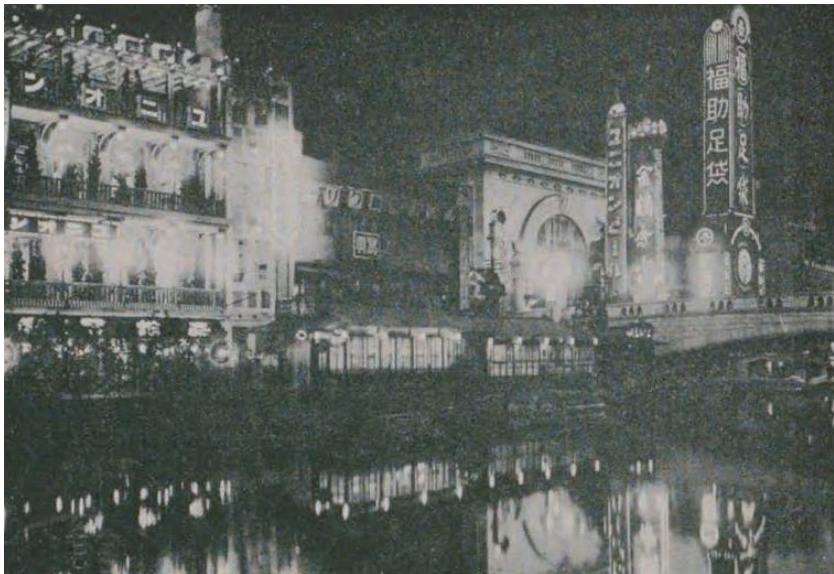


写真5 昭和3年頃の道頓堀の夜景  
(大阪市役所編、『御大典記念大阪案内記』、大阪市役所産業部、1928より引用)



写真5 大正初期の心齋橋筋  
(『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1989より引用)



写真6 大正中期の堺筋  
(『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1989より引用)



写真8 昭和11年頃の御堂筋北端に位置する阪急百貨店  
 (『大・阪急』、百貨店新聞社、1936より引用)



写真9 昭和10年頃の御堂筋沿道に建つそごう百貨店・大丸百貨店  
 (『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1989より引用)



写真10 昭和7年頃の御堂筋南端に位置する高島屋百貨店  
 (『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1989より引用)



写真11 御堂筋街路建設前後の同街路沿道(付録1中Aの地点付近、左図:建設前、右図:建設後)  
 (左図:『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1989より引用)  
 (右図:大阪市による写真提供)



写真12 昭和12年頃の御堂筋  
 (『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1989より引用)



写真13 昭和25年頃の御堂筋沿道の  
 瓦斯ビルヂング  
 (大阪市による写真提供)

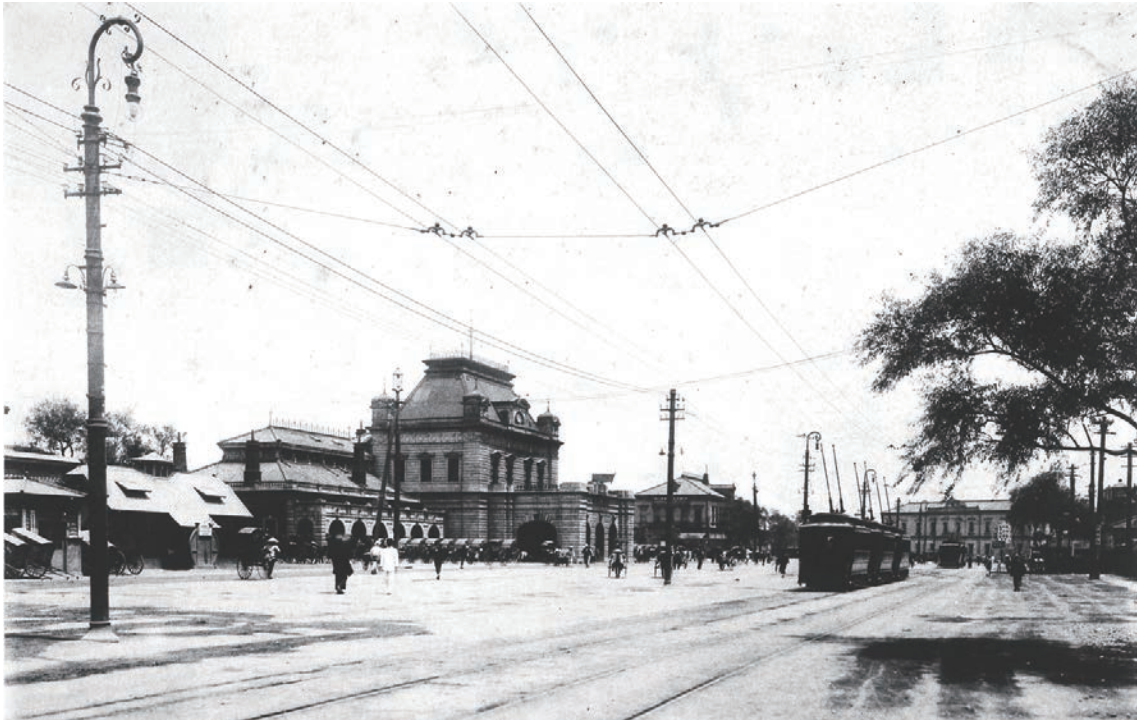


写真14 明治末期の大阪駅前(写真の二代目大阪駅舎は明治34年に完成 )  
(『浪花名勝』、光村出版部、1910より引用)



写真15 昭和25年頃の大阪駅前(写真の三代目大阪駅舎は昭和15年に完成)  
(『大阪市制100周年記念写真で見る大阪市100年』、大阪都市協会、1989より引用)

## 本論文に関する既発表論文

### 1.査読付学術論文

1-1.「昭和10年前後の大阪駅周辺整備を巡る訴訟にみられる地域像の様相-近代大阪の都市像形成に関する研究-」

吉本憲生、篠野志郎、藤田康仁、服部佐智子、『日本建築学会計画系論文集』Vol. 78 No. 689、日本建築学会、pp.1677-1685、2013年7月（本論第5章の一部に該当）

### 2.審査付学術論文

2-1.「大正・昭和初期の大阪における都市整備に関する訴訟事件-近代大阪の都市イメージ形成における行政と民間の輻輳及び対立についての研究-」

吉本憲生、篠野志郎、藤田康仁、服部佐智子、『2011年度日本建築学会関東支部審査付き研究報告集7』、日本建築学会、pp.137-140、2012年6月（本論第5章の一部に該当）

2-2.「大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』の記事にみる大阪駅周辺の地域像-近代大阪の都市像形成に関する研究-」

吉本憲生、篠野志郎、『2012年度日本建築学会関東支部審査付き研究報告集8』、日本建築学会、pp.149-152、2013年6月（本論第3章の一部に該当）

### 3.口頭発表論文

3-1.「大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』の記述にみる近代大阪の都市像」

吉本憲生、篠野志郎、藤田康仁、守田正志、山田卓矢、『日本建築学会近畿支部研究報告集 第51号・計画系』、日本建築学会、pp.905-908、2011年5月（本論第3章の一部に該当）

3-2.「郷土誌『上方』にみる昭和初期の大阪における都市像に含意された歴史性」

吉本憲生、篠野志郎、藤田康仁、守田正志、山田卓矢、『2011年度（関東）学術講演梗概集』、日本建築学会、pp.583-584、2011年7月（本論第4章の一部に該当）

3-3.「大正・昭和初期の大阪市北区における都市整備に関する訴訟事件からみる地域イメージの変容-近代大阪の都市イメージ形成における行政と民間の輻輳及び対立についての研究-」

吉本憲生、篠野志郎、藤田康仁、服部佐智子、『2012年度（東海）学術講演梗概集』、日本建築学会、pp.913-914、2012年7月（本論第5章の一部に該当）

3-4.「大阪都市協会の機関雑誌『大大阪』の記事にみる御堂筋の地域像」

吉本憲生、篠野志郎、『2013年度（北海道）学術講演梗概集』、日本建築学会、pp.421-422、2013年7月（本論第3章の一部に該当）

なお、学位論文としてまとめる際に、各論文の内容に適宜加筆修正を行った。

## 謝辞

大学進学に伴い、大阪から東京へと住まいを移してから約10年が経過いたしました。東京で生活するようになって、大阪が持つ特徴や固有性、あるいは、現代都市としての普遍性について、逆説的に意識するようになったように思います。本論文は、そうした現代大阪の骨格を作った近代大阪において、大阪の固有性・特徴といえる都市像が形成される過程について、建築史・都市史という領野から史的な検討を行うことを主題としたものです。博士論文の研究を進めていく中で、幼い頃に臍氣に感じていた大阪の多面的な空間構造が頭をかすめる一方で、東京へ来てからの生活を思い起こすようになりました。都市空間に身を投じながら流動性を求める一方で、自らの帰属する場所をどこかに希求しているという、自らの両義的な欲望が、近代大阪の都市像を巡る問題と重なり合うことに気付かされました。近代という時間は、現代においてもなお潜在し、都市における生活を規定しているように思います。数多くの先行研究とともに、本論文が、そうした近代から現代に続く都市のあり方、及び大阪という都市が持つ固有性について考える上での一助となれば幸いです。

修士課程から始めた近代大阪の都市像に関する研究を、このように博士学位論文としてまとめる上で、周囲の多くの方々のご指導・ご支援をいただきました。ここに感謝の意を表します。

とりわけ、指導教官である篠野志郎先生には、終始親身なご指導をいただきました。近代大阪の都市像という本論文の主題も、ゼミにおける篠野先生のご指摘に端を発しており、様々な局面で、研究を前進させるための緒をいただきました。篠野先生のご指導がなければ、大阪に関する研究を進めることも、博士論文を執筆することもできなかったように思います。心より感謝申し上げます。

また、本論文の審査を引き受けてくださいました、奥山信一先生、室町泰徳先生、那須聖先生、安田幸一先生、ならびに東京工業大学総合理工学研究科人間環境システム専攻の諸先生方からも、研究を進めていく上で、励ましの言葉やご助言をいただきました。深く感謝申し上げます。

博士課程在籍時では、大学以外の場所において、昭和女子大学特任教授であり東京工業大学名誉教授であられる平井聖先生の講義を伺う機会を度々いただき、その際に温かい言葉をかけていただきました。深く感謝いたします。また、同じく昭和女子大学の小粥祐子氏にも、度々励ましの言葉をいただきました。感謝いたします。

修士論文の執筆時期の前後では、同じ高校の卒業生であるというご縁から、元大阪工業大学教授であられる寺内信先生にご助言をいただくことができ、博士課程における研究を進めていく際の大きな励みとなりました。改めて感謝申し上げます。

また、篠野研究室の先輩であり、研究室において生活・議論を共にさせていただきました藤田康仁氏、守田正志氏、服部佐智子氏、ウィボワ・アリフ・サルワ氏には、様々な局面でご助力いただきました。同じく篠野研究室の先輩である安野彰氏・勝木祐仁氏・坪田慎介氏にも、お会いした際に、ご助言・励ましの言葉をいただきました。これらの方々をはじめとして、篠野研究室の修士・博士課程に在籍した5年間

を通してお世話になった先輩・同輩・後輩の各氏に対して、感謝致します。

博士課程進学後 1 年目の 2011 年度末には、大林財団の奨励研究として採用いただき、その成果は博士學位論文の一部としてまとめることができました。大林財団の皆様には、厚く御礼申し上げます。また、史料の収集の際にも、多くの方々にご協力いただきました。とりわけ、本論文・第 5 章における主な史料となりました訴訟記録を提供して下さった大阪市公文書館の皆様には、史料の調査、閲覧の手続き等で大変お世話になりました。また、本論文付録における写真数点を提供して下さった大阪市の皆様にも、ご助力いただきました。ここに改めて御礼申し上げます。

最後に私事となりますが、博士課程に進学することを受け入れてくれて、大学・大学院を通した学業・研究生生活を温かく支えてくれた両親に感謝したいと思います。

2014 年 2 月

吉本憲生